

参 考

1	石油コンビナート等災害防止法	113
2	石油コンビナート等災害防止法施行令（抄）	130
3	愛知県石油コンビナート等防災本部条例	145
4	石油コンビナート等災害防止法第28条第5項第6号の規定に基づく市町村の指定	145
5	愛知県石油コンビナート等防災本部運営要綱	146
6	愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会設置要綱	148
7	愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会運営要綱	148
8	愛知県石油コンビナート等防災本部大容量泡放射システム性能評価部会設置要綱	149
9	愛知県石油コンビナート等防災本部大容量泡放射システム輸送部会設置要綱	150
10	愛知県石油コンビナート等防災本部公印規程	151
11	愛知県石油コンビナート等防災本部会議の傍聴に関する要領	152
12	愛知県石油コンビナート等防災本部の組織	154
13	石油コンビナート等災害防止法の施行について	157
14	石油コンビナート等災害防止法の運用について	161
15	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の公布について	163
16	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律 （石油コンビナート等災害防止法に関する部分）の運用について	165
17	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を 改正する省令の施行について	169
18	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を 改正する省令の運用について	170
19	防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について	181
20	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令の施行について	193
21	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を 改正する省令の施行について	194
22	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を 改正する省令の公布について	210
23	航空法（抄）	211
24	航空法施行規則（抄）	211
25	昭和40年代までの石油コンビナート防災対策	212
26	石油コンビナート地帯の災害対策に関する答申	213
27	石油コンビナート地帯防災対策要綱	214
28	愛知県内広域消防相互応援協定	221
29	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	223
30	海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書	224

31	災害救助法による愛知県知事の行う医療、助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に 委託することに関する協定	224
32	災害時の医療救助に関する協定	225
33	広域交通規制対象道路及び広域交通検問所	227
34	事故報告書記入要領	228
35	大容量泡放射システム関連資料	251
36	東海地震に関する事前対策	266
37	特別防災区域の概況	280
38	防災用資機材等の整備状況	314
39	連絡先一覧	332
40	令和5年度の愛知県石油コンビナート等防災計画の修正要旨	338

1 石油コンビナート等災害防止法

(昭和50年12月17日昭和50年法律第84号)

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他災害の防止に関する法律と相まって、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 石油等 石油（消防法別表第一に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ。）及び高压ガス（高压ガス保安法第二条に規定する高压ガス（同法第三条第一項各号に掲げる高压ガス、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業及び同条第十三項に規定するガス工作物に係る高压ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）をいう。以下同じ。）をいう。
- 二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。
 - イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量（高压ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高压ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの
 - ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高压ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域
 - ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域
- 三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ず

る被害をいう。

四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるものをいう。

五 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。

六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

七 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

八 第二種事業者 第二種事業所を設置している者をいう。

九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業者をいう。

十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備（消防法、高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをいう。

（特定事業者の責務）

第三条 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。

（国及び地方公共団体の施策）

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 新設等の届出、指示等

（新設の届出等）

第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。）の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をするにより第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区（以下「各施設地区」という。）の

面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあるものの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処理量を示す書面その他の主務省令で定める書類を提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令で定める行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）、「関係都道府県知事及び関係市町村長」に送付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に関する計画について、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（経過措置）

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該地域が特別防災区域となつた日から二月以内に、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（変更の届出等）

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、当該変更のための工事の開始の予定日並びに当該第一種事業所の変更に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、災害復旧工事をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置、」とあるのは「当該変更に係る第一種事業所の」と、同条第四項中「新設に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と読み替えるものとする。

（新設等の計画に係る指示）

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関する計画（以下「新設等の計画」という。）の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分（当該変更に関する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連す

るものを含む。)について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止(以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。)をするために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができる。

- 一 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。
 - 二 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との関係、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。
- 2 主務大臣は、新設等の届出(前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く。)があつた場合において、前項の規定による指示によつては災害の発生の場合の拡大防止についての支障を除去することが困難であると認めるときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。
 - 3 関係行政機関の長は、第五条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、当該指示をすることを要請することができる。
 - 4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地の調査を行うため必要があるとき、その他同項の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。
 - 7 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことが明らかであると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定による指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。
 - 8 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定による指示をしたとき、又は前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示をした場合には当該指示の内容を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(消防法等の許可との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高压ガス保安法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可(以下「消防法等の許可」という。)をする権限を有する総務大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請

があつた場合には、前条第五項の規定による期間（同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間）が満了する日（同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。）までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

- 2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。
 - 一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。
 - 二 当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があつた場合
- 3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。

（実施の制限）

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設（第十二条において「許可施設」という。）に係るものを除く。次条第一項において同じ。）をしてはならない。

（新設等の確認）

第十一条 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画（当該計画について第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。）に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（使用停止命令）

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

- 一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所（当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したのものとするために必要な措置が講じられるまでの間
- 二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をさ

れた第一種事業所（当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主務省令で定める基準（以下この号及び次号において「設置基準」という。）に適合していない第一種事業所 当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項（当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。）が設置基準に適合していない第一種事業所 当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

（氏名等の変更の届出）

第十三条 第一種事業者（第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。）は、その氏名（法人にあつては、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

（地位の承継）

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2 第一種事業者について相続、合併又は分割（第一種事業所を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により第一種事業所を承継した法人は、当該第一種事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第三章 特定事業者に係る災害予防

（特定防災施設等）

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、

これを保存しなければならない。

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

- 2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務（以下「防災業務」という。）を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス保安法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。
- 3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。
- 4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。
- 5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。
- 6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。）に通知するものとする。

(防災管理者等)

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

- 2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。
- 4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。
- 5 特定事業者は、その選任した防災管理者（第一種事業者にあつては副防災管理者を含む。）に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならない。
- 6 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者（同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 7 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(防災規程)

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、

前項の防災規程の変更を命ずることができる。

- 3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。
- 4 第十六条第六項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

(共同防災組織)

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

- 2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。
- 3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。
- 4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。
- 5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができる。
- 6 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について、前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

(広域共同防災組織)

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができる。

- 2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。
- 4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事（当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

- 5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長（広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。）に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。
- 7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。
- 8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしている者を含む。）については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

- 一 第十五条第一項の規定 一年間（同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間）
 - 二 第十六条の規定 一年間（同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間）
 - 三 第十七条及び第十八条の規定 一年間
- 2 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。

（定期報告）

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。

（措置命令及び使用停止命令）

第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

- 一 第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持していない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。
- 二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第三項若しくは第四項若しくは第十九条第四項（第十九条の二第八項において準用する場合を含む。）に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四 第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者 防災規程を作成すること。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（石油コンビナート等特別防災区域協議会）

第二十二条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

- 一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- 二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- 三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- 四 共同防災訓練の実施

第四章 災害に関する応急措置

（異常現象の通報義務）

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第二十四条 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（情報提供の要求）

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

（自衛防災組織等に対する指示）

第二十五条 市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織に指示をすることができる。

2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けて前項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員及び関係管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

（災害応急措置の概要等の報告）

第二十六条 特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第九条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章 防災に関する組織及び計画

（石油コンビナート等防災本部）

第二十七条 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を置く。

- 2 特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかわらず、防災本部を置かないことができる。
- 3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災（災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。）に関し、次の事務をつかさどる。
 - 一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 防災に関する調査研究を推進すること。
 - 三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
 - 四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者（第三十一条において「関係機関等」という。）が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
 - 五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

六 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。

七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

（防災本部の組織）

第二十八条 防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長

六 当該都道府県の区域内の市町村（前号に規定する市町村を除く。）のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長

七 前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者

九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者

6 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。

7 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。

（石油コンビナート等現地防災本部）

第二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもつて組織する。
- 3 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。
- 4 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特別防災区域に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の事務の一部を行う。

(防災本部の協議会)

第三十条 一の特別防災区域が二以上の都府県にわたって所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。

- 2 前項の防災本部の協議会の組織、運営その他防災本部の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(石油コンビナート等防災計画)

第三十一条 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたって所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する都道府県相互間地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 防災計画においては、前項の特別防災区域に係る防災に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。
- 三 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。
- 四 特定事業者間の相互応援に関すること。
- 五 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。
- 六 災害の想定に関すること。
- 七 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関すること。
- 八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に関すること。
- 九 現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。
- 十 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十一 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十二 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。
- 十三 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。

3 防災計画においては、第一項の特別防災区域に係る防災に関し、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 防災に関する調査研究に関すること。

- 二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。
 - 三 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- 4 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。
- 5 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(災害対策基本法等との関係)

第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項各号、第六項及び第七項（同法第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第一項、第四項各号及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。

- 2 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。））」と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、「都道府県防災会議の協議会」とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「、都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

第六章 緑地等の設置

(設置計画の作成等)

第三十三条 地方公共団体の長は、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局長

を含む。)の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。

- 2 前項の規定により、緑地等の設置に関する計画を作成しようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議しなければならない。

(第一種事業者に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額(以下この条において「負担総額」という。)を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事業者となることが確実と認められる者を含む。以下同じ。)に負担させることができる。

- 2 前項の緑地等の設置につき各第一種事業者負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各第一種事業者について、当該第一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

(強制徴収)

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定による国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

- 2 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対し

て交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(政令への委任)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により国が補助することとなる額の算定及び交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑 則

(特別防災区域の指定)

第三十八条 主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事又は前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(緊急時の主務大臣の指示)

第四十一条の二 主務大臣は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に対し、この法律に規定する都道府県知事又は市町村長の権限に属する事務のうち、政令で定めるものの処理について指示することができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(消防法との関係)

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。

(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。

(手数料)

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第四十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理（要請を受けることを含む。）、第五条第三項（第六条第二項、第七条第二項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付、第五条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の規定による意見の聴取、第八条第一項若しくは第二項の規定による指示、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による期間の延長、同条第七項の規定による決定及び通知、同条第八項若しくは第十一条第二項の規定による通知、同条第一項の規定による確認、第十二条の規定による命令、第三十一条第五項の規定により提出される防災計画の受理、第三十九条の規定による報告の徴収、第四十条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は第四十一条の二の規定による指示に関する事項については、総務大臣及び経済産業大臣
- 二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣
- 三 第三十三条第二項の規定による協議に関する事項については、国土交通大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 第二条第十号の施設若しくは設備、第十五条第一項の基準、同条第二項の規定による届出及び検査、同条第三項の規定による点検及び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項の規定による届出、第十八条第一項の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十条の二若しくは第四十一条第一項の規定による報告に関する事項については、総務省令
- 二 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基準又は第五条第二項（第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の書類に関する事項については、総務省令・経済産業省令
- 三 第四十一条第二項の規定による通知に関する事項については、経済産業省令
(経過措置の命令への委任)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第四十八条 第三十三条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰 則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定による命令に違反した者
- 三 第十八条第三項(第十九条第六項、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条の規定に違反した者
- 三 第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者
- 五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (略)

2 石油コンビナート等災害防止法施行令 (抄)

(昭和51年5月31日政令第129号)

(高圧ガスから除かれる不活性ガス)

第一条 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める不活性ガスは、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）及び空気（液化空気を除く。）とする。

（基準貯蔵・取扱量等）

第二条 法第二条第二号イの消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う石油（法第二条第一号に規定する石油をいう。以下同じ。）の貯蔵量及び取扱量を合計して得た数量は、当該貯蔵所、製造所又は取扱所の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合計して得た数量とする。

2 法第二条第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量、基準処理量、基準総貯蔵・取扱量及び基準総処理量は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 基準貯蔵・取扱量 一万キロリットル
- 二 基準処理量 二百万立方メートル
- 三 基準総貯蔵・取扱量 十万キロリットル
- 四 基準総処理量 二千万立方メートル

（第二種事業所の指定の基準）

第三条 法第二条第五号の政令で定める物質は、第三号から第六号までに掲げる物質とし、同条第五号の政令で定める基準は、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する次の各号に掲げる物質の数量を当該各号に定める数量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上であり、かつ、当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が当該石油コンビナート等特別防災区域における災害の拡大に関し相互に重要な影響を及ぼすと認められるものであることとする。この場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する第一号から第五号までに掲げる物質が第六号に掲げる物質にも該当するときは、これらの物質については、同号に掲げる物質のみに該当するものとして当該数値の算定を行うものとする。

- 一 石油 千キロリットル
- 二 高压ガス（法第二条第一号に規定する高压ガスをいう。以下同じ。） 二十万立方メートル
- 三 石油以外の消防法第二条第七項に規定する危険物（以下「危険物」という。） 同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては二千キロリットル、その他の危険物にあつては二千トン
- 四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類（次項第四号において「可燃性固体類等」という。）可燃性固体類にあつては一万トン、可燃性液体類にあつては、一万立方メートル
- 五 高压ガス以外の可燃性のガス（温度零度、圧力（ゲージ圧力をいう。次項第五号において同じ。）零パスカルにおいて気体であるものをいう。同号において「高压ガス以外の可燃性ガス」という。 二十万立方メートル
- 六 別表第一に掲げる毒物及び別表第二に掲げる劇物（次項第六号において「毒物及び劇物」という。）別表第一に掲げる毒物にあつては二十トン、別表第二に掲げる劇物にあつては二百トン

2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。

- 一 石油 法第二条第二号イに規定する石油の貯蔵、取扱量（以下「石油の貯蔵・取扱量」という。）
- 二 高压ガス 法第二条第二号イに規定する高压ガスの処理量（以下「高压ガスの処理量」という。）

- 三 石油以外の危険物 消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合計して得た数量
- 四 可燃性固体類等 当該事業所の消防法第十七条第一項の規定の適用を受ける建築物その他の工作物において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する可燃性固体類等の総数量（当該事業所において、直接可燃性固体類等を貯蔵する貯蔵タンクその他の固定設備又は直接可燃性固体類等を取り扱い、若しくは処理する装置その他の固定設備で、当該建築物その他の工作物に該当するものがある場合における当該固定設備に係る可燃性固体類等の数量にあつては、当該固定設備において貯蔵することができる可燃性固体類等の総数量又は当該固定設備において一日に取り扱い、若しくは処理することができる可燃性固体類等の総数量による。）
- 五 高圧ガス以外の可燃性ガス ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者に係る同項第十六号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計
- 六 毒物及び劇物 当該事業所において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する毒物及び劇物の総トン数（当該事業所において、直接毒物及び劇物を貯蔵する貯蔵タンクその他の固定設備又は直接毒物及び劇物を取り扱い、若しくは処理する装置その他の固定設備がある場合における当該固定設備に係る毒物及び劇物の数量にあつては、当該固定設備において貯蔵することができる毒物及び劇物の総トン数又は当該固定設備において一日に取り扱い、若しくは処理することができる毒物及び劇物の総トン数による。）

第三章 特定事業者に係る災害予防

第一節 自衛防災組織

（法令の規定により災害防止の業務等を行う者）

第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項に規定する高圧ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項に規定する冷凍保安責任者、ガス事業法第三十一条第一項（同法第三十七条の十において準用する場合を含む。）に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。

（防災要員）

第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備えているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。

一 次条第一項に規定する大型化学消防車 五人

- 二 次条第一項に規定する大型高所放水車 二人
 - 三 次条第一項に規定する泡原液搬送車 一人
 - 四 第九条に規定する甲種普通化学消防車 五人
 - 五 第十条に規定する普通消防車 五人
 - 六 第十条に規定する小型消防車 四人
 - 七 第十一条に規定する普通高所放水車 二人
 - 八 第十二条に規定する乙種普通化学消防車 五人
 - 九 第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車 五人
 - 十 第十六条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人
 - 十一 第十六条第四項に規定する普通泡放水砲 一人
 - 十二 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者（以下「乗組船舶職員等」と総称する。）のほか二人
 - 十三 第十八条第一項に規定する油回収船 乗組船舶職員等のほか二人
 - 十四 第十八条第一項に規定する油回収装置 同条第二項に規定する補助船に係る乗組船舶職員等のほか各一式につき二人
- 2 前項に規定するもののほか、特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けるべき次条第一項に規定する大型化学消防車、第九条に規定する甲種普通化学消防車、第十二条に規定する乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の台数の合計が二台以上である場合には、当該自衛防災組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。
 - 3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に第十三条第一項及び第三項の規定により同条第一項に規定する大容量泡放水砲及び同条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等（以下この条において「大容量泡放水砲等」という。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、次に掲げる防災要員を置かなければならない。
 - 一 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する一人の防災要員
 - 二 第十三条第一項に規定する大容量泡放水砲各一基につき一人の防災要員
 - 三 前二号に定めるもののほか、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うために必要なものとして総務省令で定める人数の防災要員
 - 4 その特定事業所に係る自衛防災組織に第一項各号に掲げる防災資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災要員を置かなければならない。
 - 5 前各項の規定による防災要員は、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもつて充てなければならない。
 - 6 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられている第一項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる防災資機材等で、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定

にかかわらず、総務省令で定める人数とする。

(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等)

第八条 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所（危険物の規制に関する政令第二条第二号に規定する屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）に、次の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する石油を貯蔵する屋外タンク（以下「屋外貯蔵タンク」という。）で次項に規定する送泡設備付きタンク以外のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、大型化学消防車（毎分三千百リットル以上の放水能力を有する大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、大型高所放水車（毎分三千リットル以上の放水能力を有する大型の高所放水車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び総務省令で定める泡原液搬送車（以下「泡原液搬送車」という。）を、それぞれ、屋外貯蔵タンク（次項に規定する送泡設備付きタンクを除く。以下この項において同じ。）の同表のこれらの欄の区分に応じ、同表の第四欄に定める台数（当該特定事業所に同表の第一欄から第三欄までの区分が異なる二以上の屋外貯蔵タンクがあるときは、これらの屋外貯蔵タンクに係る同表の第四欄に定める台数のうち最も多い台数（同じ台数のときは、その台数。以下同じ。））に相当する台数を備え付けなければならない。ただし、次項の規定により当該自衛防災組織に大型化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

屋外貯蔵タンクの型	屋外貯蔵タンクに貯蔵する石油の種類	屋外貯蔵タンクの直径	台数
浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの	石油	三十四メートル以上	一台
浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもので総務省令で定めるもの	石油	三十四メートル以上五十メートル未満	一台
		五十メートル以上	二台
その他の屋外貯蔵タンク	消防法別表第一に掲げる第一石油類又は第二石油類	二十四メートル以上三十四メートル未満	一台
		三十四メートル以上五十メートル未満	二台
		五十メートル以上六十メートル未満	三台
		六十メートル以上	四台
	消防法別表第一に掲げる第三石油類又は第四石油類	三十四メートル以上五十メートル未満	一台
		五十メートル以上	二台

2 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、総務省令で定める送泡設備（災害の発生又は拡大の防止の用に供されるものに限る。）が設置された屋外貯蔵タンクで総務省令で定めるもの（以下「送泡設備付きタンク」という。）がある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。

一 当該送泡設備付きタンクに総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める台数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める台数のうち最も多い台数）の大型化学消防車又は次条に規定する甲種普通化学消防車

二 当該送泡設備付きタンクに前号に規定する総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める種類の総務省令で定める数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、総務省令で定める発泡器（以下「発泡器」という。）の総務省令で定める種類ごとに、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める数のうち最も多い数（同じ数のときは、その数。以下同じ。））の発泡器

(甲種普通化学消防車)

第九条 特定事業者は、その特定事業所が次の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に応じ、同表の下欄に定める台数（当該特定事業所が同表の上欄に掲げる特定事業所の区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める台数のうち最も多い台数）に相当する台数の甲種普通化学消防車（毎分二千百リットル以上の放水能力を有する化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。ただし、前条第二項又は第十二条の規定により当該自衛防災組織に甲種普通化学消防車又は同条に規定する乙種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき甲種普通化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

特定事業所の区分	台数
石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上の特定事業所	一台
石油の貯蔵量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の石油の貯蔵最大数量をいう。以下この表において同じ。）が指定数量（同法第九条の四に規定する指定数量をいう。以下同じ。）の十万倍以上千万倍未満の特定事業所	一台
石油の貯蔵量が指定数量の千万倍以上二千万倍未満の特定事業所	二台
石油の貯蔵量が指定数量の二千万倍以上四千万倍未満の特定事業所	三台
石油の貯蔵量が指定数量の四千万倍以上の特定事業所	四台
第四類危険物の取扱量（指定施設（危険物の規制に関する政令第三十条の三第一項に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の消防法別表第一に掲げる第四類の危険物の取扱最大数量をいう。以下同じ。）が指定数量の三千倍以上十二万倍未満の特定事業所	一台
第四類危険物の取扱量が指定数量の十二万倍以上二十四万倍未満の特定事業所	二台
第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上四十八万倍未満の特定事業所	三台
第四類危険物の取扱量が指定数量の四十八万倍以上の特定事業所	四台

（普通消防車及び小型消防車）

第十条 第一種事業者は、その第一種事業所に係る自衛防災組織に普通消防車（毎分二千リットル以上の放水能力を有する消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、第二種事業者は、その第二種事業所の石油の貯蔵・取扱量を法第二条第二号イに規定する基準貯蔵取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が〇・五以上となる場合には、当該第二種事業所に係る自衛防災組織に小型消防車（毎分千リットル以上の放水能力を有する小型の消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、それぞれ一台備え付けなければならない。

（普通高所放水車）

第十一条 第一種事業者は、その第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合（その第一種事業所で第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当するものに、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合を含む。）には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、普通高所放水車（毎分二千リットル以上の放水能力を有する高所放水車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を一台備え付けなければならない。

（乙種普通化学消防車）

第十二条 特定事業者は、その特定事業所に、指定施設である移送取扱所で総務省令で定めるものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、第八条から前条までの規定による防災資機材等のほか、当該移送取扱所の規模に応じ総務省令で定める台数の乙種普通化学消防車（毎分二千リットル以上の放水能力を有する水そう付きの化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。

（大容量泡放水砲等）

第十三条 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの（以下この項において「浮き屋根式屋外貯蔵タンク」という。）でその直径が三十四メートル以上のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、当該浮き屋根式屋外貯蔵タンク（当該特定事業所に二以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがあるときは、最も直径が大きい浮き屋根式屋外貯蔵タンク）の直径に係る次の表の上欄に掲げる区分に応じ、その放水能力の合計が同表の下欄に定める基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲（毎分一万リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径	基準放水能力
三十四メートル以上四十五メートル未満	毎分一万リットル
四十五メートル以上六十メートル未満	毎分二万リットル
六十メートル以上七十五メートル未満	毎分四万リットル
七十五メートル以上九十メートル未満	毎分五万リットル
九十メートル以上百メートル未満	毎分六万リットル
百メートル以上	毎分八万リットル

2 前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）が毎分四万リットル以上である場合において、同項の規定により当該自衛防災組織に二以上の大容量泡放水砲を備え付けるときは、当該大容量泡放水砲一基の放水能力は、毎分二万リットル以上でなければならない。

3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第一項の規定の適用を受けるものに、総務省令で定める基準に従って、大容量泡放水砲に必要な量の泡溶液を供給するために必要な防災資機材等で総務省令で定めるもの（以下「大容量泡放水砲用防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。

（泡消火薬剤）

第十四条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第一項、第九条又は第十二条の規定の適用を受けるものに、これらの規定及び第十六条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき台数（当該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに第八条第一項、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けるべき台数）の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。ただし、第三項の規定により当該自衛防災組織に同項に規定する送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき泡消火薬剤を備え付けず、又はその量を減ずることができる。

2 前項の場合において、一台の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が放水する泡溶液の量は、大型化学消防車にあつては毎分三千百リットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二千百リットル、乙種普通化学消防車にあつては毎分二千リットル、同条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車にあつては毎分三千百リットルとして、それぞれ算定するものとする。

3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第二項の規定の適用を受けるものに、当該特定事業所にある送泡設備付きタンクに同項第一号に規定する総務省令で定めるところにより、次の表の上欄に掲げる送泡設備付きタンクの区分に応じ、同表の下欄に定める時間継続して泡溶液を送水するものとした場合に必要な量（当

該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクに係る必要な量のうち最も多い量（同じ量のときは、その量。以下同じ。）の総務省令で定める泡消火薬剤（以下「送泡設備用泡消火薬剤」という。）を備え付けなければならない。

送泡設備付きタンクの区分	時間
一気圧における引火点（以下「引火点」という。）が四十度以上の石油を当該石油の引火点未満の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク	三十分
引火点が四十度未満の石油を貯蔵する送泡設備付きタンク又は石油を当該石油の引火点以上の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク	五十五分

- 4 前項の場合において、送泡設備付きタンクに送水する泡水溶液の量は、送泡設備付きタンクの水平断面積一平方メートルにつき毎分四リットルとして算定するものとする。
- 5 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で前条第一項の規定の適用を受けるものに、当該自衛防災組織の基準放水能力により大容量泡放水砲が百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の総務省令で定める泡消火薬剤（以下「大容量泡放水砲用泡消火薬剤」という。）を備え付けなければならない。

（可搬式放水銃等）

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものに限る。）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車、大容量泡放水砲、次条第二項に規定する大型化学高所放水車、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項に規定する普通泡放水砲ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水銃、可搬式泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器（以下「可搬式放水銃等」という。）を備え付けなければならない。

（代替措置等）

第十六条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第十二条まで、第十四条及び前条の規定により備え付けるべき防災資機材等（次項から第四項までの規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。）以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事）の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に応じ、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。

- 2 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車、大型高所放水車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。
- 3 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第

八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。)、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

4 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により二台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合において、当該自衛防災組織に大型高所放水車（前二項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を含む。以下この項において「大型高所放水車等」という。）及び普通泡放水砲（毎分四千リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けているとき（当該自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあつては、大型高所放水車等及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているとき）は、第八条第一項の規定の適用については、当該特定事業者は、普通泡放水砲（第十三条第一項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。以下この項において同じ。）一基につき第八条第一項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。ただし、当該特定事業者は、普通泡放水砲一基につき次に掲げる防災資機材等を、当該自衛防災組織に備え付けなければならない。

- 一 普通泡放水砲が毎分九百リットルの泡水溶液を百二十分継続して放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤
- 二 当該自衛防災組織に備え付けている大型化学消防車のうち当該普通泡放水砲に送水する大型化学消防車の放水能力が毎分四千リットルに満たない場合にあつては、当該満たない放水能力以上に相当する放水能力を有する防災資機材等で総務省令で定めるもの

5 特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に次の表の上欄に掲げる防災資機材等を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき当該上欄に掲げる防災資機材等に対応する同表の下欄に定める防災資機材等（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき甲種普通化学消防車を除く。）各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

大型化学消防車	甲種普通化学消防車、普通消防車及び小型消防車
大型高所放水車	普通高所放水車
甲種普通化学消防車	普通消防車及び小型消防車
普通消防車	小型消防車

（オイルフェンス及びオイルフェンス展張船）

第十七条 第一種事業者は、その第一種事業所で、その敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの又は係留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、当該第一種事業所に係る次の表の上欄に掲げる石油の貯蔵・取扱量の区分に応じ、同表の下欄に定める長さのオイルフェンス（安定して海面に浮き、かつ、流出した石油をせき止めることができるものとして総務省令で定める規格を有するものに限る。以下同じ。）及びオイルフェンス展張船を備え付けなければならない。

石油の貯蔵・取扱量	長さ
一万キロリットル以上十萬キロリットル未満	千八十メートル
十萬キロリットル以上百萬キロリットル未満	千六百二十メートル
百萬キロリットル以上	二千百六十メートル

2 前項のオイルフェンス展張船のオイルフェンスの展張能力及び隻数については、総務省令で定める。

(油回収船及び油回収装置)

第十八条 前条第一項の第一種事業者は、同項の第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量が百万キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、同項の規定による防災資機材等のほか、油回収船又は油回収装置（海面に流出した石油の回収の用に供することができる機械器具をいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。

2 前項の規定により油回収装置を備え付ける第一種事業者は、当該油回収装置を積載して海面に流出した石油の回収の用に供することができる船舶で総務省令で定めるもの（以下「補助船」という。）を備え付けなければならない。

3 第一項の油回収船及び油回収装置の石油の回収能力その他油回収船及び油回収装置に関し必要な事項については、総務省令で定める。

(政令で定める管区海上保安本部の事務所)

第十九条 法第十六条第六項（法第十七条第七項、第十八条第四項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、法第十六条第六項の届出に係る特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて総務省令で定めるものとする。

第二節 共同防災組織

(共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準)

第二十条 法第十九条第四項の政令で定める基準（次項に規定する防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 次に掲げる防災資機材等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合又はロ及びハのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、当該共同防災組織にイに掲げる大型化学消防車若しくはハに掲げる甲種普通化学消防車を備え付けていることを要せず、又は当該台数を減ずるものとする。

イ 共同防災組織を設置している各特定事業者（以下「構成事業者」という。）のうちに、当該共同防災組織に係る各特定事業所（以下「構成事業所」という。）の自衛防災組織に第八条第一項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の台数（当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同項の規定により備え付けるべき台数）のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

ロ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第八条第二項の規定により大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び発泡器を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車又は各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車及び各自衛防災組織ごとの当該発泡器の同項第二号に規定する総務省令で定める種類ごとの数のうちそれぞれの種類ごとに最も多い数に相当する数の発泡器

ハ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数（当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同条の規定により備え付けるべき台数）のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車

ニ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十条の規定により普通消防車又は小型消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、それぞれ普通消防車又は小型消防車一台

- ホ 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第十一条の規定により普通高所放水車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、普通高所放水車一台
- 二 構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従って大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。
- 三 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付けていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。
- イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項、第三項及び第五項の規定に従って当該共同防災組織に備え付けるべき台数(送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規定に従って備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤
- ロ 第一号ロに該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第三項の規定により備え付けなければならないものとされる送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の送泡設備用泡消火薬剤
- ハ 前号に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤
- ニ 第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合には、前二号の規定及び第五号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車(第一号ロの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。)、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、大容量泡放水砲、大型化学高所放水車、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等
- 四 次に掲げる防災要員を置いていること。
- イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従って当該共同防災組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる防災資機材等各一台又は各一基につき、これらの号に定める人数の防災要員(当該共同防災組織に係る全ての構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等(同項第三号及び第十一号に掲げるものを除く。)のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防災要員)
- ロ イの防災資機材等が二台以上であるときは、指揮者一人
- ハ 第二号に該当する場合には、第七条第三項各号に掲げる防災要員
- 五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二項の規定は第三号イの泡水溶液の量の算定について、第十六条第二項から第五項までの規定は第一号に規定する防災資機材等を備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において、第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力(以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。)」とあるのは「構成事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい

自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一項第二号の規定に従つて当該共同防災組織」と、第十六条第二項及び第三項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織」と、「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号ロの規定に従つて」と、同条第四項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に第二十条第一項第一号イの規定に従つて」と、「に第十三条第一項の規定により」とあるのは「に同条第一項第二号の規定に従つて」と、「同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第一項」とあるのは「同項第一号イ」と、「(第十三条第一項の規定により)」とあるのは「(同項第二号の規定に従つて)」と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従つて」と、同条第五項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号ロの規定に従つて」と読み替えるものとする。

2 第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する防災資機材等並びにこれらの防災資機材等に係る防災要員に係る法第十九条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 構成事業者のうち第十七条第一項の第一種事業者に該当するものがそれぞれその構成事業所である同項の第一種事業所に係る自衛防災組織に同項の規定により備え付けるべきオイルフェンスのうち、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けること。
- 二 第十七条第一項のオイルフェンス展張船（以下「オイルフェンス展張船」という。）を備え付け、及びオイルフェンス展張船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を置くこと。
- 三 第十八条第一項の油回収船（以下「油回収船」という。）又は同項の油回収装置（以下「油回収装置」という。）を備え付け、及び油回収船を備え付ける場合にあつては油回収船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を備え付ける場合にあつては同条第二項の補助船に係る乗組船舶職員等のほか油回収装置各一式につき二人の防災要員を置くこと。
- 四 第七条第五項の規定は、前二号の防災要員について準用する。

（共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員）

第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- 一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定める台数の甲種普通化学消防車を、へに掲げる場合にはへに定める台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。
- イ 共同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成事業所に送泡設備付きタンクがあるときには当該送泡設備付きタンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第九条及び第十六条第五項の規定により備え付けるべき大型化学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合計した台数（ロにおいて「化学消防車の台数」という。）が二台又は三台であるとき。 一台
ロ 化学消防車の台数が四台であるとき。 二台
- ハ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の三千倍以上二十四万倍未満であるとき。 一台

- ニ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上であるとき。 二台
 - ホ イ又はロに掲げる場合及びハ又はニに掲げる場合のいずれにも該当するとき。 イ又はロに定める台数とハ又はニに定める台数のうちいずれか多い台数（同じ台数のときは、その台数）
 - ヘ 当該構成事業所に第十二条の総務省令で定める指定施設である移送取扱所があるとき。当該移送取扱所の規模に応じ同条の総務省令で定める台数
- 二 前号に規定する場合には、同号の規定によるもののほか、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。
- イ 前号の規定により備え付けるべき台数の甲種普通化学消防車又は乙種普通化学消防車（以下この条において「普通化学消防車」という。）が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤
 - ロ 前号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車ごとに、総務省令で定める数の可搬式放水銃等
- 三 第一号に規定する場合には、次に掲げる防災要員を置かなければならない。
- イ 第一号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車各一台につき五人（当該構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該普通化学消防車のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該普通化学消防車各一台につき総務省令で定める人数の防災要員）
 - ロ イの普通化学消防車が二台以上であるときは、指揮者一人
- 四 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を置くものとし、第八条から第十五条までの規定による防災資機材等を備え付けることを要しない。ただし、共同防災組織を設置していないものとした場合に当該構成事業所に係る自衛防災組織が第八条又は第九条の規定の適用を受けるものであり、かつ、第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けることを要しないときは、一台の甲種普通化学消防車が百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。
- 五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定について、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について準用する。この場合において、同項中「第八条から第十二条まで、第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号及び第二号」と、「防災資機材等（次項から第四項までの規定により当該防災資機材に代えて備え付けることができるものを含む。）」とあるのは「防災資機材等」と読み替えるものとする。
- 2 次の各号に規定する場合には、構成事業者のうち第十七条第一項又は第十八条第一項の第一種事業者に該当するものがその構成事業所であるこれらの規定に該当する第一種事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定により備え付けるべき防災資機材等及びこれらの防災資機材等に係る防災要員については、これらの規定及び第七条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。
- 一 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第一号のオイルフェンスが備え付けられている場合には、第十七条第一項の規定により備え付けるべきオイルフェンスの長さの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けなければならない。

- 二 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第二号のオイルフェンス展張船が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれている場合には、オイルフェンス展張船を備え付け、及びオイルフェンス展張船に係る防災要員を置くことを要しない。
- 三 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第三号の油回収船又は油回収装置が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれている場合には、油回収船又は油回収装置を備え付け、及び油回収船又は油回収装置に係る防災要員を置くことを要しない。

第三節 広域共同防災組織

(広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務)

第二十二條 法第十九條の二第一項 の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

- 2 法第十九條の二第一項 の政令で定める業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする。

別表第三(第二十二條関係)

区 分	区 域
第七地区	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域

(広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準)

第二十三條 法第十九條の二第八項 において準用する法第十九條第四項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従って大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。
- 二 当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの第十四條第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けていること。
- 三 第一号の規定に従って当該広域共同防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲ごとに、第十五條に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等を備え付けていること。
- 四 第七條第三項各号に掲げる防災要員を置いていること。
- 五 第七條第五項の規定は前号の防災要員について、第十三條第二項の規定は第一号の大容量泡放水砲について準用する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力(以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。)」とあるのは「広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十三條第一号の規定に従って当該広域共同防災組織」と読み替えるものとする。

(広域共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員)

第二十四條 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が前条に規定する基準に従ってその広域共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、当該各特定事業者は、第七條第三項、第十三條、第十四條第五項及び第十五條(大容量泡放水砲に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、

当該広域共同防災組織に係る特定事業所の自衛防災組織に、第十三条、第十四条第五項及び第十五条の規定により備え付けるべき防災資機材等を備え付け、及び第七条第三項の規定により置くべき防災要員を置くことを要しない。

第四節 自衛防災組織等に関する規定の適用の特例

第二十五条 法第二十条第一項第一号の政令で定める特定防災施設等は、流出油等防止堤その他総務省令で定める特定防災施設等とし、同号の政令で定める期間は、二年とする。

2 法第二十条第一項第二号の政令で定める防災資機材等は、次に掲げるものとし、同号の政令で定める期間は、三年とする。ただし、その自衛防災組織に第八条の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち各一台、その自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車を二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち一台については、同号の政令で定める期間は、二年とする。

- 一 大型化学消防車
- 二 大型高所放水車
- 三 泡原液搬送車
- 四 甲種普通化学消防車
- 五 普通高所放水車
- 六 大容量泡放水砲
- 七 オイルフェンス展張船
- 八 油回収船又は油回収装置

第四章 石油コンビナート等防災本部等

(特定地方行政機関)

第二十六条 法第二十六条の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第九条に規程する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるものは、沖縄総合事務局、管区警察局、都道府県労働局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局及び管区海上保安本部とする。

(石油コンビナート等防災本部の組織及び運営の基準)

第二十七条 法第二十八条第九項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）に、幹事を置くものとする。
- 二 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命するものとする。
- 三 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐するものとする。
- 四 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。
- 五 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名するものとする。
- 六 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもつてこれに充てるものとする。
- 七 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 八 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

九 前各号に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定めるものとする。

3 愛知県石油コンビナート等防災本部条例

(昭和51年10月15日愛知県条例第39号)
(平成16年12月21日愛知県条例第74号改正)

(要 旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、愛知県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に定める本部員の数は、50人以内とする。

2 法第28条第5項第9号に定める本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門員)

第3条 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第4条 防災本部に、幹事70人以内を置く。

2 幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第5条 防災本部は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則 (略)

4 石油コンビナート等災害防止法第28条第5項第6号の規定に基づく市町村の指定

(昭和51年11月15日愛知県告示第1038号)

(平成2年7月9日愛知県告示第610号改正)
(平成15年8月19日愛知県告示第653号改正)
(平成18年6月30日愛知県告示第483号改正)
(平成20年1月29日愛知県告示第42号改正)
(平成21年4月10日愛知県告示第281号改正)
(平成23年4月1日愛知県告示第259号改正)

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第28条第5項第6号の規定に基づき、次の市町村を石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関し必要と認めるものとして指定する。

昭和51年11月15日

愛知県知事 仲谷 義明

豊橋市、豊川市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、高浜市、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町

5 愛知県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は愛知県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年条例第39号)第6条の規定に基づき、愛知県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長代理)

第2条 本部長に事故があったときは、知事の職務代理者の順序に関する規則(昭和23年規則第74号)第1条に定める者がその職務を代理する。

(本部員の代理者)

第3条 本部員は、やむをえない事情により防災本部に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 本部員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、本部長に届け出ておかねばならない。

(異動の報告)

第4条 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第28条第5項第4号に定める者以外の本部員及び幹事に異動があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに本部長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 防災本部は、必要に応じて本部長が招集する。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

3 防災本部は、本部員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

4 防災本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。

(会議録)

第6条 本部長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 出席者の役職名及び氏名
- ③ 会議に付した案件及び議事の経過
- ④ 議決した事項
- ⑤ その他参考事項

(専決処分)

第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、本部長は防災本部が処理すべき事項について、専決することができる。

2 本部長は、防災本部が処理すべき事項のうち、次に定める事項について専決することができる。

- ① 愛知県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に定める事項について、当該計画事項の趣旨に変更を生じない範囲において、幹事会の承認を得た場合の当該事項に係る防災計画の修正に関すること。
- ② 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、その他防災に関する法令等並びにこれらの法令等の規定により定められた計画（以下「関係法令等」という。）の改正により、防災計画がこれらの関係法令等の規定に抵触することとなった場合の暫定措置に関すること。
- ③ その他あらかじめ防災本部に諮って承認を得た軽易な事項に関すること。

3 前2項の規定による専決処分を行ったときは、本部長は次の会議において報告しなければならない。

(部会)

第8条 部会長は、部会において調査審議した結果を本部長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹事会)

第9条 幹事は幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ本部長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- ① 防災本部に提出する議案の作成
- ② 第7条第2項第1号に定める事項に係る防災計画の修正に関する審議
- ③ その他本部長から命ぜられた事項

(事務局)

第10条 防災本部の事務を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部消防保安課に置く。

2 事務局に局長、次長、主幹及び書記を置く。

3 事務局の職員は、愛知県の職員のうちから知事が任命する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度、本部長が定めるものとする。

附 則 この要綱は、昭和51年12月9日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和55年11月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

6 愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会設置要綱

(設置)

第1条 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図るため、愛知県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第39号）第5条第1項の規定に基づき、愛知県石油コンビナート等防災本部に予防部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は次の事項を調査審議する。

- 1 危険物、高圧ガス施設の安全性の確保に関する調査及び研究
- 2 その他危険物、高圧ガス施設の災害の発生及び拡大の防止に関すること

(組織)

第3条 部会は、本部長が指名する本部員及び専門員をもって組織する。

- 2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(会議)

第4条 部会は部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第5条 部会に関する庶務は愛知県石油コンビナート等防災本部事務局が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和53年6月24日から施行する。

7 愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会設置要綱第6条の規定に基づき、愛知県石油コンビナート等防災本部予防部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 部会は必要に応じて部会長が招集する。

2 部会に所属する本部員及び専門員（以下「委員」という。）は必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を
求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

（議 事）

第3条 部会の議事は部会長が主宰する。

2 部会長は必要があると認めるときは、委員以外の本部員、専門員又は幹事、その他の関係者の出席を求めること
ができる。

（分科会）

第4条 分科会は部会長が指名する委員で構成する。

2 分科会は部会長が招集し、部会長又は部会長が指名する委員が会議を主宰する。

3 前条第2項の規定は分科会について準用する。

（部会の記録）

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

（防災本部への報告）

第6条 部会長は、部会の調査審議した結果を愛知県石油コンビナート等防災本部に報告しなければならない。

（調査研究会）

第7条 部会の調査審議の推進を図るため、委員の属する機関の職員による調査研究会を設けることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、そのつど部会長が定める。

附 則

この要綱は昭和54年3月10日から施行する。

8 愛知県石油コンビナート等防災本部大容量泡放射システム性能評価部会 設置要綱

（設 置）

第1条 石油コンビナート等災害防止法第16条第4項の規定に基づき、広域共同防災組織が備え付ける大容量泡放
水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下、「大容量泡放射システム」という。）の有効性等の検討及び評価を
行うため、愛知県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第39号）第5条第1項の規定に基づき、愛知
県石油コンビナート等防災本部に大容量泡放射システム性能評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は大容量泡放射システムの導入に伴う愛知県石油コンビナート等防災計画の改定等に関し、広域共同防
災組織が作成する警防計画の案を前提に大容量泡放射システムの有効性の確認及び検証、並びにその他必要な事項
について専門的見地から検討を行う。

(組 織)

第3条 部会は、本部長が指名する本部員及び専門員をもって組織する。

2 部会長は、防災安全局長とする。

(会 議)

第4条 部会は部会長が招集し、議長となる。

2 部会に所属する本部員及び専門員（以下「委員」という。）は必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第5条 部会の議事は部会長が主宰する。

2 部会長は必要があると認めるときは、委員以外の本部員、専門員又は幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第6条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災本部への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議した結果を愛知県石油コンビナート等防災本部に報告しなければならない。

(作業班)

第8条 部会の調査審議の推進を図るため、委員の属する機関の職員による作業班を設けることができる。

(事務局)

第9条 部会に関する庶務は愛知県石油コンビナート等防災本部事務局が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、そのつど部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

9 愛知県石油コンビナート等防災本部大容量泡放射システム輸送部会設置要綱

(設 置)

第1条 石油コンビナート等災害防止法第16条第4項の規定に基づき、広域共同防災組織が備え付ける大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下、「大容量泡放射システム」という。）の輸送等の検討及び評価を行うため、愛知県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第39号）第5条第1項の規定に基づき、愛知県石油コンビナート等防災本部に大容量泡放射システム輸送部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は大容量泡放射システムの導入に伴う愛知県石油コンビナート等防災計画の改定等に関し、広域共同防災組織が作成する大容量泡放射システムの輸送計画の確認及び検証、並びにその他必要な事項について専門的見地から検討を行う。

(組 織)

第3条 部会は、本部長が指名する本部員、専門員をもって組織する。

2 部会長は、防災安全局長とする。

(会 議)

第4条 部会は部会長が招集し、議長となる。

2 部会に所属する本部員、専門員（以下「委員」という。）は必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第5条 部会の議事は部会長が主宰する。

2 部会長は必要があると認めるときは、委員以外の本部員、専門員又は幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第6条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災本部への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議した結果を愛知県石油コンビナート等防災本部に報告しなければならない。

(作業班)

第8条 部会の調査審議の推進を図るため、委員の属する機関の職員による作業班を設けることができる。

(事務局)

第9条 部会に関する庶務は愛知県石油コンビナート等防災本部事務局が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、そのつど部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

10 愛知県石油コンビナート等防災本部公印規程

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県石油コンビナート等防災本部の公印の種類、寸法、ひな型並びに取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 この規程において「公印」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ① 愛知県石油コンビナート等防災本部長の印
- ② 愛知県石油コンビナート等防災本部部会長の印
- ③ 愛知県石油コンビナート等防災本部事務局長の印

(公印の寸法、ひな型)

第3条 前条に掲げる公印の寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印の管守は、愛知県石油コンビナート等防災本部事務局長（愛知県防災安全局防災部消防保安課長、以下「公印管守者」という。）が行う。

2 公印管守者は、公印を常に堅ろうな容器に納め、厳重に管守しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、必ず浄書文書に決裁原議又は証拠書類を添えて管守者の承認を得なければならない。

(公印の調製、改刻又は廃止)

第6条 公印の調製、改刻及び廃棄は、公印管守者が行い本部長に報告するものとする。

附 則 この規程は、昭和52年3月26日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日） この規程は、公布の日から施行する。

附 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

11 愛知県石油コンビナート等防災本部会議の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、本部長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、本部長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴に関する注意事項(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴に関する注意事項を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって本部長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、本部長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、本部長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場における言論に対して、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (7) 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、本部長が許可した場合は、この限りではない。

9 本部長の指示

本部長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は本部長の指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命じることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成16年10月21日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(様式1)

会議傍聴申込書

年 月 日

愛知県石油コンビナート等防災本部長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢

(様式2)

愛知県石油コンビナート等防災本部会議傍聴証

年 月 日限

傍聴人氏名.....

(別紙)

傍 聴 に 関 す る 注 意 事 項

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 事務局が配布する傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 開会予定時刻までに会場へ入り、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、外とうの類を着用しないでください。
- 4 携帯電話及びポケットベルの電源を切るようにしてください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明したりしないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用しないでください。また、張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなどの示威的行為をしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないでください。
- 9 その他会議を妨害するような行為をしないでください。

これらの事項を守らない場合、又は本部長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

12 愛知県石油コンビナート等防災本部の組織

(1) 本 部 長 愛知県知事

(2) 本部員・幹事

区分	機 関 名	本 部 員	幹 事
特定地方行政機関 (法28⑤I)	中 部 管 区 警 察 局	局 長	災 害 対 策 官
	愛 知 労 働 局	局 長	労 働 基 準 部 安 全 課 長
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	部 長	保 安 課 長
	中 部 地 方 整 備 局	局 長	港 湾 危 機 管 理 官
	第 四 管 区 海 上 保 安 本 部	本 部 長	名 古 屋 国 道 事 務 所 長 警 備 救 難 部 長

			名古屋海上保安部長 第 3 部長
陸上自衛隊 (法 28⑤II)	陸上自衛隊第 10 師団	師団長	
警察本部 (法 28⑤III)	愛知県警察本部	本部長	警備部警備第二課長
知事が指定する部内の職員(法 28⑤IV)	愛知県	副知事 防災安全局長	政策企画局秘書課長 防災安全局防災部長 県民文化局県民生活部長 環境局環境政策部長 保健医療局健康医務部長 保健医療局生活衛生部長 労働局就業推進監 企業庁管理部長 農業水産局水産振興監 都市・交通局都市基盤部長 都市・交通局港湾空港推進監
所在市町村 (法 28⑤V)	名古屋 半田 碧南 東海 知多 田原 飛島 武豊	市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長	防災危機管理局危機対策室長 総務部防災監兼防災安全課長 市民協働部防災課長 危機管理監兼防災危機管理課長 総務部防災危機管理課長 防災局防災対策課長 総務部総務課長 総務部防災交通課長
指定市町村 (法 28⑤VI)	豊橋 刈谷 西尾 蒲郡 常滑 高浜 弥富 阿久比 東南 美知 浜多	市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長 市長	総務部防災課長 総務部防災交通課長 総務部防災危機管理課長 総務部防災危機管理室長 総務部防災課長
関係市町村の消防機関 (法 28⑤VII)	名古屋消防局 豊橋市消防本部 豊川市消防本部 西尾市消防本部 蒲郡市消防本部 常滑市消防本部 東海市消防本部 知多市消防本部 田原市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 衣浦東部広域連合消防本部 海部南部消防組合消防本部 知多南部消防組合消防本部	消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長 消防局長	予防部規制課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長 予防課長
特定事業者代表(法 28⑤VIII)	三井化学(株)名古屋工場 東レ(株)東海工場 出光興産(株)愛知事業所 東海カ一ボン(株)知多工場 出光興産(株)碧南 L P G 基地	工場長 工場長 工場長 工場長 工場長	安全・環境部長 環境保安課長 安全環境室長 次長兼総務課長 管理課長
その他 (法 28⑤IX)	中部経済産業局 中部運輸局	局長 局長	総務企画部総務課長 安全防災・危機管理調整官

名古屋地方気象台 名古屋港管理組合 常葉大学大学院環境防災研究科	台長 専任副管理者 教授	防災管理官 危機管理監
--	--------------------	----------------

(3) 専門員

役職名	氏名
(株) J E R A 西日本支社西日本総務部長	水野 建爾
E N E O S (株) 名古屋第1油槽所長	野島 寿之
三井化学(株)名古屋工場安全・環境部長	岡 敦信
出光興産(株)愛知事業所安全環境室長	江野 本信守
危険物保安技術協会業務第一課長	工藤 藤

(4) 予防部会委員

	機関名等
本部員 (部会長)	愛知県副知事
本部員	中部近畿産業保安監督部長
同	第四管区海上保安本部長
同	愛知県防災安全局長
同	名古屋市消防局長
同	東海市消防長
同	知多市消防長
同	田原市消防長
同	衣浦東部広域連合消防長
同	知多中部広域事務組合消防長
同	海部南部消防組合消防長
専門員	(株)JERA 西日本支社西日本総務部長
同	ENEOS(株)名古屋第1油槽所長
同	三井化学(株)名古屋工場安全・環境部長
同	出光興産(株)愛知事業所安全環境室長

(5) 大容量泡放射システム性能評価部会

	機関名等
本部員 (部会長)	愛知県防災安全局長
本部員	名古屋市消防局長
同	知多市消防長
同	田原市消防長
専門員	危険物保安技術協会業務第一課長

(6) 大容量泡放射システム輸送部会

	機関名等
本部員 (部会長)	愛知県防災安全局長
本部員	名古屋市消防局長
同	知多市消防長
同	田原市消防長

同	愛知県警察本部長
同	陸上自衛隊第10師団長
同	第四管区海上保安本部長

13 石油コンビナート等災害防止法の施行について

消 防 地 第 9 号
昭 和 52 年 1 月 20 日

関係都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

石油コンビナート等災害防止法の施行について

石油コンビナート等の所在する地域に係る総合的な防災施策の推進を図り、国民を災害から保護することを目的として、第76回国会において石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）が成立したが、昭和51年6月1日に同法が施行されたのを初め、関係政省令の制定もみて、同年7月14日に石油コンビナート等特別防災区域が指定されたことにより、同法の具体的実施の段階を迎えたところである。

貴職におかれては、石油コンビナート等防災本部等を通じて、同法に基づく石油コンビナート等に係る防災体制の確立推進のために御尽力いただいているところであるが、同法の施行に当たって下記の諸点に留意されたい。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職より遺憾のないよう御指導願いたい。

記

第1 一般的事項

- 石油コンビナート等災害防止法が施行されたことにより、従来、消防庁の「石油コンビナート地帯防災対策要綱」（昭和45年12月7日消防防第606号。以下「要綱」という。）に基づいて指定されていた「石油コンビナート地帯」に代えて、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）が政令をもって指定されることとなったこと。（法第2条第2号関係）
- 従来、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による地方防災会議及び地域防災計画において要綱により石油コンビナート地帯防災対策部会の設置及び石油コンビナート地帯防災計画の策定を行うこととされていたが、これに代えて、都道府県に設置される石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）において石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）が一元的に策定されることとなったこと。（法第5章関係）
- 要綱により石油コンビナート地帯においては関係企業が共同して防災上の連絡協議会を設置することとされていたが、特別防災区域においては、石油コンビナート等特別防災区域協議会の制度によることとされたこと。（法第22条関係）
- 特別防災区域に所在する事務所に対する規制措置のうち、第一種事業所で消防法及び高压ガス取締法の双方の規定の適用を受けるものに対し、災害の拡大を防止するための面的規制を実施するため新設された施設地区等の配置に関する規制措置は国において実施することとされたが、特定防災施設等及び防災組織等に関する規制措置は、消防法による規制の延長たる性格を有し、現地の消防機関等において実施することとされていること。（法第2章・

第3章関係)

- 5 特定事業所は、特定防災施設等及び防災組織等に係る規制措置の基本となる概念であるので、第一種事業所の異動及び第二種事業所の指定等につき遺憾のないよう特別防災区域に所在する事業所の状況を常時的確に把握しておく必要があること。(法第2条第4号から第9号まで関係)

第2 特定防災施設等の整備に関する事項

- 1 特定防災施設等の設置の義務付けは、特別防災区域に所在する特定事業所の特性にかんがみて制度化されたものであり、消防法による消防用設備等の義務付けに対しては、上乗せ規制たる性格を有するものであること。(法第3章関係)
- 2 特定防災施設等としては、次に掲げる防災施設が定められたが、これらは当該特別防災区域の指定の際に当該区域に現に第一種事業所を設置し、又は、第一種事業所の設置のための工事の途中であった事業者にあつては当該区域指定の日から、第二種事業所が指定された際の当該事業所の設置者にあつてはその指定の日から、それぞれ次に掲げる期間内に設置しなければならないものであること。(法第20条第1項第1号関係)

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 流出油等防止堤 | 2年間 |
| (2) 消火用屋外給水施設 | 2年間 |
| (3) 非常通報設備 | 1年間 |

- 3 流出油等防止堤は、屋外タンク貯蔵所の防油堤によって万一流出油の防止ができなかった場合においても、当該事業所の周辺市街地又は公共水域等への流出油の拡散による災害の発生を回避することを目的として、石油の貯蔵取扱量のみで第一種事業所に該当することとなる特定事業所に義務付けられたものであること。なお、特別防災区域の指定の日に現に第一種事業所であったか、又はその新設工事中であった第一種事業所で本来の基準に合致する流出油等防止堤の設置が困難なものについては、市町村長等の認定に係る代替措置を認めることとされていること。(法第15条第1項関係)

- 4 消火用屋外給水施設は、特定事業所に係る防災組織に備え付けられる防災資機材等の有効な活用を確保することを目的として、石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の基準貯蔵・取扱量及び基準処理量に対するそれぞれの倍数の合算値が0.5以上となる特定事業所に義務付けられたものであること。なお取水部分の位置に係る基準については、市町村長等の認定に係る代替措置が認められていること。(法第15条第1項関係)

- 5 非常通報設備は、異常現象発生時における消防機関等並びに関係事業所及び共同防災組織に対する緊急の通報手段を確保することを目的として、全ての特定事業所に義務付けられたものであり、防災計画による有効な通報体系の裏付けを必要とするものであること。(法第15条第1項関係)

- 6 特定事業者は、特定防災施設等について、その設置を完了した日から7日以内に市町村長等に届け出て、その検査を受け、以後は自ら定期点検を実施して、点検記録を作成し、保存することとされていること。(法第15条第2項及び第3項関係)

第3 自衛防災組織に関する事項

- 1 特定事業所には、全て自衛防災組織の設置が義務付けられたが、これは特別防災区域の特性にかんがみ、消防法による自衛消防組織に代えて義務付けられたもので、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止する総合的防

災任務を有するものであること。（法第16条第2項関係）

2 自衛防災組織の任務の重要性にかんがみ、これを統括管理する者すなわち防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を全体として統括管理する者すなわち所長、工場長等の職にある者をもって充てなければならないこととされたものであること。（法第17条第1項関係）

3 特定事業所のうち第一種事業所については、防災管理者を補佐するとともに、防災管理者不在のときにその任務を代行せしめる者を置く必要があるため、副防災管理者を選任しなければならないこととされたものであること。（法第17条第3項関係）

4 自衛防災組織には、当該事業所の自衛消防活動の遂行に必要な消防車等の防災資機材等及びこれらの操作等の実働活動に必要な防災要員が義務付けられているが、当該特定事業所の施設等の状況から防災資機材等の備付けの必要がないこととなる場合においても、最低限2人以上の防災要員を置かなければならないこととされていること。（法第16条第3項関係）

5 既設の特定事業所の自衛防災組織に関する事項は、指定の日（第一種事業所にあつては、当該特別防災区域の指定の日。第二種事業所にあつては、その指定の日。以下同じ。）から1年を経過する日に発足できるよう準備を進める必要があるが、次に掲げる防災資機材等については、指定の日から3年を経過する日（ただし、アからエまでの各防災資機材等について、それぞれの防災資機材等の義務付け数量が複数となる場合には、そのうち各1式又は1個については、2年を経過する日。）までに整備することとされていること。（法第16条第4項関係）

ア 大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

イ 甲種普通化学消防車

ウ 普通高所放水車

エ オイルフェンス展張船

オ 油回収船

6 自衛防災組織に関する規定は、消防法第14条の4に規定する自衛消防組織の機能を受け継ぎ、より充実させたものであるので、自衛防災組織等が設置された場合には、自衛消防組織に代替することとなるものであるが、防災資機材等の備付け義務が当該事業所に完全に適用されるまでの経過期間（代替措置のみの経過期間を除く。）中は、同条の規定がなお適用されるものであること。（法第43条関係）

7 昭和51年6月1日に当該地域に所在し、又は新設工事の途中であつた事業所で昭和52年5月31日以前に特定事業所となつたものについては、次に掲げる防災資機材等に関し、その特定事業所となつた日からそれぞれ次に掲げる期間を経過するまでの間の経過的代替措置が置かれていること。（法第16条第4項関係）

ア 大型化学消防車、大型高所放水車、普通高所放水車、大型化学高所放水車及び甲種普通化学消防車 5年間

イ オイルフェンス 3年間

第4 共同防災組織に関する事項

1 共同防災組織は、危険物等が集積している工業地帯の地域的特性から当該区域に所在する事業所の全部又は一部が一致協力することにより能率的な防災活動の確保が期待されることにかんがみ、自衛防災組織とともに消防法に基づく自衛消防組織の発展形態として規定されたものであること。（法第19条第1項関係）

- 2 共同防災組織が設置された場合には、各構成事業所において自衛防災組織が本来遂行すべき消防業務の主要部分を代替する重要な任務と責任を共同防災組織が担うこととなるものであるので、その機能が有効に確保されるよう配慮しつつ、地域の特性に応じて、その設置につき積極的に指導すべきものであること。（法第19条第1項及び第4項関係）
- 3 共同防災組織は、陸上防災及び海上防災を総合して組織することが望ましいが、立地条件その他によりやむを得ない場合には、これらを別々に組織し、又は、一方のみで組織することも差し支えないものであること。（法第19条第1項関係）
- 4 共同防災組織の防災要員及び防災資機材等は、陸上防災については、構成事業所の配置状況・石油その他の危険物の所在状況、消防署との位置関係、市街地との距離を勘案し、また、海上防災については、流出の危険性の高い沿岸部に重点を置いて、それぞれ効果的に配置すべきものであること。（法第19条第1項関係）

第5 応急措置に関する事項

- 1 特定事業所における異常現象の発生に際しては、防災計画等の定めるところにより、当該特定事業者にあつては、当該特定事業所においてその事実の実施を統括管理する者すなわち自衛防災組織設置後には防災管理者たる立場にある工場長等が、直ちに、その発生について消防機関等に通報するとともに、自衛防災組織等による災害応急措置を講じなければならないが、また当該特別防災区域内に特定事業所を設置する他の特定事業者にあつては、自衛防災組織の派遣等により、災害の拡大防止に協力しなければならないこととされていること。（法第23条及び第24条関係）
- 2 自衛防災組織等に対しては、市町村長（特別区の存する区域にあつては、都知事）が防災措置の実施上必要な一般的指示権を有するほか、海上保安本部の事務所の長及び警察官も指示権を有することとされているが、この場合において、海上保安本部の事務所の長は、海上防災の側面からのみ指示権を有し、警察官は、人命の救助等に関してのみ補助的指示権を有するものであること。（法第25条関係）

第6 財政措置等に関する事項

- 1 都道府県の防災本部及び市町村の消防本部等に係る業務の増加に伴う消防防災部局の定数増加のための経費については、普通交付税において所要の措置が講ぜられたところであること。
- 2 特別防災区域に係る工業地帯と市街地等との間の緩衝地帯の設置については、通常は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）により公害防止対策事業としての2分の1の特例補助率が適用されるものと考えられるが、石油備蓄基地等の周辺において専ら防災上の見地から緩衝地帯を整備する必要がある場合も想定されることから、本来の防災対策事業として実施するものについても、特例補助率を適用するとともに起債償還費について普通交付税で措置することとされたものであり、また、当該事業が公園緑地事業の一環として実施されることにかんがみ、事前に建設大臣の計画承認を経て事業を実施することとされていること。（法第6章及び附則第4項関係）
- 3 石油コンビナート等に係る防災資機材等の整備に関しては、従来から特別に都道府県に対しても補助を行うこととしてきたところであるが、特別防災区域の指定された市町村に関しても、当該市町村の財政状況等も勘案して、石油コンビナート等に係る消防施設に対する補助率の経過的特例措置が適用されることとなったこと。（法附則第

6項関係)

14 石油コンビナート等災害防止法の運用について

消 防 地 第 1 2 4 号
5 2 立 局 第 4 6 6 号
建 設 省 都 防 発 第 6 2 号
昭 和 5 2 年 7 月 2 2 日

関係都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長
通 商 産 業 省 立 地 公 害 局 長
建 設 省 都 市 局 長

石油コンビナート等災害防止法の運用について

石油コンビナート等に関し、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）その他の個別法と相まって災害の発生及び拡大の防止等のための総合的施策の推進を図るため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）が施行され、同法に基づく石油コンビナート等防災本部の設置及び石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の指定をみて、管下特別防災区域に係る防災体制の確立に御尽力いただいているところであるが、同法の運用に関して、下記の事項に留意されたい。なお、管下市町村に対しては、貴職より遺憾のないよう御指導願いたい。

記

第1 一般的事項

- 1 特別防災区域及び特定事業所等の要件に係る石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の算定方法については、本法の定めによるほか、消防法及び高圧ガス取締法の例によるものであること。（法第2条関係）
- 2 一の特定事業所の範囲は、一体として事業活動の用に供されている一定地域に集結した施設の総体をもって認定すべきものであり、次のような場合には、複数の工場等を合せて一の事業所と認めて差し支えないものであること。（法第2条第6号関係）
 - (1) 一の事業組織の下で共通の事業活動の用に供されている工場等において、主たる工場等と従たる工場等が走行距離1キロメートル未満の近接した場所にある場合及び当該距離がおおむね1.5キロメートル程度までの範囲であって、交通事情等も勘案して一定地域に集結していると判断される場合
 - (2) 共通の構内に集結した工場等において、相互に緊密な関係を有する複数の事業組織の下に一体的な事業活動が行われており、かつ、非常時における各工場等の設備の緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属することが文書等により明定されている場合

第2 新設等の届出、指示等に関する事項

- 1 法第2章の規定の適用を受ける第一種事業所に対する消防法第11条第1項又は高圧ガス取締法第5条第1項若しくは第14条第1項の規定に基づく許可は、同章の規定による届出に係る計画を前提とすべき新設等に係る施設について、指示期間の満了等に係る目までは行えないものであるため、申請の受理の際に、この点を確認すること。

(法第9条関係)

- 2 前項の施設については、消防法又は高圧ガス取締法による完成検査の際に当該届出に係る計画への適否を併せて検査し、法第11条の規定に基づく完了届け及び確認を要しないこととされているので留意すること。(法第9条関係)

第3 特定事業者に係る災害予防に関する事項

- 1 自衛防災組織及び共同防災組織(以下「自衛防災組織等」という。)の防災要員は、必ずしも全員が実働消防業務に常時専従することを要するものではないが、指揮者及び機関員を中心として、非常時に直ちに有効な消防活動を実施し得る能力及び体勢を有することが客観的に認められる者をもって構成しなければならない。また、委託等の方法による場合には、自衛防災組織等として有効な体制が確保されることが消防当局においても認め得るものでなければならないこと。(法第16条第3項関係)
- 2 自衛防災組織等に備え付けるべき防災資機材等は、常備されていて、いかなる非常時にも直ちに有効に使用し得ると認められるものであれば、必ずしも特定事業者が所有するものである必要はないこと。(法第16条第4項関係)
- 3 第一種事業所については、当該事業所における事業の実施を統括管理する事業所長等を防災管理者として充てるほか、副防災管理者としては、実際に、防災管理者に代わって事業所全体の防災業務を統括し得る立場と能力を有すると認められる者を選任する必要があること。(法第17条関係)
- 4 防災規程は、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等による防災に関する規程類とも十分に調整をとり、総合的な防災体制の確立に資するよう整備すべきものであること。(法第18条関係)
- 5 共同防災組織は、特定事業所における消防業務の基幹となる部分を自衛防災組織に代って遂行すべき重大な責務を有するものであるため、その設置については、海上防災につき別個に組織することがやむを得ない場合のほか、一般には、おおむね直径5キロメートル程度の範囲を目途としつつ、当該地域における特定事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して、できる限り総合的かつ効率的に実効ある共同防災組織の編成が行われるよう積極的に指導すること。(法第19条関係)
- 6 石油コンビナート等特別防災区域協議会は、複数の特定事業所が所在する特別防災区域については全て設置するように努めなければならないものとされているが、隣接する特別防災区域においては、共同して設置しても差し支えないものであり、また、特定事業者のみで構成する必要もないものであること。(法第22条関係)

第4 災害応急措置に関する事項

災害の発生については、従来から消防法に基づいて消防当局に通報しなければならないこととされていたが、特定事業所に関しては、異常現象と認められるもの全てを直ちに通報せしめることとし、これを刑罰規定をもって担保したのは、消防当局において出場の要否、関係機関の出動を要請する二次的緊急通報の要否等を客観的に判断することが必要と考えられたためであるので、この趣旨に則り、迅速な通報の励行と事態に即応する弾力的な応急活動体制の整備を図ること。(法第23条関係)

第5 石油コンビナート等防災本部及び防災計画に関する事項

- 1 特別防災区域に係る防災対策の推進については、従来、災害対策基本法に基づく地方防災会議が総合的地域防災

対策の一環として所掌し、地域防災計画を作成していたところであり、特別防災区域の指定及び石油コンビナート等防災本部の設置に伴い、特別防災区域に係る防災対策は、同本部が所掌し、石油コンビナート等防災計画を作成することとなったが、その作成に当たっては、一般地域に係る地域防災計画等と矛盾齟齬を生ずることのないよう配慮すべきこと。（法第31条関係）

- 2 石油コンビナート等防災計画は、必ずしも特別防災区域の対策のみについて作成することを意味するのではなく、当該区域に起因する事故等に関しては、周辺地域にわたる対策をも含むものであること。（法第31条関係）

第6 緑地等の設置に関する事項

本法第6章の規定は、特別防災区域に係る防災対策としての緑地等の整備に関する国の財政責任及び第一種事業者に係る原因者負担の原則を明らかにしたものであるが、同章の規定に基づいて整備する緑地等の設置に関しては、次によること。

- (1) 緑地等の設置に関する計画は、当該特別防災区域に係る危険物等の分布状況、隣接地域の状況等を勘案して、周辺市街地の安全確保に十分有効に機能するよう作成すること。（法第33条関係）
- (2) 緑地等の設置に係る事業者負担については、第一種事業者に負担させることができる負担金の総額の設置費用に対する割合が3分の1と法定されているところであるが、負担額の配分等に関しては、緑地等の設置に関する計画の作成に当たって、法定の基準に則り、関係事業者と事前に調整すること。（法第34条関係）

15 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の公布について

消 防 消 第 1 2 4 号
消 防 安 第 1 0 3 号
消 防 危 第 5 8 号
消 防 特 第 9 3 号
平 成 1 6 年 6 月 2 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の公布について

第159回国会で成立した「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」は、平成16年6月2日法律第65号をもって公布されました。

一般の消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正は、事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとするとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定の整備のほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が、市町村条例で定める基準に従い、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならないものとする等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対して

もこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防法の一部改正に関する事項

- 一 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとしたこと。（第9条の2関係）
- 二 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準は、市町村条例で定めるものとしたこと。（第9条の4関係）
- 三 火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に対する罰則を整備したこと。（第42条第1項関係）

なお、上記一及び二に関しては、火災予防条例（例）の改正を行う予定であるので留意されたい。

第二 石油コンビナート等災害防止法の一部改正に関する事項

- 一 防災管理者等に関すること。

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならないものとしたこと。（第17条第5項関係）
- 二 特定事業者に対する措置命令等に関すること。
 - 1 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、防災規程又は共同防災規程の変更を命ずることができるものとしたこと。（第18条第2項、第19条第5項関係）
 - 2 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、広域共同防災規程の変更を命ずることができるものとしたこと。（第19条の2第6項関係）
 - 3 市町村長等は、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしたこと。（第21条第2項関係）
 - 4 市町村長等又は都道府県知事等は、1から3までの命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができるものとしたこと。（第18条第3項、第19条第6項、第19条の2第8項、第21条第3項関係）
 - 5 都道府県知事等は、2又は4の命令に当たっては、あらかじめ、関係市町村長等に協議しなければならないものとしたこと。（第19条の2第7項関係）
- 三 広域共同防災組織の設置に関すること。
 - 1 二以上の特別防災区域にわたる区域であって、一定の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者は、自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるため広域共同防災組織を設置することができるものとしたこと。（第19条の2第1項関係）
 - 2 主務大臣は、1の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関

係市町村長の意見を聴かなければならないものとしたこと。（第19条の2第2項関係）

3 1の特定事業者は、協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項等について、広域共同防災規程を定めなければならないものとしたこと。（第19条の2第3項関係）

4 1の特定事業者を代表する者は、3の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事等に届け出なければならないものとしたこと（第19条の2第4項関係）

5 都道府県知事等は、4による届出があったときは、当該届出の内容を関係市町村長等に通知しなければならないものとしたこと。（第19条の2第5項関係）

四 定期報告に関すること。

特定事業者は、一定の期間ごとに、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならないものとしたこと。（第20条の2関係）

五 情報提供の要求に関すること。

災害の現場においては、市町村長等は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、必要な事項について、情報の提供を求めることができるものとしたこと。（第24条の2関係）

六 石油コンビナート等防災本部の組織に関すること。

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとしたこと。（第28条第8項関係）

七 石油コンビナート等防災計画に関すること。

石油コンビナート等防災本部及びその協議会は、石油コンビナート等防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとしたこと。（第31条第3項関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとしたこと。（附則第1条関係）

1 第一の二並びに第二の二の一部及び三公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一の一公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとしたこと。特に、第一の一に関し、既存住宅等における住宅用防災機器が設置及び維持に関する基準に適合しないときは、市町村条例で定める日までの間、当該規定を適用しないこととしたこと。（附則第2条から附則第4条まで関係）

16 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（石油コンビナート等災害防止法に関する部分）の運用について

消 防 特 第 2 2 4 号

平成 16 年 11 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 次 長

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（石油コンビナート等災害防止法に関する部分）の運用について（通知）

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令（平成 16 年政令第 306 号）が平成 16 年 10 月 8 日に公布され、改正法附則第 1 条本文に掲げる規定の施行期日が平成 16 年 12 月 1 日と定められました。また、これに伴い、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 307 号）が同日公布され、改正法にあわせて施行されることとなりました。

今回の改正は、平成 15 年 9 月 26 日に発生した十勝沖地震により、苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約 5 4 時間が経過した後に浮き屋根式タンクの全面火災が発生したことを踏まえ、特定事業所における防災体制の充実・強化を図るため、防災管理者・副防災管理者に係る研修の努力義務、防災規程に係る変更命令、防災業務の実施状況に係る定期報告、罰則の見直し等を内容とする規定を追加したものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 防災管理者・副防災管理者に係る研修の努力義務に関する事項（改正法第 17 条第 5 項関係）

防災管理者又は副防災管理者（以下「防災管理者等」という。）については、自衛防災組織の統括など、特定事業所における防災業務の中心的役割を担うこととされているところであるが、最近の特定事業所における事故の発生状況の推移や、異常現象の通報までの経過時間等を見ると、選任されている者が防災管理者等としての責任を十分自覚し、期待される能力を発揮しているとはいえない状況であった。そのため改正法において、特定事業者に対し、防災管理者等に特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を付与することを促し、自らが期待する能力を身につけられるよう努力義務が課せられたところである。

研修の内容については、特定事業所の多様な事業形態、組織、設備、地理的条件を踏まえると、一律に定めることは困難であるが、基本的な研修として以下の項目については受講されるよう指導されたい。

一 防災管理者に対する研修

- ・ 最近の行政の動向
- ・ 災害を通じた教訓
- ・ トップマネジメントとしての危機管理等

二 副防災管理者に対する研修

- ・ 最近の行政の動向
- ・ 災害を通じた教訓

- ・ 防災業務実施のポイント

なお、これらの項目について、事業所独自で研修を実施することも可能であるが、社会情勢に適応した最新の防災情報等の知識を得るとともに、より実効ある研修とするため、関係機関が実施する講話・研修会等に積極的に参加することが望ましいこと。

また、研修の機会については、基本的には防災管理者、副防災管理者に選任される以前に付与されるべきであるが、受講していない場合は、選任後速やかに受講するとともに、年度単位等で継続して受講することが望ましいこと。

第二 防災規程（共同防災規程を含む。以下「防災規程等」という。）の変更命令に関する事項（改正法第18条第2項（第19条第5項）関係）及び防災業務の改善措置命令に関する事項（改正法第21条第2項関係）

防災規程等は、特定事業所において、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について定める自主的規範であり、防災業務の計画的にして円滑・的確な実施を担保するために、個々の特定事業所における事業形態や取扱う物質、組織構成、地理的条件等に応じて具体的に作成されるものである。作成にあたって前提とした諸条件が変化すれば、当然、その変化に合わせて見直しを行うことが求められるものであるが、現下における見直しは適時適切に行われているとはいえない状況であった。

このような状況を踏まえ、各規程の届出を受ける市町村長等の行政機関の側において、その不整合状態を認識した場合に防災規程等の変更を命ずることを可能としたものである。

また、防災業務に係る改善措置命令については、実態として、改善を図るべき不適正な状態にあるような事案（例えば、防災規程に基づく防災要員の教育訓練が、防災規程に反し適切に実施されていない等）に対して、従前は事実上の助言・指導以外に改善を図るための措置がなかったことから、現行の石油コンビナート等災害防止法第21条第1項と同様の効果を有する業務改善措置命令を可能としたものである。

一 防災規程等の変更命令を発動するにあたっての留意事項

改正法第18条第2項（第19条第5項）においては、命令の発動に際して「期間を定めて・・・命ずることができる。」と規定されていることから、特定事業者が防災規程等を修正し、消防機関に届出するために必要な期間を設けること。

また、変更命令発動の要件として、「災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとき」と規定されており、その適用にあたっては、厳格・適切な運用に努めること。

二 防災業務改善措置命令を発動するにあたっての留意事項

改正法第21条第2項においては、命令の発動に際して「期間を定めて・・・命ずることができる。」と規定されていることから、防災業務を改善し、消防機関にその結果を報告するために必要な期間を設けること。

また、変更命令発動の要件として、「特定事業所の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において」と規定されていることから、その適用にあたっては、厳格・適切な運用に努めること。

三 防災規程等の変更命令及び防災業務改善措置命令に係る運用

特定事業所の防災規程等及び防災業務に関し、不適正事案が判明した場合は、命令に係る運用を円滑に行える

よう、別紙（防災規程等変更命令及び防災業務改善措置命令に係る運用フロー）のとおり作成したので参考とされたい。

第三 定期報告に関する事項（改正法第20条の2関係）

定期報告制度は、特定事業所における重大な火災事例に対処するため、事業者自らによる自主保安体制の整備及び消防機関による事前チェックにより、特定事業所の防災体制の充実強化を図ることを目的に整備されたものである。

なお、定期報告制度の運用にあたっては、平成16年11月30日消防特第226号「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の運用について」によること。

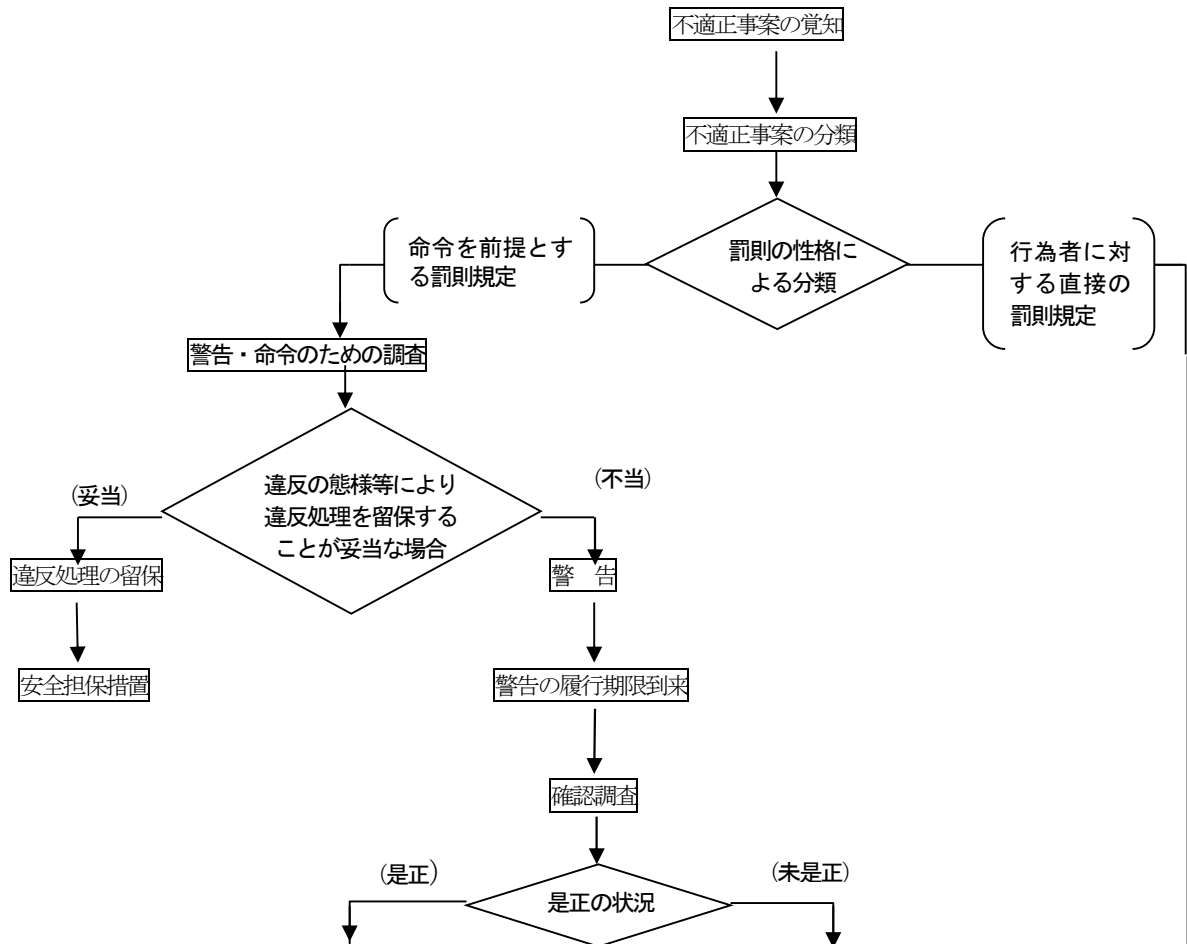
第四 防災アセスメントの実施に関する事項（改正法第31条第3項関係）

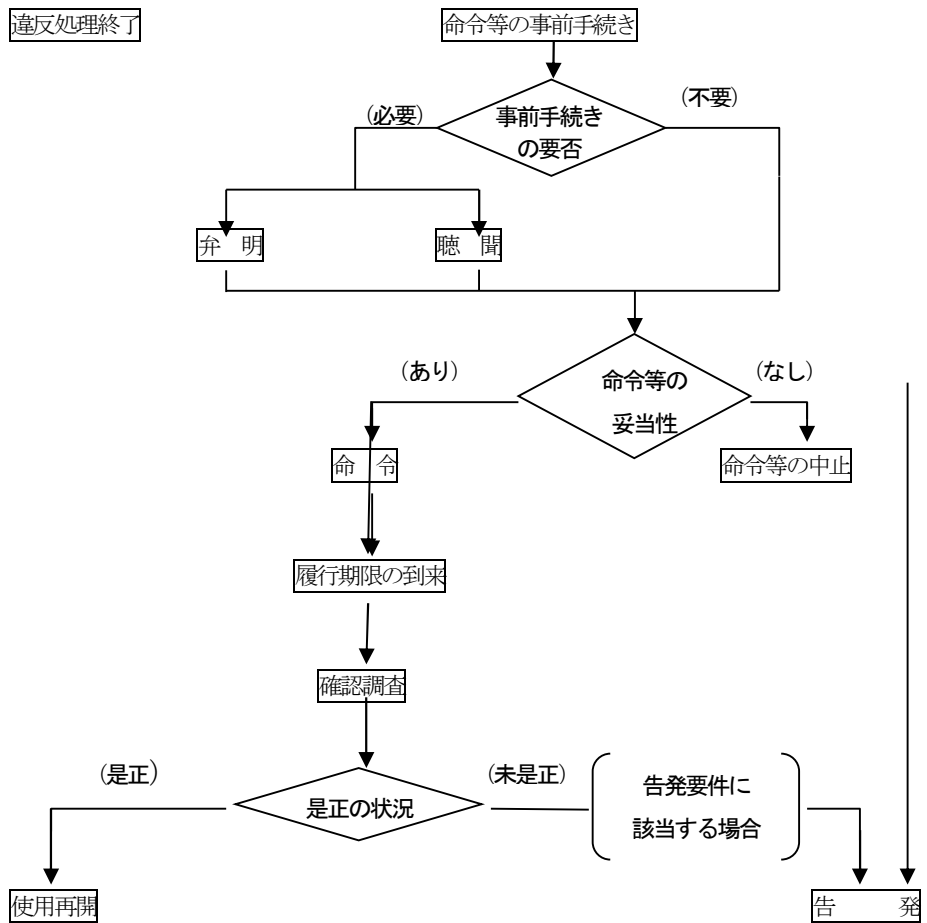
石油コンビナート等防災計画は、特別防災区域における防災対策を総合的かつ計画的に推進するために作成され、毎年検討を行って、必要があるときはその修正を行うものであるが、今回、防災計画の作成（修正）に際して、科学性・客観性確保のため、科学的知見に基づく災害の調査・予測・評価を行う「防災アセスメント」を実施するよう、防災本部に努力義務を課したものであること。

なお、防災アセスメントについては、平成13年3月19日消防特第40号「石油コンビナート等防災計画における災害想定の実施等について」を参考とされたい。

別 紙

変更命令、改善措置命令に係る運用フロー





17 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

平成16年11月30日
消防特第225号

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を
改正する省令の施行について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年総務省令第140号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成16年12月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、特定事業所における重大な火災事例に対処するため、事業者自らによる自主保安体制の整備及び消防機関による事前チェックにより、特定事業所の防災体制の充実強化を図ることを内容とした消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴い、定期報告制度に係る事項を定める等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 防災業務の実施状況の報告に関する事項

一 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第20条の2の規定により主務省令で定める期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としたこと。（第30条第1項関係）

二 法第20条の2の規定による防災業務の実施の状況の報告は、自衛防災組織及び共同防災組織のそれぞれについて報告するものとしたこと。（第30条第2項関係）

（1）自衛防災組織（新省令第30条第2項第1号関係）

ア 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること。

イ 防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。

ウ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対する研修の受講に関すること。

エ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）の選任の届出に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関すること。

（2）共同防災組織（第30条第2項第2号関係）

ア 共同防災組織の防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。

イ 共同防災組織の設置及び変更の届出に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、共同防災規程に基づく防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関すること。

三 防災業務の実施の状況の報告は様式第9及び第10の報告書により行うこととしたこと。（第30条第3項関係）

第二 施行期日等に関する事項

一 施行期日

平成16年12月1日から施行することとしたこと。

二 第30条の規定により最初に行う防災業務の実施の状況の報告の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとしたこと。

18 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の運用について

平成16年11月30日
消防特第226号

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を
改正する省令の運用について（通知）

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）の一部を改正する省令（平成16年総務省令第140号。以下「改正省令」という。）の施行については、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成16年11月30日消防特第225号）により通知しているところではありますが、その運用に際しては、下記事項に留意の上、その適

正を期されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 防災業務の実施状況報告の時期について

改正省令の施行後、最初に行う報告については、改正省令附則第二項により平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に行うこととされているが、具体的な時期については、特定事業所数の多寡、各消防本部の業務状況等を勘案して報告させること。

また、2回目以降の報告の時期にあつては、前回の報告からほぼ1年後とし、毎年同じ時期に報告させるよう指導すること。

第二 報告に際しての留意事項について

消防機関においては、特定事業者からの報告に際して、改正省令において定める様式以外の添付資料等の提出は求めないこと。

また、特定事業者から報告された事項について、その詳細を確認する場合にあつては、立入検査等の機会を利用し、現地において実態を確認すること。

第三 特定事業者による防災業務の実施状況の確認について

特定事業者に対しては、報告書の提出に先立ち、別紙1「防災業務実施状況チェック表（以下「チェック表」という。）」及び別紙2「防災業務実施状況チェック表細目（以下「チェック表細目」という。）」に基づき防災業務の実施状況について確認をさせ、これをもとに報告書を作成するよう指導すること。

なお、チェック表中のイからホについては、チェック表細目中のイからホ（共同防災組織の場合はそれぞれイからハ）に対応しており、適否の判断については、チェック表細目に記載されているすべての事項が適切に行われている場合は「適」とし、それ以外の場合には「否」となるものであること。

別紙 1

防災業務実施状況チェック表

報告項目	適否	具体実施状況等	対前年度異動状況
イ 特定防災施設が、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十五条第二項の規定に基づき、設置時届出がされ、消防機関の検査を受けていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ア) 流出油防止堤にあつては、省令第三条から第六条の規定に従って設置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(イ) 消火用屋外給水施設にあつては、省令第七条から第十二条の規定に従って設置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ウ) 非常通報設備にあつては、省令第十三条の規定に従って設置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ロ 防災要員及び防災資機材等が、次の(ア)から(ス)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十六条第五項の規定に	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

基づき、設置時届出がされていること			
(ア) 防災要員にあつては、施行令第七条の規定に従って置かれていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(イ) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等にあつては、施行令第八条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ウ) 甲種普通化学消防車にあつては、施行令第九条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(エ) 普通消防車及び小型消防車にあつては、施行令第十条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(オ) 普通高所放水車にあつては、施行令第十一条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(カ) 乙種普通化学消防車にあつては、施行令第十二条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(キ) 泡消火薬剤にあつては、施行令第十三条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ク) 可搬式放水銃等にあつては、施行令第十四条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ケ) 前(イ)から(ク)までにかかわらず、現に施行令第十五条第一項の規定が適用されて備え付けられている防災資機材等にあつては、引き続き、市町村長の認定を受けた状態で備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(コ) オイルフェンス及びオイルフェンス展張船にあつては、施行令第十六条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(サ) 油回収船及び油回収装置にあつては、施行令第十七条の規定に従って備え付けられていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(シ) 共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員にあつては、施行令第十九条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ス) 共同防災組織を設置した場合における構成事業所の自衛防災組織にかかる防災資機材等及び防災要員にあつては、施行令第二十条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ハ 防災管理者・副防災管理者に対する研修の実施状況に関すること	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
ニ 防災管理者等の選任(解任)の届出がされていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ホ 防災規程に基づき、次の(ア)から(フ)までに掲げる事項が適切に行われているとともに、法第十八条の規定に基づき防災規程の届出がされていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ア) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(イ) 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ウ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(エ) 自衛防災組織の編成に関する事項	<input type="checkbox"/> 適		<input type="checkbox"/> 有

	<input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 無
(オ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(カ) 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(キ) 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ク) 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ケ) 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(コ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(サ) 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(シ) 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ス) 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(セ) (ア)から(ス)に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ソ) 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務(以下「自衛防災業務」という。)の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ア)から(セ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(タ) 省令第二十六条第三項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)に所在する特定事業所にあつては次に掲げる事項			
a 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の伝達に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
b 警戒宣言が発せられた場合における避難に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
c 警戒宣言が発せられた場合における防災のための施設、設備又は資機材等の整備及び点検その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
e 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

d 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(f) 省令第二十六条第五項に規定する推進地域(以下「推進地域」という。)に所在する特定事業所にあつては次に掲げる事項			
a 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
b 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
c 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 適否の欄には、適正な場合は「適」の口にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の口にレ点を記入するとともに、「否」の場合は、その措置状況について具体実施状況等の欄に記入すること。(ハ 防災管理者等の研修の状況については、研修受講の有無についてレ点を記入し、有の場合は研修内容について具体実施状況等の欄に記入すること。)
- 3 対前年度異動状況の欄には、前年度から異動があった場合は「有」の口にレ点を記入するとともに、具体実施状況等の欄に異動の内容を記入し、異動がない場合は「無」の口にレ点を記入すること。
- 4 該当のない項目については、具体実施状況等の欄に「該当なし」と記入すること。

防災業務実施状況チェック表（共同防災組織）

報告項目	適否	具体実施状況等	対前年度異動状況
イ 防災資機材等及び防災要員にあつては、施行令第十九条の規定に従つて備え付けられ又は配置されていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ロ 共同防災組織設置(変更)の届出がされていること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ハ 共同防災規程に基づき、次の(ア)から(ク)までに掲げる事項が適切に行われていること			
(ア) 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(イ) 防災要員の職務に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ウ) 共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のため職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(エ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(オ) 共同防災組織の編成に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(カ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(キ) 共同防災組織の防災訓練の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ク) 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(ケ) 防災資機材の点検に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(コ) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合における共同防災組織の防災活動に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(サ) 構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(シ) 共同防災組織とその構成事業所の自衛防災組織との防災	<input type="checkbox"/> 適		<input type="checkbox"/> 有

活動に関する連絡調整等の関係に関する事項	<input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 無
(ス) 構成事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(セ) 共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(リ) (ア)から(セ)に掲げるもののほか、共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(タ) 共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な共同防災組織の業務(以下「共同防災業務」という。)の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ア)から(リ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 適否の欄には、適正な場合は「適」の口にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の口にレ点を記入するとともに、「否」の場合は、その措置状況について具体実施状況等の欄に記入すること。
- 3 対前年度異動状況の欄には、前年度から異動があった場合は「有」の口にレ点を記入するとともに、具体実施状況等の欄に異動の内容を記入し、異動がない場合は「無」の口にレ点を記入すること。
- 4 該当のない項目については、具体実施状況等の欄に「該当なし」と記入すること。

防災業務実施状況チェック表細目

チェック項目	具体的に確認する事項
イ 特定防災施設が、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十五条第二項の規定に基づき、設置時届出がされ、消防機関の検査を受けていること (ア) 流出油防止堤にあつては、省令第三条から第六条の規定に従って設置されていること (イ) 消火用屋外給水施設にあつては、省令第七条から第十二条の規定に従って設置されていること (ウ) 非常通報設備にあつては、省令第十三条の規定に従って設置されていること	○ 設置されている特定防災施設等が省令で定める基準に適合しているかを確認するとともに、設置届及び検査の書類を確認する。
ロ 防災要員及び防災資機材等が、次の(ア)から(ス)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十六条第五項の規定に基づき、設置時届出がされていること (ア) 防災要員にあつては、施行令第七条の規定に従って配置されていること (イ) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等にあつては、施行令第八条の規定に従って備え付けられていること (ウ) 甲種普通化学消防車にあつては、施行令第九条の規定に従って備え付けられていること (エ) 普通消防車及び小型消防車にあつては、施行令第十条の規定に従って備え付けられていること (オ) 普通高所放水車にあつては、施行令第十一条の規定に従って備え付けられていること (カ) 乙種普通化学消防車にあつては、施行令第十二条の規定に従って備え付けられていること (キ) 泡消火薬剤については、施行令第十三条の規定に従って備え付けられていること	○ 防災要員及び防災資機材等が政令で定める設置基準に従って設置されているか確認するとともに、防災要員及び防災資機材等現況届の書類を再確認する。
(ク) 可搬式放水銃等にあつては、施行令第十四条の規定に従って備え付けられていること (ケ) 前(イ)から(ウ)までにかかわらず、現に施行令第十五条第一項の規定が適用されて備え付けられている防災資機材等にあつては、引き続き、市町村長の認定を受けた状況で備え付けられていること (コ) オイルフェンス及びオイルフェンス展張船にあつては、施行令第十六条の規定に従って備え付けられていること (ク) 油回収船及び油回収装置にあつては、施行令第十七条の規定に従って備え付けられていること (ケ) 共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員にあつては、施行令第十九条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること (コ) 共同防災組織を設置した場合における構成事業所の自衛防災組織にかかる防災資機材等及び防災要員にあつては、施行令第二十条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること	
ハ 防災管理者・副防災管理者に対する研修の実施状況に関すること	○ 防災管理者・副防災管理者の研修の実施状況及び内容について確認。
ニ 防災管理者等の選任（解任）の届出がされていること	○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認。
ホ 防災規程に基づき、次の(ア)から(イ)までに掲げる事項が適切に行われているとともに、法第十八条の規定に基づき防災規程の届出がされていること	○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認

<p>(7) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災管理者、副防災管理者が法第 17 条の趣旨に添って選任されていること。 ○ 防災管理者にあつては、自衛防災組織の統括、事業所内設備の緊急停止等、緊急措置に必要な決定、指示、措置等を行うことが記載されていること。 ○ 副防災管理者にあつては、防災管理者の補佐、防災管理者不在時の代行等の業務を行うことが記載されていること。 ○ 防災要員にあつては、一般従業員及び協力会社の従業員等の指揮、防災資機材及び特定防災施設の点検整備等を行うことが記載されていること。
<p>(イ) 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務代行者が明確にされていること。 ○ それぞれの代行者の選任が適切であること。
<p>(ロ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災要員の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。 ○ 防災資機材の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。
<p>(ハ) 自衛防災組織の編成に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛防災組織の編成が、組織図や編成表等により、具体的なものとなっていること。 ○ 自衛防災組織と共同防災組織及び関係事業所等との関係が明確に記載されていること。
<p>(ニ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災要員に対する教育の実施内容（防災意識の高揚、関係法令、その他）が具体的に記載されていること。 ○ 教育に関する年間計画の作成が定められていること。 ○ 教育記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(ホ) 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練の内容（緊急停止措置、防災資機材の取扱い、通報、避難等）が具体的に記載されていること。 ○ 訓練に関する年間計画の作成が定められていること。 ○ 訓練記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(ヘ) 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災のための施設、設備又は資機材等について、整備計画があり、その整備状況が明確にされていること。
<p>(コ) 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検基準（点検実施日、点検方法、点検周期等）が定められていること。 ○ 点検の結果不備等があった場合の対応等が記載されていること。 ○ 点検記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(ク) 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常現象に該当する事案が明示されていること。 ○ 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。 ○ 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。
<p>(ケ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常現象が発生し又は発生するおそれがある場合の防災要員の出勤等について定められていること。 ○ 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動が定められていること。
<p>(カ) 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石炭法及び関係法令に規定される届出、検査等の書類が整備されていること。 ○ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高压ガスの貯蔵・取扱量が把握されていること。

(シ) 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項	○ 防災に関する業務を行う者の組織が、組織図、編成表等により明確にされていること。
(ス) 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関する事項	○ 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規定に照らした処分等)
(セ) (ア)から(ス)に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項	○ 発生した災害の原因究明、再発防止のための措置、防災規程の維持管理等、必要な事項が定めてあること。 ○ 実際に異常現象があった場合における、対応状況の検討及びその結果について関係職員への周知が定められていること。
(ソ) 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務(以下「自衛防災業務」という。)の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ア)から(セ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項	○ 受託者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)のほか、自衛防災業務の範囲(社内防災組織のどの範囲を担当するのか?)、及び実施方法(指揮系統等)が明確に記載されていること。
(タ) 省令第二十六条第三項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)に所在する特定事業所 (チ) 省令第二十六条第五項に規定する推進地域(以下「推進地域」という。)に所在する特定事業所	○ これらの地域に所在する特定事業所にあつては、省令に規定する事項が具体的に定められていること。

防災業務実施状況チェック表細目(共同防災組織)

チェック項目	具体的に確認する事項
イ 防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第十九条の規定に従って備え付けられ又はおかれていること	○ 構成事業所が共同防災組織を設置していない場合において必要な防災資機材及び防災要員を把握するとともに、共同防災組織の防災資機材及び防災要員がこれに相当するものとなっていること。
ロ 共同防災組織設置(変更)の届出がされていること	○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認。
ハ 共同防災規程に基づき、次の(ア)から(イ)までに掲げる事項が適切に行われていること	
(ア) 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関する事項	○ 代表事業所の防災管理者にあっては、共同防災組織の強化、適切な運営に努めることが記載されていること。
(イ) 防災要員の職務に関する事項	○ 防災要員にあっては、防災資機材等の点検整備等を行うことが記載されていること。
(ウ) 共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のため職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項	○ 代表事業所の防災管理者及び防災要員の職務代行者が明確にされていること。 ○ それぞれの代行者の選任が適切であること。
(エ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項	○ 共同防災組織の防災要員の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。 ○ 共同防災組織の防災資機材の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。
(オ) 共同防災組織の編成に関する事項	○ 共同防災組織の編成が、組織図や編成表等により、具体的なものとなっていること。 ○ 共同防災組織と各構成事業所の自衛防災組織との関係が明確に記載されていること。

<p>(カ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同防災要員に対する教育の実施内容（防災意識の高揚、関係法令、その他）が具体的に記載されていること。 ○ 教育に関する年間計画の作成が定められていること。 ○ 教育記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(キ) 共同防災組織の防災訓練の実施に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練の内容（防災資機材の取扱い、避難等）、が具体的に記載されていること。 ○ 訓練に関する年間計画の作成が定められていること。 ○ 訓練記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(ク) 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等について、整備計画があり、その整備状況が明確にされていること。
<p>(ケ) 防災資機材等の点検に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検基準（点検実施日、点検方法、点検周期等）が定められていること。 ○ 点検の結果不備等があった場合の対応等が記載されていること。 ○ 点検記録の作成及び保存について定められていること。
<p>(コ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における共同防災組織の防災活動に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成事業所での異常現象発生時の災害情報の受信、連絡部署及び連絡方法が定められていること。 ○ 共同防災要員の災害出動等について定められていること。 ○ 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動が定められていること。
<p>(ク) 構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石炭法及び関係法令に規定される届出（共同防災組織等に関するものに限る）等の書類が整備されていること。 ○ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量が把握されていること。
<p>(シ) 共同防災組織とその構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。
<p>(ス) 構成事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各構成事業所の防災担当部署、担当者、連絡先等が明確に記載されていること。
<p>(セ) 共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。（防災に関する再教育・各種規定に照らした処分等）
<p>(ソ) (ア)から(セ)に掲げるもののほか、共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同防災規程の維持管理等、必要な事項が定めてあること。
<p>(タ) 共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な共同防災組織の業務（以下「共同防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、(ア)から(ソ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）のほか、共同防災業務の範囲（社内防災組織のどの範囲を担当するのか?）、及び実施方法（指揮系統等）が明確に記載されていること。

19 防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について

平成16年11月30日

消防特第227号

各都道府県消防防災主管部長殿

東京消防庁・各指定都市消防長殿

消 防 庁 次 長

防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令（平成16年政令第306号）が平成16年11月8日に公布され、改正法の一部が平成16年12月1日に施行されることとなりました。

この改正においては、特定事業所における防災体制の強化を図るため、防災規程（共同防災規程を含む。以下「防災規程等」という。）の変更命令に関する事項が新たに規定されたところですが、これに伴い「防災規程の作成指針及び防災規程の作成指針の概説」を別紙のとおり作成しましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説

	防災規程作成指針	防災規程作成指針の概説	
<p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に関して必要な事項を定め、災害の発生並びに拡大の防止を図ることを目的とすること。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。</p> <p>3 適用範囲</p> <p>防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。</p> <p>4 遵守義務</p> <p>防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。</p> <p>5 他規程との関係</p> <p>この規程のほか、事業所において火災、その他の災害を防止するため、他の法令の規定により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。</p> <p>6 細則への委任</p> <p>この規程に関して、必要な細則を定め委任することができること。</p> <p>7 規程の改廃等</p> <p>この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。</p> <p>(1) 防災管理者</p> <p>(2) 副防災管理者</p> <p>(3) 防火管理者</p> <p>(4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者</p> <p>(5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者</p> <p>(6) その他、特定事業者が予め指名する者</p>	<p>第2章 自衛防災組織</p> <p>1 自衛防災組織の組織等</p> <p>(1) 自衛防災組織の名称</p> <p>自衛防災組織の名称を定めること。</p> <p>(2) 自衛防災組織の編成</p> <p>防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第12条の7に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第27条の2に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第10条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めることとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。</p> <p>(3) 共同防災組織等との関係</p> <p>自衛消防組織と共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。</p> <p>(4) 自衛防災組織の強化</p> <p>特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。</p> <p>2 防災資機材等及び防災要員の配置</p> <p>(1) 防災資機材等</p> <p>防災資機材等は、災害が発生した場合、速やかに、かつ、容易に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。</p> <p>(2) 防災要員</p> <p>防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。</p> <p>3 自衛防災組織の業務の外部委託</p> <p>自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。</p> <p>(1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び事務所の所在地）</p> <p>(2) 委託業務内容に関すること</p> <p>① 委託業務の具体的な内容</p> <p>② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。</p> <p>3 適用範囲</p> <p>一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によって認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。</p> <p>4 遵守義務</p> <p>規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。</p> <p>5 他規程との関係</p> <p>事業所の防災管理に関して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。</p> <p>6 細則への委任</p> <p>本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。</p> <p>7 規程の改廃等</p> <p>防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等にも当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。</p> <p>なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。</p>	<p>第2章 自衛防災組織</p> <p>1 自衛防災組織の組織等</p> <p>(1) 自衛防災組織の名称</p> <p>自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。</p> <p>(2) 自衛防災組織の編成</p> <p>組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。</p> <p>また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。</p> <p>(3) 共同防災組織との関係</p> <p>自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。</p> <p>(4) 自衛防災組織の強化</p> <p>特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有している。このことから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。</p> <p>2 防災資機材等及び防災要員の配置</p> <p>(1) 防災資機材等</p> <p>防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展開船、油回収船、消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるよう配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。</p> <p>(2) 防災要員</p> <p>防災要員にあっては、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。</p> <p>3 自衛防災組織の業務の外部委託</p>

<p>③ 受託者の業務の実施要領</p> <p>ア 平常時の場合</p> <p>イ 災害発生時の場合</p> <p>④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること</p> <p>ア 教育・訓練の意義と責任について</p> <p>イ 教育・訓練計画の作成について</p>
--

<p>第3章 防災管理者等の職務</p> <p>1 防災管理者等の職務</p> <p>(1) 防災管理者の職務</p> <p>事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置等を行うとともに、防災要員を指揮監督する等の必要な職務を定めること。</p> <p>(2) 副防災管理者の職務</p> <p>防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。</p> <p>(3) 防災要員の職務</p> <p>防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。</p> <p>また、指揮者を必要とする場合は指揮者を指定し、その者に防災要員を指揮監督させる規定を定めること。</p> <p>2 防災管理者等の代行</p> <p>防災管理者、副防災管理者、指揮者である防災要員及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。</p>	<p>第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備</p> <p>1 特定防災施設等と防災資機材等</p> <p>特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。</p> <p>2 防災のための施設等</p> <p>事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。</p>
---	--

<p>自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。</p> <p>また、複数の受託者や再委託者がある場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。</p> <p>(1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること</p> <p>個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。</p> <p>(2) 委託業務内容に関すること</p> <p>委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。</p> <p>また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。</p>
--

<p>第3章 防災管理者等の職務</p> <p>1 防災管理者等の職務</p> <p>(1) 防災管理者の職務</p> <p>防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要な決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。</p> <p>(2) 副防災管理者の職務</p> <p>副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。</p> <p>また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数名指定されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。</p> <p>(3) 防災要員の職務</p> <p>防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。</p> <p>① 特定防災施設等の点検</p> <p>② 防災資機材等の点検</p> <p>③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動</p> <p>④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務</p> <p>また、防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体勢を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。</p> <p>② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。</p> <p>③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。</p> <p>④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。</p> <p>上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。</p> <p>なお、指揮者、機関員以外の防災要員であっても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。</p> <p>2 防災管理者等の代行</p> <p>防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにするとともに、権限委譲について定めること。</p> <p>また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。</p> <p>(1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うものとする。</p> <p>(2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。</p> <p>(3) 指揮者、機関員である防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。</p> <p>(4) 防災要員の代行は、防災、保安に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから予め指名した者とする。</p> <p>(5) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。</p>	<p>第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備</p> <p>1 特定防災施設等及び防災資機材等</p> <p>特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。</p> <p>2 防災のための施設等</p> <p>特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関</p>
---	---

<p>する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。</p> <h3>第5章 特定防災施設等の点検</h3> <ol style="list-style-type: none"> 点検基準 <p>特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 点検実施責任者及び点検実施者 点検項目 点検方法 点検周期 点検結果 結果に基づく措置 <p>点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。</p> 記録の保存 <p>点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。</p> 特定防災施設等の工事管理 <p>特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。</p> 	<h3>第6章 防災資機材等の点検</h3> <ol style="list-style-type: none"> 点検基準 <p>防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 点検実施責任者及び点検実施者 点検項目 点検方法 点検周期 点検結果 結果に基づく措置 <p>点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。</p> 記録の保存 <p>点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。</p> 防災資機材等の代替措置 <p>防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。</p>
--	--

<p>する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。</p> <h3>第5章 特定防災施設等の点検</h3> <ol style="list-style-type: none"> 点検基準 <p>特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 点検実施責任者及び点検実施者 点検項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第15条第1項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、異常音又は操作上障害となる物がないかどうか等を点検するものとする。 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を作動させ判別できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。 <p>なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。</p> 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 結果に基づく措置 <p>点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。</p> 記録の保存 <p>点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の捺印を受け、3年以上保存するよう定めておく必要がある。</p> 特定防災施設等の工事管理 <p>特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法並びに消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるように定めておく必要がある。</p> 	<h3>第6章 防災資機材等の点検</h3> <ol style="list-style-type: none"> 点検基準 <p>防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 <p>また、消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。</p> 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 結果に基づく措置 <p>点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。</p> 記録の保存 <p>点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の捺印を受け、3年以上保存するものとする。</p> 防災資機材等の代替措置 <p>防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのごとについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。</p>
--	---

第7章 異常現象に対する措置

- 1 災害に対する通報等
出火、石油等の漏洩、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。
(1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならぬことを定めること。
(2) 異常現象が発見された場合に、事業の実施を統括する者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。
① 通報担当部署及び通報担当者を確認すること。
② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。
③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。
(3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。
① 非常通報設備による通報要領を定めること。
② 関係機関への連絡系統を明確に定めること。
2 防災要員への出場指示等
異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員の出場等について定めること。
(1) 防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。
(2) 防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。
(3) 防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。
3 自衛防災組織の活動
石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。
(1) 火災、漏洩等の種別ごと、また、地震等の大規模災害も踏まえた防災体制を定めること。
(2) 自衛防災組織及び共同防災組織への指揮命令系統を明確にすること。
(3) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。
(4) 公設消防隊が到着時の対応を定めること。
(5) 防災資機材の調達方法について定めること。
(6) 出場中の消防車両等が事故又は故障した場合の対応を定めること。
4 書類等の整備
非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。
(1) 事業所の施設の配置図
(2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類
(3) 防災資機材等の関係書類
(4) その他、必要な書類及び図面
① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。
ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。
イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとする。こと。
② 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

第7章 異常現象に対する措置

- 1 災害に対する通報等
(1) 異常現象に該当する事象を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるものを直ちに通報することと定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の要否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。
(2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。なお、事業の実施を統括する者から消防機関等へ通報する体制を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。
また、夜間、休日の通報担当部署、通報担当及び通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。
(3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。
2 防災要員への出場指示等
(1) 事業所によっては、防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。
(2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行われ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。
(3) 防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。
① 指揮者及びその他の防災要員は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
② 機関担当の防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。
③ 防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。
④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
3 自衛防災組織の活動
自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。
また、活動に際しての、指揮命令系統、人的被害の発生、公設消防隊との関連等に関する留意事項を定める必要がある。
(1) 火災、漏洩等の種別ごとに実効性のある防災体制を定める必要がある。また、地震等の大規模災害時においては、危険物及び高圧ガス施設等が同時多発的に被災することから、一斉緊急点検の実施や被災情報の整理、対処方針の決定方法等を定めておく必要がある。
(2) 災害が拡大し延焼防止等が困難である場合の応援の要請については、各々応援協定等に基づき行われることとなるが、指揮、命令系統の関係を明確にしておく必要がある。
また、事業所間において共同防災組織を設置している場合にあつては、防災活動の責任分担区分、指揮命令系統及び通報連絡体制について定めるとともに、構成事業所にあつては、共同防災組織に必要な資料提供を行うよう定めるものとする。
(3) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。
(4) 公設消防隊が到着時の報告要領及び報告内容についても定める必要がある。
(5) 事故が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。
(6) 出場中の消防車両等が事故又は故障した場合は代替措置や対応要領を定める必要がある。
4 書類等の整備
災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるよう、また平素から防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

第8章 防災教育

- 1 防災教育の実施
特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱以上の注意事項について教育を行うものとする。
(1) 防災意識の高揚
① 公共の安全確保の重要性
② 防災保安に対する社会情勢
③ 異常現象が事業所に及ぼす影響
④ 災害事例を踏まえた教訓
⑤ 防災体制、保安管理の強化
(2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
① 関係法令等の中の必要事項
② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項
(3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所

第8章 防災教育

- 1 防災教育の実施
教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。
(1) 防災意識の高揚
(2) 関係法令及び諸規程の周知徹底
(3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法
(4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況
(5) 取扱い危険物等の性質及び性状
(6) その他必要な事項
2 記録の保存
教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

--	--

第9章 防災訓練	
1 防災訓練の実施	訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。
(1) 緊急停止・措置訓練	
(2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練	
(3) 通報、連絡、参集及び出場訓練	
(4) 避難訓練	
(5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊との連携訓練	
(6) その他必要な訓練	
2 記録の保存	記録記録は、3年以上保存するよう定めること。

第10章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所	
事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。	
1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること	
2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること	
3 警戒宣言が発せられた場合の対応	
4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること	
5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること	

	<p>(2) 取扱手順や注意事項等</p> <p>(4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況</p> <p>① 危険物施設の位置、構造、設備の概要</p> <p>② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要</p> <p>③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要</p> <p>(5) 取扱い危険物等の性質及び性状</p> <p>① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質</p> <p>② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性</p> <p>(6) その他必要な事項には、個々の事業所において必要となる教育について記載するものとする。</p> <p>2 記録の保存</p> <p>実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。</p>
--	--

第9章 防災訓練	
1 防災訓練の実施	<p>(1) 緊急停止・措置訓練</p> <p>発災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づき停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等）</p> <p>(2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。</p> <p>① ホース延長訓練、ポンプ操作及び放水訓練</p> <p>② 車両の積載品取扱訓練</p> <p>③ 資機材の不調、故障時の措置訓練</p> <p>(3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。</p> <p>① 事業所内の通報訓練</p> <p>② 共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練</p> <p>③ 通報から出場までの訓練</p> <p>(4) 避難訓練</p> <p>事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練</p> <p>(5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊との連携訓練</p> <p>火災、漏洩等の種別ごとに通報、参集、出場、放水訓練等を総合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊との連携を図る訓練</p> <p>(6) その他必要な訓練</p> <p>防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。</p> <p>その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。</p>
2 記録の保存	実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

第10章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所	
大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。	
なお、この章の作成にあたっては、昭和54年12月21日付け消防庁震災対策指導室長内かん「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」及び平成15年12月12日消防第242号「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」も参考とすること。	
1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること	<p>(1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。</p> <p>(2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。</p>
2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること	<p>(1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。</p> <p>(2) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。</p> <p>(3) 事業所内の集合場所について定めること。</p> <p>(4) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。</p> <p>(5) 避難経路図を備え付けること。</p>
3 警戒宣言が発せられた場合の対応	<p>(1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。</p> <p>① 警戒本部の設置及び体制の整備</p> <p>② 応急対策の内容と伝達要領</p> <p>(2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。</p> <p>① 応急対策要員の動員方法</p>

--	--

	<p>② 応急対策要員の勤務方法（長期間を想定したもの）</p> <p>(3) 応急対策の実施に関すること。</p> <p>① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言こととの応急対策の内容。 (各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。)</p> <p>② 任務と責任の明確化</p> <p>(4) 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。</p> <p>4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること</p> <p>(1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。</p> <p>(2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。</p> <p>(3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練</p> <p>5 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること</p> <p>(1) 教育に関して次のことを定めること。</p> <p>① 年間計画での実施回数</p> <p>② 予想される地震動等に関する知識</p> <p>③ 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項</p> <p>⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題</p> <p>(2) 広報に関して次のことを定めること。</p> <p>① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>② 正確な情報の入手方法</p> <p>③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>④ 各地域における避難対象地区に関する知識</p> <p>⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>
--	--

	<p>第11章 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所</p> <p>1 東南海・南海地震に係る津波からの円滑な避難の確保に関すること</p> <p>2 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること</p> <p>3 東南海・南海地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること</p>
--	---

	<p>第11章 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所</p> <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてることで、迅速・的確な行動が確保できるよう次に掲げる事項を定める必要がある。</p> <p>なお、この章の作成にあたっては、平成16年3月31日消防令第50号・消防令第41号・消防令第57号・消防特第49号「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策計画の作成について」における別紙「東南海・南海地震防災規程の作成例」及び平成16年3月31日消防令第56号「東南海・南海地震防災対策計画及び東南海・南海地震防災規程作成の手引きについて」も参考とすること。</p> <p>1 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること</p> <p>(1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。</p> <p>(2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。</p> <p>(3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。</p> <p>(4) 事業所内の集合場所について定めること。</p> <p>(5) 避難場所（避難が運れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。</p> <p>(6) 避難経路図を備え付けること。</p> <p>2 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること</p> <p>(1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。</p> <p>(2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。</p> <p>(3) 前(1)、(2)を統合した総合訓練の実施を定めていること。</p> <p>(4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。</p> <p>3 東南海・南海地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること</p> <p>(1) 教育に関して次のことを定めること。</p> <p>① 年間計画での実施回数</p> <p>② 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>③ 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>⑤ 従業員等が果たすべき役割</p> <p>⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>⑦ 地震対策として今後取り組む必要がある課題</p> <p>(2) 広報に関して次のことを定めること。</p> <p>① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p>
--	---

<p>第12章 雑則</p> <p>1 違反者に対する措置 防災規程に違反したものに對する措置について定めること。 (1) 違反者に對する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)</p> <p>① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。 表彰 2 防災業務に對しての功勞が認められる者に對しての表彰について定めること。 3 届出 細則の制定、改廃及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。</p> <p>附則</p> <p>この防災規程は ○○年○○月○○日から施行する。</p>	<p>② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地区に関する知識 ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p>第12章 雑則</p> <p>1 違反者に対する措置 防災管理者、副防災管理者及び防災要員が防災規程に違反した場合は、その程度により防災要員等を罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。 2 表彰 防災要員及び従業員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功勞が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。 3 届出 細則の制定、改廃及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。</p>

共同防災規程作成指針及び共同防災規程作成指針の概説

<p>第1章 総則</p> <p>1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。 3 適用範囲 この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。 4 遵守義務 構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。 5 他規程との関係 この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。また、火災、その他の災害を防止するための他の法令により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。 6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。 7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。</p>	<p>共同防災規程作成指針の概説</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 目的 特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。 2 用語の定義 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めることができる。 3 適用範囲 この規程は、構成事業所が一体となって活動すること、その効果が期待されることとなる。 また、共同防災要員が構成事業所内での活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。 4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第1種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに對しても周知させるよう努めるものとする。 5 他規程との関係 この規程は共同防災組織に関するものである。構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。 6 また、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。 7 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的な計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。 8 規程の改廃等 共同防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等にも当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。</p>

第2章 共同防災組織

- 共同防災組織の組織等
 - 共同防災組織の名称
 - 共同防災組織の名称を定めること。
 - 共同防災組織本部の位置
 - 共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。
 - 共同防災組織の編成
 - 各構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。
 - 各構成事業所の自衛防災組織との関係
 - 各構成事業所の自衛防災組織との関係を明確にすること。
 - 共同防災組織の指揮命令
 - 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。
- 防災資機材等及び共同防災要員の配置
 - 防災資機材等
 - 防災資機材等は、災害が発生した場合、速やかに、かつ、容易に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。
 - 共同防災要員
 - 共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。
- 共同防災組織の業務の外部委託
- 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。
 - 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - 委託業務内容に関すること
 - 委託業務の具体的な内容
 - 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領
 - 受託者の業務の実施要領
 - 平常時の場合
 - 災害発生時の場合
 - 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること
 - 教育・訓練の意義と責任について
 - 教育・訓練計画の作成について

第3章 代表者等の職務

- 代表者等の職務
 - 代表事業所の防災管理者の職務
 - 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。
 - 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び防災要員から意見を聞き又は視察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。
 - 共同防災要員の職務
 - 指揮者を指定して共同防災要員を指揮監督させること。
 - 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。
 - 代表者等の代行
- 代表者および共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

第2章 共同防災組織

- 共同防災組織の組織等
 - 共同防災組織の名称
 - 共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。
 - 共同防災組織本部の位置
 - 構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。おおむね直径5km程度の範囲を目的として、当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。
 - 共同防災組織の編成
 - 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。
 - 各構成事業所の自衛防災組織との関係
 - 各構成事業所の自衛防災組織と共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表示明確にしておく必要がある。
 - 共同防災組織の指揮命令
 - 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表示明確にしておく必要がある。
- 防災資機材等及び共同防災要員の配置
 - 防災資機材等
 - 防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服、空気呼吸器等）は、災害が発生した場合、速やかに、かつ、容易に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。
 - 共同防災要員
 - 共同防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。
 - 共同防災組織の業務の外部委託
 - 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。
 - また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。
 - 業務委託先の氏名及び住所に関すること
 - 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。
 - 委託業務内容に関すること
 - 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。
 - また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

第3章 代表者等の職務

- 代表者等の職務
 - 代表事業所の防災管理者の職務
 - 代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。
 - 共同防災要員の職務
 - 共同防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災組織を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。
 - また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。
 - 防災資機材を活用した防災活動
 - 防災資機材等の点検
 - なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体勢を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。
 - 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。
 - 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。
 - 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。
 - 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。
 - 自衛防災組織と同様、指揮者及び機関員以外の共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。
 - 自衛防災組織と関係、指揮者及び機関員以外の共同防災要員であつても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲にいることが望ましい。
 - 代表者等の代行
- 代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにするとともに、権

--

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準
 - 防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。
 - (1) 点検実施責任者及び点検実施者
 - (2) 点検項目
 - (3) 点検方法
 - (4) 点検周期
 - (5) 点検結果
- 2 結果に基づく措置
 - 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。
- 3 記録の保存
 - 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。
- 4 防災資機材等の代替措置
 - 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

<p>限委員について定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表者が事故ある時の代行を、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくこと。 (2) 指揮者、機関員である共同防災要員の代行は、予め指名した共同防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる共同防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。 (3) 共同防災要員の代行は、防災、保安に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから予め指名した者とする。
--

第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備

防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。

第5章 防災資機材等の点検

- 1 点検基準
 - 防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。
 - (1) 代表者を点検実施責任者としその種類ごとに点検実施者を定める。
 - (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。
 - (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。
 - ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。
 - ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。
 - ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。
- また、消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。
- (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的の実施する。
- (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。

2 結果に基づく措置

点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。

3 記録の保存

点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。

4 防災資機材等の代替措置

防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛（共同）防災組織への出場依頼等及びこれらのごとについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
 - 異常現象の発見に伴う構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある
- 2 共同防災組織への出場指示等
 - 共同防災組織への出場指示については、共同防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、共同防災組織の構成によっては、共同防災要員が分散して就業していることもある。
 - (1) 共同防災組織の構成によっては、共同防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、共同防災要員への出場指示の方法を定めておく必要がある。
 - (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が滞滞なくできるよう伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。
 - (3) 共同防災要員が確実に災害出場するたため次に掲げる事項について定める必要がある。
 - ① 指揮者及びその他の共同防災要員は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。
 - ② 機関担当の共同防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。
 - ③ 共同防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が確実に行われるよう定めること。
 - ④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各員の共同防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。
- 3 共同防災組織の活動
 - 共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごと」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。

第6章 異常現象に対する措置

- 1 災害通報の受信
 - 構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。
- 2 共同防災組織への出場指示等
 - 次の事項に関して定めること。
 - (1) 構成事業所からの異常現象発生時の通報を受理したときの出場体制、方法について。
 - (2) 共同防災要員への連絡方法等
 - ① 共同防災要員が参集するために必要な事項を定めること。
 - ② 共同防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が滞滞なく的確にされるよう定めること。
 - ③ 共同防災要員への伝達方法を明確にすること。
 - (3) 共同防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。
- 3 共同防災組織の活動
 - 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、次の場合における共同防災組織の指揮命令系統及び共同防災組織と構成事業所の自衛防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。
 - (1) 共同防災組織の出場、初動活動時
 - (2) 公設消防隊の現場到着時
 - (3) ○○県石油コンビナート防災計画に基づく現地防災本部の設置後
- 4 連絡調整等
 - 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。

<p>5 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構成事業所の施設の配置図 (2) 構成事業所の特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) その他、必要な書類及び図面 <ol style="list-style-type: none"> ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 ③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取引量等概要が把握されていること。 	<p>第7章 防災教育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育の実施 教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員等に次の教育を行うよう定めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災意識の高揚 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (5) 構成事業所の取扱い危険物の性質及び性状 (6) その他必要な事項 2 記録の保存 教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。 	<p>第8章 防災訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練の実施 訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を行うよう定めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練 (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練 (3) 上記(1)(2)等を複合し、構成事業所における総合訓練及び自衛防災組織、公設消防隊との連携訓練 (4) その他必要な訓練 2 記録の保存 訓練記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。
<p>また、活動に際しての、指揮命令系統、人的被害の発生、公設消防隊との関連等に関する留意事項を定める必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同防災組織の出場、初動活動時について定める必要がある。 (2) 公設消防隊が到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。 (3) ○○県石油コンビナート防災計画に基づく現地防災本部の設置後の活動について定める必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 4 連絡調整等 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。 5 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から共同防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。 	<p>第7章 防災教育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育の実施 各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、共同防災組織として防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、構成事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災意識の高揚 <ol style="list-style-type: none"> ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対するの社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 <ol style="list-style-type: none"> ① 関係法令等の中の必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所 ② 取扱手順や注意事項等 (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状 <ol style="list-style-type: none"> ① 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (6) その他必要な事項には、個々の共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。 	<p>第8章 防災訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災訓練の実施 (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①ホース延長訓練、ポンプ操法及び放水訓練 ②車両の積載品取扱訓練 ③資機材の不調、故障時の措置訓練 (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業所内の通報訓練 ②共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練 ③通報から出場までの訓練 (3) 上記(1)(2)等を複合し、構成事業所における総合訓練及び自衛防災組織、公設消防隊との連携訓練 <ol style="list-style-type: none"> 火災、漏洩等の種別ごとに通報、参集、出場、放水訓練等を総合した訓練及び自衛防災組織、公設消防隊との連携を図る訓練 (4) 防災訓練はその一部を省略し、または、総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。 <p>その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
防災規程に違反したものに対する措置について定めること。
(1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等)
① 措置基準を定めていること。
② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。
- 2 表彰
防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。
- 3 届出
細則の制定、改廃及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。

附則

この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

第9章 雑則

- 1 違反者に対する措置
代表者及び防災要員が防災規程に違反した場合は、その程度により防災要員等を罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。
- 2 表彰
共同防災要員等に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。
- 3 届出
細則の制定、改廃及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。

20 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

平成17年11月28日
消 防 特 第 2 2 0 号

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 消 防 長 }

消 防 庁 次 長

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第353号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号。以下「改正法」という。）の一部の施行期日に合わせて、平成17年12月1日に施行されることとなりました。

今回の政令の改正は、特定事業所における消防力の充実・強化を図るため改正法により追加された新たな防災資機材である泡放水砲に関する事項を定めるほか、複数の特別防災区域にわたる区域で特定事業者共同で泡放水砲を配備することができる広域共同防災組織について定めるとともに、広域共同防災組織の業務を定める等の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 自衛防災組織に関する事項

- 一 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に二及び三の規定により大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動を統括する1人の防災要員、大容量泡放水砲各1基につき1人の防災要員並びに総務省令で定める人数の防災要員を置かなければならないものとしたこと。（改正政令第7条第3項関係）
- 二 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、当該浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径に応じた基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとしたこと。（改正政令第13条第1項・第2項関係）
- 三 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で二の規定の適用を受けるものに、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けなければならないものとしたこと。（改正政令第13条第3項・第14条第5項・第15条関係）

第二 共同防災組織に関する事項

共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準に、次の事項を加えることとしたこと。（改正政令第20条第1項関係）

- 一 構成事業所のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第一の二の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。
- 二 一に該当する場合には、第一の一に掲げる防災要員を置いていること。

(注) この基準に従って防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、各構成事業所の自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員については、改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令第21条第1項各号の規定によることとなる。

第三 広域共同防災組織に関する事項

- 一 広域共同防災組織を設置することができる区域を定めたこと。(改正政令第22条第1項・別表第3関係)
- 二 広域共同防災組織の業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとしたこと。(改正政令第22条第2項関係)
- 三 広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準は、次のとおりとしたこと。(改正政令第23条関係)
 - 1 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。
 - 2 第一の一に掲げる防災要員を置いていること。
- 四 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が三の基準に従ってその広域共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、広域共同防災組織を設置している各特定事業者は、第一の規定にかかわらず、当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織に、第一の二及び三の規定による防災資機材等を備え付け、及び第一の一の規定による防災要員を置くことを要しないものとしたこと。(改正政令第24条関係)

第四 その他所要の改正を行ったこと。

第五 その他

この政令の施行の際現に石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者については、第一の二の規定は、平成20年11月30日までの間は、適用しないものとしたこと。(改正政令附則第2条関係)

21 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

平成17年11月28日
消 防 特 第 2 2 1 号

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 消 防 長 }

消 防 庁 次 長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部
を改正する省令の施行について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(平成17年総務省令第159号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成17年12月1日に施行されることとなりました。

今回の改正は、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第353号)による改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号。以下「令」という。)第13条に定める自

衛防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤の要件並びに特定防災施設的能力、位置及び構造等を定めるとともに、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）による改正後の石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第19条の2第3項に基づく広域共同防災規程に定める事項等を定める内容の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 特定防災施設に関する事項

一 従来特定事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置すべき消火用屋外給水施設を「消防車用屋外給水施設」としたこと。（改正省令第7条関係）

※ 消防車用屋外給水施設及び二の大容量泡放水砲用屋外給水施設を「消火用屋外給水施設」とする。

二 その特定事業所に係る自衛防災組織に、令第13条第1項により大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合には、当該自衛防災組織に大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置しなければならないこととしたこと。（改正省令第7条関係）

三 二の大容量泡放水砲用屋外給水施設について、能力、位置及び構造の基準を定めたこと。（改正省令第8条第2項、第9条第3項並びに第10条第3項及び第4項関係）

四 大容量泡放水砲用屋外給水施設について、他の施設との兼用を禁止したこと。ただし、他の法令の規定により必要とされる水量の給水を行った場合においても、大容量泡放水砲が必要とする放水能力に相当する余力を有する場合に限り、兼用することができることとしたこと。また、消防車用屋外給水施設及び大容量泡放水砲用屋外給水施設は、総放水能力及び自衛防災組織の基準放水能力を合算した放水能力により、120分継続して放水することができる量の水を供給でき、かつ、消防車用屋外給水施設の位置及び構造の基準並びに大容量泡放水砲用屋外給水施設の位置及び構造の基準のいずれにも適合する場合に限り、兼用することができることとしたこと。（改正省令第11条関係）

五 自衛防災組織の基準放水能力により120分継続して送水することができる量の水を常時取水することができる河川等がある場合又は大容量泡放水砲用屋外給水施設の位置及び構造の基準に適合する給水施設及び河川等から自衛防災組織の基準放水能力により120分継続して放水することができる量の水を常時供給することができる場合には、大容量泡放水砲用屋外給水施設が設置しているものとみなすこととしたこと。（改正省令第12条関係）

第二 防災要員に関する事項

一 令第7条第3項の総務省令で定める人数は、第四の一のポンプ各1台につき2人、混合装置各1台につき2人及びホースを展張することとした場合における当該ホースの長さを200mで除して得た数に相当する人数としたこと。（改正省令第17条の2関係）

二 一の防災要員の数は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等の設置の状況その他の事情を勘案して、市町村長等が認めたときは、減じることができることとしたこと。（改正省令第17条の2関係）

第三 大容量泡放水砲に関する事項

令第13条第1項に規定する総務省令で定める大容量泡放水砲の要件並びに令第13条第1項及び第2項の大容量泡放水砲の放水能力を定めたこと。（改正省令第19条の2第1項及び第2項関係）

第四 大容量泡放水砲用防災資機材等に関する事項

- 一 令第13条第3項の大容量泡放水砲に必要な量の泡水溶液を供給するために必要な防災資機材等はポンプ、混合装置及びホースとし、各々の防災資機材等が必要とする要件を定めることとしたこと。（改正省令第19条の2第1項～第3項関係）
- 二 令第13条第3項の総務省令で定める基準は、大容量泡放水砲用防災資機材等の使用時において、自衛防災組織の基準放水能力による放水に必要な量の水を120分継続して取水することができ、その水を120分継続して大容量泡放水砲用泡消火薬剤と混合し適正な濃度の泡水溶液にすることができ、当該泡水溶液を120分継続して送水できることとしたこと。（改正省令第19条の2第4項関係）
- 三 二の場合において、一の大容量泡放水砲用防災資機材等のうちいずれかを備え付けなくても二の基準に適合するときは、当該大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けることを要しないこととしたこと。（改正省令第19条の2第5項関係）

第五 大容量泡放水砲用泡消火薬剤に関する事項

令第14条第5項の総務省令で定める大容量泡放水砲用泡消火薬剤は、消防法施行令第37条第1項第3号に規定する泡消火薬剤のうち、大容量泡放水砲に適する等の要件に該当するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとしたこと。（改正省令第19条の4関係）

第六 可搬式放水銃等に関する事項

令第15条の総務省令で定める数は、耐熱服については、1着に大容量泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ1台につき1着を加算した数とし、空気呼吸器又は酸素呼吸器については、1個に当該大容量泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ1台につき1個を加算した数としたこと。（改正省令第21条関係）

第七 共同防災組織における大容量泡放水砲等の備付けに係る基準

令第20条第1項第2号の総務省令で定める基準については、第四の二及び三を準用することとしたこと。（改正省令第26条の2関係）

第八 広域共同防災組織に関する事項

- 一 法第19条の2の広域共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならないこととしたこと。（改正省令第30条関係）
 - 1 広域共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関すること。
 - 2 防災要員の職務に関すること。
 - 3 広域共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
 - 4 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。
 - 5 防災資機材等の輸送に関すること。
 - 6 広域共同防災組織の編成に関すること。
 - 7 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。

- 8 広域共同防災組織の防災訓練の実施に関すること。
- 9 広域共同防災組織及び広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
- 10 防災資機材等の点検に関すること。
- 11 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域共同防災組織の防災活動に関すること。
- 12 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- 13 広域共同防災組織とその広域共同防災組織を設置している各特定事業所の自衛防災組織及び当該各特定事業所に係る共同防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関すること。
- 14 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
- 15 広域共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関すること。
- 16 前各号に掲げるもののほか、広域共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項

二 法第19条の2第4項の規定による届出は、広域共同防災規程を設置し、又はその届け出た事項に変更があった日から10日以内に届け出なければならないこととしたこと。（改正省令第31条関係）

第九 広域共同防災組織における大容量泡放水砲等の備付けに係る基準

令第23条第1号の総務省令で定める基準については、第四の二及び三を準用することとしたこと。（改正省令第32条関係）

第十 届出様式に関する事項

- 一 第一の改正に伴い、大容量泡放水砲用屋外給水施設設置届出書を制定したこと。（改正省令様式第2の2）
- 二 自衛防災組織が備え付ける防災資機材等の中に大容量泡放水砲が追加されたことに伴い、防災要員及び防災資機材等現況届出書の様式を改正したこと。（改正省令様式第5）
- 三 自衛防災組織の業務の一部を行う共同防災組織において、大容量泡放水砲の備え付けの基準を設けたことに伴い、共同防災組織設置（変更）届出書の様式を改正したこと。（改正省令様式第8）
- 四 広域共同防災組織を設置した時に届け出る広域共同防災組織設置（変更）届出書の様式を制定したこと。（改正省令様式第8の2）

第十一 その他所要の整備を行ったこと。

第十二 その他

- 一 特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所を定める省令（平成16年総務省令第113号）について、所要の改正を行ったこと。（改正省令附則第2項関係）
- 二 消防庁長官が定める基準については、別途定める。

大容量泡放水砲用屋外給水施設設置届出書

年 月 日					
市町村長（都道府県知事）殿					
届出者					
住所 _____					
〔 法人にあつてはその名称 及び代表者の氏名 〕					
氏名 _____ ㊞					
（担当者 所属 電話 ）					
大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置したので、石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づき届けます。					
事業所の設置の場所及び名称	電話				
石油コンビナート等災害防止法第16条第4項の規定に基づき自衛防災組織に備え付けるべき化学消防自動車等の種類と台数					
消火用屋外給水施設	水 源	種 別			
	水 量	m ³	他の給水用設備等との兼用の有無		
	配 管	消火栓の個数	個（別添図書のとおり）		
	総 延 長	m	他の給水用設備等との兼用の有無		
	加圧ポンプ	全 揚 程	m	吐出量	l/min
	基 数	基	他の給水用設備等との兼用の有無		
	非 常 電 源	非常電源専用受電設備、自家発電設備、その他（ ）			
	代替施設	（別添図書のとおり）			
着 工 年 月 日	年 月 日				
完 成 年 月 日	年 月 日				
※受付欄	※手数料	※備 考			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 水量は、連続して取水が可能な量を記入すること。
- 3 加圧ポンプが二以上ある場合には、当該加圧ポンプごとに必要な事項を記入すること。
- 4 届出書に添付すべき別添図書は、次のとおりとすること。
 - (1) 水源
 - ア 他の給水用設備等と兼用している場合は、それぞれに供給する水量を明示したもの（計算根拠を示すもの及び図面を含む。）
 - イ 設計給水能力を説明したもの。
 - ウ 水源が貯水槽、プール等である場合は、その構造を明示したもの。
 - (2) 配管
 - ア 加圧ポンプと末端の消火栓との間の配管（加圧ポンプの吸込側の配管を含む。）の口径及び長さ並びに接手及び弁類の状況を示したもの。
 - イ 配管の摩擦損失等の計算根拠を示すもの。
 - ウ 配管の施工方法を明示したもの。
 - (3) 消火栓の個数等
 - ア 各施設地区の配置及び名称並びに第四類の危険物及び高圧ガスを扱う施設の位置を明示したもの。
 - イ 水源、加圧ポンプ、配管系統、消火栓、仕切弁等の位置を明示したもの（他の給水用設備等と兼用するものについては、その旨を明示したもの）。
 - (4) 加圧ポンプ
 - ア 加圧ポンプの性能及び容量の算出根拠を示すもの。
 - イ 駆動機等の容量の算出根拠を示すもの。
 - ウ 他の給水用設備等と兼用している場合は、それぞれの設備の送水能力を説明するもの。
 - エ 非常電源（非常電源専用受電設備にあつては、給電が別系統であるもの）の系統を説明するもの。
 - (5) 消火栓に代替できる貯水槽、プール、海等については、(3)の別添図書に明示すること。
- 5 ※印欄は、記入しないこと。

様式第5 (第24条関係)

(その1)

防災要員及び防災資機材等現況届出書

年 月 日			
市町村長 (都道府県知事) 殿			
届出者			
住所 _____			
〔 法人にあつてはその名称 及び代表者の氏名 〕			
氏名 _____ ⑩			
(担当者 所属 電話)			
自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、石油コンビナート等災害防止法第16条第5項の規定に基づき届け出ます。			
事業所の設置の場所及び名称			
石油の貯蔵・取扱量	kl	高压ガスの処理量 N m³	
指定施設における第四類危険物の取扱量の指定数量に対する倍数	倍	石油の貯蔵量の指定数量に対する倍数 倍	
送泡設備付きタンクの有無			
石油を貯蔵する高さ1.5m以上の屋外貯蔵タンクの有無			
石油を貯蔵し、又は取り扱う高さ20m以上の建物その他の工作物の有無			
石油を貯蔵する屋外貯蔵タンクの型別及び石油類別のタンクの直径のうち最大のもの	浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの		m
	浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもの		m
	その他の タンク	第一石油類又は第二石油類	m
		第三石油類又は第四石油類	m
特定移送取扱所の配管の延長		m	
特定移送取扱所の配管に係る最大常用圧力		kg / c m ²	
※受付欄		※備考	

(その2)

防 災 資 機 材 等				防災要員	
種 類	自衛防災組織に備え付けるべき数量	共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量	現に備え付けている数量及び性能	1台(隻)につき置いてある人員	
大型化学消防車					
大型高所放水車					
泡原液搬送車					
甲種普通化学消防車					
普通消防車					
小型消防車					
普通高所放水車					
乙種普通化学消防車					
大型化学高所放水車					
可搬式放水銃					
大型泡放水砲					
普通泡放水砲					
耐 熱 服					
空気呼吸器又は酸素呼吸器					
泡消火薬剤					
オイルフェンス					
オイルフェンス展張船					
油回収船					
合 計					
その他の防災資機材等				指 揮 者	人
				その他の 防災要員	人
大容量泡 放水砲等	自衛防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員	
				人	
※ 備 考					

別 紙

大容量泡放水砲用防災資機材等		
種 類	自衛防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備 付 け の 場 所
ポ ン プ		
混 合 装 置		
ホ ー ス		
大容量泡放水砲用 泡 消 火 薬 剤		
その他の防災資機材等		
※ 備 考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 様式（その1）について
 - (1) 指定数量に対する倍数の欄には、移送取扱所又は移動タンクに係る分を除いて計算した倍数の合計を記入すること。
 - (2) 浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの欄には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条の2で定める浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの直径を記入すること。
 - (3) 特定移送取扱所（危険物の規制に関する規則第28条の52に定めるものをいう。）の配管の延長の欄には、特定移送取扱所（海底に設置されているものを除く。）のうちの最長の配管の延長を記入すること。
- 3 様式（その2）について
 - (1) 自衛防災組織に備え付けるべき数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第18条（第13条を除く。）までの規定により備え付けるべき数量を記入すること。
 - (2) 共同防災組織を設置した場合に減ることができる数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法第19条第4項の規定に基づき減ることができる数量を記入すること。

- (3) 現に備え付けている数量及び性能の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第12条まで及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条から第23条の2(第19条の2を除く。)までに定める能力以上の能力を有するものの数量及びその能力を記入すること。
- (4) 1台(隻)につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条及び第21条の規定により置いている防災要員の数(同一の種類 of 防災資機材等を2以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数)を記入すること。
- (5) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未満の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の2及び第19条の4に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第5項及び第21条第1項第3号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の2の2第1項及び第26条の2の2第2項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、第17条の2の2第2項から第5項まで、第17条の3第1項及び第26条の2の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条第2項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条の4から第18条の8まで及び第19条の3の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (9) 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

- (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
- (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。

様式第8（第29条関係）

（その1）

共同防災組織設置（変更）届出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事）殿

届出者

住 所 _____

〔 共同防災組織を設置する特定事業者の名称
法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 〕

氏名 _____ 印

共同防災組織を設置（変更）したので、石油コンビナート等災害防止法第19条第3項の規定に基づき届け出ます。

共同防災 組 織	名 称			
	事 務 所 の 住 所			
共同防災組織に係る特定事業所の設置 の場所及び名称				
共同防災規程		(別添のとおり)	共同防災規程 制定（変更） 年月日	年 月 日
※受 付 欄		※備 考		

(その2)

防 災 資 機 材 等				防 災 要 員	
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	1台(隻)につき置いている人員	勤務又は待機の場所
大型化学消防車					
大型高所放水車					
泡原液搬送車					
甲種普通化学消防車					
普通消防車					
小型消防車					
普通高所放水車					
乙種普通化学消防車					
大型化学高所放水車					
可搬式放水銃					
大型泡放水砲					
普通泡放水砲					
耐 熱 服					
空気呼吸器又は酸素呼吸器					
泡消火薬剤					
オイルフェンス					
オイルフェンス展張船					
油回収船					
合 計					
その他の防災資機材等		指揮者		人	
		その他の防災要員		人	
大容量泡放水砲等	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防災要員	
				人	
※備 考					

別 紙

大容量泡放水砲用防災資機材等		
種 類	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備付けの場所
ポ ン プ		
混 合 装 置		
ホ ー ス		
大容量泡放水砲用泡 消 火 薬 剤		
その他の防災資機材等		
防 災 要 員		
勤務又は待機の場所		
※ 備 考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 様式（その1）について
共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称の欄には、すべての特定事業所について記入するものとし、すべての特定事業所について記入できない場合にあつては、別紙として添付すること。
- 3 様式（その2）について
 - (1) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
 - (2) 1台（隻）につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第20条の規定により置いている防災要員の数（同一の種類の防災資機材等を2以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数）を記入すること。
 - (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置（同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数）を記入すること。
 - (4) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令

若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未滿の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。

- (5) 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第19条の2及び第19条の4に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第4号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条の2の2第1項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、同項及び第26条の3第1項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第2項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

- (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
- (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
- (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置(同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数)を記入すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。

広域共同防災組織設置（変更）届出書

年 月 日

都道府県知事（主務大臣）殿

届出者

住 所 _____

〔 広域共同防災組織を設置する特定事業者の名称
法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 〕

氏名 _____ ㊞

広域共同防災組織を設置（変更）したので、石油コンビナート等災害防止法第19条の2第4項の規定に基づき届け出ます。

広域共同 防災組織	名 称			
	事務所の住所			
広域共同防災組織に係る特定事業 所の設置の場所及び名称				
広域共同防災規程	(別添のとおり)	広域共同防災 規程制定（変更） 年月日	年 月 日	
※受 付 欄		※備 考		

別 紙

大 容 量 泡 放 水 砲			
大容量泡放水砲	広域共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	広域共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所
大容量泡放水砲用防災資機材等			
種 類	広域共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能等		備付けの場所
ポ ン プ			
混 合 装 置			
ホ ー ス			
大容量泡放水砲用泡 消 火 薬 剤			
その他の防災資機材等			
防 災 要 員			人
勤務又は待機の場所			
※ 備 考			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 広域共同防災組織に係る特定事業所の設置の場所及び名称の欄には、すべての特定事業所について記入するものとし、すべての特定事業所について記入できない場合にあつては、別紙として添付すること。
- 3 別紙について
 - (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
 - (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。
 - (3) 勤務又は待機の場所の欄には、防災要員の勤務又は待機の場所の名称及び位置(同一場所でない場合は、それぞれの名称、位置及び防災要員の数)を記入すること。
- 4 ※印欄には、記入しないこと。

22 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

令和2年12月25日
消防特第161号

各都道府県知事 } 殿
各指定都市消防長 }

消防庁次長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第125号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 様式上に規定されている押印に関する事項

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊞マークを削除したこと。

第二 施行期日に関する事項（附則関係）

この省令は、公布の日から施行すること。

23 航空法（抄）

（昭和27年7月15日法律第231号）

（離着陸の場所）

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（捜索又は救助のための特例）

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

24 航空法施行規則（抄）

（昭和27年運輸省令第56号）

（最低安全高度）

第七十四条 法第八十一条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

- 一 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
 - イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度
 - ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から150メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度
 - ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあつては、地表面又は水面から150メートル以上の高度
- 二 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

（捜索又は救助のための特例）

第七十六条 法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛庁、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行なう航空機

25 昭和40年代までの石油コンビナート防災対策

1 石油コンビナート地帯の災害対策に関する答申（昭和42年5月23日消防審議会）に基づき、次の8項目について当面措置を講じることとした。

- ① 化学消防ポンプ車、消防艇の整備のための国庫補助
- ② 海面火災に対する特殊な研究の実施
- ③ 海上保安庁との業務協定の改訂及び市町村消防と海上保安官署との業務協定締結の促進
- ④ 地域防災計画における石油コンビナート地帯防災対策の確立
- ⑤ 連絡協議会等の組織の整備
- ⑥ 企業間及び市町村間の相互応援体制の推進
- ⑦ 泡消火剤の共同備蓄の推進
- ⑧ 防災訓練の実施

2 「石油コンビナート地帯防災対策要綱」（昭和45年12月7日消防庁長官）を定めた。要綱の項目は次のとおりである。

都道府県及び市町村に対して、次の対策の推進を指導した。

- ① 都道府県知事による石油コンビナート地帯の指定
- ② 防災会議の部会としての石油コンビナート部会の設置、地域防災計画における石油コンビナート地帯防災計画の策定
- ③ 都道府県相互間、市長村相互間の応援協定の締結
- ④ 都道府県における防災資機材センターの設置

また、関係企業に対して、次の防災対策を講ずるよう指導した。

- ① 関係企業における自衛消防組織の整備強化
- ② 関係企業が連携して災害に対処するための相互応援協定の締結
- ③ 関係企業における防災意識の高揚、保安体制の整備

3 石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見（昭和48年12月13日消防審議会）が提出され、その概要は次のとおりである。

次の対策を行うとともに、消防機関及び企業において災害発生の予測と防止について専門知識を有する者が不足している現状にかんがみ、国においてはこれら専門技能者を養成する方策を推進するとともに企業においては、災害防止責任を十分果しうるような技能者を適正配置するよう指導を強化すべきであるとしている。

- ① 地域防災計画へ石油コンビナート地帯の防災計画の組み入れの推進
- ② 石油コンビナート地帯と住居地域との隔離及びその他防災上の配慮
- ③ 情報連絡体制及び避難体制の整備

等である。

26 石油コンビナート地帯の災害対策に関する答申

昭和41年11月1日付諮問のあった特殊災害対策のうち、当面措置すべき石油コンビナート地帯の災害対策について、別紙のとおり答申する。

昭和42年5月23日

消防審議会

会長 伊能芳雄

消防庁長官 佐久間 彊 殿

石油コンビナート地帯の災害対策について

(1) 石油コンビナート地帯の災害の特殊性

いわゆる石油コンビナート地帯においては、原油、揮発油等の石油類をはじめとする多くの可燃性液体、エチレン、プロパン等の可燃性物資が多量に貯蔵され、取り扱われている。火災が発生した場合に油火災、ガス火災等特殊な火災となり、また、その規模も大きく、広範囲に拡大する可能性がある。また、海上輸送量の増大に伴うタンカーの大型化、船舶の輻輳から、船舶の衝突、座礁等による漏油及び引火による大規模なタンカー火災や海面火災が発生する可能性が多く、いったん発生した場合には、陸上への延焼の危険が大きい。さらに地震、津波、台風等によっても、一般市街地の場合と異なる態様の大災害が発生する可能性がある。

石油コンビナート地帯は、わが国産業活動上の重要な拠点であるから、この地帯に起る災害は、国民経済上に甚大な被害を及ぼすばかりでなく、地域住民の社会生活上にも広はんかつ、深刻な影響を与えるものである。

石油コンビナート地帯の整備が進むに従い、これに関する総合的な災害対策を早急に樹立する必要がある。

(2) 石油コンビナート地帯の災害対策としてとるべき措置

石油コンビナート地帯における災害対策を講ずるにあたっては、事故例の綿密な分析、特にその発生要因、拡大要因の究明をつみかさねていく必要があり、特に、その災害の特殊性にかんがみ、立地、配置、設計、保全、輸送方法等の各項目についても防災上全を期する必要があると考えるが、当審議会は、種々検討の結果(1)企業は、災害の防止について、第一次的責任をもつべきものであること。(2)石油コンビナート地帯を一体とした総合的な災害対策を樹立すべきであること。に留意しつつ、当面、早急に以下に述べる措置を講ずべきであるとの結論に達した。

ア 石油コンビナート地帯における危険物施設、高压ガス施設等に対する保安規制は、現行法制上は個々の施設を対象としているが、これを少なくとも一事業所を単位とする総合的な規制に改める必要がある。

なお、事業所内における施設の防災的な見地から適正配置についても指導を加える必要がある。

さらに、事業所相互間における災害の予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るための協定を予め締結しておくことが適当である。

イ 石油コンビナート地帯所在の市町村及び企業が必要とする消防力は、なお十分でないと思われるので、国にお

いて、早急に整備基準を作成するとともに、化学消防車、消防艇等の消防施設の整備及び消火薬剤の備蓄について国庫補助金の交付等の財政援助を強化することにより、適切な指導を行う必要がある。

ウ 石油コンビナート地帯は二以上の市町村にまたがる場合が多く、その災害も所在市町村の区域をこえて拡大することが考えられるので、これらの地域における防災計画については、都道府県地域防災計画のなかに重要項目としてとりあげるよう配慮すべきである。

この計画の実施にあたっては、都道府県、市町村及び企業をもって構成する連絡協議会を設け、相互の協力が円滑に遂行できるよう、措置する必要がある。

なお、この場合、地域の実情によっては、関係市町村間に消防事務に関する一部事務組合を結成することも、検討することが適当である。

エ 石油コンビナート地帯の港湾においては、海陸一体となった消防体制を設備する必要がある。このため、海上保安庁と消防機関との間に昭和 24 年に締結された業務協定の内容に検討を加え、たとえば、消防機関の責任を、画一的に、接岸船舶等に限ることなく、その地域の実情に応じて現地における両機関の責任の分担と協同が円滑に遂行できるように改めるべきである。

オ タンカー火災、海面火災、陸上火災、陸上施設火災に対する特殊な研究及び技術開発、たとえば、火災船舶の沖出技術、大規模油火災の接近消火技術、空中からの消火技術、オイルフェンスの改良、油タンク火災用消火器具、強力な消火薬剤等の研究開発を積極的に進める必要がある。このため、消防研究所の拡充をはかるとともに、他の研究機関の協力を得るよう配慮すべきである。

カ 大型タンカーの事故に伴う災害を防止するため、内海及び湾内における大型タンカーとその他の船舶の航路の制限等の措置を講ずべきである。なお、将来石油コンビナートは外洋に面した場所に立地させ、かつ、大型タンカーを可及的に陸地に近づけない工夫等を研究する必要がある。

キ 石油コンビナート地帯における関係市町村の都市計画においては、住居地域との隔離、工業地域及び専用地域の指定、緩衝地帯の設置、防災道路の建設、飛行場との位置関係その他について、防災上の配慮が充分なされることが必要である。

27 石油コンビナート地帯防災対策要綱

(昭和 45 年 12 月 7 日付け消防防第 606 号)

石油コンビナート地帯が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）及び石油コンビナート地帯が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）は、石油コンビナート地帯における防災に関し、次に掲げるところにより、組織及び計画の整備、災害防止その他の対策の推進を図るとともに、石油コンビナート地帯に存在する企業（以下「関係企業」という。）に対して当該地帯に係る防災対策の実施について指導し、もって当該地帯における災害の防止と被害の軽減を図るものとする。

第 1 都道府県及び市町村に関する事項

1 石油コンビナート地帯の範囲

石油コンビナート地帯の地域の範囲は、おおむね次に掲げる事業所等が存在する地域について、関係市町村及び都道府県防災会議の意見を聞いて、知事が定めるものとする。

- (1) 石油精製業を営む事業所
- (2) 大規模な石油化学工業製品製造業を営む事業所
- (3) 大規模な屋外タンク貯蔵所が群として存在するもの

2 責 務

(1) 都道府県の責務

関係都道府県は、国の行政機関、他の地方公共団体及び企業等の協力を得て、石油コンビナート地帯に係る防災計画を作成し、これを実施するとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるよう市町村、企業等に対し、積極的に指導、助言、勧告その他の必要な措置をとるものとする。

(2) 市町村の責務

関係市町村は、国の行政機関、都道府県、他の地方公共団体及び企業等の協力を得て、石油コンビナート地帯に係る防災計画の作成、実施体制の整備を図り、防災対策が有効かつ適切に行われるようにするとともに、関係企業に対し、指導その他の必要な措置をとるものとする。

3 組 織

(1) 都道府県

ア 防災会議

(ア) 関係都道府県は、都道府県防災会議に石油コンビナート地帯防災対策に関する部会を設置するものとする。

(イ) 石油コンビナート地帯防災対策に関する部会は、おおむね次に掲げる委員及び専門委員をもって構成するものとする。

- a 中部近畿産業保安監督部、都道府県労働基準局、管区海上保安本部その他の国の関係行政機関の長又はその指名する職員
- b 当該都道府県の区域を管轄する自衛隊の長
- c 警視総監又は道府県警察本部長
- d 知事が部内の職員のうちから指名する職員
- e 関係市町村の長及び消防機関の長
- f 石油コンビナート地帯における企業を代表する企業の役員又は職員
- g 石油コンビナート防災対策に関し、学識経験を有する者のうちから知事が指名する者

イ 都道府県相互間の応援

(ア) 関係都道府県は、必要に応じ近接する関係都道府県と応援協定を結ぶものとする。

(イ) 応援協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。

- a 応援要請方法

- b 応援の設備又は資材の種類及び数量
- c 費用負担等

(2) 市 町 村

ア 防災会議

(ア) 関係市町村が近接して二以上ある場合は、防災会議の協議会を設置するものとする。

防災会議の協議会は、次のイで述べる応援協定を含めた石油コンビナート地帯防災対策に関する効果的な指定地域防災計画を作成するものとする。

(イ) 関係市町村は、必要に応じ、市町村防災会議に、石油コンビナート地帯防災対策部会を設置するものとする。部会の構成は、都道府県の例に準じ、市町村の実情に応じて定めるものとする。

イ 市町村相互間の応援

(ア) 関係市町村は、相互に応援協定を結ばなければならないものとする。

(イ) 関係市町村は、必要に応じ近接する他の市町村又は近接する石油コンビナート地帯が所在する市町村と応援協定を結ぶ等広域的な応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 応援協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。

- a 応援に出場する場合及びその連絡方法
- b 応援の設備又は資材の種類及び数量
- c 費用負担等

ウ 一部事務組合の設置等

石油コンビナート地帯が二以上の市町村の区域にまたがる場合において、各市町村のみでは防災体制が十分でないときは、関係市町村は、消防事務等に関する一部事務組合の設置、消防事務等の委託等による共同処理を行うようにするものとする。

エ 市町村と海上保安官署との協定

石油コンビナート地帯の港湾における船舶等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月)に従い、海上保安官署と消防機関との間で業務協定の締結を推進するものとする。

オ 市町村と港湾管理者との協定

関係市町村は、港湾管理者との間で、消火、救難等に関して協定を結ぶものとする。

(3) 都道府県、市町村と企業の関係

関係都道府県及び関係市町村と関係企業は、石油コンビナート防災対策部会を中心として連絡、調整にあたるが、地域の実情により「関係都道府県及び関係市町村と関係企業の協議会」(既設又は新設を問わない)が連絡、調整の機軸を十分に果しうると考えられる場合は、部会にかえて、その運用を促進するものとする。

4 計 画

(1) 地域防災計画

関係都道府県及び関係市町村の地域防災計画には、石油コンビナート地帯防災計画として、おおむね次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

ア 総則に関する事項

- (ア) 石油コンビナート地帯の範囲
- (イ) 石油コンビナート地帯の現況

イ 防災組織に関する事項

- (ア) 石油コンビナート災害に対処する関係機関の組織、事務又は業務の大綱に関する事項
- (イ) 石油コンビナート地帯防災対策部会に関する事項
- (ウ) 関係企業の連絡協議会に関する事項

ウ 災害予防に関する事項

- (ア) 災害予防責任の分担に関する事項
- (イ) 設備、資材等の整備に関する事項
- (ウ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、R I 災害の予防に関する事項
- (エ) 海上火災の予防に関する事項
- (オ) 教育、訓練に関する事項
- (カ) 調査研究に関する事項

エ 災害応急対策に関する事項

- (ア) 災害応急対策責任の分担に関する事項
- (イ) 避難に関する事項
- (ウ) 消火活動に関する事項
- (エ) 関係機関の協力に関する事項
- (オ) 設備、資材等の調達に関する事項

(2) 消 防 計 画

消防計画には、石油コンビナート地帯の火災に関して、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 6 号）に従い、具体的に計画を定めるものとする。

(3) 他の計画との関係

関係都道府県及び関係市町村の作成する地域開発計画等で、石油コンビナート地帯に関連を有するものは、当該地帯の防災対策について十分配慮するものとする。

5 災害防止

(1) 災害に関する設備及び資材の整備

ア 都道府県

関係都道府県は、防災資機材センターを設置するものとし、石油コンビナート災害対策用として、泡消火剤等の整備を図るものとする。

イ 市町村

関係市町村は、次に掲げる防災に関する設備及び資機材を整備するものとする。

(ア) 化学消防ポンプ自動車及び消防艇

少なくとも消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に定めるところにより整備するとともに地域の実情に応じ増強を図るものとする。あわせて泡消火剤についても、蓄量の増強をはかるものとする。

(イ) その他の設備等

泡放射口を固定支持する器具、エアフォームタワー、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性及び有毒性ガス用）、放射能測定器、耐熱防火衣、空気又は酸素呼吸器等を実情に応じて整備するものとする。

(2) 防災訓練

ア 関係都道府県及び関係市町村は、国の行政機関、企業等の協力を得て、石油コンビナート災害を想定した訓練を、おおむね毎年1回以上行うものとする。

イ 訓練の実施については、特に次の事項を考慮するものとする。

(ア) 実地訓練のほか、図上訓練を行うこと。

(イ) 応援出場部隊の指揮統制、高所の消火活動、防災資機材の調達の手続、輸送等石油コンビナート災害の特徴に応じた訓練を行うこと。

(ウ) タンカーの火災、有毒性物質の火災及び漏洩放射性物質取扱施設の火災等についても訓練を実施すること。

(エ) 訓練実施後は、関係者による検討会を開催すること。

(3) 航空機による災害の防止

関係都道府県及び関係市町村は、共同して、地方航空局又は空港事務所との密接な連絡のもとに航空機の墜落による石油コンビナート地帯の災害の防止を図るため、必要に応じ対空監視体制を整備するものとする。

(4) 住民の避難

関係市町村は、住民に対する避難の勧告又は指示の伝達方法、避難通路等について定め、警報伝達のための設備の整備、避難経路の確保等を図るものとする。

(5) 消防活動

消防機関は、消防計画に基づき迅速かつ適切に行動するほか、特に次の事項を考慮するものとする。

ア 関係企業の施設内容及び火災の状況等を適確に把握するとともに、有毒性ガスの漏洩、爆発性物質の有無、禁水施設等を考慮し、人命安全の確保を図ること。

イ 大規模な火災及び拡大が予想される場合は、機を失せず、総合指揮連絡体制の確立を図るとともに、泡消火剤の集中、必要な水量の確保、放水部署の適正配置その他の消防体制の保持を行うこと。

ウ 市町村消防機関及び都道府県消防担当機関は、応援の要否、災害の拡大危険に関し、遅滞なく状況の把握に努め、市町村消防機関は都道府県に都道府県消防関係機関は国に対して積極的な状況の報告を行うこと。

エ 活動が長時間にわたる場合は、隊員の交代、休養給食等の措置を講ずること。

(6) 関係機関の協力

関係都道府県及び関係市町村は、災害予防、災害応急対策等の防災対策の実施について、関係機関の協力を得るよう努めるものとする。

第2 企業の指導に関する事項

関係都道府県及び関係市町村は、関係企業が法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果し、又は防災に寄与するよう努めなければならない責務を有することにかんがみ、次に掲げる事項について指導するものとする。

1 組 織

(1) 防災組織

関係企業は、自主的に防災に努めるほか、連けいして防災に寄与するため、自衛消防隊その他の防災に関する組織の整備を図ること。

(2) 連絡協議会

ア 関係企業は、共同して、連絡協議会を設置するものとし、必要に応じて区域を分けて下部組織を設けるものとする。

イ 連絡協議会は、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。

(ア) 相互援助協定の締結

(イ) 泡消火剤の共同備蓄等防災設備及び資材の整備

(ウ) その他石油コンビナート地帯における防災対策に関する連絡調整

(3) 相互援助協定

ア 関係企業は、連絡協議会によって相互援助協定を結ぶほか、他の近接する石油コンビナート地帯に所在する企業と相互援助協定を結ぶよう努めるものとする。

イ 援助協定は、特に次に掲げる事項を規定するものとする。

(ア) 応援に出動する場合及びその連絡方法

(イ) 応援の設備、資機材の種類及び数量

(ウ) 応援時の活動内容等

(4) 市町村等に対する協力

関係企業は、石油コンビナート地帯の災害に対処するため、国の行政機関、関係都道府県、関係市町村等に対する協力に関し、その内容、方法等をあらかじめ具体的に定めておくものとする。

2 計 画

企業の防災に関する計画には、予防規程及び防火管理者の作成する消防計画との関連を考慮して、おおむね次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 防災組織に関する事項

ア 防災組織の構成及び任務に関する事項

イ 防災設備、資機材の現況に関する事項

(2) 災害予防に関する事項

ア 設備、資機材等の整備に関する事項

イ 教育、訓練に関する事項

ウ 防災管理に関する事項等

(3) 災害応急対策に関する事項

火災等が発生した場合における通報連絡活動、消防活動その他の応急措置に関する事項

(4) 相互援助協定に基づく対策の実施に関する事項

3 災害防止

(1) 防災に関する設備及び資機材の整備

関係企業は、次に掲げる防災に関する設備及び資機材を整備するものとする。

ア 消火設備及び泡消火剤等

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）の基準について規制の強化が予定されているので、計画的に整備を図ること。

イ 化学消防ポンプ自動車

少なくとも危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の定めるところにより整備するとともに、企業の災害危険の実情に応じ、増強を図るものとする。

ウ オイルフェンス及び油処理剤

石油コンビナート地帯で石油類を荷さばきするけい留施設を有する企業は、石油類荷さばきのためのけい留施設を囲うことのできるオイルフェンスの整備を図るとともに、石油類荷さばきに伴う流出油を処理するため、油処理剤の整備を図るものとする。

エ その他の設備等

油回収機器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、放射能測定器、耐熱防火衣、空気又は酸素呼吸器等を実情に応じて整備するものとする。

(2) 防災訓練

関係企業は、企業の実態に応じた訓練を実施するとともに、関係都道府県及び関係市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(3) 応急対策

関係企業は、防災に関する計画に基づき迅速かつ適切に行動するほか、特に次の事項を考慮するものとする。

ア 有毒性物質等施設の実情に応じた応急措置をとること。

イ 市町村消防隊に対して必要な情報を提供し、適切に指導すること。

第3 実施時期と消防庁への報告

本要綱において実施すべき事項のうち、次の事項については、消防庁へ報告するものとする。実施時期について定

めのあるものについては、期限までに当該事項を実施するものとする。

なお、報告要領は別途通知する。

事 項	実施期限	報告時期
1 石油コンビナート地帯の指定	46年6月末	その都度
2 都道府県防災会議の部会の設置（又は都道府県を含めた関係地方公共団体と関係企業の協議会の設置）	46年6月末	〃
3 都道府県間の応援協定の締結		〃
4 市町村間の応援協定の締結		毎年3月末 9月末
5 市町村防災会議の協議会の設置	47年3月末	その都度
6 市町村と海上保安官署との協定の締結		毎年3月末 9月末
7 都道府県地域防災計画の中に、本通達第1、4（1）に掲げる事項を具体的に織り込む修正	47年3月末	その都度
8 化学消防ポンプ自動車及び消防艇の整備		別途調査時
9 都道府県、市町村の化学消火剤の備蓄		〃
10 企業間の連絡協議会の設置、相互援助協定の締結		毎年3月末 9月末
11 企業の石油関連施設、防災資機材の備蓄の状況		別途調査時

28 愛知県内広域消防相互応援協定

（目 的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必

要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
 - (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
 - (3) 集結場所及び連絡担当者
 - (4) その他必要事項
- (応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書 41 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

市町村等の長の職・氏名

29 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第 1 項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第 3 条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前 2 項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第 4 条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第 5 条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 19 年 8 月 1 日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和 4 年 4 月 1 日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保管する。

令和 4 年 4 月 1 日

愛知県知事 大村 秀章
市町村等の長の職・氏名

30 海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について海上保安官署と消防機関が協力し円滑に消防活動を行うため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

(1) 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

ア ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶

イ 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記ア及びイ以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

(2) 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行うものとする。

(3) 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(4) 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(5) 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

(6) 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(7) 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

ア 情報及び資料の交換

イ 消火活動要領の作成

ウ 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官 亀山 信郎
消防庁長官 佐久間 彊

31 災害救助法による愛知県知事の行う医療、助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定

災害救助法の規定により非常災害に際し、愛知県知事（以下「知事」という。）の行う医療及び助産については、同

法第32条の規定に基づき、下記各号の定めるところによりこれを日本赤十字社愛知県支部（以下「日赤支部」という。）に委託する。

第1 日赤支部が知事の委託により医療及び助産の業務を処理するに当っては、災害救助法の趣旨に則り誠実にこれを行わなければならない。知事は、委託事項の実施に関し日赤支部を指導援助するものとする。

第2 医療及び助産の程度方法及び期間は、災害救助法施行令第9条の規定により知事の定めたところによる。

第3 知事は、災害の状況により必要ありと認めた場合は、委託にかかわらず医療及び助産のため必要な措置を為すことができる。

第4 この協定事項を実施するため必要な事項は、知事と日赤支部の協議によりこれを定める。

本協定事項を証するため本書2通を作成し各々その1通を保管する。

昭和24年6月11日

愛 知 県 知 事 青 柳 秀 夫
日本赤十字社愛知県支部長 青 柳 秀 夫

32 災害時の医療救助に関する協定（県対県医師会）

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び愛知県地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）に基づき愛知県が実施責任を負う医療救助の万全を期するため愛知県知事（以下「甲」という。）と社団法人愛知県医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救助に関して協定する。

（目的）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、医療救護班を編成し、速やかに派遣する。

（指揮命令）

第3条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救助）

第4条 医療救助は、医療救護班によることを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合で医療機関に収容して救助を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

（医療救助の範囲）

第5条 医療救助の範囲は医療、助産及び検案とし、その内容は災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）

第5条に定めるところによる。

(医薬品及び資機材の供給)

第6条 医療救助に必要な医薬品及び診療資器材は、原則として甲が調達するものとし、緊急の場合は、乙又はその会員の手持ちのものを使用するものとする。

(報告)

第7条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第8条 甲は、この協定による医療救助に要した費用については、費用弁償を行う。

(救助金)

第9条 甲は、医療救護班員の業務災害に対して扶助金を法令の定めるところにより支給する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、決定する。

(実施細目)

第11条 医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成元年5月16日から適用する。

2 本協定発効と同時に、昭和53年1月18日付けで締結した災害救助に関する協定は破棄する。

この協定書の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成元年5月16日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事 鈴木 礼 治

乙 名古屋市中区栄四丁目14番28号

社団法人 愛知県医師会

会 長 太 田 元 次

33 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

(県警察本部)

○ 広域交通規制道路

道路区分	道路名
国道	1号、19号、22号、23号、41号、42号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道
	知多半島道路
	南知多道路
	知多横断道路
中部国際空港連絡道路	

○ 広域交通検問所

名称	住所	道路名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道1号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号
名四町交差点	名古屋市港区	国道23号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道41号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曾川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

34 事故報告書記入要領

1 即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」（P.46）の記入要領

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) ・自衛隊の派遣要請、出動状況

様式2 「事故報告」 (P.48) の記入要領

項目欄	入力要領
0 年 都道府県コード 消防本部コード	オフライン事故情報作成ソフトを利用される場合は、登録年及び都道府県コード並びに消防本部コードを半角で入力すること。 ＊ オンラインシステムで入力する場合は必要なし。
1 事故名	火災、爆発、流出、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力すること。また、できる限り以下の並びとすること。 (「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因) + (危険物名) + (火災または流出) [例] ・ 地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の流出 ・ 一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・ タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、工事中の火気によりピグ出口で爆発 ・ 屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのフロートスイッチ故障による重油の流出 ・ 給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	(1) 該当種別を選択すること。事故種別は次のとおり。 1 爆発：化学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的変化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 流出：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出し、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（流出）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 6 コンタミ：製造所等の危険物タンクで油種が違うものが混じった場合をいう。給油取扱所において、販売の有無に関わらずコンタミが判明した場合は、コンタミ事故として取り扱うこと。 また、腐食疲労等劣化等により水が混入した場合（水コンタミ）にあつては、破損又はその他の事故として取り扱うこと。 ＊ 移動タンク貯蔵所の交通事故について、1～4に該当しないものは入力する必要はない。

	<p>* 少量危険物施設の場合、石炭法上の異常現象でなければ入力が必要はない（製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が流出した場合を除く。）。</p> <p>(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択すること。</p> <p>事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択すること。それ以外の場合は（主）のみを選択すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発後に延焼した場合 （主）に爆発、（従）に火災を選択する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 （主）に火災を選択すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が流出した場合 （主）に流出を選択すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 （主）に破損を選択すること 									
3 発生	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日(推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
4 発見	<p>事故を発見した日時を入力すること。</p>									
5 覚知	<p>消防機関が事故を覚知した日時を入力すること。</p> <p>発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出発生 H20 年 12 月 1 日(推定)、覚知 H21 年 1 月 1 日、処理完了 2 月 1 日 H21 年第 1 四半期の事故報告で報告のこと 									
6 鎮圧・応急措置完了	<p>事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力すること。</p> <p>(1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。</p> <p>(2) その他の事故：応急措置が完了した。（流出事故の場合、流出防止措置が完了した。）。</p>									
8 覚知別	<p>消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（入力）すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">覚知方法区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 1 9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホットライン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警察電話</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駆付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後聞知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般加入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を入力すること。</p>	覚知方法区分	1 1 9	無線	ホットライン	警察電話	駆付	事後聞知	一般加入	その他
覚知方法区分										
1 1 9										
無線										
ホットライン										
警察電話										
駆付										
事後聞知										
一般加入										
その他										
9 気象状況	<p>天気・風向について、天気区分及び風向区分を選択すること。</p>									

		<p>天気区分：快晴、晴、曇、煙霧、砂じんあらし、地ふぶき、霧、霧雨、雨、みぞれ、雪、あられ、ひょう、雷雨、不明</p> <p>風向区分：無風状態、北、北北東、北東、東北東、東、東南東、南東、南南東、南、南南西、南西、西南西、西、西北西、北西、北北西、風向不明</p> <p>風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領によること。</p>				
10 発生事業所	(1) 名称等	<p>「〇〇株式会社〇〇工場」のように事業所名称の全てを入力すること。</p> <p>なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査入力要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。</p> <p>〔例〕 〇〇株式会社〇〇工場 123456</p> <p>また、事故の発生した事業所が、合同事業所（「石油コンビナート等災害防止法の運用について」（昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 建設省都防発第62号）第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。）を構成する事業所である場合（合同事業所の主たる事業所である場合を除く。）にあつては、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を（ ）書きで入力すること。</p> <p>〔例〕 △株式会社△△工場（〇〇株式会社〇〇工場 123456）</p>				
	(2) 種別	<p>発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内であるかどうかについて該当する項目を選択すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>特別防災区域内</td> <td>発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合</td> </tr> <tr> <td>特別防災区域外</td> <td>上記以外の場合</td> </tr> </table> <p>当該区域が特別防災区域内である場合は、下記該当項目を選択すること。</p> <p>①レイアウト：石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所</p> <p>②第1種：石災法第2条第4号に規定する事業所（①を除く。）</p> <p>③第2種：石災法第2条第5号に規定する事業所</p> <p>④その他：①～③以外の事業所</p> <p>なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあつては、合同事業所としての種別を選択すること。</p>	特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合	特別防災区域外	上記以外の場合
特別防災区域内	発生事業所が、石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存している場合					
特別防災区域外	上記以外の場合					
	(3) 業態	<p>火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にして選択すること。</p>				
	(4) 事業の概要	<p>事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に入力するものとし、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に入力すること。</p> <p>〔例〕 ・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン及びその誘導体を製造</p> <p>・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造</p>				
	(5) 従業員数	<p>事業所に所属する従業員（常時事業所内で業務に従事する派遣社員、アルバイト社員等を含む。）の数を選擇すること。</p> <p>従業員とは、事故発生時に事故発生事業所に所属する従業員（総合職・技能職・一般職等全ての職種を含む。）とし、子会社、関連会社の社員等であっても、常時事業所内で業務に従事する者を含む。ただし、このなかには施設の保守、改修等のために一時的に事業所内で作業する者は含まない。</p> <p>1：10人以下 2：11人～20人 3：21人～30人 4：31人～40人 5：41人～50人 6：51人～100人 7：101人～300人 8：301人以上</p>				

	うち 正社員の割合	事業所に所属する従業員のうち正社員（派遣社員、アルバイト社員等は含まない）の割合を選択すること。 1:30%以下 2:30%を超え40%以下 3:40%を超え50%以下 4:50%を超え60%以下 5:60%を超え70%以下 6:70%を超え80%以下 7:80%を超え90%以下 8:90%を超え100%以下
11 発生場所	(1)所在地 (2)区分	事故の発生した場所の地番まで入力すること。 事故の発生場所が事業所内又は事業所外であるかについて選択すること。 「事業所内」は、石炭法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所（事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。）であるとき、該当する施設地区を選択すること。 施設地区：製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区、その他施設地区 「事業所外」は、当該場所が海上、陸上又はその他（河川、湖沼）のうち該当する項目を選択すること。 「10 発生事業所」欄で種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を入力すること。
12 施設装置	(1)名称 (2)能力	別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称及びそのコード番号を選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を(2)の能力欄に簡記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、入力を要しない。 装置等の処理能力（キロリットル/日、トン/時）、消費量（リットル/時）、容量（リットル）等を入力すること。 〔例〕・常圧蒸留装置 15,000 キロリットル/日 ・ボイラー施設 350 トン/時 〔地下タンク貯蔵所、給油取扱所の場合の入力例〕 ・地下タンク貯蔵所の場合、名称欄に地下タンク（1209）を選択、能力欄にタンク容量を入力 ・給油取扱所の場合、名称欄にその他（9999）を選択し、能力欄に給油取扱所である旨及びタンク容量を入力 ※ 固定給油（注油）設備、印刷機等の施設内の機器については、次の「13 機器等」で入力すること。
13 機器等	(1)名称 (2)規模 (3)温度・圧力	事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により選択すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合、名称は「貯槽（タンク）」を選択する。 容量、寸法、能力等（直径〇〇ミリメートル、高さ〇〇ミリメートル、容量〇〇リットル）を入力すること。 〔例〕・地下貯蔵タンクの場合 直径1,300 ミリメートル、全長3,800 ミリメートル、容量5,000 リットル 発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力（メガパスカル）とすること。ただし、常温、常圧の場合は、各チェックボックスにチェックをすること。

14 発生箇所	<p>(1)名称</p> <p>(2)材質</p> <p>(3)設置位置</p>	<p>別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により選択すること。 [例] ・油を地下タンクに貯蔵するためポンプにて送油したが、地下タンクの残量を確認せずに行ったため通気管より流出・・・「通気管」と入力 ・給油取扱所の送油配管の腐食によるガソリンの流出・・・「給油管等」と入力 ・給油取扱所の固定給油（注油）設備のホースの破裂により流出・・・「給油（注油）ホース」と入力 ・移動タンク貯蔵所からポリ容器に灯油を充填中、注油ホースから注油ノズルが脱落し、灯油が流出・・・「給油（注油）ノズル」と入力</p> <p>発生箇所部位部品の主たる材質を次表に基づき選択（入力）すること。 ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム紙、その他（ ）</p> <p>なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS 規格番号及び材料記号等を入力することでもよい。 [例] ・鋼板 JIS G 3101 SS400 ・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力10K SCPH2</p> <p>発生箇所が「屋内」（埋設を除く）、「屋外」（埋設を除く）、「埋設」（土または砂と触れている場所）のいずれの部分であるかを選択すること。</p> <p>*ピット内、カルバート内は「屋内」とする。</p>						
15 発生時		<p>事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運転・作業状況コード表」により選択（入力）すること。なお、作業状況は、事故の主原因が人的要因に係る場合のみ入力すること。 この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。</p>						
16 発生施設規制区分等	<p>(1)施設区分</p> <p>(2)製造・貯蔵・取扱・運搬の別</p>	<p>該当する項目を選択すること。なお、各項目は以下のとおりである。 「1. 危険物」：消防法の許可又は承認に係る危険物施設 「2. 高圧ガス」：高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設 「3. 高圧混在」：消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設 「4. その他」：運搬、無許可施設、上記1～3に該当しない石炭法上の特定事業所の施設等</p> <p>① 製造所、貯蔵所、取扱所、運搬の区分を選択すること。 ただし、次の区分の場合、右欄の設置形式等を参考に該当する項目を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1749 1401 2009"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置形式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置形式等	屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他	屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他
区分	設置形式等							
屋内貯蔵所	平屋建、平屋建以外、建築物内設置、特定、特定の高層式、高層式、指定過酸化物、その他							
屋外タンク貯蔵所	特定、準特定、新法、旧法（第一段階基準、第二段階基準、旧基準）、円柱屋根、球面屋根、シングルデッキ型浮屋根、ダブルデッキ型浮屋根、固定屋根付き浮き屋根、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク、その他							

		地下タンク 貯蔵所	鋼製タンク（二重殻タンク以外）、鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク、強化プラスチック製二重殻タンク、タンク室、直埋設、漏れ防止										
		移動タンク 貯蔵所	積載式、積載式以外、給油タンク車、国際コンテナ、単一車、被けん引車										
		給油取扱所	航空機、船舶、鉄道又は軌道、LNG、CNG、水素、自家用、メタノール、エタノール、セルフ、屋内、屋外										
		販売取扱所	一種、二種										
		移送取扱所	特定、特定以外										
		一般取扱所	吹付塗装等、洗浄作業、焼入等、消費、充てん、詰替え、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置										
	(3)類・品名・名称・数量・倍数	<p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下タンク貯蔵所で設置形式が「鋼製タンク」「タンク室」の場合、鋼製タンク（タンク室）を選択 ・給油取扱所で設置形式が「セルフ」「屋外」の場合、セルフ（屋外）を選択 <p>[事故のあった施設のとりえ方の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損 ……移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注入中、タンクが満杯となり移動タンク貯蔵所のマンホールから流出 ……給油取扱所の事故 ・移動タンク貯蔵所から給油取扱所の地下タンクに注入中、危険物が流出 ……移動タンク貯蔵所のホースの破損等、移動タンク貯蔵所から地下タンクの注入口の前までの間で流出した場合には移動タンク貯蔵所の事故 ……地下タンクの通気管やマンホール等地下タンクの注入口以降から流出した場合には給油取扱所の事故 ・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクからの重油の流出 ……屋外タンク貯蔵所の事故 ・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注入中、灯油ホームタンクの注入口から灯油の流出 ……移動タンク貯蔵所の事故 ・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売 ……給油取扱所の事故 ・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が流出 ……漏油部分を含む施設側の事故 <p>② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。</p> <p>③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。</p> <p>当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別表第3に規定する性質（以下、「性質」という。）、名称、数量及び指定数量の倍数を選択（入力）すること。品名の略名は、原則使用しない。</p> <p>[例]</p> <p>給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油（第3石油類）を扱う場合</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>第4類</td> <td>第1石油類（非水溶性）</td> <td>ガソリン</td> <td>10000リットル</td> <td>50倍</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>第2石油類（ 〃 ）</td> <td>灯油</td> <td>10000リットル</td> <td>10倍</td> </tr> </table>		第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍	〃	第2石油類（ 〃 ）	灯油	10000リットル	10倍
第4類	第1石油類（非水溶性）	ガソリン	10000リットル	50倍									
〃	第2石油類（ 〃 ）	灯油	10000リットル	10倍									

		<p>〃 〃 (〃) 軽油 10000リットル10倍 〃 第3石油類 (〃) 廃油 10000リットル 5倍 計75倍</p> <p>① 製造所等：設置に係る完成検査日及び直近の変更に係る完成検査日 ② 仮貯蔵又は仮取扱い：承認に係る取扱い等の開始日 ③ 運搬又は無許可施設：入力が必要はない。</p>
17 物質の区分等	<p>(1)物質・状態・圧力・温度</p> <p>(2)分類・名称・CASNo.</p> <p>(3)流出量</p>	<p>(1) 事故の発端となった物質について、該当する全ての区分を選択すること（危険物の場合、指定数量の少ない物質から入力のこと）。</p> <p>物質区分：危険物、高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物、劇物、その他</p> <p>また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を選択すること。 状態： 固相、液相、気相 圧力： 常圧、加圧 温度： 低温、常温 [0-40℃]、高温</p> <p>物質の名称（商品名は除く。）を入力すること。この場合、危険物であるときは、類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を入力すること。物質名の略名は原則使用しない。また、商品名は使用しない。</p> <p>[例] ・第1類 塩素酸塩類（第1種酸化性固体） 名称：塩素酸ナトリウム ・第4類 第1石油類（非水溶性液体） 名称：ガソリン ・高圧ガス 名称：水素 ・指定可燃物 名称：プラスチック ・その他 名称：紙くず</p> <p>(2) 物質のCASNo.（Chemical Abstracts Service Registry Numbersの略で、アメリカのCAS Chemistry Systemに登録されている番号）が判明している場合は、その番号を入力する。</p> <p>流出事故の場合には、流出した物質の量を入力し、単位を選択すること。 流出量：（ ），単位：（リットル/キログラム/その他（ ））</p>
18 危険物保安統括管理者 19 危険物保安監督者 20 危険物取扱者の取扱・立会い		<p>該当する項目を選択すること。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施設は選択の必要はない。</p> <p>危険物保安統括管理者：選任有、選任無、不要 危険物保安監督者：選任有、選任無、不要 危険物取扱者の取扱・立会い：有、無</p>
21 設備・機器等の概要		<p>工程図（フローチャート）で書き表すことのできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示すること。</p> <p>工程図で書き表せない設備等については、ブロックダイアグラム及び許可図面等を用いて概要及び発災部分を明示すること。</p> <p>上記図面は、電子ファイルにより入力すること。</p> <p>なお、登録可能な電子ファイル容量制限は、1ファイルにつき5MBで、電子ファイルは5ファイルまで登録可能。</p>
22 事故の概要		<p>事故の全体の状況が把握できるように、</p> <p>(1) 事故に至る経緯 (2) 事故時の作業等の状況 (3) 事故の様相 (4) 被害の範囲 (5) 死傷者の発生状況</p>

	<p>(6) 実施した緊急措置 (7) 作動すべき安全装置等の状況 などについて簡記すること。なお、個人名、会社名等は入力しないこと。</p> <p>* 文中で使われる「容量」、「能力」等の単位は、全て漢字、カタカナで入力すること。 〔入力例〕リットル、平方メートル、トン、キロパスカル</p> <p>* 記載例は以下のとおり (火災事例) 製造所内において、容器の清掃のためトルエンを洗浄液としてステンレス容器内で手洗い洗浄していたところ、アースを接地することを失念したため、引火性雰囲気下において静電気が発生、可燃性蒸気に着火したことで洗浄作業をしていた従業員が火傷をしたもの。周辺の設備等への延焼はない。</p> <p>(爆発・火災事例) 工場内加熱蒸気発生プラントのトラブルにより全プラントの緊急停止を行っていたところ、爆発火災が発生、隣接するプラントへ延焼した。また、爆発による爆風と飛散物により、周辺施設や一般家屋にも損傷等の被害が及んだもの。この爆発・火災により従業員1名が死亡した。</p> <p>(流出事例) 地下タンク貯蔵所の液面計が実際と異なる油量を表示していたため、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に地下タンクの容量限界を超えた受入れをしたことにより、地下タンクの通気管先端部から敷地及び河川に灯油 100リットル（うち約10リットルが河川）が流出した。なお、吸着マットを使用し、応急措置を実施した。</p>																																	
23 緊急措置の状況	<p>発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを選択すること。 緊急措置を実施した場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い、複数ある場合には主要な3種類までを選択（入力）すること。 その他を選択した場合は、措置内容を簡記すること。 第1種から第5種消火設備を使用し、火災鎮圧に効果があった場合は、チェックボックスにチェックをすること。</p> <p style="text-align: center;">緊急措置コード表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">緊急措置の内容</th> <th style="width: 15%;">コード番号</th> <th style="width: 15%;">効果有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺火気の消火</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種消火設備</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第2種消火設備</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第3種消火設備</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第4種消火設備</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>第5種消火設備</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急排出、緊急移送</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[例]・緊急遮断装置の作動 …… コード番号1を選択 [例]・ストーブ等の消火 …… コード番号2を選択 [例]・小型消火器による消火 …… コード番号7を選択</p>	緊急措置の内容	コード番号	効果有	装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1		周辺火気の消火	2		第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>	第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>	第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>	第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>	第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>	防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8		緊急排出、緊急移送	9		その他 ()	10	
緊急措置の内容	コード番号	効果有																																
装置の緊急停止 (原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	1																																	
周辺火気の消火	2																																	
第1種消火設備	3	<input type="checkbox"/>																																
第2種消火設備	4	<input type="checkbox"/>																																
第3種消火設備	5	<input type="checkbox"/>																																
第4種消火設備	6	<input type="checkbox"/>																																
第5種消火設備	7	<input type="checkbox"/>																																
防油堤排水弁閉止、防油堤遮断装置作動等	8																																	
緊急排出、緊急移送	9																																	
その他 ()	10																																	

24 原因	(1) 主原因	主原因及び関連原因は、事故発生の主原因及び関連原因を、下記の「事故別の主原因及び関連原因の区分表」に従い選択すること。																																	
	(2) 関連原因	<p>関連原因は、主原因以外に事故の原因になったと考えられるものを二種類まで選択すること。</p> <p>区分の判断には別表第5「主原因及び関連原因の区分のための例示」を参考にすること。</p> <p style="text-align: center;">【事故別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>爆発・火災</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中</td> </tr> <tr> <td>流出・破損</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主原因で「腐食疲労等劣化」、「設計不良」、「故障」等の「物的・その他の要因」を入力した場合、この事故の背景として「維持管理不十分」、「操作確認不十分」、「監視不十分」といった「人的要因」が関与しているケースは、関連原因としてこれら「人的要因」を入力すること。</p> <p>(例) 長期間の点検を怠ったために腐食孔を発見できず、結果として危険物配管、容器等から危険物が流出した場合、主原因としては「物的・その他の要因」である「腐食疲労等劣化」が該当し、関連原因としては「人的要因」である「維持管理不十分」が該当する。</p> <p style="text-align: center;">【要因別の主原因及び関連原因の区分表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要因別</th> <th>主原因及び関連原因の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的要因</td> <td>維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分</td> </tr> <tr> <td>物的・その他の要因</td> <td>腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯</td> </tr> </tbody> </table>	事故	主原因及び関連原因の区分	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中	流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中	要因別	主原因及び関連原因の区分	人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分	物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																					
	事故	主原因及び関連原因の区分																																	
	爆発・火災	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、放火等、交通事故、類焼、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、不明、調査中																																	
流出・破損	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、最大震度6弱以上の地震、その他の地震等災害、風水害、悪戯、不明、調査中																																		
要因別	主原因及び関連原因の区分																																		
人的要因	維持管理不十分、誤操作、操作確認不十分、操作未実施、監視不十分																																		
物的・その他の要因	腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、悪戯																																		
(3) 主原因・関連原因の詳細	<p>主原因及び関連原因の詳細を、別表第6、7「事故分析チェックリスト(人的要因)、(物的・その他の要因)」より選択すること。なお、関連原因を二種類選択した場合は、関連原因を選択した順に詳細を入力してください。</p>																																		
(4) 着火原因	<p>着火原因及びそのコードを下記の「着火原因コード表」に従い選択すること。</p> <p style="text-align: center;">【着火原因コード表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>裸火</th> <th>高温表面熱</th> <th>溶接・溶断等火花</th> <th>静電気火花</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>電気火花</th> <th>衝撃火花</th> <th>自然発熱</th> <th>化学反応熱</th> <th>摩擦熱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着火原因</th> <th>過熱着火</th> <th>放射熱</th> <th>その他</th> <th>調査中</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コード番号</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花	コード番号	11	12	13	14	着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱	コード番号	15	16	17	18	19	着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明	コード番号	20	21	30	88	90
着火原因	裸火	高温表面熱	溶接・溶断等火花	静電気火花																															
コード番号	11	12	13	14																															
着火原因	電気火花	衝撃火花	自然発熱	化学反応熱	摩擦熱																														
コード番号	15	16	17	18	19																														
着火原因	過熱着火	放射熱	その他	調査中	不明																														
コード番号	20	21	30	88	90																														

	(5) 発生原因の状況	<p>(注1) 裸火 〔例〕 屋内貯蔵所でガソリンをポリ容器に小分け中、タバコを吸おうとライターで火を付けたため発生した可燃性ガスに引火、出火したもの。</p> <p>(注2) 高温表面熱 〔例〕 危険物容器を固定しない状態でエレファントノズルの内蓋を閉めずに運搬したため、容器が転倒し流出した油が排気管の熱により発火したもの。</p> <p>(注3) 静電気火花 〔例〕 セルフスタンドで、客がガソリンを給油するため給油口のキャップを緩めた際、燃料タンク内に充満していた可燃性ガスが噴出し、静電気の放電によりスパークしたもの。</p> <p>(注4) 過熱着火 〔例〕 アスファルトプラントを手動運転中、誤操作により材料供給が停止したため炉内温度が急激に上昇し、集塵装置のバグフィルターに着火したもの。</p> <p>主要原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必要な説明を加え入力すること。 〔例〕 ベルトコンベアのロール軸受のボールベアリング等において過度の使用により摩擦熱が発生していたところ、プレス機から飛散した油圧作動油がコンベアベルト等を介して軸受部に達し、発火。さらに、油を含んでいたコンベアベルトに着火し延焼したもの。</p>												
25 被害の状況		<p>火災及び流出事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番号を選択すること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1081 1401 1570"> <tr> <td data-bbox="555 1081 887 1160">1. 設備機器内</td> <td data-bbox="887 1081 1401 1160">危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1160 887 1272">2. 施設装置建屋内</td> <td data-bbox="887 1160 1401 1272">危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1272 887 1350">3. 隣接施設へ拡大</td> <td data-bbox="887 1272 1401 1350">他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所※内にとどまったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1350 887 1417">4. 事業所外※へ</td> <td data-bbox="887 1350 1401 1417">事業所外※にまで延焼又は流出拡大したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1417 887 1496">5. 他の施設から</td> <td data-bbox="887 1417 1401 1496">他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1496 887 1570">6. 流出に起因し施設外から</td> <td data-bbox="887 1496 1401 1570">危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの</td> </tr> </table> <p>※ 移動タンク貯蔵所が荷卸先等の事業所内に在る場合は、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。</p>	1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの	2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの	3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所※内にとどまったもの	4. 事業所外※へ	事業所外※にまで延焼又は流出拡大したもの	5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの	6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの
1. 設備機器内	危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったもの													
2. 施設装置建屋内	危険物施設から出火又は流出し、出火又は流出した施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの													
3. 隣接施設へ拡大	他の施設にまで延焼又は流出拡大したが事業所※内にとどまったもの													
4. 事業所外※へ	事業所外※にまで延焼又は流出拡大したもの													
5. 他の施設から	他の施設からの類焼により当該危険物施設が火災となったもの													
6. 流出に起因し施設外から	危険物の流出に起因し施設外から火災となったもの													
26 人的被害		<p>次の区分に従い、被害内容等を入力すること。</p> <p>重症：傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの 中等症：傷病の程度が重症又は軽症以外のもの 軽症：傷病の程度が入院加療を必要としないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者：発災事業所の従業員 当事者にあつては、正社員／非正社員／正社員及び非正社員のいずれかを選択すること。 ・防災活動従事者：防災活動に従事した者（当事者を除く。） 												

		<p>・第三者：上記の当事者及び防災活動従事者を除く者</p> <p>なお、当該事故により負傷した後 30 日以内に死亡した者は死者とする。</p> <p>死傷原因を選択（入力）すること。 火災・煙／中毒／酸欠／墜落／転倒等／爆風圧等の衝撃／その他（ ）</p>
27 物的被害	<p>(1) 被災影響範囲及び拡大の状況</p> <p>(2) 施設等の被害状況</p> <p>(3) 物質の被害状況</p> <p>(4) 直接損害額</p>	<p>被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を入力すること。流出事故の場合は、流出範囲が事業所の敷地境界線から 100m 程度で収まっているかどうか、事故の深刻度レベルのしきい値となっていることから、このことが分かるような記載内容とすること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災により〇〇装置を焼損 ・爆発により飛散物が半径 200 メートルの範囲内に飛散し、住宅 15 棟のガラスが破損 ・流出した油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで 3 キロメートルにわたり拡散し、のり養殖に被害 ・地下タンクから灯油 100 リットルが漏えいし、うち約 10 リットルが施設外の側溝内に流出した。流出範囲は敷地境界線より 100m 程度に収まっている。 ・横転した移動タンク貯蔵所からガソリン及び軽油が幅 4 m、長さ 30m にわたり漏えいした。 <p>当該事故により被害を受けた施設（棟）、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の程度を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇工場 200 平方メートル全焼、隣接事業所 2 棟（12 平方メートル、125 平方メートル）部分焼及び活性炭吸着設備全焼 ・地上式固定給油設備 1 基を破損 <p>当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼失、流出等の状況を入力すること。</p> <p>なお、危険物の場合は、17 欄と同様に入力すること。</p> <p>〔例〕・第 4 類第 1 石油類（非水溶性）ガソリン 1,000 リットル流出</p> <p>1 万円未満又は 1 万円以上と選択すること。1 万円以上の場合は、1 万円未満の数を四捨五入した額を（ ）に入力すること。</p> <p>なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火活動等により受けた水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した経費、整理費、り災のための休業による損失、河川等への流出に伴う損害等の間接的な損害の額は除く。</p> <p>*損害額が調査中であっても登録業務を行い、判明後はすぐに入力すること。</p>
28 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況		<p>各組織ごとに出動した車両、船艇、ヘリコプター及び人員の数（半角数字）を入力すること。</p>
29 実施した防災活動の状況		<p>防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コード表」に従いコード番号を選択する（複数ある場合には公設消防機関については主要な 3 種類、自衛消防組織等については主要な 6 種類）とともに、公設消防機関については、火災警戒活動又は流出した油の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、初期消火又は緊急措置（オイルフェンスの展張等）を含めた防災活動について簡潔に入力すること。また、固定式消火設備の作動状況についても入力すること。</p>

【防災活動内容コード表】		
	防災活動の概要	コード番号
	消火	1
	冷却	2
	土のう積み等拡散防止措置	3
	流出防止措置 (テーピング、プラグ打ち、フランジ増し締め等)	4
	回収、除去、拡散	5
	オイルフェンスの展張	6
	油回収 (海上)	7
	付近住民への広報活動	8
	救護活動待機	9
	その他	99
	その他の項目 [例] ・救護活動 ・調査活動	
30 防災活動上の問題点	自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項がある場合、次の事項別によりその概要を入力すること。 ①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供 ③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動 ⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦消火設備の作動状況 ⑧その他 その他の項目 [例] ・土壌に流出した重油の回収状況の確認に困難を極めた。 ・用水路が暗きよになっているため、目視による確認が困難であった	
31 行政措置	発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を行った場合は、施設ごとに項目欄に入力すること。 なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容（警告、指示等）を（ ）内に入力すること。 [例] ・法第 11 条の 5 第 1 項・第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 ・法第 12 条第 2 項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 ・法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令 ・法第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の緊急使用停止命令 ・法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の返納命令 ・法第 13 条の 2 4 第 1 項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 ・法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程変更命令 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 危険物施設についての応急措置命令 ・法第 16 条の 5 資料提出命令、報告徴収命令 ・法第 16 条の 6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令	
32 定期点検等	直近の定期点検、自主点検、保安検査、一体点検の実施日を入力すること。 なお、漏れ試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏れの有無に関する定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験に係る定期点検をいう。また、一体点検とは、固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検をいう。	

<p>33 当該施設に係る法令違反の有無</p>	<p>日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、該当項目を選択すること。</p> <p>なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 10 条第 1 項 指定数量以上の危険物の無許可貯蔵・取扱い ・法第 10 条第 3 項 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いの基準違反 ・法第 11 条第 1 項 製造所等の無許可設置、位置・構造及び設備の無許可変更 ・法第 11 条第 5 項 製造所等の完成検査前使用 ・法第 11 条第 6 項 製造所等の譲渡・引渡の届出義務違反 ・法第 11 条の 4 第 1 項 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務違反 ・法第 12 条の 2 第 1 項・第 2 項 製造所等の使用停止命令違反 ・法第 12 条の 3 製造所等の緊急使用停止命令又は処分違反 ・法第 12 条の 6 製造所等の廃止の届出義務違反 ・法第 12 条の 7 危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 1 項 危険物保安監督者の選任義務違反 ・法第 13 条第 2 項 危険物保安監督者の選解任届出義務違反 ・法第 13 条第 3 項 製造所等における危険物取扱者以外の者の危険物の取扱い ・法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状返納命令違反 ・法第 14 条の 2 第 1 項 予防規程の作成認可の規定違反 ・法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程の変更命令違反 ・法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項 保安検査受認義務違反 ・法第 14 条の 3 の 2 点検記録の作成及び保存の義務違反 ・法第 16 条 危険物の運搬基準違反 ・法第 16 条の 2 第 1 項 危険物取扱者の無乗車による危険物の移送 ・法第 16 条の 2 第 3 項 危険物取扱者免状携帯義務違反 ・法第 16 条の 3 第 2 項 製造所等における緊急事態虚偽通報 ・法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 製造所等の応急措置命令違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 製造所等の立入検査等の拒否又は資料提出命令等違反 ・法第 16 条の 5 第 1 項 移動タンク貯蔵所の停止命令等違反
<p>34 今後の対策や所見</p> <p>※ 危険物規制事務について管理・監督的立場にある方の意見を記載することが望ましい。</p>	<p>事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた課題をもとに当該施設で自主的又は消防の指導により実施された対策について簡記すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安全教育の実施 ・電気機器類の点検の実施 <p>消防機関が事故から得た教訓、教訓をもとに消防機関としての取組むべきこと等について入力すること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所に対し、従業員への教育及び吸殻の管理を徹底するよう指導したところであるが、今後、管内の他の事業所に対しても指導を行い、同種事故防止に努める必要がある。

人的要因の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
<p>41 誤った行為を行った（操作未実施の場合は正しい操作を行わなかった）理由</p>	<p>なぜ、誤った行為を行ったのかを入力すること（行為者又は不作為者からの調書に基づき、供述が得られなかった場合は推定される項目に基づき入力すること）。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気火災に対する認識不足のため、アースをとらないでトルエンの移し替え作業を行った。 ・周囲の状況をよく確認せずに電気溶接作業を行ったため、溶接火花が周囲の可燃物に着火した。
<p>42 取扱者、立会者の経験年数等</p>	<p>(1) 危険物を取り扱った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の年齢及び当該取扱い行為や発災に関する作業の経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取扱った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該取扱者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p> <p>(2) (1)の取扱者が無免許の場合、立ち会いを行った者について選択（入力）すること。</p> <p>立ち会いを行った者が従業員（正社員／非正社員）か従業員以外かを選択すること。</p> <p>人的要因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物の取扱いに立ち会った者の年齢及び発災に関する作業や立ち会いの経験年月数を入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち会いを行った者の年齢：（ ）歳 ・発災に関する作業の経験年月数：（ ）年（ ）ヵ月 <p>当該立会者が持つ免状の種類を選択すること。【複数選択可】</p> <p>甲種／乙種第1類／乙種第2類／乙種第3類／乙種第4類／乙種第5類／乙種第6類／丙種／無免許</p> <p>また、上記の免状が、取り扱った危険物に対して適正か否かを選択すること。</p>

腐食疲労等劣化の報告項目の入力要領

項目欄	入力要領
51 流出部位の詳細	<p>流出した部位の場所、設計板厚、腐食形状及び大きさについて、選択（入力）すること。</p> <p>① 場所 母材部／溶接部／その他（ ）</p> <p>② 設計板厚 （ ）ミリメートル</p> <p>③ 腐食形状 ピンホール／ピンホール以外</p> <p>④ 腐食の大きさ：（ ） 〔例〕直径1ミリメートル、4平方センチメートル</p>
52 流出部位の使用年月数	<p>流出部位の使用年月数を入力すること。</p> <p>なお、流出部位に取替歴がある場合には、直近の取替日からの使用年月を入力すること。</p> <p>・使用年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
53 流出部位に係る直近の点検内容と経過年月数	<p>流出部位に係る直近の点検内容を選択（入力）し、その点検日からの経過年月を入力すること。</p> <p>・点検内容【複数選択可】 加圧法／減圧法／微加圧法／微減圧法／水圧／水張／放射線透過／磁粉探傷／浸透探傷／真空／その他（ ）</p> <p>・経過年月数：（ ）年（ ）ヵ月／不明</p>
54 日常の管理状況と異常覚知後の対応	<p>流出・拡散防止のために実施されている日常の管理について選択（入力）すること。</p> <p>また、異常覚知後の対応について、選択（入力）すること。</p> <p>① 日常の管理内容【複数選択可】 無／漏えい検知装置確認／在庫確認／目視点検／その他（ ）</p> <p>② 日常管理の頻度 無／（ ）日に一度／不定期</p> <p>③ 異常覚知後の対応 無／漏れ試験により漏れを確認／目視により漏れ箇所を発見／その他（ ）</p>
55 腐食等劣化原因の調査	<p>実施した設置環境の調査項目について、選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>無／管対地電位／土壌比抵抗／土質／地下水位／土壌水分含有率／水素イオン濃度／その他（ ）</p>
56 防食措置	<p>防食措置の内容について選択（入力）すること。</p> <p>(1) 埋設部</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／アスファルト／モルタル／エポキシ樹脂／タールエポキシ樹脂／ウレタンエラストマー樹脂／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・内面防食の種類 無／強化プラスチック／その他（ ） ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の有無 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・電気防食の種類 無／流電陽極方式／外部電源方式／選択排流方式 <p>(2) 地上部（埋設部以外）</p> <p>① タンク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸入防止剤の有無 無／有（ ） ※有の場合は雨水浸入防止剤の種類を入力すること。 ・内面コーティングの種類 無／エポキシ系塗装／タールエポキシ系塗装／ガラスフレーク／ガラス繊維強化プラスチック／その他（ ） ・アニュラ板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） ・底板の裏面防食の種類 無／アスファルトサンド／アスファルトモルタル／アスファルトコンクリート／オイルサンド／油散布／その他（ ） <p>② 配管、機器等（タンク本体以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外面防食の種類 無／有（ ） ※有の場合は防食剤の種類を入力すること。 ・保温材の有無 無／有
--	--

交通事故の報告項目（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る）の入力要領

項目欄	入力要領
61 事故を発生させた車両の詳細	<p>車（セミトレーラの場合はトレーラ部）の使用年月数を入力すること。 事故を発生させた車両の移動貯蔵タンクの緒元（タイプ・サイズ・内部構造・材質）を選択（入力）すること。</p> <p>① 使用年月数：（ ）年（ ）カ月</p> <p>② タンク諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ だ円／円／角／特殊形状 ・サイズ： 前方から（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル、（ ）リットル 合計（ ）リットル <p>③ 材質 鋼／炭素鋼／ステンレス／アルミ／その他（ ）</p> <p>④ 板厚：（ ）ミリメートル</p>
62 道路状況	<p>道路状況を選択（入力）すること。【複数選択可】</p> <p>直線／カーブ／平坦／坂／乾いていた／濡れていた／凍っていた／アスファルト／コンクリート／砂利道／その他（ ）</p>
63 乗務経験年数	<p>事故を起こした運転手の当該車両への乗務経験年月数を入力すること。 乗務経験年月数：（ ）年（ ）カ月</p>
64 積載状況	<p>積み荷の積載状況について入力すること。</p> <p>第1室：（ ）（ ）リットル、第2室：（ ）（ ）リットル、 第3室：（ ）（ ）リットル、第4室：（ ）（ ）リットル、 第5室：（ ）（ ）リットル、第6室：（ ）（ ）リットル、 第7室：（ ）（ ）リットル、第8室：（ ）（ ）リットル、 第9室：（ ）（ ）リットル、第10室：（ ）（ ）リットル 合計（ ）リットル</p> <p>〔例〕 第1室：（ガソリン）（3000）リットル</p>
65 消防隊が積み荷の品名等を特定した方法	<p>消防隊が積み荷の品名等を特定した方法を選択（入力）すること。 運転手からの情報／表示板／イエローカード／その他（ ）</p>
66 イエローカードの有無	<p>イエローカードの有無を選択すること。</p>
67 移動貯蔵タンクの状況	<p>材質、破損状況等を入力すること。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4室構造（4キリットル×4室）の第2室の側板が縦5センチメートル横2センチメートルにわたって亀裂、損傷材質は、鋼板3.2ミリメートル

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称	コード番号	
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	常圧蒸留装置	2101	
	低圧乾式ガスホルダ	1102	減圧蒸留装置	2102	
	高圧ガスホルダ（球形、円筒形）	1103	精製装置	2103	
	固定屋根式（地上）タンク	1201	分解装置	2104	
	浮屋根式（地上）タンク	1202	溶剤抽出装置	2105	
	固定屋根付浮屋根（地上）タンク	1203	重油直接脱硫装置	2106	
	円筒横置型（地上）タンク	1204	重油間接脱硫装置	2107	
	地中タンク	1205	水添脱硫装置	2108	
	岩盤タンク	1206	改質装置	2109	
	海上タンク	1207	硫黄回収装置	2110	
	屋内タンク	1208	ガス回収装置	2112	
	地下タンク	1209	水素製造装置	2113	
	簡易タンク	1210	潤滑油製造装置	2114	
	その他のタンク	1299	パラフィン製造装置	2115	
	タンク専用室	1301	脱ろう装置	2116	
	貯蔵倉庫	1302	アルキル化装置	2117	
	移動貯蔵タンク	1303	アスファルト製造装置	2118	
			脱塩装置	2119	
			その他	2999	
	通	海上入出荷施設	1401	コークス炉	3101
		ローリー充てん施設	1402	ガス発生炉	3102
		ドラム充てん施設	1403	ナフサ改質装置	3103
		貨車充てん施設	1404	水素化分解炉	3104
		ボンベ充てん施設	1405	ガス改質装置	3105
		冷凍施設	1501	ガス精製装置	3106
		空気、不活性ガス施設	1502	タール蒸留装置	3107
		自家発電施設	1503	ベンゾール精製装置	3108
		受変電施設	1504	熱調調整装置	3109
		ボイラー施設	1505	気化装置	3110
		電解施設	1506	ガス圧縮機	3111
		制御計測室	1507	その他	3999
		蒸気発生施設	1508		
		配電施設	1509		
通		廃ガス燃焼装置	1601	発電装置	4101
		廃液、排水処理施設	1602	変圧装置	4102
		排煙脱硫装置	1603	開閉装置	4103
		集塵装置	1604	その他	4999
		焼却装置	1605		
	脱湿装置	1606			
	フレアスタック	1607			
	事務所等	1701			
	試験研究施設	1702			
	分析、試験装置	1703			
通	自動車等の点検、整備作業場	1704			
	洗浄作業場	1705			
	販売店舗等	1706			
	配合室	1707			
			【エチレン系製品】		
			エチレン製造装置	5101	
			ポリエチレン製造装置	5102	
			エチレンオキシド・エチレングリコール製造装置	5103	
			エタノール製造装置	5104	
			アセトアルデヒド製造装置	5105	
		酢酸、酢酸エチル・酢酸ブチル製造装置	5106		
		塩化ビニル製造装置	5107		
		スチレンモノマー製造装置	5108		
		ポリスチレン製造装置	5109		
		α-オレフィン製造装置	5110		
		その他のエチレン系製品製造装置	5199		

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称	コード番号	
有機化学工業	【プロピレン系製品】		【鉄鋼】		
	プロピレン製造装置	5202	高炉、電気炉等金属溶接装置	6102	
	ポリプロピレン製造装置	5203	熱間圧延装置	6103	
	オクタノール製造装置	5204	冷間圧延装置	6104	
	アセトン製造装置	5205	洗浄装置	6105	
	プロピレンオキサイド製造装置	5206	メッキ装置	6106	
	プロピレングリコール製造装置	5207	鋳造装置	6107	
	ポリプロピレングリコール製造装置	5208	鍛造装置	6108	
	メチルエチルケトン(MEK)製造装置	5209	管製造装置	6109	
	アクリル酸エステル製造装置	5210	電線、ケーブル製造装置	6110	
	その他プロピレン系製品製造装置	5299	その他	6199	
	【合成ゴム】		無機化学工業	ソーダ製造施設	7101
	ブタジエン製造装置	5301		電炉	7102
	スチレン・ブタジエン・ラバー(SBR)製造装置	5302		無機顔料製造施設	7103
	ポリブタジエン・ラバー(BR)製造装置	5303		圧縮ガス・液化石油ガス製造施設	7104
	クロプレン・ラバー(CR)製造装置	5304		塩製造施設	7105
	エチレン・プロピレン・ジエン・メレン(EPDM)製造装置	5305		その他	7199
	ニトリル・ブタジエン・ラバー(NBR)製造装置	5306	その他		
	ポリイソブレン・ラバー(IR)製造装置	5307			9999
	イソブレン・イソブチレン・ラバー(IIR)装置	5308			
	その他の合成ゴム系製造装置	5399			
	【芳香族系化合物】				
	ベンゼン・トルエン・キシレン(BTX)製造装置	5401			
	フェノール製造装置	5402			
	トリレンジイソシアネート(TDI)製造装置	5403			
	ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)装置	5404			
	無水マレイン酸製造装置	5405			
無水フタル酸製造装置	5406				
その他の芳香族系化合物製造装置	5499				
【その他】					
アンモニア製造装置	5901				
メタノール製造装置	5902				
ブタノール製造施設	5903				
n-パライン・アルキルベンゼン製造施設	5905				
高級アルコール製造装置	5906				
エンジニアリングプラスチック製造施設	5910				
アジピン酸製造施設	5911				
その他の合成樹脂製造装置	5959				
その他	5999				

別表第2 機器等名称コード表

機器等名称		コード番号	機器等名称	コード番号
塔 槽 類	蒸留、精留塔 (スチライヤ、ストリッパ) 【蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮】	101	ホッパー	601
	反応塔、槽 【分解、重合、改質】	102	運搬車	602
	抽出塔、槽 【抽出、吸着、分離、晶析】	103	バケットエレベーター	603
	吸収塔、槽 【吸収】	104	ローディングアーム	604
	洗浄塔、槽 (ワッシングター、スクラバー) 【洗浄、脱臭】	105	ピグ装置	605
	混合、溶解槽 【混合、溶解、計算、ろ過、静置、中和】	106	配管 (送油、注入管等)	606
	貯槽 (タンク) 【貯蔵】	107	コンベア、フィーダー	607
	【 】はプロセス別を示す。		その他の移送機器	699
	その他の塔槽類	199	配電盤、分電盤	701
	容器	ドラム等容器	201	変圧器
ボンベ		202	計測装置	703
バケット		203	発電機	704
熱交換機	熱交換器	301	操作盤	705
			その他の電源、計測機器	799
熱交換機	熱交換器	301	充電機	901
			詰替機	902
			印刷機	903
			塗装機	904
			切断機	905
			冷凍機	906
			クーリングタワー	907
			フィルター	908
			蒸発機、サイクロン	909
			乾燥機	910
その他	その他	499	固定給油 (注油) 設備	911
			ろ過機	912
			濃縮機	913
			加熱ヒーター	914
			脱臭設備	915
			換気設備	916
			排気設備	917
			フライヤー設備	918
			その他	999
			ポンプ・圧縮機等回転(往復)機器	ポンプ
圧縮機	502			
ブロアー	503			
タービン	504			
遠心分離機	505			
遠心ろ過機	506			
集塵機	507			
攪拌、混合機 (ニーダー)	508			
粉砕機 (シ、バルバライザー、アトマイザー)	509			
回転蒸発機	510			
ふるい、分級機	511			
押出機、造粒機	512			
ロータリーキルン、ロータリードライヤー	513			
その他の回転 (往復) 機器	599			

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

部位部品名称		コード番号	部位部品名称		コード番号
機器等本体	タンク側板	101	主要部位	安全弁	301
	タンク底板	102		破裂板	302
	タンク屋根板	103		ベント管、ブロー管、放出管	303
	ポンツーン	104		通気管	304
	塔槽類本体	105		マンホール	305
	本体溶接部	106		覗き窓	306
	本体に係るボルト、ナット、リベット	107		指示計器	307
	容器本体	108		レベルゲージ	308
				液面計	309
	その他の機器等本体	199			保温材、ヒーター
付属配管・ダクト及び接続部	管継手（ダクトを含む）	201	主要付属部品	ヒーティングコイル	312
	フレキシブル管継手（ダクトを含む）	202		バーナー	313
	スチームトラップ	203		タンク浮屋根シール	314
	開閉弁	204		ラダー（廻りはしご等）	315
	制御弁	205		主要部位の架台、サポート	316
	逆止弁	206		その他の部位	399
	緊急遮断弁	207	主要付属部品	電動機	401
	ドレンノズル	208		配線、スイッチ類	402
	ストレーナー	209		制御盤	403
	ドレンバルブ	210		計測盤	404
	ホース(給油、注油及び注入ホースを除く)	211		接地	405
	フレームアレスタ	212		その他の部品	499
	パッキング	213		その他	ベルト、チェーン
	配管の保温材、ヒーター	214	ローラー		902
	配管のボンディング、接地	215	軸受		903
	配管の架台、サポート	217	計量口		904
	その他の附属配管等	299	タンクの注入口		905
			車両の給油口		906
			給油管等		907
			給油（注油）ホース		908
			給油（注油）ノズル		909
			フィルター		910
			その他	999	

別表第4 運転・作業状況コード

運転状況	コード番号	作業状況	コード番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04	サンプリング中	04
停止中	05	点検中	05
休止中	06	計測作業中	06
貯蔵・保管中	07	新規建設工事中	07
給油中	08	改造工事中	08
受入中	09	廃止解体工事中	09
払出中	10	監視中	10
運搬中	11	洗浄中	11
荷積中	12	充填中	12
荷卸中	13	小分け・詰替中	13
試運転中	14	抜取中	14
新規建設中	15	原料仕込み中	15
改造中	16		
廃止解体中	17	その他	99
移送中	18		
その他	99		

35 大容量泡放射システム関連資料

1 中京地区広域共同防災規程（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)第19条の2第3項の規定に基づき、中京地区広域共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）が行うべき業務に関し必要な事項を定め、もって広域共同防災組織に加盟する特定事業所（以下「構成事業所」という。）における浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災の発生及び拡大の防止並びに広域共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とする。

（広域共同防災組織の構成）

第2条 広域共同防災組織の構成事業所は、別表1のとおりとする。

（用語の定義）

第3条 この規程における用語の定義は、石災法及び同法に基づく政省令等並びに「中京地区広域共同防災組織に関する協定書(平成19年2月1日締結。）」第3条に基づき設立された協議会(以下「協議会」という。)が制定した規則等における用語の例によるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 大容量泡放水砲等 大容量泡放水砲、大容量泡放射システム用防災資器材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び放水銃等を総称したものをいう。
- (2) 防災要員 大容量泡放水砲等の設定及び操作を行う要員をいう。
- (3) 防災補助要員 防災要員を補助する要員をいう。
- (4) 防災要員等 防災要員及び防災補助要員を総称したものをいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、構成事業所の直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「対象タンク」という。）の防災活動に適用することを基本とする。

（遵守義務）

第5条 構成事業所の防災管理者、副防災管理者及び防災要員等は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、その他出入りする関係者等に周知させるものとする

（他規定との関係）

第6条 この規程に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事項は、石災法その他関係法令等に定めるところによるものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程及びこれに基づく規則等の制定又は改廃は、協議会の総会で議決するものとする。

第2章 広域共同防災組織

（広域共同防災組織の編成）

第8条 広域共同防災組織の編成は、別表2-1のとおりとする。

2 編成された広域共同防災組織と他の共同防災組織との関係を別表2-2に示す。

（大容量泡砲水砲等の構成及び配備）

第9条 大容量泡放水砲等の構成及び配備は、別表3のとおりとする。

（防災要員の選任及び配置）

第10条 広域共同防災組織の防災活動を指揮する統括防災要員その他の防災要員は、構成事業所において選任し、別表4のとおり配置するものとする。

2 この場合において、構成事業所は「広域共同防災応援協定書」に基づき、適格者を選任し、配置するものとする。

（防災補助要員の確保）

第11条 構成事業所は、必要な防災補助要員を確保するものとする。

（広域共同防災組織の運営）

第12条 構成事業所は、この規程のほか、協議会が別に定める規則等により広域共同防災組織を運営するものとする。

2 広域共同防災組織は、昭四セキュリティサービス株式会社に次の業務を委託する。尚、(6)号について、24時間の緊急連絡体制の維持及び防災センター建屋管理の業務の一部を昭四日市石油株式会社に委託する。

- (1) 広域共同防災組織の会計処理
- (2) 広域共同防災規程の改正等の事務
- (3) 大容量泡放水砲等の点検管理
- (4) 教育訓練の立案、実施支援
- (5) 防災要員としての防災活動
- (6) その他広域共同防災組織の運営に係る事項

第3章 編成及び職務

(会長の職務)

第13条 広域共同防災組織の代表者は、協議会の会長とする。

- 2 会長は、平素から構成事業所の防災管理者等から意見を聞き、広域共同防災組織の機能の強化に努めるとともに適切な運営管理を行うものとする。

(統括防災要員の職務)

第14条 統括防災要員は、防災要員等を指揮監督するとともに、発災した構成事業所（以下「発災事業所」という。）の防災管理者の指揮のもとで自衛防災組織及び共同防災組織の指揮者と連絡調整を図り、大容量泡放水砲等の防災活動を統括するものとする。

(防災要員の職務)

第15条 防災要員は、統括防災要員の指揮のもとで大容量泡放水砲を活用した防災活動を行うものとする。

(会長等の代行者)

第16条 会長が、疾病その他の事故等のため職務を行うことができないときは、副会長がその職務を代行するものとする。

- 2 統括防災要員その他の防災要員が、疾病その他の事故等のため職務を行うことができないときは、予め選任された代理者がその職務を代行するものとする。

第4章 大容量泡放水砲等の整備及び点検

(大容量泡放水砲等に係る施設の点検整備)

第17条 広域共同防災組織は、大容量泡放水砲等に係る保管施設の状況について、点検整備計画を定め、これに基づき点検し整備を行い、維持管理するものとする。

(大容量泡放水砲等の点検整備)

第18条 広域共同防災組織は、大容量泡放水砲等の機器ごとに法令に規定されている基準に維持させるように、点検整備計画を定め、これに基づき点検し整備を行い、維持管理するものとする。

- 2 前項の点検整備の実施に関する事務は、広域共同防災組織が行い、点検整備の責任者は会長とする。

(点検結果に基づく措置)

第19条 前条の点検の結果、不備欠陥等を発見した場合、点検実施者は、直ちにその結果を点検実施責任者に報告するものとする。

- 2 点検実施責任者は、改修等の必要な措置を速やかに行い、機能の維持を図るものとする。

(記録の保存)

第20条 前2条の点検結果及び措置状況を記録した書類は、広域共同防災組織が保存するものとする。

(大容量泡放水砲等の代替措置)

第21条 大容量泡放水砲等の故障、整備等により使用できない場合及びその代替措置をとる場合は、広域共同防災組織は、遅滞なく国、関係する県、消防機関及び構成事業所等に連絡するものとする。

第5章 発災時における措置

(通報等)

第22条 対象タンクの全面火災が発生したとき、発災事業所は、中京地区広域共同防災センター（以下「防災センター」という。）に対し、予め定められた方法により、大容量泡放水砲等の出動要請を行うものとする。

- 2 出動要請を受けた防災センターは、予め定められた方法により輸送の手配を行うとともに会長並びに国、関係する県、消防機関及び構成事業所等へ輸送の連絡を行うものとする。

3 対象タンクが全面火災への発展が懸念されるとき、当該構成事業所は、防災センターに対して出動待機の要請を行うものとする。この場合において出動の判断は、当該構成事業所が関係官庁の助言を得て行うものとする。

(輸送等)

第23条 大容量泡放水砲等の輸送業務に関しては、「タンク火災時における消火用資機材の緊急搬送に関する協定書」に基づき三重県及び三重県トラック協会の協力を得て実施する。

2 防災センターは、輸送業務を行う者に対し、的確な指示を行うものとする。

(指揮命令系統)

第24条 広域共同防災組織の指揮命令系統は、別表5のとおりとし、発災事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行うものとする。

2 発災事業所へ公設消防機関が到着したときは、発災事業所の防災管理者は指揮権を委譲し、その指揮のもとで活動するものとする。

(人的被害が発生した場合の措置)

第25条 防災活動中に防災要員等に人的被害が発生した場合、発災事業所の防災管理者は、必要な人員を確保するため速やかに追加出動の指示、要請等の措置をとるものとする。

(広域共同防災組織、構成事業所及び関係行政機関等の連絡等)

第26条 緊急時及び平常時における広域共同防災組織、構成事業所及び関係行政機関等の連絡系統、方法は別表6に定めるとおりとする。

2 発災時に円滑な防災活動を行うため、構成事業所は相互に必要な情報、書類を交換し、直ちに活用できるようにするものとする。

(警防計画及び警防活動計画の整備)

第27条 構成事業所は、各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備を行い、発災時における防災活動について警防計画及び警防活動計画を定めこれに従う。

2 当該計画は常に現状に即したものに整備するとともに、少なくとも毎年一度、見直しを実施するものとする。

(応援出動等)

第28条 別に定めるところにより他の広域共同防災組織から要請があったとき、会長は保有する大容量泡放水砲等の全部又は一部を当該広域共同防災組織に輸送し、貸与することができる。

2 前項の要請があり、輸送、貸与することとなったとき、広域共同防災組織は、遅滞なく国、関係する県、消防機関及び構成事業所等に連絡するものとする。

第6章 教育・訓練

(教育訓練計画の作成、実施)

第29条 構成事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、広域共同防災組織は別に定める教育訓練要領に基づき、毎年、教育計画及び訓練計画を作成し、構成事業所の防災要員等に対する教育訓練を計画的に実施するものとする。

(教育項目)

第30条 前条の防災要員等の教育計画には、次の各号の項目を盛り込むものとする。

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 関係法令及び諸規定の周知徹底
- (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容及び取扱い方法
- (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- (5) 構成事業所の貯蔵、取扱い危険物等の性質及び性状
- (6) 構成事業所の警防計画及び警防活動計画の内容
- (7) その他必要な教育

(訓練項目)

第31条 第27条の防災要員等の訓練計画には、次の各号の項目を盛り込むものとする

- (1) 特定防災施設等及び大容量泡放水砲等の取扱い訓練
- (2) 通報、連絡、参集及び出動訓練
- (3) 前2号を総合した構成事業所における総合訓練並びに自衛防災組織、共同防災組織及び公設消防機関との連携訓練
- (4) その他必要な訓練

(教育訓練記録の作成及び保存)

第32条 構成事業所は、教育訓練の実施結果について「教育訓練記録書」を作成し、広域共同防災組織に報告するものとする。

2 広域共同防災組織は、前項の記録書を保存するものとする。

第7章 雑 則

(守秘義務)

第33条 構成事業所は、広域共同防災組織の運営を通じて知りえた他の構成事業所の施設その他の情報を第1条に定める目的以外のために使用してはならない。また、これを公開し、又は第三者に対して開示してはならない。ただし、次の各号に該当する情報に関しては、この限りでない。

- (1) 知得した時点で既に公知であった情報
- (2) 知得した後に、知得した当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく知得した情報
- (4) 裁判所その他の公的機関から法令の根拠に基づき開示を求められた情報

(罰則)

第34条 構成事業所は、この規程を遵守する義務を負うものとする。

2 構成事業所の防災要員の違反については、各構成事業所の規定に従って処置するものとし、当該構成事業所は、その処置内容について会長に報告するものとする。

(表彰)

第35条 構成事業所の防災要員で広域共同防災組織の防災業務について功労があると認められる者に対して、会長は協議会の総会の議決に基づき表彰することができる。

(届出)

第36条 この規程及びこの規程の添付書類の改廃又は変更等については、その都度、会長が国へ届け出るものとする。

(承継)

第37条 構成事業所の事業者が第三者と合併し、又は当該事業所若しくは対象タンクを譲渡する場合は、その地位を当該第三者に承継させなければならない。

附 則

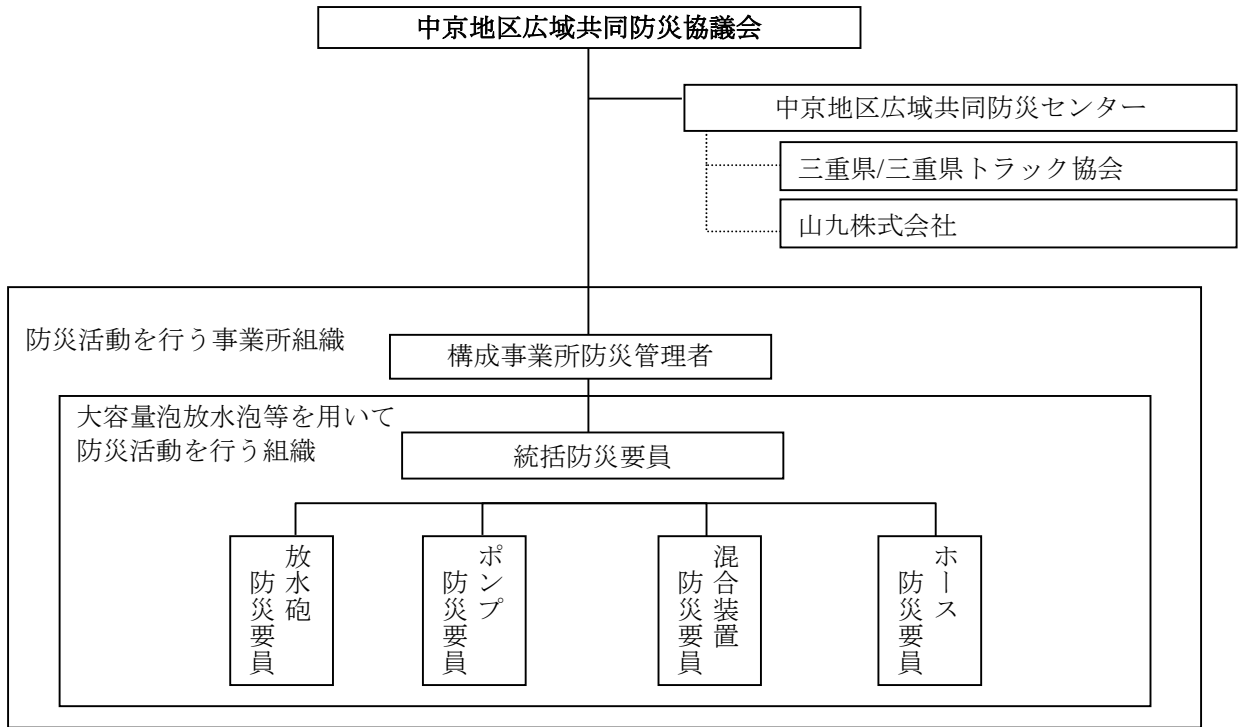
1. この規程は、2008年11月28日付け制定し、同日施行する。

2023年4月17日改定

別表1 広域共同防災組織の編成

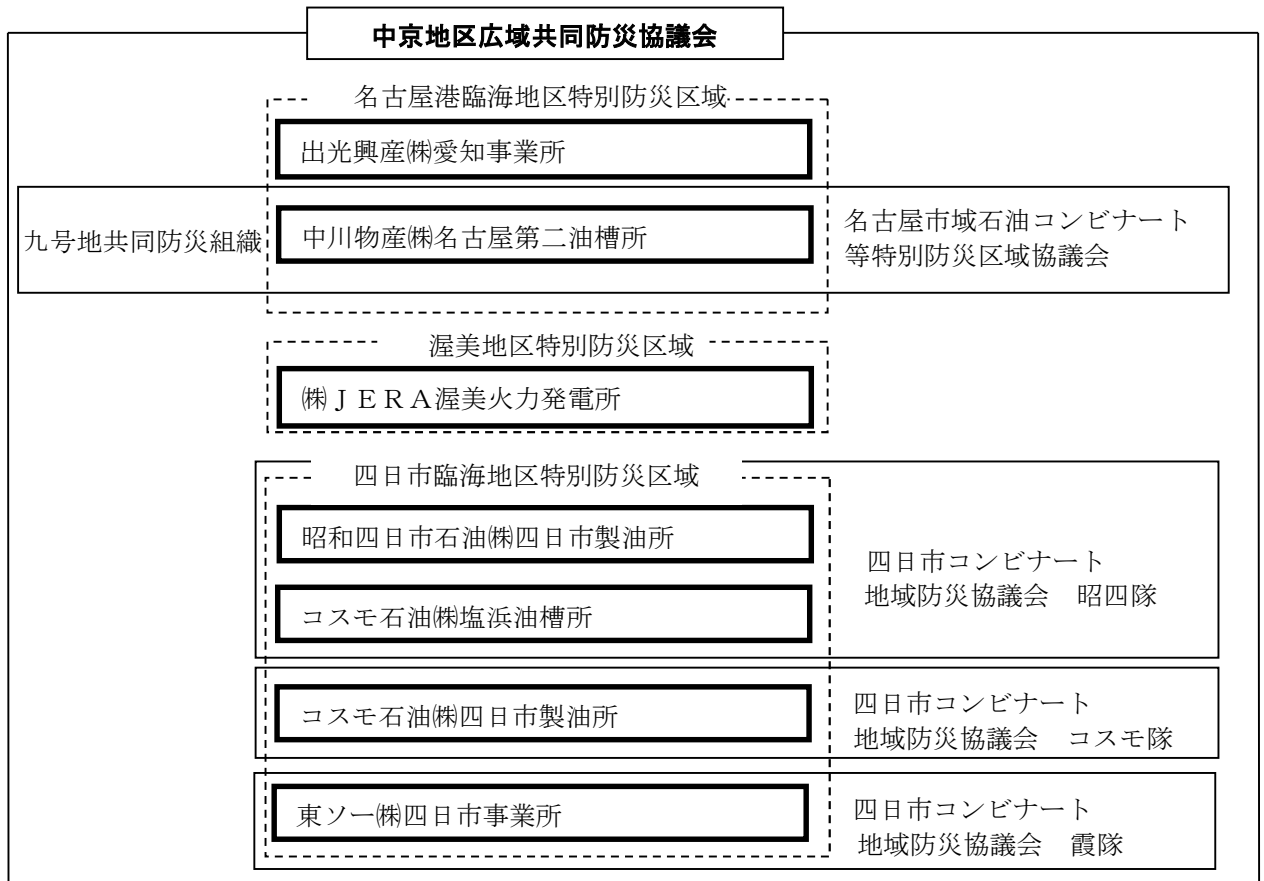
名 称	住 所
出光興産株式会社 愛知事業所	愛知県知多市南浜町11番地
コスモ石油株式会社 四日市製油所 塩浜油槽所	三重県四日市市大協町1丁目1番地 三重県四日市市塩浜町1丁目
昭和四日市石油株式会社 四日市製油所	三重県四日市市塩浜1番地
株式会社JERA 渥美火力発電所	愛知県田原市小中山町久エ森1-2
東ソー株式会社 四日市事業所	三重県四日市市霞1-8
中川物産株式会社 名古屋第二油槽所	愛知県名古屋市港区空見町1番の6
中京地区 広域共同防災センター	三重県四日市市楠町小倉字東浜田1888-1

別表 2-1 中京地区広域共同防災組織編成表



別表 2-2

中京地区広域共同防災協議会 関係図



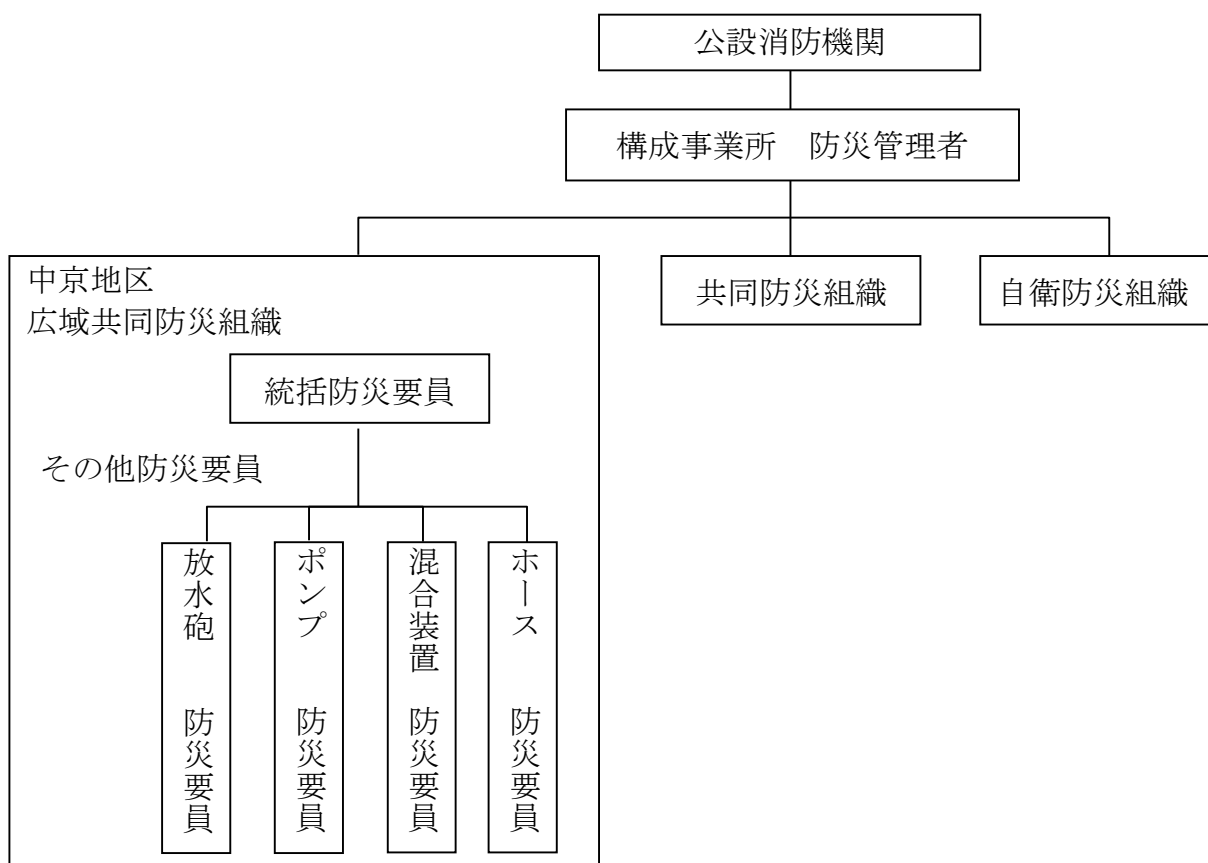
別表3 防災資機材の備付状況

項目	数量	要目	備付場所
放水砲	2砲	ノンアスピレート型 10,000L～30,000L/min 可変ノズル 2基	中京地区広域共同防災 センター
水中ポンプ	2ユニット	水中ポンプ (4台/1ユニット) 公称能力 30,000L/min(1ユニット)	中京地区広域共同防災 センター
加圧ポンプ	4台	公称能力 30,000L/min/台	中京地区広域共同防災 センター
ホース	3510m	12B・リール方式 150m×18セット (150m未満のホース含む)	中京地区広域共同防災 センター
耐熱服	4着	PL-4000 東消型フットエプロンタイプ 呼吸器内蔵型	中京地区広域共同防災 センター
空気呼吸器	4個	自動陽圧型空気呼吸器 ドレーゲル PSS 5000	中京地区広域共同防災 センター
泡消火薬剤	74kL	メガフォームCV-1 (AR-AFFF 1%型)	中京地区広域共同防災 センター
消火薬剤用 仮設タンク	2個	ET-20 20kL	中京地区広域共同防災 センター

別表4 防災要員の配置状況

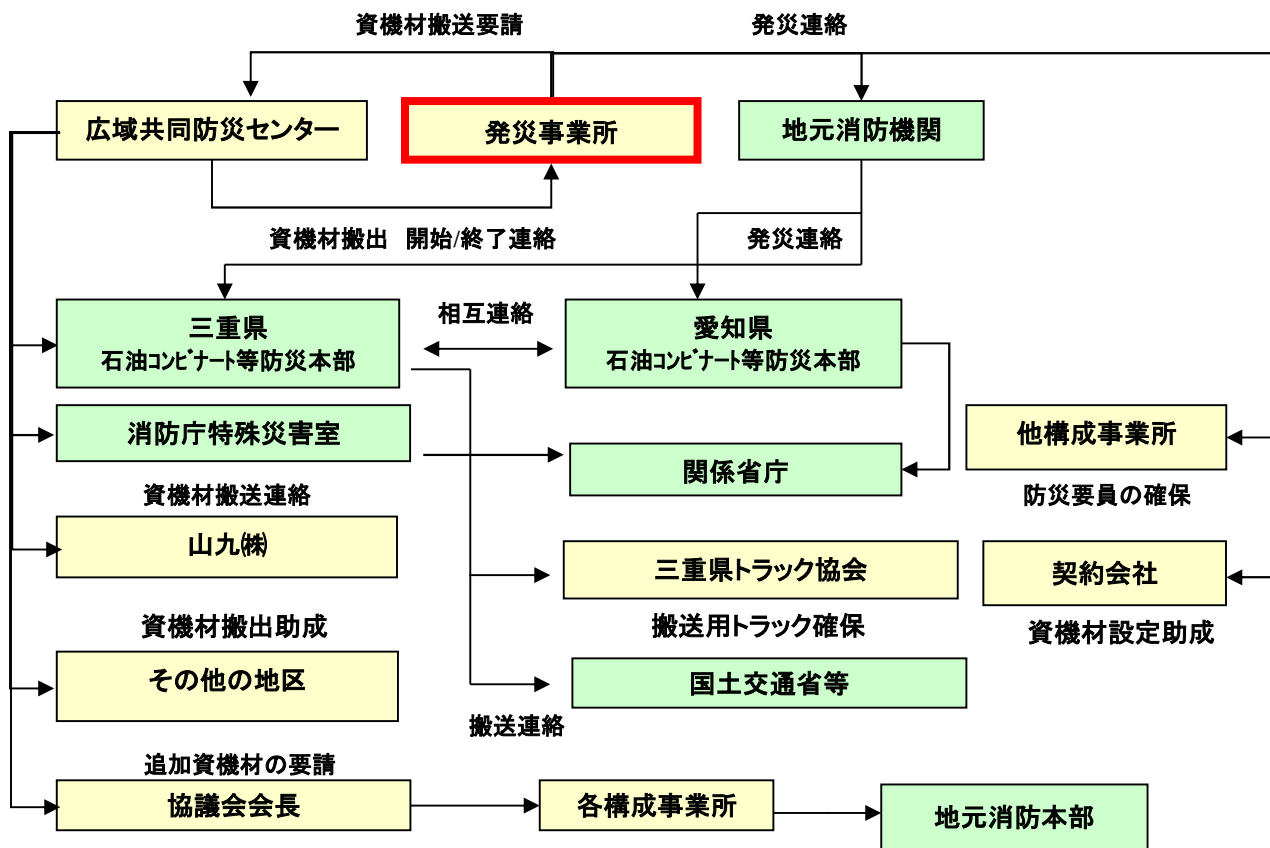
配置場所	統括防災要員 (代理者含む)	その他防災要員 (代理者含む)
出光興産株式会社愛知事業所	7名	39名
コスモ石油株式会社四日市製油所	5名	15名
昭和四日市石油株式会社四日市製油所	8名	18名
株式会社JERA渥美火力発電所	5名	24名
東ソー株式会社四日市事業所	7名	13名
中川物産株式会社名古屋第二油槽所	4名	5名
中京地区広域共同防災センター	0名	4名

別表5 防災活動の指揮命令系統

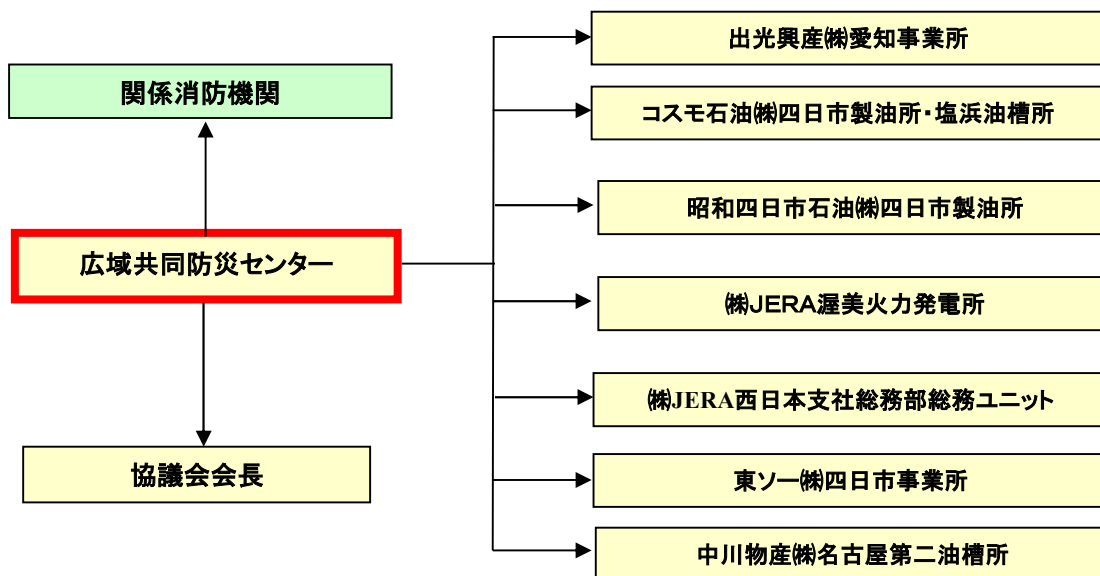


(白紙)

別表 6-1 中京地区広域共同防災組織 緊急時通報連絡系統図



別表 6-2 中京地区広域共同防災組織 平常時連絡系統図



2 大容量泡放射システム輸送時連絡網

関係省庁等

総務省消防庁 (特殊災害室)	電話 03-5253-7528 (夜間) 03-5253-7777 FAX 03-5253-7538 (夜間) 03-5253-7553
陸上自衛隊第10師団 (防衛班)	電話 052-791-2191 (内線4230) (夜間) 052-791-2191 (内線4230) FAX 052-791-2191 (夜間) 同
第四管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	電話 052-661-1611 (夜間) 同
愛知県警察本部 (警備第二課)	電話 052-951-1611 (夜間) 同 FAX 052-954-8899 (夜間) 同
三重県 警察本部 警備救難部消防・防災課	電話 059-224-2183 (夜間) 059-224-2189 FAX 059-224-3350 (夜間) 同
中京地区 広域共同防災協議会 (共同防災センター)	電話 059-398-0030 (夜間) 同 FAX 059-398-0031 (夜間) 同

電話 (夜間) 昭和四日市石油株式会社へ自動転送

管轄消防本部 (局)

中川物産株式会社 名古屋第二油槽所	電話 052-389-5100 (夜間) 同 FAX 052-389-5111 (夜間) 同	名古屋消防局	電話 052-972-3549 (夜間) 052-972-3534 FAX 052-972-4196 (夜間) 052-953-0119
出光興産株式会社 愛知事業所	電話 0562-55-1119 (夜間) 0562-55-1111 FAX 0562-55-1135 (夜間) 同	知多市消防本部	電話 0562-56-0119 (夜間) 同 FAX 0562-55-6123 (夜間) 同
株式会社 J E R A 渥美火力発電所	電話 0531-32-1291 (夜間) 同 FAX 0531-33-0532 (夜間) 0531-32-1692	田原市消防本部	電話 0531-23-0119 (夜間) 同 FAX 0531-23-2440 (夜間) 同

愛知県 消防本部 消防救難部環境防災課	電話 052-954-6144 (夜間) 052-954-6844 FAX 052-954-6994 (夜間) 052-954-6995
---------------------------	---

3 中京地区広域共同防災資機材搬送要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、「中京地区広域共同防災規程」を円滑に運用するため、大容量泡放水砲等（以下「搬送資機材」という。）の移動準備及び移動等を行う手順を定める。

(適用範囲)

第2条 本要領は、「中京地区広域共同防災協議会」（以下「協議会」という。）に適用する。

2. 本要領は、移動準備、移動及び返却の作業に適用する。

(用語の定義)

第3条 石災法、消防法および「中京地区広域共同防災規程」等において使用する用語の例の他、以下による。

- (1) 移動準備：配備事業所の統括する防災要員が搬送資機材の移動準備要請及び/または移動要請を受信してから移動を開始するまでをいう。
- (2) 移動：搬送資機材を積載した搬送車両等が配備事業所を出発した後、発災事業所等に到着するまでをいう。
- (3) 返却：資機材の配備事業所への搬送から原状回復するまでをいう。
- (4) 応援要請協議会：平成22年2月1日付け 締結の「大容量泡放射システムを配備する広域共同防災組織間の相互応援に関する協定書」に基づく協議会
- (5) 発災事業所等：本要領においては、搬送資機材の出動を必要とする本広域共同防災協議会の会員である発災事業所に加え、「大容量泡放射システムを配備する広域共同防災組織間の相互応援に関する協定書」又は行政機関の要請に基づき搬送先となる事業所を指す。
- (6) 中京地区広域共同防災センター：中京地区広域共同防災協議会の事務局であり、資機材の保管場所である。本要領では、移動準備及び移動を実施する部署である。

第2章 移動準備

(初動連絡)

第4条 防災センター員は協議会構成事業所より資機材搬送の要請が中京地区広域共同防災センター（以下「防災センター」という。）に入った場合、様式1「移動準備要請または移動要請の受信チェックリスト」に基づき要請内容を確認・記録し、速やかに以下の連絡を行う。

- (1) 要請内容により、必要な搬送車両（種類および台数）を確認し、「タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書」に基づき、三重県へ搬送車両確保の依頼を行う。
- (2) 防災センター員全員を招集する。
- (3) 「広域共同防災資機材に関する覚書」に基づき、山九株式会社に連絡し、資機材積み出しに必要な重機および人員を確保する。
- (4) 前述の連絡後、規程「別表－6－1 中京地区広域共同防災組織緊急時通報連絡系統図」に従い順次連絡を行う。

(作業前準備)

第5条 防災センター員は資機材積込のための人員、搬送用トラック等が到着する前に、以下の準備作業を行う。

- (1) 通用門を全開にし、固定する。
- (2) 資機材倉庫のシャッターを全開にし、全ての照明を点灯する。
- (3) トラックの横断幕及びNO.カードを準備する。
- (4) トラック運転手用に資機材搬送経路図を準備する。
- (5) 搬送資機材の内容・数量確認

注：搬送資機材は、当該発災タンクの必要量とするが、発災事業所等から追加資機材の搬送要請があった場合はこれに従う。又搬送資機材の指示・選別が困難と考える地区は、全量搬送とする。

(搬送車両の防災センター内誘導)

第6条 搬送車両等の配備事業所内通行の誘導は、図1に従う。

(積込作業)

第7条 積込作業は以下の手順で行う。

- (1) 山九(株)の作業員が到着したら、搬送すべき資機材を確認し、マーキングする。
- (2) 防災センター所有のフォークリフトの鍵を山九(株)の作業員に渡す。

- (3) トラックが到着したら、車両 No.、運転手名を確認後、横断幕を渡し、トラックへの取付を依頼する。
- (4) トラックの車両 No.を確認したら、緊急通行車両としての要請を行う。
- (5) センター員は、トラックを駐車場に待機させ、必要に応じて、積み込み場所に誘導する。
- (6) 順次積込作業を実施する。

(搬送準備作業)

第8条 搬送を実施する前に以下の作業を実施する。

- (1) 道路状況の情報収集及び移動経路の選択
- (2) 搬送車両への指示書の発行(様式2「搬送指示書」)
注: 様式2「搬送指示書」の内容には、行き先、経路、連絡先(配備事業所及び発災事業所)、搬送資機材名及び数量、同控えには、搬送資機材名及び数量、トラック No.、運転手名、緊急時連絡先(携帯、会社)等搬送

第3章 搬送

(搬送開始)

第9条 発災事業所等から移動要請を受信した場合は、速やかに移動を開始し、以下の連絡を行う。

- (1) 防災センターは先頭車両が出発した時点及び最後尾車両が出発した時点で、発災事業所等及び本広域共同防災協議会会長へ資機材搬送の連絡をする。
- (2) 防災センターは搬送資機材の品名、数量及び積載車両車番を様式3「搬送資機材リスト」により要請事業所等に連絡する。
- (3) 消防庁特殊災害室に搬送を開始した旨を連絡する。
- (4) 上記の連絡に引き続き予備的資機材を搬送する旨連絡する。

(搬送)

第10条 防災センターの防災要員3名の内1人を、連絡員として先頭車両に同乗させる。

残りの防災要員は、中間の車両および最終(必要資機材)の車両に同乗する。

2 地震時等で搬送経路に不安がある場合には、常に愛知県、三重県の防災本部と連絡を取り合い、安全かつ最短の経路を確認する。

3 搬送用トラックに同乗する防災要員は搬送中の連絡員として携帯電話を携帯する。

4 県警による先導が可能な場合は、その指示に従って搬送する。

注: 地震時等実際には先導が困難なケースが多いと想定される。先導がなく、交通規制が行われている場合は、現場警察官等の指示に従って通行すること。

5 関係行政機関とは常に連絡を密にし、その指示に従うものとする。

6 搬送車両には、連番の No.カードを渡し、発災事業所到着時にカードを渡すことにより、搬送車両の確認を行う。

(待機)

第11条 防災センター長は、関係各所への連絡責任者として、防災センターに待機する。

(予備的資機材搬送)

第12条 予備的資機材の搬送は、必要資機材の搬送後実施する。

(移動の終了)

第13条 発災事業所等からの到着報告の受信を以って、移動の終了とし、センター長は次の関係機関へ搬送終了報告を行う。

- (1) 関係官庁
 - (2) 広域共同防災協議会長
 - (3) 三重県トラック協会
- (他地区への依頼)

第14条 定期検査中での資機材不足、タンクシール用泡原液の不足、タンク火災多発により、資機材が不足すると判断される場合には、他地区へ資機材搬送を依頼する。

第4章 返却

(返却)

第15条 発災事業所は、洗浄等必要な措置を行い、日時等について事務局と打ち合わせた上で、配備事業所に返却する。なお、搬送手段については、発災事業所が調整確保する。

- (1) 破損等があった場合は、発災事業所が補修し原状機能を回復した上で、返却するものとする。
- (2) 消火薬剤等の消耗品については、発災事業所が調達し、返却するものとする。

(3) 防災センターは事務局に対して、搬送資機材が配備事業所に返却された時点で、必要な点検の実施と速やかな原状回復を指示する。

(4) 原状回復の確認・報告は、資機材維持管理点検要領に従うとともに、統括する防災要員及び構成事業所にも報告する。

注)資機材維持管理点検要領に返却時の点検等の項目を記載する。

第5章 管理

(本要領の見直し)

第16条 本要領は訓練結果等に基づき、必要に応じて改定する。

附 則

本要領は、平成20年12月1日から効力を有するものとする。

様式1 移動準備要請または移動要請の受信チェックリスト

	項目	受信内容	
1	発災事業所名 (他地区の場合は住所記載)		
2	要請者名及び所属部署名	所属	
		氏名	
3	発災状況	タンクNo.	
		直径	
		その他	
4	移動準備要請時間		
5	移動要請時間		
6	搬送資機材の種類と量 (特に指示があった場合 や他地区の場合)		
7	現地の状況	余震： 有 無	
		災害：全面火災 浮き屋根沈下 その他	
8	移動経路の状況	障害情報： 無 有 不明	

様式2 搬送指示書

(運転手控え)

項目	内容						
1	発災事業所名						
2	搬送ルート (経路図挿入) 移動経路の状況 (障害：無、有、不明) 障害無の場合は計画経路図に従う 障害有の場合は右欄に経路を記入						
3	搬送資機材の種類と量						
	<table border="1"> <tr> <td>砲</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>混合器</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>雑品</td> </tr> </table>	砲	ポンプ	泡	混合器	ホース	雑品
	砲	ポンプ					
泡	混合器						
ホース	雑品						
<table border="1"> <tr> <td>砲</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>混合器</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>雑品</td> </tr> </table>	砲	ポンプ	泡	混合器	ホース	雑品	
砲	ポンプ						
泡	混合器						
ホース	雑品						
4	緊急時の連絡先 (搬送先) 会社名： 連絡者名： 電話番号： 事業所電話番号						

(防災要員控え)

項目	内容						
1	搬送ルート						
2	<table border="1"> <tr> <td>砲</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>混合器</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>雑品</td> </tr> </table>	砲	ポンプ	泡	混合器	ホース	雑品
	砲	ポンプ					
	泡	混合器					
ホース	雑品						
<table border="1"> <tr> <td>砲</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>混合器</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>雑品</td> </tr> </table>	砲	ポンプ	泡	混合器	ホース	雑品	
砲	ポンプ						
泡	混合器						
ホース	雑品						
<table border="1"> <tr> <td>砲</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>泡</td> <td>混合器</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>雑品</td> </tr> </table>	砲	ポンプ	泡	混合器	ホース	雑品	
砲	ポンプ						
泡	混合器						
ホース	雑品						
3	車両 種類： ナンバー：						
4	緊急時の連絡先 (運転手) 会社名： 電話： 氏名： 携帯番号：						

様式3 搬送資機材リスト

通番	配備事業所出発日時	①車両会社名 ②車両番号（キャビン色） ③運転手氏名 ④連絡方法（TEL他）	積載資機材名、数量
	/ :	① ② ③ ④	放水砲 基 ポンプ（水中 台、給水 台、BP 台） ホース（150m× 巻、 m× 巻） 泡混合器・ポンプ 台 泡薬剤容器 個 その他
	/ :	① ② ③ ④	放水砲 基 ポンプ（水中 台、給水 台、BP 台） ホース（150m× 巻、 m× 巻） 泡混合器・ポンプ 台 泡薬剤容器 個 その他
	/ :	① ② ③ ④	放水砲 基 ポンプ（水中 台、給水 台、BP 台） ホース（150m× 巻、 m× 巻） 泡混合器・ポンプ 台 泡薬剤容器 個 その他
	/ :	① ② ③ ④	放水砲 基 ポンプ（水中 台、給水 台、BP 台） ホース（150m× 巻、 m× 巻） 泡混合器・ポンプ 台 泡薬剤容器 個 その他
	/ :	① ② ③ ④	放水砲 基 ポンプ（水中 台、給水 台、BP 台） ホース（150m× 巻、 m× 巻） 泡混合器・ポンプ 台 泡薬剤容器 個 その他

36 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 地震災害に対する対策及び措置

本県の特別防災区域は、その全てが、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在しているが、第2章「災害の基本想定」で述べたとおり、大規模な地震が発生した場合には、石油コンビナート等特別防災区域内においてもさまざまな災害が発生する事態が想定される。

このため、地震災害に対する事前対策及び地震後の応急対策の基本的事項を定めるとともに、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定する地震防災強化計画に関する事項について定めるものとする。

なお、この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画（愛知県地域強靱化計画）を指針とするものとする。

第1節 事前の対策

1 組織及び活動態勢の整備

地震及び地震に伴う災害の発生に備え、防災関係機関や特定事業所等は、事前に地震防災応急対策を推進するための組織及び活動態勢の整備を図るものとする。

なお、組織及び防災態勢の整備の検討にあたっては、次のような状態が生ずることを考慮しておくこと。

ア 電話回線の輻輳や不通により、防災関係機関への異常現象通報や職員の非常呼集等に支障が生ずるおそれがあること。

イ 道路の損壊等により、職員の参集や、救援機関の活動に支障が生ずるおそれがあること。

ウ 津波や余震が発生するおそれがあること。

エ 地震の規模によっては、電気・ガス・水道等のライフライン施設が損壊し、供給がストップする可能性があること。

オ きわめて大規模な地震の場合には、貯蔵タンク等の施設が液状化の影響等により、傾いたり、損壊するおそれがあること。また、防油堤・防液堤・流出油等防止堤に亀裂、さらに損壊が生ずる可能性もあること。

カ 貯蔵タンク等の損壊の程度によっては、石油類等が漏洩する可能性も考えられること。また、最悪の場合には、タンク火災にまで至る状況を考慮する必要があること。

キ さらに、火災や漏洩等、災害が複合的に発生する状況を考慮する必要があること。

(1) 防災関係機関の措置

防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務を的確かつ円滑に実施するため、地震防災応急対策を推進するための組織及びその活動態勢等必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

また、この場合、特に夜間又は休日に地震災害が発生した場合の要員の確保を日頃から考慮するとともに、必

要に応じ職員の参集訓練等を実施するものとする。

(2) 特定事業所等の措置

特定事業所等は、地震防災応急対策を推進するための組織及びその活動態勢の整備等必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

この場合、地震の規模や状況によっては、職員の参集や非常連絡通報が円滑に進まないこと等を考慮し、実情に応じた具体的な計画を策定するものとするとともに、非常時にこれらが迅速かつ確実に機能するよう準備しておくものとする。

また、特定事業所等は日頃から施設・設備の点検を徹底し、その安全確保に努めるとともに、応急対策に必要な防災資機材の積極的な整備を推進するものとする。

2 特定事業所等に対する指導

防災関係の行政機関は、特定事業所等に対し、地震防災応急対策に関する防災規程その他の規程の整備充実、自衛防災組織等の活動態勢の強化を図るよう指導を行い、災害予防対策の徹底を図るものとする。

3 地震防災訓練の実施

防災関係機関、特定事業所等は、共同して、大規模な地震を想定した防災訓練及び通信訓練を実施し、地震発生時における防災関係機関、特定事業所等との相互の連携、並びに、各種応急対策活動の効果的な実施が図られるよう努めることとする。

防災訓練には、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び津波に対する災害応急対策を積極的に取り入れるとともに、防災活動においては消防、警察、自衛隊及び海上保安庁との連携が特に重要なことから、可能な限りこれら機関と共同した訓練を実施するものとする。

また、訓練の実施結果について検討を加え、組織、活動内容等の見直し、改善に努めるものとする。

4 地震防災上必要な教育の実施

防災関係機関及び特定事業所等は、その果たすべき役割に応じて、職員等に対する地震防災上の教育を次のとおり実施するものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- (5) 予想される地震及び津波に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題

5 地震防災上必要な広報の実施

地方公共団体は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に居住者等が的確な判断に基づいて行動ができるよう次の事項を中心に広報を実施するものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (6) 正確な情報の入手
- (7) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (8) 地域の避難場所、避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 家庭における防災の話し合い
- (11) 応急手当方法の紹介、平常時から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (12) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

6 地震防災に関する調査研究

防災関係機関は、地震及び地震防災対策に関する調査研究に努めることとし、調査研究の成果を地震防災態勢及び各種応急対策活動の改善に役立てるものとする。

7 危険物施設等の耐震対策

(1) 危険物施設

ア 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めるものとする。

イ 大規模タンクの耐震性の強化

容量500k1以上1,000k1未満の準特定屋外タンク貯蔵所及び容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が消防法令に定められたそれぞれの「耐震基準」に適合するように維持し、耐震性の強化に努めるものとする。

浮き蓋付特定屋外タンクについても、法定期限にとらわれることなく、早期に浮き蓋の耐震補強を実施し、基準への適合を図る。

県及び市町村は、すべての準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所ができる限り早い時期に消防法令に定められたそれぞれの「耐震基準」に適合・維持するように、特定事業所等の管理者等を指導するものとする。

ウ 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、消防法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、特定事業所等の管理者等に対し、災害防止

上必要な助言又は指導を行うものとする。

エ 建築物の耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第二号の危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物で、既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、地震に対して安全性が認められない場合は、耐震改修を行うよう努めなければならない。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設の所有者等は、高圧ガス保安法の規定を遵守し地震動に対して安全な耐震構造とするとともに、地震が発生した場合の被害を最小限にするために、次の対策を実施するものとする。

(ア) 塔・貯槽類

配管との接続部には可とう性を持たせ、付属品等には十分な補強を行うよう努める。

(イ) 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせるよう努める。

(ウ) 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

(エ) 計装関係

自動制御装置及び緊急しゃ断装置等は、フェイル・セーフ構造とするよう努める。

また、操作パネルには、手すり等を設けるなど、地震時にも操作ができるよう努める。

イ 大規模な地震が発生した場合、人の操作によって高圧ガス設備の運転を安全に停止することが困難な場合が考えられる。

このため、高圧ガス設備と感震器を連動させることにより、主要な高圧ガス設備を自動的に緊急停止できるシステムとするよう努めるものとする。

8 地震防災上緊急に整備すべき施設

(1) 避難場所の整備

地域の実情に応じた一次避難場所及び広域避難場所の整備を図る。

(2) 避難路の整備

所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図るよう避難路の整備を図る。

(3) 消防用施設の整備

地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の整備を図る。

(4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送道路や港湾施設の地震防災対策を進める。

(5) 海岸保全施設の整備

津波による被害から人命、財産を保護するため、海岸保全施設の整備を図る。

(6) 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備

電話の異常輻輳、有線電話の途絶に対応するため、防災相互通信用無線局の設置に努め、近隣事業所の無線通信の利用など、通信手段の確保を図る。

(7) 緩衝地帯の整備

石油コンビナート等特別防災区域における災害がその周辺地域に及ぶことを防止するため、緩衝地帯としての緑地、広場などの整備を図る。

第2節 警戒宣言の発令等に伴う措置

1 活動態勢の確立

(1) 防災関係機関等の地震防災応急対策として行う主な事務

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関及び特定事業所等は、あらかじめ定められた地震防災強化計画又は防災規程等に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行うものとする。

なお、この主な事務は、次のとおりである。

ア 中部近畿産業保安監督部

所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 中部地方整備局

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 港湾施設、海岸保全施設等の被災に備え、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導を行う。

(ウ) 海上の流出油災害に備え、防除活動等に必要な準備措置を講ずる。

ウ 第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部

(ア) 情報の収集、伝達及び広報を行う。

(イ) 警戒宣言発令等について、航行警報等を発して船舶への周知を図るとともに、必要に応じて港域外への避難の指示及び誘導、船舶交通の規制を行う。

(ウ) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限又は禁止する。

(エ) 臨海施設等からの危険物流出等の海上への流出防止、防除資機材の準備等の保安措置を指導する。

(オ) 海上における治安を維持する。

エ 中部経済産業局

所掌事務に係る災害情報の収集体制を構築するとともに、必要に応じて情報収集及び関係機関との連絡調整を行う。

オ 中部運輸局

海運事業者の応急対策の実施に必要な情報の収集及び伝達を行う。

カ 名古屋地方気象台

(ア) 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表を行う。

(イ) 次の地震及び津波に関する情報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に

周知する。

- ・東海地震予知情報
- ・大津波警報・津波警報・注意報
- ・地震・津波情報

キ 愛知県

- (ア) 愛知県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (イ) 警戒宣言、東海地震予知情報その他の情報の収集及び伝達を行う。
- (ウ) 地震防災応急対策及び社会秩序の維持の上で必要な事項の広報を行う。
- (エ) 県の管理する港湾施設の災害応急措置を講ずるとともに、港湾機能の確保を行う。
- (オ) 県の管理する防潮扉の開閉及び樋門等の操作を行う。
- (カ) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (キ) 食糧、医療品等の確保、準備を行う。
- (ク) 医療救護班の派遣調整等の準備を行う。
- (ケ) その他地震防災上必要となる措置を行う。

ク 県警察

- (ア) 情報の収集、伝達及び広報を行う。
- (イ) 避難の指示及び誘導を行う。
- (ウ) 交通規制、その他社会秩序の維持を行う。
- (エ) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

ケ 所在市町村

〔名古屋市、半田市、碧南市、東海市、知多市、田原市、飛島村、武豊町〕

- (ア) 現地本部の開設に必要な措置を行う。
- (イ) 警戒宣言、東海地震予知情報その他の情報の収集、伝達及び広報を行う。
- (ウ) 必要に応じて避難の指示及び誘導を行う。
- (エ) 防災本部への地震防災応急対策の実施状況及び住民等の避難状況等の報告を行う。
- (オ) 警戒区域を設定し、区域内での保安を図るとともに、区域内への出入り等の制限等を行う。
- (カ) 避難者等の救護を行う。
- (キ) 食糧、医薬品等の確保を行う。
- (ク) 自主防災組織活動との連携及び支援を行う。
- (ケ) その他地震防災上必要となる措置を行う。

コ 指定市町村

〔豊橋市、豊川市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、高浜市、弥富市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町〕

所在市町村から応援要請があった場合、対応できる範囲内で速かに応援活動を行う。

サ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 防災資機材の緊急配備及び出動態勢の確立を行う。
- (ウ) 自衛防災組織等との連携及び支援を行う。
- (エ) 特別防災区域内の住民への避難情報の広報及び避難誘導を行う。
- (オ) 出火防止のための広報を行う。
- (カ) その他状況に応じて地震防災応急活動を行う。

シ 名古屋港管理組合

- (ア) 防潮扉及び堀川口防潮水門の開閉を行う。
- (イ) その他港湾施設の災害応急措置を講ずるとともに、港湾機能の確保を行う。

ス 日本赤十字社愛知県支部

- (ア) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班の要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資機材の整備点検を行う。
- (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

セ 特定事業所等

- (ア) 自衛防災組織又は共同防災組織の態勢の確立を行う。
- (イ) 保安対策の実施を行う。
- (ウ) その他地震防災上必要となる措置を行う。

(2) 地震防災応急対策組織の設置

防災関係機関及び特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、地震防災応急対策組織を設置し、地震発生後の対応をも含めて活動態勢の整備を図り、応急対策の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ア 県（防災本部）の措置

県は、大規模地震対策特別措置法に基づき設置される地震災害警戒本部又は地域防災計画の定めにより設置される災害対策本部と連携を密にして活動態勢の確立を図るものとする。また、事務局に情報連絡班を置き、情報の的確かつ迅速な収集、伝達に努めるものとする。

さらに、次のとおり現地本部を設置するものとする。

(ア) 現地本部の設置、運営

現地本部長は、現地本部員又はその代理者を招集し、現地本部を設置する。また、現地本部長が、所在市町村が設置する地震災害警戒本部又は災害対策本部との一体運営を図る必要があると認めるときは、合同で会議を開催することができる。

(イ) 現地本部の設置場所

所在市町村が設置する地震災害警戒本部又は災害対策本部と緊密に連絡のとれる場所とする。

(ウ) 現地本部の所掌事務

特定事業所の実施する地震防災応急対策の状況を把握するとともに、防災本部及び防災関係機関との連絡調整を行う。

(エ) 現地本部の廃止

大規模地震対策特別措置法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき、又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

イ 所在市町村の措置

所在市町村は、特別防災区域の地震防災応急対策を実施するため、大規模地震対策特別措置法に基づき設置される地震警戒本部及び地域防災計画に基づき設置される災害対策本部と一体となって、所在市町村に設置される現地本部において、活動態勢の確立を図るものとする。

ウ その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、地震防災応急対策に関する組織を設置し、活動態勢の確立を図るものとする。

エ 特定事業所等の措置

特定事業所等は、それぞれの防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策に関する組織を設置し、活動態勢の確立を図るものとする。

なお、当該防災規程等には、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 警戒宣言、東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の収集、伝達に関すること。
- (イ) 東海地震に関連する調査情報が発表された場合の対応に関すること。
- (ウ) 要員の非常参集及び非常配備体制の確立に関すること。
- (エ) 防災施設、設備等の点検整備に関すること。
- (オ) 防災資機材等の緊急配置、出動準備に関すること。
- (カ) 危険物施設等の緊急予防措置に関すること。
- (キ) 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること。
- (ク) 地震防災応急対策の実施状況等の報告に関すること。
- (ケ) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

(3) 地震防災応急対策組織の要員確保及び配備

防災関係機関及び特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、地震防災応急対策の実施に必要な地震防災応急対策組織の要員を速やかに確保するものとする。

また、警戒宣言が相当時間継続することも考慮し、交替要員についても配慮した非常配備態勢を確立するものとする。

なお、要員確保に当たっては、電話の利用制限、公共交通機関等の通行制限等が行われることも考えられるので、これらを考慮して呼集方法等を定めるものとする。

(4) 東海地震注意情報の発表に伴う措置

防災関係機関及び特定事業所等は、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等を行い、地震防災応急対策の準備を行うものとする。

この場合、東海地震注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに留意するものとする。

2 情報の収集及び伝達

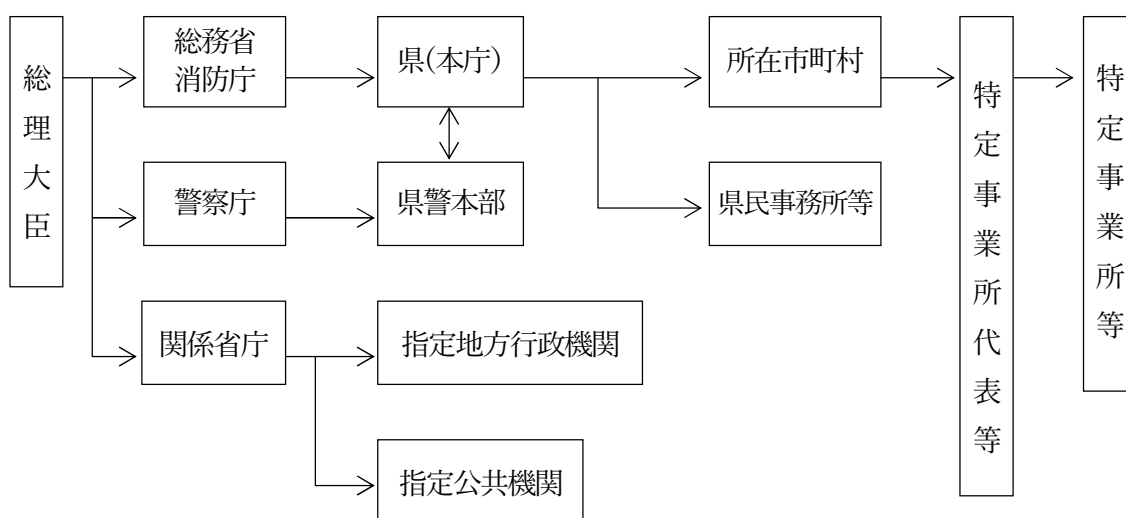
(1) 警戒宣言等の通報連絡系統

県は、警戒宣言、東海地震に関連する情報が県に伝達された場合、所在市町村へ正確かつ迅速にその情報を伝達するものとする。

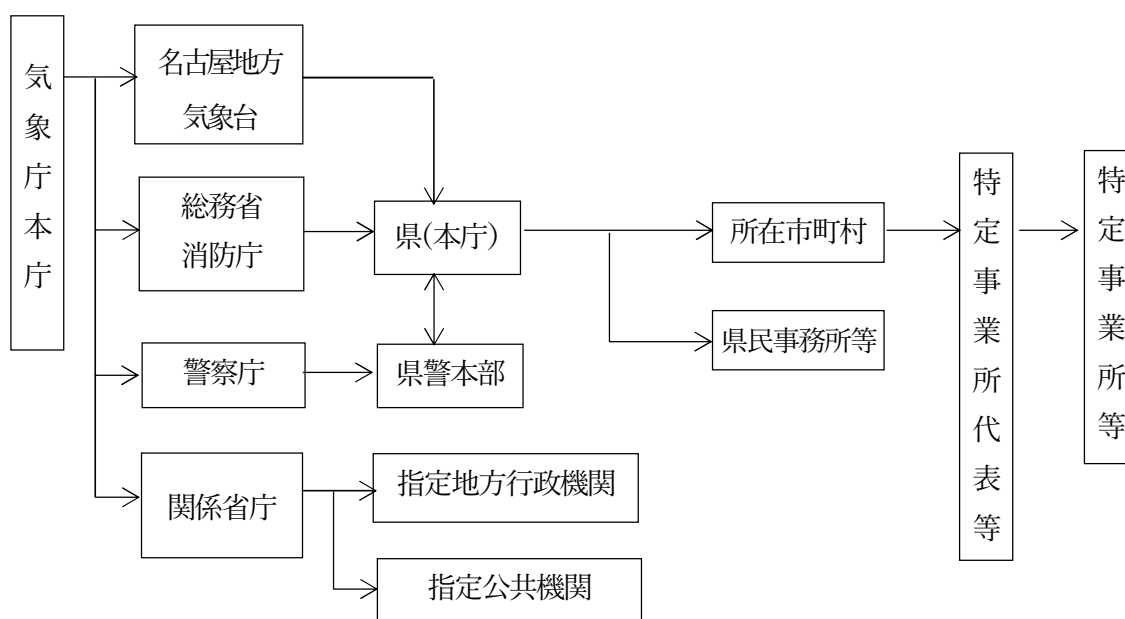
情報の伝達を受けた所在市町村は、その情報を特定事業所等へ伝達するものとする。

なお、情報の伝達を受けた特定事業所等は、直ちに放送等を通じその情報を確認するなどし、情報の収集体制を確立するものとする。

ア 警戒宣言の連絡系統



イ 東海地震に関連する情報の連絡系統



(2) 情報の収集及び部内伝達

警戒宣言等の情報の伝達を受け、又は報道に接した防災関係機関及び特定事業所等は、極力正確な情報収集に努めるとともに、地震防災応急対策に従事する職員等に対し、迅速かつ的確にその情報を伝達するものとする。

(3) 特定事業所の地震防災応急対策の実施状況の報告

特定事業所は、地震防災応急対策の実施状況を様式1「石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所の防災態勢確立状況(警戒宣言発令時)」の項目に従い、随時、所在市町村を通じて防災本部事務局へ報告するものとする。

様式1 石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所の防災態勢確立状況
(警戒宣言発令時)

機関名	調査時点	月 日			
		午前 午後	時	分	
発信者	受信者	受信時刻		時	分
		午前	午後	時	分

番号	事業所名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		対策要員の確保	対策本部等の設置	緊急保安点	操業	応急対策
①		1 完了 2 半数以上 3 半数未満	1 設置 2 準備中 3 未設置	1 完了 2 実施中 3 実施せず	1 中止 2 一部中止 3 継続	1 完了 2 50%以上 3 50%未満
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
計		1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2
		3	3	3	3	3

3 緊急にとるべき措置

(1) 防災関係機関の緊急措置

防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、緊急措置を講ずるものとする。

また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備を行うものとする。

ア 交通対策

(ア) 陸上交通

県警察は、道路管理者及び港湾管理者と協力し、避難路の確保及び二次被害の未然防止のため、必要な交通規制を行うものとする。

また、緊急交通路を確保する場合には、原則として交通規制対象路線（第6章第9節表参照）から選定する。

(イ) 海上交通

名古屋海上保安部等は、港湾管理者と協力して特別防災区域付近海域における船舶の避難、緊急輸送航路の確保、二次災害の未然防止のため、船舶に対し、同海域からの移動、入航の制限等の交通規制を行うものとする。

イ 消防対策

(ア) 消防機関

消防機関は、出火防止のための広報、防災資機材の緊急配置及び出動準備に当たるとともに、特定事業所等が実施する地震防災応急対策の指導を行うものとする。

(イ) 海上保安部等

名古屋海上保安部等は、船舶に対して出火防止のための周知活動、防災資機材の緊急配置及び出動準備に当たるとともに、特定事業所等が実施する海上災害に係る地震防災応急対策の指導を行うものとする。

(2) 特定事業所等の保安措置

特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、緊急の保安措置を講ずるものとする。

また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行うものとする。

ア 防災資機材等の緊急配置及び出動準備

特定事業所等は、東海地震注意情報を受けた段階から、地震災害の発生に備え、防災資機材等を直ちに効果的に活用できるよう緊急配置及び出動準備を図るものとする。

なお、緊急配置及び出動準備すべき主な防災資機材等は、次のとおりである。

(ア) 消防用車両、資材搬送車、連絡用車両等の車両

(イ) オイルフェンス展張船、油回収船、その他の防災用船艇

(ウ) 消火薬剤、油処理剤、油吸着材

(エ) オイルフェンス、土のう

(オ) その他の防災資機材等

イ 危険物施設等の緊急予防措置の実施

特定事業所等は、地震発生時における危険物災害の発生を防止し、又は軽減を図るため、防災規程等に基づき、危険物施設等の保安点検及び緊急予防措置を実施するものとする。

なお、主な実施事項は、次のとおりとする。

(ア) 東海地震注意情報を受けた段階から行うもの

a 危険物施設等の保安対策を行う。

- ・保安点検の実施
- ・危険物及び火気の管理の強化

b 工事現場の状況の把握、仕掛け工事等の安全処理に必要な準備を行う。

c 施設、物品等の転倒、落下等の防止措置等施設の安全を確保するための措置を行う。

(イ) 警戒宣言が発令された場合に行うもの

a 危険物施設等の操業の自粛（一時停止又は使用制限）を行う。

ただし、ライフライン確保のため、操業を継続する電気、ガス事業等の事業所にあつては、保安管理の強化を図る。

b 仕掛け工事等の安全処理後、工事等を中断する。

c その他地震による被害の発生を防止又は軽減を図るための措置を行う。

(3) 避難

ア 特別防災区域内の住民等の避難

警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域など避難対象地区内の住民等にあつては、市町村の指示に従い、指定された避難地へ速やかに避難するものとする。避難対象地区以外の住民等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

イ 特定事業所等における避難及び帰宅が困難な職員等への対応

(ア) 警戒宣言が発令された場合、防災規程等に定めた避難計画に基づき、必要に応じて避難を実施するものとする。避難にあつては、外来者を優先し、安全な避難地に誘導するものとする。

(イ) 特定事業所等は、東海地震注意情報を受けた時点から地震防災応急対策組織の要員以外の職員の帰宅を促すよう努めるとともに、帰宅が困難な職員や地震防災応急対策組織の要員となっている職員に対し、仮泊場所や水・食料等の確保提供に努めるものとする。

なお、職員にあつては、「自らの身の安全は自らで守る」ことを基本に、自らの安全確保に努めるものとする。

ウ タンカー等船舶の避難

タンカー等船舶は、警戒宣言の発令を知ったときは、直ちに荷役作業を中止し、港外に避難するものとする。

(4) 緊急輸送

防災関係機関及び特定事業所は、警戒宣言発令に伴う交通規制が行われた場合、必要に応じて、地震防災応急対策を実施するための必要最少限の要員及び資機材の緊急輸送を実施できるものとする。

緊急輸送車両の確認手続きは、別記「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県警察（県公安委員会）に提出し、緊急輸送車両の確認を受けるものである。

届出書提出先

ア 県

（ア）県庁（災害対策課）

（イ）県民事務所

イ 県警察（県公安委員会）

（ア）県警察本部（交通規制課）

（イ）警察署

（ウ）交通検問所

別記

様式第6(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

37 特別防災区域の概況

1 概況

区 分		事業所数	従業員数(人)			防災要員 (人)	
			総数	昼間	夜間		
名古屋 臨 海 地 区	名古屋 市域	第1種	13	1,106	991	54	262
		第2種	10	3,967	3,135	432	155
		その他	59	8,020	—	—	—
		計	82	13,093	4,126	486	417
	東海 市域	第1種	2	10,321	5,919	1,900	89
		第2種	4	6,755	3,974	1,514	110
		その他	48	5,603	—	—	—
		計	54	22,679	9,893	3,414	199
	知多 市域	第1種	2	605	449	39	515
		第2種	7	625	496	44	135
		その他	40	3,978	—	—	—
		計	49	5,208	945	83	650
	飛島 村域	第1種					
		第2種					
		その他	3	134	—	—	—
		計	3	134			
小 計	第1種	17	12,032	7,359	1,993	866	
	第2種	21	11,347	7,605	1,990	400	
	その他	150	17,735	—	—	—	
	計	188	41,114	14,964	3,983	1,266	
衣 浦 地 区	半田市・ 武豊町域	第1種	1	242	230	12	12
		第2種	5	5,896	4,287	848	91
		その他	17	3,284	—	—	—
		計	23	9,422	4,517	860	103
	碧南 市域	第1種	2	590	471	42	60
		第2種	2	3,034	2,239	734	57
		その他	54	3,571	—	—	—
		計	58	7,195	2,710	776	117
	小 計	第1種	3	832	701	54	72
		第2種	7	8,930	6,526	1,582	148
		その他	71	6,855	—	—	—
		計	81	16,617	7,227	1,636	220
田 原 地 区	田原 市域	第1種					
		第2種					
		その他	4	707	—	—	—
		計	4	707	—	—	—
合 計	第1種	20	12,864	8,060	2,047	938	
	第2種	28	20,277	14,131	3,572	548	
	その他	225	25,297	—	—	—	
	計	273	58,438	22,191	5,619	1,486	

令和5年4月1日現在

石油の貯蔵量・取扱量 (kl)	石油の貯蔵量・取扱量		高圧ガスの処理量 (m ³)	石油屋外タンク数	高圧ガス貯槽数	特別防災区域面積 (千m ²)
	貯蔵量 (kl)	取扱量 (kl)				
672,150	489,114	183,036	8,796,259	398	23	6,560
32,123	22,944	9,179	1,178,307	125	10	
5,303	—	—	503,248	—	—	
709,576	—	—	10,477,814	523	33	
76,692	53,811	22,881	70,960,597	106	20	11,780
14,424	9,410	5,014	414,344	36	5	
2,456	—	—	112,272	—	—	
93,572	—	—	71,487,213	142	25	
6,770,916	4,712,698	2,058,218	283,044,474	216	22	8,427
1,498	373	1,125		20	8	
818	—	—	41,470	—	—	
6,773,232	—	—	283,085,944	236	30	
						650
487	—	—		—	—	
487	—	—				
7,519,758	5,255,623	2,264,135	362,801,330	720	65	27,417
48,045	32,727	15,318	1,592,651	181	23	
9,064	—	—	656,990	—	—	
7,576,867	—	—	365,050,971	901	88	
42,543	28,638	13,905		43		6,780
19,452	12,381	7,071	641,968	39		
1,626	—	—		—	—	
63,621	—	—	641,968	82		
39,946	21,588	18,358	18,091,275	8	8	3,735
7,307	5,310	1,997	53,040	8		
473	—	—	63,135	—	—	
47,726	—	—	18,207,450	16	8	
82,489	50,226	32,263	18,091,275	51	8	10,515
26,759	17,691	9,068	695,008	47		
2,099	—	—	63,135	—	—	
111,347	—	—	18,849,418	98	8	
						1,143
6,410	—	—	18	—	—	
6,410	—	—	18			
7,602,247	5,305,849	2,296,398	380,892,605	771	73	39,075
74,804	50,418	24,386	2,287,659	228	23	
17,573	—	—	720,143	—	—	
7,694,624	—	—	383,900,407	999	96	

2 特定事業所等の概要

(1) 第1種事業所

令和5年4月1日現在

区 分	住 所	電 話	郵便 番号	窓 口	従業員数			防 災 要員数 (総数)	敷地面積 (㎡)	主要生産品等	
					総数	昼	夜				
名古屋 市 （ 潮 見 ふ 頭 ）	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	名古屋市港区潮見町37-12	052-611-5681	455-0028	安全推進部	8	6	2	8	27,394	石油製品
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	" 37-104	052-619-7732	455-0028	安全推進部	35	35	1	28	38,030	石油・化学製品販売及び保管
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	" 37-3	052-612-7741	455-0028	名古屋油槽所	12	8	2	9	19,766	燃料油の販売及び貯蔵
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	" 37-4	052-611-4444	455-0028	工務G・夜間シフトG・構内作業G	37	34	3	14	75,285	石油製品の貯蔵・出荷
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル	" 37-7	052-611-7611	455-0028	安全推進部	18	18	2	16	33,000	石油類及び化学薬品貯蔵・取扱い
	㈱辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	" 37-16	052-611-4611	455-0028	業務チーム	20	20	2	16	67,492	倉庫業・その他関連業務
	丸中興産(株)名古屋油槽所	" 37-23	052-612-1356	455-0028	業務課	24	21	3	21	28,405	石油製品貯蔵
	キグナス石油(株)名古屋油槽所	" 37-25	052-611-2618	455-0028	需給部	10	6	2	10	16,528	石油類
	NRS(株)名古屋レポート	" 37-31	052-611-3021	455-0028	名古屋ケミト	25	22	2	24	52,510	石油化学製品
	東邦液化ガス(株)名港LPG基地	" 37-46	052-614-3151	455-0028	充填管理部名港LPG基地	70	70	4	43	42,585	液化石油ガス
	㈱サンラックス名古屋油槽所	" 11-1	052-612-2015	455-0028	油槽所事務所	30	30	2	28	24,916	化学製品
	(小計)	11事業所				289	270	25	217	425,911	
	臨 海 市	○東亜合成(株)名古屋工場	名古屋市港区昭和町17-23	052-611-9815	455-0026	管理部 環境保安課	790	716	24	18	733,000
中川物産(株)名古屋第二油槽所		" 港区空見町1-6	052-389-5100	455-0847		27	5	5	27	68,250	石油製品
(小計)		2事業所				817	721	29	45	801,250	
名古屋市計	13事業所				1,106	991	54	262	1,227,161		
東 海 市	○日本製鉄(株)名古屋製鐵所	東海市東海町5丁目3	052-603-7037	476-8686	安全環境防災部 環境防災室	9,397	5,138	1,849	40	6,009,183	鋼材、鋼管
	○東レ(株)東海工場	" 新宝町31	052-689-1507	476-8567	環境保安課	924	781	51	49	604,803	合繊繊維、樹脂繊維等
東海市計	2事業所				10,321	5,919	1,900	89	6,613,986		
知 多 市	○出光興産(株)愛知事業所	知多市南浜町11	0562-55-1119	478-8555	安全環境室	569	431	34	482	3,346,693	石油・LPG製品
	中部液酸(株)	" 南浜町27	0562-56-1233	478-0045	管理部	36	18	5	33	24,819	液化酸素、液化窒素、液化アルゴン
	知多市計	2事業所				605	449	39	515	3,371,512	
名古屋港臨海地区計	17事業所				12,032	7,359	1,993	866	11,212,659		
武 豊 町	東海カーボン(株)知多工場	知多郡武豊町字五号地1	0569-72-1011	470-2341	総務課	242	230	12	12	179,975	カーボンブラック
	武豊町計	1事業所				242	230	12	12	179,975	
	○出光興産(株)碧南LPG基地	碧南市港南町2丁目1-1	0566-42-8511	447-0824	管理課	33	27	5	32	94,929	液化石油ガス
碧 南 市	○(株)JERA碧南火力発電所	" 2丁目8-2	0566-48-5581	447-0824	管理ユニット	557	444	37	28	1,531,579	電気
	碧南市計	2事業所				590	471	42	60	1,626,508	
	衣浦地区計	3事業所				832	701	54	72	1,806,483	
合計	20事業所				12,864	8,060	2,047	938	13,019,142		

(注) 事業所名欄の○印は、レイアウト事業所

(2)第2種事業所

令和5年4月1日現在

区 分	住 所	電 話	郵便 番号	窓 口	従業員数			防災 要員数 (総数)	敷地面積 (㎡)	主要生産品等	指定年月日	
					総数	昼	夜					
名古屋 市 (潮見 ふ頭)	日清オイリオグループ株式会社名古屋工場	名古屋市港区潮見町37-15	052-611-4111	455-0028	管 理 課	209	192	17	7	98,799	植物油	S51.10.1
	シンコーケミカル・ターミナル株式会社名古屋事業所	" 37-24	052-612-3911	455-0028	名古屋事業所	41	37	2	30	16,430	芳香族、アルコール類	S51.10.1
	株式会社港九号地倉庫	" 10-3	052-614-4600	455-0028	名古屋事業部九号地倉庫	9	7	2	9	8,269	危険物保管・取扱い	H3.8.21
	株式会社JERA 新名古屋火力発電所	" 34	052-614-7320	455-0028	管理ユニット	288	221	7	13	335,035	電気	H31.3.4
	株式会社ダイセイキ名古屋事業所	" 37-103 12	052-619-6331	455-0028	特 燃 部	30	19	4	30	39,157		H27.2.16
	ENEOS株式会社名古屋第1油槽所	" 9	052-611-4510	455-0028	名古屋第1油槽	9	6	2	6	34,348	石油類	H28.3.11
	(小計)	6事業所				586	482	34	95	532,038		
名古屋 市	三井化学株式会社名古屋工場	名古屋南区丹後通2丁目1	052-614-2129	457-0801	安全・環境部 安全・環境G	655	460	165	14	380,000	基礎化学、樹脂加工、機能化学品電子、情報	R4.9.30
	大同特殊鋼株式会社星崎工場	名古屋南区大同町2丁目30	052-611-2512	457-8545	総 務 室	1,579	1,187	196	13	320,241		S51.10.1
	株式会社UBE名古屋アンモニアセンター	" 港区空見町32	052-398-1282	455-0847	名古屋アンモニアセンター	9	8	2	9	10,971	液化アンモニア	S56.1.30
	東レ株式会社名古屋事業場	" 港区大江町9-1	052-613-5113	455-8502	環境保安課	1,138	998	35	24	412,000	エンジニアリングプラスチック等	H17.1.20
	(小計)	4事業所				3,381	2,653	398	60	1,123,212		
名古屋市計	10事業所				3,967	3,135	432	155	1,655,250			
東海 市	三洋化成工業株式会社名古屋工場	東海市新宝町31-1	052-604-2092	476-0005	環境保安部	352	262	45	26	87,324	ウレタン樹脂、有機合成薬品等	S51.10.1
	三洋化成ロジスティクス(株)	" 31-1	052-601-0777	476-0005		27	27	5	5	11,320	化学品の貯蔵	S54.10.1
	愛知製鋼株式会社知多工場・鍛造工場	" 荒尾町ワノ割1	052-603-9273	476-8666	安全衛生環境部 安全衛生室	3,376	2,365	674	25	904,365	圧延鋼材、鍛鋼品	S51.10.1
	大同特殊鋼株式会社知多工場	" 元浜町39	0562-33-5846	477-0035	知多工場 設備センター	3,000	1,320	790	54	1,117,453	特殊鋼製品	S51.10.1
	東海市計	4事業所				6,755	3,974	1,514	110	2,120,462		
知多 市	東邦瓦斯株式会社知多熱調センター	知多市北浜町23	0562-55-4511	478-0046	管理課管理担当	39	26	4	8	107,280	都市ガス	H2.5.19
	株式会社JERA知多第二火力発電所	" 10-1	0562-33-1221	478-0046	管理ユニット	69	47	7	13	181,256	電気、ガス	S57.12.15
	東邦瓦斯株式会社LNG共同基地	" 南浜町23	0562-55-4111	478-0045	管理課 基地管理チーム	109	89	7	15	147,283	天然ガス	S51.10.1
	サントリー株式会社知多蒸溜所	" 北浜町16	0562-32-6352	478-0046		54	22	5	54	51,064	グリーンウイスキー原酒、原料用アルコールの製造	S51.10.1
	東邦瓦斯株式会社知多緑浜工場	" 緑浜町1	0562-55-7772	478-0000	管理課 緑浜管理チーム	65	45	7	15	302,461	天然ガス	H13.12.13
	知多エル・エヌ・ジー株式会社	" 南浜町27-1	0562-56-1156	478-0045	技術保安グループ	210	206	8	22	317,934	ガス	H29.4.27
	株式会社JERA知多火力発電所	" 北浜町23	0562-55-1181	478-0046	管理ユニット	79	61	6	8	500,687	電気、ガス	H29.11.27
知多市計	7事業所				625	496	44	135	1,607,965			
名古屋港臨海地区合計	21事業所				11,347	7,605	1,990	400	5,383,677			
半田 市 ・ 武 豊 町	日本ルーブリゾール株式会社衣浦事業所	知多郡武豊町字五号地1-1	0569-72-1321	470-2341	衣 浦 総 務 HSES	64	56	4	15	65,936	潤滑油添加剤	H19.9.1
	日本化学工業株式会社愛知工場	" 字一号地17-1	0569-72-2511	470-2513	環境安全・品質保証課 保安防災G	118	98	10	32	163,699	りん酸、燐化合物	S51.10.1
	AGC株式会社愛知工場	" 字旭1	0569-73-1123	470-2394	環 境 安 全 保 安 室	2,696	1,994	366	16	587,519	板ガラス、自動車用安全ガラス	S51.10.1
	JFEスチール株式会社知多製造所	半田市川崎町1丁目1	0569-24-2188	475-8611	環境・防災室	2,883	2,018	461	12	1,791,774	鉄鋼	S51.10.1
	JERAパワー武豊合同会社	知多郡武豊町字電宮1番1	0569-72-1121	470-2532	管理ユニット	135	121	7	16	634,125	電気	R3.3.29
	半田市・武豊町計	5事業所				5,896	4,287	848	91	3,243,053		
碧 南 市	トヨタ自動車株式会社衣浦工場	碧南市玉津浦町10-1	0566-16-2107	447-0389	工場付総務G	3,001	2,209	729	24	860,000	自動車用駆動関係部品	S58.1.25
	衣浦ユーティリティ株式会社	" 2-2	0566-42-0151	447-0834		33	30	5	33	35,979	電気、蒸気・水の供給及び排水の処理業	S58.1.25
	碧南市計	2事業所				3,034	2,239	734	57	895,979		
衣浦地区計	7事業所				8,930	6,526	1,582	148	4,139,032			
合 計	28事業所				20,277	14,131	3,572	548	9,522,709			

(3)その他事業所

令和5年4月1日現在

区分	住所	電話	郵便番号	窓口	従業員数 (人)	石油の貯蔵・ 取扱量 (kl)	高圧ガス 処理量 (m3)	主要生産品等	
名古屋	㈱シーテック 大江分室	港区大江町3-2	052-613-4440	455-0024	変電部変電第1課	260	1	電気設備管理	
	三菱重工業㈱名古屋航空宇宙システム製作所	港区大江町10	052-611-2234	455-0024	総務部	4,200	101	航空機	
	愛知機械工業㈱大江工場	港区大江町6-7	052-613-3711	455-0024	管理課	213	23	自動車	
	東亜建装㈱	港区船見町1-42	052-612-5916	455-0027	業務課	13	8	建築業	
	東陽興業㈱	港区船見町56	052-611-2461	455-0027	所長	40	20	運送業	
	フィード・ワン㈱	港区船見町19	052-611-4316	455-0027	総務課	54		飼料	
	㈱油辰商店	港区船見町57	052-611-1476	455-0027	常務	9	138	薬品原料	
	岩谷瓦斯㈱名古屋工場	港区船見町1-32	052-612-2525	455-0027	総務課	12	71,042	容器充填	
	由良海運㈱八号地現業所	港区船見町57	052-612-3363	455-0027	庶務課	11	1	港湾運送業	
	東亜興業㈱	港区船見町1-42	052-612-5700	455-0027	総務部	54	30	運送業	
	㈱ダイセキ 本社工場	港区船見町1-86	052-611-6337	455-0027	安全管理部	200	305	再生油	
	㈱ダイセキ 第二エコエネルギーセンター	港区船見町56-1	052-611-6337	455-0027	安全管理部	1	240	再生油	
	片倉コープアグリ(株)名古屋支店	港区船見町6	052-611-4551	455-0027	製造課	35		複合肥料	
	白水運輸㈱	港区船見町30	052-611-7257	455-0027	所長	29	19	運送業	
	愛知機械工業㈱港地区エンジン実験課	港区昭和町14-1	052-612-5973	455-0026	総務課	103	24	自動車	
	名古屋中央アスコ	港区昭和町43	052-612-3171	455-0026	所長	1		アスファルト合材	
	丸安運輸㈱昭和町営業所	港区昭和町19-22	052-611-1453	455-0026	所長	45	30	運送業	
	㈱アビツ	港区昭和町14-24	052-619-6600	455-0026	管理部	160	38	中古車オークション	
	名古屋上下水道局大江ポンプ所	港区本星崎町南4047-1	052-611-3443	455-0025	東部集田処理事務所		44	下水ポンプ所	
	㈱ゼロ 名古屋カスタマーサービスセンター	港区潮見町37-82	052-612-3570	455-0028	所長	45	20	自動車運搬	
	名古屋	㈱オーエストランス	港区潮見町37-39	052-612-2284	455-0028	運輸業務部	88	156	運送業
日産サービスセンター㈱中部支店 名古屋工場		港区潮見町37-52	052-612-5523	455-0028	総務課	190	21	自動車運搬	
㈱フジトランスコーポレーション 九号地分室		港区潮見町37-75	052-614-5637	455-0028	船給物流企画部業務室	200	111	運送業	
大雄㈱		港区潮見町37-30	052-612-6811	455-0028	所長	5	198,160	ガス容器充填	
ヒラダン㈱		港区大江町12-13	052-619-7711	455-0025	総務課	74	25	ダンボール製造	
日本通運㈱名古屋南支店汐見配送センター		港区潮見町37-34	052-611-5611	455-0028	名古屋支店	5	140	物流	
中部リサイクル株式会社		港区昭和町18	052-611-1511	455-0026	総務課	65		廃棄物資源化	
㈱エスラインギフ 名古屋南支店		港区本星崎町南3998-30	052-619-6911	455-0025	名古屋南支店	100	20	物流	
トーヨーテクノ株式会社		港区船見町56	052-613-3111	455-0027	総務課	10	10	生コン製造	
名古屋日酸株式会社		港区本星崎町南4047-17	052-619-4571	455-0025		60	1	22,678	ガス充填
産業振興㈱肥料事業部、肥料製造部		港区昭和町18	052-611-9300	455-0026	肥料部	46	24	肥料製造	
三英運輸㈱ 空見物流センター		港区空見町32-1	052-398-1177	455-0847	所長	20	21	運送業	
UBE三菱セメント㈱空見サービスステーション		港区空見町32	052-398-1226	455-0847	物流担当	11	15	倉庫業	
㈱ちゅうえき		港区潮見町41	052-613-2311	455-0028	業務部	40	888	運送業	
名古屋	㈱ちゅうえき	港区船見町4チサキ	052-613-2311	455-0027	業務部	20	29	運送業	
	㈱ちゅうえき	港区船見町4-1	052-613-2311	455-0027	業務部	19	19	運送業	
	㈱中部プラントサービス 本店大江	港区大江町3-2	052-612-5581	455-0024	総務グループ	200	5	電力	
	㈱サンラックス 第2倉庫	港区潮見町33	052-612-2015	455-0028	名古屋油槽所		814	倉庫	
	中京陸運㈱ 九号地営業所	港区潮見町37-102	052-612-4795	455-0028	所長	6	30	運送	
	㈱サンラックス 八号地	港区船見町57	052-612-2015	455-0027	名古屋油槽所	3	931	倉庫	
	中部電力パワーグリッド㈱昭和町変電所	港区昭和町19-13	0569-21-4178	475-0817	半田電力センター変電課			変電所	
	近物レックス㈱ 名古屋支店	港区本星崎町南4047-4	052-619-6862	455-0025	名古屋支店	26	30	運送業	
	株式会社サンワテクノ	港区潮見町3	052-612-3105	455-0028	総務課	24	686	廃棄物資源化	
	株式会社ダイセキ北工場	港区船見町1-77	052-611-6321	455-0027	環境保安部	8	155	再生油	
	三菱重工業株式会社名古屋航空宇宙システム製作所	港区大江町2-15	052-611-2234	455-0024	総務部	889	46	航空機	
	㈱リプロ 潮見プラント	港区潮見町33-2	052-508-4153	455-0028		4	11	運送業	
	㈱OKADA工業	港区船見町30-1	052-613-8722	455-0027		6			
	名古屋	グリーンサイクル㈱	港区昭和町13	052-613-5701	455-0026	事務所	33	38	リサイクル業
㈱中野工業所 名古屋事業所		港区潮見町10-1	052-611-3255	455-0028		44	3		
株式会社JERA 大江ビル		港区大江町3	052-740-6842	455-0024		10			
黒肥地運輸㈱		港区潮見町5	052-613-7205	455-0028	事務所	40	30	運送業	
㈱昭和メタル		港区昭和町18	052-612-4789	455-0026	事務所	42		不動産業	
㈱小野興業 九号地充填所		港区潮見町37-40	052-611-6781	455-0028		6	152,170		
名古屋市年末年始無料宿泊所		港区船見町46	052-972-2555	455-0027	生活福祉部保護課	20			
㈱中部プラントサービス 新名古屋事業所		港区潮見町34	052-619-1271	455-0028		69	2		
日星精工㈱		南区丹後通2-1-3	052-611-6271	457-0801	総務部	73	19	ネジ製造業	
丸太運輸㈱星崎営業所		南区大同町2-30	052-611-0504	457-0811	所長	41	19	運送業	
日本エア・リキード合同会社株式会社名古屋工場		南区丹後通5-1-12	052-612-3260	457-0801	名古屋工場	57	56,790	高圧ガス製造業	
東亜興業株式会社 SP		港区昭和町10-3	052-612-5700	455-0026			2,370		
名古屋市計		59事業所			8,020	5,303	503,248		

区分	住所	電話	郵便番号	窓口	従業員数 (人)	石油の貯蔵・ 取扱量 (kl)	高圧ガス 処理量 (m3)	主要生産品等	
名古屋 東 屋 港 海 臨 海 市 地 区	安井工業㈱	南柴田町ヲノ割457-48	052-603-4100	476-0001	専務	21	2	金属塗装業	
	司企業㈱	南柴田町ヲノ割457-27	052-604-8877	476-0001		25	10	運送業	
	名鉄運輸㈱	南柴田町口ノ割95-28	052-604-9520	476-0001	支店長	80	29	運送業	
	名鉄急配㈱	南柴田町口ノ割95-13	052-603-5361	476-0001	所長	52	19	運送業	
	協栄興業㈱	南柴田町ルノ割426-4	052-601-3111	476-0001	総務課	64	20,610	容器充填	
	丸産産業㈱	南柴田町ホノ割213-8	052-603-5574	476-0001	工場長	23	89	鋼材	
	名古屋油化㈱	南柴田町ホノ割213-5	052-603-2611	476-0001	開発部長	30		接着剤、繊維処理剤	
	㈱ダイワ	南柴田町ホノ割213-1	052-603-3426	476-0001	危険物担当	6		アスファルト合材	
	丸洋産業㈱	南柴田町ハノ割138-14	052-601-4111	476-0001	生産部	7	48	銅板熔断加工	
	伊賀井商店㈱	南柴田町ハノ割138-13	052-603-5591	476-0001	工場長	37	14	60,063	印刷、塗装
	大村運輸㈱	南柴田町ハノ割138-10	052-611-3160	476-0001	社長	30	19		運送業
	アイケイケイ・シヨット(㈱)	南柴田町ヌノ割412-4	052-604-1215	476-0001	シヨット製造グループ	60			シヨット、グリット
	㈱協材 名古屋事業所	南柴田町ニノ割170-7	052-604-8113	476-0001	所長	15	19		スケール焼結
	川一産業(株)名古屋支店	南柴田町トノ割266-16	052-603-5415	476-0001	支店長	20	19		運送業
	近畿石油輸送㈱	南柴田町イノ割44-11	052-603-1385	476-0001	所長	18	10		運送業
	㈱テイクロ	南柴田町トノ割266-6	052-604-3111	476-0001	生産部	56	11		硬質クロムメッキ
	大有建設㈱	新宝町507-2	052-604-7311	476-0005	工場長	14	12		アスファルト
	アロン化成(株)名古屋工場	新宝町30-2	052-601-0155	476-0005	総務課長	130	194		塩化ビニールパイプ
	サンノブ(株)名古屋事業所	新宝町31-1	052-604-0196	476-0005	総務課	115	846		工業薬品
	トヨタ自動車(株)名港センター	新宝町33-3	052-604-2255	476-0005	総務部交通保安管理課	72	11		自動車製造業
	岡田運輸(株)名古屋支店	新宝町4	052-603-1361	476-0005		43	19		運送業、倉庫業
	百商㈱	新宝町22-1	052-603-2251	476-0005	リース事業部	33	2		リース業
	豊田スチールセンター(株)	新宝町33-4	052-603-5561	476-0005	総務部総務室	380	58		鋼板コイル・シート
	日鉄ドラム(株)名古屋工場	新宝町28-2	052-603-3411	476-0005	技術スタッフ	31	38		鋼製ドラム
	大西運輸㈱	新宝町28-1	052-603-2445	476-0005	所長	5	30		運送業
	JFE物流㈱	新宝町29	052-603-3311	476-0005	作業管理室	54			倉庫業、港湾荷役
	吉川工業(株)名古屋支店	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-2311	476-0015	安全衛生課	160	7		金属精錬
	東海共同発電㈱	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-604-8144	476-0015	発電課	43		28,602	発電所
	杣木合同輸送(株)知多事業所	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-1371	476-0015	副所長	53	19		船内作業
	日鉄鋼管㈱	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-604-3249	476-0015	管理購買課長	198	123		鉄鋼業
	日東亜鉛(株)名古屋工場	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-2481	476-0015	技術課	30	8		熔融亜鉛メッキ
	日鉄物流名古屋(株)	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-2811	476-0015	総務労政課	398	65		運輸
	日鉄スラグ製品㈱	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-604-7111	476-0015	製造課	19	69		高炉セメント
㈱テツゲン名古屋支店	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-3344	476-0015	安全課	200	31		金属精錬、スラグ加工	
黒崎播磨(株)名古屋支店	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-2551	476-0015	業務安全チーム	185	29		不定形耐火材	
産業振興(株)名古屋事業所	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-604-1177	476-0015	総務室	420	18		金属精錬	
日鉄テックスエンジニア(株)名古屋支店	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-604-2521	476-0015	安全衛生課	1,200	29		総合建築業	
大森石油(株)東海事業所	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-5261	476-0015	所長	6	104		ガソリンスタンド	
知多高圧ガス(株)酸素集配センター	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-603-2641	476-0015	所長	6			高圧ガス製造販売	
宝石油機工(株)東海事業所	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-601-1401	476-0015	安全担当課	57	386		廃油精製販売	
丸太運輸㈱	元浜町39 大同特殊鋼(株)知多工場内	0562-32-6262	476-0035	所長	254			運送業	
大同エコマット(株)	元浜町39 大同特殊鋼(株)知多工場内	0562-33-1210	477-0035	総務課	720			金属精錬	
宇部三菱セメント(株)名古屋支店	新宝町28-1	052-603-0244	476-0005		5	26			
日通名古屋製鉄作業(株)	東海町5-3 日本製鉄敷地内	052-601-2611	476-0015		150	20			
東邦瓦斯(株)技術研究所	新宝町507-2	052-689-1611	476-8501	管理グループ	51	6	2,860	研究開発、見学施設	
尾高ゴム工業(株)	東海町5-3 日本製鉄敷地内	0736-64-0002	476-0015			4		ゴムローラー整備	
コベルコ建機日本株式会社 中部支社	南柴田町ハノ割138-18	052-603-1201	476-0001		27	6		重機販売・整備	
ENEOS(株)	南柴田町二ノ割192番11	052-689-0020	476-0001	店長		144		ガソリンスタンド	
東海市計	48事業所				5,603	2,456	112,272		

区分	住所	電話	郵便番号	窓口	従業員数 (人)	石油の貯蔵・ 高圧ガス 取扱量 (kl)	処理量 (m3)	主要生産品等	
名古屋 臨海 地区	㈱ニヤコーポレーション中部支店知多事業所	北浜町5-3	0562-39-3200	478-0046	事業所長	42	30	石油、高圧ガス輸送業	
	㈱中部プラントサービス知多修繕所	北浜町10-1	0562-33-5661	478-0046	所長	10	2	建設業	
	オオノ開発㈱知多事業所	北浜町11-1	0562-39-5380	478-0046	知多事業所	15	337	サービス業	
	知多市清掃センター	北浜町11-4	0562-55-0300	478-0046	ごみ対策課	39		ごみ処理業	
	大同特殊鋼(株)知多第2工場	北浜町11-20	0562-40-9101	478-0046	工場長	46	7	特殊鋼製造業	
	㈱ミック名古屋機械センター	北浜町11-27	0562-38-6211	478-0046	センター長	7		建設業	
	日清製粉㈱知多工場	北浜町12	0562-33-4121	478-8501	工場次長	105		小麦粉	
	日清丸紅飼料㈱知多工場	北浜町12	0562-32-4131	478-8501	工場長	42	29	配合飼料(養魚用)	
	日清サイロ㈱知多事業所	北浜町12	0562-32-4135	478-8501	次長	19		倉庫業(原料穀物の貯蔵)	
	布袋食糧㈱知多工場	北浜町13	0562-33-0481	478-0046	工場長	18	19	パン、クルトン	
	名古屋埠頭サイロ(株)	北浜町13-2	0562-32-3500	478-0046	所長	8		倉庫業(小麦)	
	日本農産工業㈱知多工場	北浜町13-3	0562-32-5175	478-0046	製造グループ	32	14	配合飼料	
	セントラル製粉㈱	北浜町13-5	0562-32-6291	478-0046	総務課	35		小麦粉	
	日東富士製粉(株)名古屋工場	北浜町14-2	0562-33-2142	478-0046	業務管理担当	49	1	小麦粉	
	中部飼料㈱知多工場	北浜町14-6	0562-33-3573	478-8502	製造課	48		配合飼料	
	東洋グレンターミナル(株)	北浜町14-9	0562-32-5371	478-0046	施設部	6			
	JA東日本くみあい飼料㈱知多工場	北浜町16	0562-32-4183	478-0046	知多工場製造部	39		配合飼料	
	全農サイロ㈱東海支店	北浜町16	0562-32-5205	478-0046	総務部	25	14	倉庫業	
	サントリーロジスティクス㈱知多事業所	北浜町16-2	0562-33-2301	478-0046	支店長兼知多事業所長	6			
	王子コーンスターチ㈱名古屋工場	北浜町24-3	0562-55-1161	478-0046	業務課	38	105	800	コーンスターチ製造
	フィードワン㈱知多工場	北浜町24-4	0562-55-3681	478-0046	生産課	65			飼料製造
	サンエイ糖化㈱本社工場	北浜町24-5	0562-55-5111	478-8503	環境防災課	232			食料品
	中部資材㈱南部サービスセンター	北浜町24-10	0562-55-1218	478-0046	取締役所長	37	48		給油取扱所
	名南共同エネルギー(株)	北浜町24-10	0562-55-2100	478-0046	エネルギーセンター長	29	7		蒸気、電気
	物産フードサイエンス(株)名古屋工場	北浜町24-12	0562-55-1171	478-0046	総務部	180	19	40,670	食品・食品添加物製造
	サンエイ糖化㈱第二工場	北浜町24-13	0562-55-1191	478-0046	第二製品課	28			食料品
	三昭㈱知多事業所	北浜町24-23	0562-54-4433	478-0046		3			コーン油
	太田油脂(株)名古屋工場	北浜町24-24	0562-55-6810	478-0046	名古屋工場長	19	93		食用油脂製造・飼料製造
	㈱知多共同輸送センター	北浜町24-25	0562-55-1222	478-0046	業務部				不動産業
	名港海運(株)南部事業所	北浜町24-25	0562-55-1321	478-0046	所長	20			倉庫業
	知多埠頭(株)	北浜町24-66	0562-54-0015	478-0046	業務管理部	29	3		
	ENEOS(株)製造部知多事業所	北浜町25	0562-32-3211	478-8504	所長	22			
	ENEOS知多サポート(株)	北浜町25	0562-32-4441	478-0046	事業部総務課	43			その他サービス業
㈱LIXIL知多工場	北浜町25-7	0562-31-0501	478-8505	安全保全課	2,000			トイレ生産 物流機能	
上野工業㈱知多作業所	南浜町11	0562-55-4087	478-0045	所長	46			建設業	
出光安全協議会	南浜町11	0562-55-1111	478-8555	安全環境室	15	50		運送業	
知多市リサイクルプラザ	南浜町22-2	0562-55-0300	478-0045	ごみ対策課	44			リサイクル業	
㈱一富士製麺所	南浜町22-10	0562-55-3185	478-0045	管理部	470			麺食品	
知多炭酸(株)	南浜町23	0562-55-3211	478-0045	本社工場製造課	25	3		液化炭酸ガス、ドライアイス製造	
知多市南部浄化センター	南浜町25	0562-55-9191	478-0045	下水道課	42	37		下水処理場	
知多市計	40事業所				3,978	818	41,470		
飛島 村	旭運輸(株)飛島コンテナセンター	東浜3-4-1	052-654-0122	490-1446	管理チーム	22		荷役業、コンテナ保管	
	㈱メンテックス	東浜3-4-1	0567-56-2100	490-1446	総務部	21		荷役業、コンテナ修理	
	㈱JERA 西名古屋火力発電所	東浜3-5-1	0567-55-1531	490-1446	管理ユニット	91	487	電気	
	飛島村計	3事業所				134	487		
名古屋港臨海地区計	150事業所				17,735	9,064	656,990		
半田 浦 地 武 豊 町 区	愛知管材工業(株)	半田市川崎町3-1	0569-24-2870	475-0832	総務部	13	2	鋼管加工	
	衣浦西部浄化センター	半田市川崎町4-1	0569-24-6061	475-0832	施設管理	47	86	下水処理場	
	(株)半田キャスティング	半田市川崎町4-1-8	0569-25-4711	475-0832	管理部安全衛生環境グループ	123	6	輸送用機械器具製造業	
	JFEチューブ(株)	半田市川崎町1-1	0569-24-2920	475-8611	製造部環境防災室	114	45	鋼管用継手管加工	
	JFE物流(株)	半田市川崎町1-1	0569-24-2816	475-8611	総務室	192	33	運送業	
	㈱半田ゴルフリンクス	半田市川崎町3-1-1	0569-24-2775	475-0832	総務グループ	96	6	ゴルフ場	
	半田市有楽排水ポンプ場	半田市川崎町1-1-15	0569-84-0676	475-0832	下水道課雨水担当		10	排水ポンプ場	
	半田市旭排水ポンプ場	半田市川崎町1-1-24	0569-84-0676	475-0832	下水道課雨水担当		4	排水ポンプ場	
	サミット半田パワー(株)	半田市川崎町4-1-7	0569-47-8463	475-0832	発電部	29	172	電気供給業	
	日本碍子(株)知多事業所	半田市前湯町1	0569-23-5530	475-0825	保安課	841	218	窯業・陶磁器製造	
	半田市東成岩排水ポンプ場	半田市新浜町104	0569-84-0676	475-0824	下水道課雨水担当		5	排水ポンプ場	
	AGCポリカーボネート(株)	知多郡武豊町字旭1	0569-73-7181	470-2514	管理グループ	44	9	プラスチック加工業	
	ビューテック(株)知多事業所	知多郡武豊町字旭1	0569-72-3235	470-2514	事務部	870	31	ガラス製造業	
	武豊町上ヶ第一ポンプ場	知多郡武豊町字7号地5番地の4	0569-72-1111	470-2321	上下水道課	2	3	排水ポンプ場	
	中山名古屋共同発電(株)名古屋発電所	知多郡武豊町字1号地5番地	0569-74-2040	470-2513	総務	56	962	電気供給業	
	東海工業(株)	知多郡武豊町字5号地1番	0569-72-1278	470-2341	総務	53	20	運送業	
ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場	知多郡武豊町字5号地2番	0569-74-4148	470-2393	EHSグループ	804	14	医療用医薬品		
半田市・武豊町計	17事業所				3,284	1,626			

区分	住所	電話	郵便番号	窓口	従業員数 (人)	石油の貯蔵・ 取 扱 量 (kl)	高 圧 ガ ス 処 理 量 (m3)	主要生産品等
衣 碧	機中部プラントサービス東愛知総合事務所	港南町2-8-2	0566-48-6555	447-0824	業務部	140	1	建設業
	機JOB	港南町2-8-7	0566-42-0104	447-0824	総務	25		造園土木工事・舗装工事
	アイシン辰栄機本社港南工場	港南町2-8-12	0566-48-7000	447-8508	人事・総務部 総務室	897	20	自動車部品製造
	機アイシン新川衣浦工場	港南町2-8-12	0566-46-3800	447-0824	工場管理室安全管理課	854	32	自動車部品
	新東機港南工場	港南町2-8-13	0566-46-3001	447-0824	生産部次長	31	8,683	瓦製造
	旭化学工業機	港南町2-8-14	0566-41-8888	447-0824	製造三部	63		工業用プラスチック
	(公)愛知水と緑の公社 矢作川境川事業所 衣浦東部G	港南町2-8-15	0566-48-8210	447-0824	衣浦東部グループ	33	12	下水処理
	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化施設 愛知衣浦バイオ機	港南町2-8-15	0566-91-2565	447-0824	統括責任者	12	45	下水汚泥燃料(炭化物)
	日本コーンスター子機衣浦事業所	玉津浦町1	0566-42-3131	447-8608	衣浦総務部	221	186	コーンスター・化工でん粉
	中日本グリーンセンター機	玉津浦町1	0566-42-0321	447-0834	業務部	21		港湾運送業
	日清丸紅飼料機中部支店碧南工場	玉津浦町2-3	0566-42-4811	447-0834	製造課	45		配合飼料製造
	大和産業機ライスセンター	玉津浦町2-13	0566-48-6045	447-0834	管理課	49		精米
	全国酪農飼料機東海工場	玉津浦町2-8	0566-42-7373	447-0834	総務課	23		配合飼料製造販売
	伊藤忠製糖機	玉津浦町3	0566-46-0627	447-8506	総務室	95	52	精製糖
	衣浦埠頭機	玉津浦町5-3	0566-42-1521	447-0834	総務経理部長	14		倉庫業
	トヨタ輸送機衣浦分室	玉津浦町11	0566-42-3121	447-0834	所長	3		輸送業
	機司機械	港本町1-14	0566-42-5561	447-0844	専務	20		製缶業
	機衣浦総合卸売市場	港本町1-15	0566-48-5511	447-0844	総務課	15		青果市場
	機かね高	港本町1-16	0566-48-5555	447-0844	社長	13		食品卸
	近藤自動車機	港本町1-17	0566-41-4480	447-0844	社長	14		自動車整備・販売
	共栄機衣浦工場	港本町1-18	0566-48-4711	447-0844	工場長	25		製鋼・鑄造原料
	機マルイ水産	港本町1-25	0566-48-5011	447-0844	社長	14		鮮魚卸
	機丸三	港本町1-26	0566-48-5151	447-0844	社長	6		うなぎ鮮魚卸
	中野ハガネ機碧南営業所	港本町4-9	0566-48-3401	447-0844	所長	15		特殊鋼の切断加工
	機富塚鑄造所	港本町4-16	0566-41-2324	447-0844	社長	5		鑄物製造
	ベルウッド機	港本町4-18	0566-48-0600	447-0844	課長	11		園芸資材
	機鉄芳工業所	港本町4-19	0566-48-4531	447-0844	社長	1		鉄骨加工
機岡本商店	港本町4-19	0566-41-8318	447-0844	事務員	2		原料販売、プラントメンテナンス	
機アイミ衣浦工場	港本町4-20	0566-43-5525	447-0844	営業部長	3		RPF(ごみ固形化燃料)	
大浜燃料機	港本町4-21	0566-41-2666	447-0844	総務部	46	54,452	LPガス販売・管設備工業	
アイシン辰栄機衣浦工場	港本町4-23	0566-48-3511	447-0844	工場管理室	85	17	自動車部品製造	
機碧南プロセスセンター	港本町4-25	0566-42-8261	447-0844	取締役社長	35		鋼材加工・販売	
古久根鉄工機衣浦工場	港本町4-27	0566-48-5558	447-0844	社長	28		自動車部品	
新海機	港本町4-28	0566-48-1161	447-0844	社長	10	10	おむつ製造	
アット工業機衣浦工場	港本町4-29	0566-48-5849	447-0844	製造グループリーダー	8		自動車部品	
機小出鑄造所	港本町4-30	0566-48-7555	447-0844	常務	23		鋳鉄鑄造製造	
機愛三製作所	港本町4-31	0566-41-3530	447-0844	社長	16		電気機器・木工機	
機カネク水産	港本町4-32	0566-41-7715	447-0844	社長	16		しらす・小女子	
機丸久水産	港本町4-33	0566-41-1401	447-0844	社長	13		しらす・小女子	
機都特殊溶接工業	港本町4-34	0566-42-7701	447-0844	代表取締役	10		溶接業	
機伊藤鉄工所	港本町4-35	0566-41-3137	447-0844	社長	18		鑄造用仲子	
機オサダツール	港本町4-36	0566-41-8728	447-0844	社長	41		切削工具	
機コンテック	港本町4-37	0566-41-1468	447-0844	社長	18		治工具・金型	
ココノエフズ株式会社	港本町4-38	0566-41-9991	447-0844	生産部マネージャー	24		つゆ・たれ製造	
日進工業機	港本町4-39	0566-42-1111	447-0844	総務部総務課	300		プラスチック自動車部品	
あいち中央農業協同組合碧南営農センター	港本町4-40	0566-42-6778	447-0844	センター長	26	68	重油配送	
(株)スズキプレス	港本町4-41	0566-45-2380	447-0844	総務	62		自動車部品製造業	
機角谷文治郎商店衣浦工場	港本町4-53	0566-48-5661	447-0844	代表取締役	4		酒製造	
栄四郎瓦機玉津浦工場	港本町4-55	0566-48-4741	447-0844	工場長	16		瓦製造	
機三共工業所	港本町4-56	0566-48-0118	447-0844	総務課長	49		自動車部品製造	
親和建設機	港本町4-57	0566-41-3505	447-0844	総務担当 総務部長			建設業	
岡本軽金属工業機	港本町4-58	0566-41-0974	447-0844	社長	46		アルミ鑄造	
中部運輸倉庫機	玉津浦町4-3	052-583-0332	447-0834	有天空ホールディング株式会社 管理部	1	30	倉庫業	
愛知日野自動車機リトラックスセンター	港本町4-15	0569-29-5481	447-0844	代表者	6		中古車販売	
碧南市計		54事業所			3,571	473	63,135	
衣浦地区計		71事業所			6,855	2,099	63,135	
田 原 地 区	日鉄カーボン機原製造所	緑が浜一号2	0531-22-5151	441-3401	製造部	154	6,373	カーボンブラック製造
	フタバ産業機原工場	緑が浜一号5	0531-22-5111	441-3401	業務課	512	12	18 自動車部品製造
	新明工業機原工場	緑が浜二号2-3	0531-23-1437	441-3401	サービス課	26	6	コンヘア・組立・車両設備
	トヨキン機原工場	緑が浜二号2-4	0531-23-0469	441-3401	業務課	15	19	鉄くず加工
4事業所					707	6,410	18	
合 計		225事業所			25,297	17,573	720,143	

(4) 共同防災組織

共同防災組織名	住 所	電 話	郵便番号	窓 口	活動 範囲	構成事 業所数	防災要員 (総数)	設立年月日
一般社団法人九号地共同防災組織	名古屋市港区潮見町37-21	052-613-1575	455-0028	防災センター	陸・海	19	32	S53.12.27
衣浦共同防災協議会	知多郡武豊町字五号地1	0569-73-4366	470-2341	防災センター	陸	6	29	S52.6.28
合 計	2組織					25	61	

(5) 広域共同防災組織

広域共同防災組織名	住 所	電 話	郵便番号	窓 口	活動 範囲	構成事 業所数	防災要員 (総数)	設立年月日
中京地区広域共同防災協議会	三重県四日市市桶町小倉字浜田1888-1	059-398-0030	510-0101	共同防災センター	陸	7	175	H20.11.28

(6) 特別防災区域協議会等

特別防災区域協議会等名	住 所	電 話	郵便番号	事 務 局
名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会	名古屋市港区潮見町37-46	052-614-3151	455-0028	東邦液化ガス株名港LPG基地
東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	東海市新宝町31	052-689-1507	476-0005	東レ㈱東海工場内
知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会	知多市緑浜町1	0562-55-7772	478-0000	東邦瓦斯㈱知多製造部
衣浦地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	知多郡武豊町字一号地17-1	0569-72-2511	470-2513	日本化学工業㈱愛知工場
碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会	碧南市港本町1-29	0566-41-2400	447-0844	衣浦東部広域連合碧南消防署内

(白紙)

3 特定事業所の危険物量

(1)概要

区 分		石油			高圧ガス 処理量 (m^3)	石油以外の第4類危険物			
		貯蔵量 (kl)	取扱量 (kl)	計 (kl)		貯蔵量 (kl)	取扱量 (kl)	計 (kl)	
名古屋 臨海 地区	名古屋 市域	第1種	489,114	183,036	672,150	8,796,259	23,706	11,104	34,810
		第2種	22,944	9,179	32,123	1,178,307	1,562	700	2,262
		計	512,058	192,215	704,273	9,974,566	25,268	11,804	37,072
	東海 市域	第1種	53,811	22,881	76,692	70,960,597	69	59	128
		第2種	9,410	5,014	14,424	414,344	536	310	846
		計	63,221	27,895	91,116	71,374,941	605	369	974
	知多 市域	第1種	4,712,698	2,058,218	6,770,916	283,044,474	22	22	44
		第2種	373	1,125	1,498		6,800	2,350	9,150
		計	4,713,071	2,059,343	6,772,414	283,044,474	6,822	2,372	9,194
	飛島 村域	第1種							
		第2種							
		計							
	小 計	第1種	5,255,623	2,264,135	7,519,758	362,801,330	23,797	11,185	34,982
		第2種	32,727	15,318	48,045	1,592,651	8,898	3,360	12,258
		計	5,288,350	2,279,453	7,567,803	364,393,981	32,695	14,545	47,240
衣 浦 地 区	半田市・ 武豊町域	第1種	28,638	13,905	42,543				
		第2種	12,381	7,071	19,452	641,968	11	2	13
		計	41,019	20,976	61,995	641,968	11	2	13
	碧南 市域	第1種	21,588	18,358	39,946	18,091,275	15	1	16
		第2種	5,310	1,997	7,307	53,040			
		計	26,898	20,355	47,253	18,144,315	15	1	16
	小 計	第1種	50,226	32,263	82,489	18,091,275	15	1	16
		第2種	17,691	9,068	26,759	695,008	11	2	13
		計	67,917	41,331	109,248	18,786,283	26	3	29
田 原 地 区	第1種								
	第2種								
	計								
合 計	第1種	5,305,849	2,296,398	7,602,247	380,892,605	23,812	11,186	34,998	
	第2種	50,418	24,386	74,804	2,287,659	8,909	3,362	12,271	
	計	5,356,267	2,320,784	7,677,051	383,180,264	32,721	14,548	47,269	

令和5年4月1日現在

第4類危険物以外の危険物			可燃性	可燃性	高圧ガス以外 の可燃性ガス (m^3)	毒物		劇物	
貯蔵量 (t)	取扱量 (t)	計 (t)	固体 (m^3)	液体 (m^3)		石災法 (t)	毒劇法 (t)	石災法 (t)	毒劇法 (t)
27,527	26,568	54,095	10,811	10,988	62,350			24,134	256,663
374	70	444	453	30,613	271,028,654	468	468	1,011	8,708
27,901	26,638	54,539	11,264	41,601	271,091,004	468	468	25,145	265,371
189	158	347	2,663	9,062	6,088,635		16	21,183	38,331
20	27	47	238	214	434,653		7	92	1,788
209	185	394	2,901	9,276	6,523,288		23	21,275	40,119
16,760	11,606	28,366	55,157	3,398	68,940			1	145
					481,784,708			201	590
16,760	11,606	28,366	55,157	3,398	481,853,648			202	735
44,476	38,332	82,808	68,631	23,448	6,219,925		16	45,318	295,139
394	97	491	691	30,827	753,248,015	468	475	1,304	11,086
44,870	38,429	83,299	69,322	54,275	759,467,940	468	491	46,622	306,225
									39
3,948	321	4,269		95	1,150		3,561	55	1,089
3,948	321	4,269		95	1,150		3,561	55	1,128
								773	2,412
				242					100
				242				773	2,512
								773	2,451
3,948	321	4,269		337	1,150		3,561	55	1,189
3,948	321	4,269		337	1,150		3,561	828	3,640
44,476	38,332	82,808	68,631	23,448	6,219,925		16	46,091	297,590
4,342	418	4,760	691	31,164	753,249,165	468	4,036	1,359	12,275
48,818	38,750	87,568	69,322	54,612	759,469,090	468	4,052	47,450	309,865

(2)第1種事業所

区 分		石油			高压ガス 処理量	石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量	取扱量	計		貯蔵量	取扱量	計
名古屋 市 （潮見 ふ頭）	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	k/	k/	k/	m ³	k/	k/	k/
		54,039	8,659	62,698				
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	23,353	2,464	25,817		1,704	1,100	2,804
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	27,284	6,232	33,516				
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	70,864	35,488	106,352				
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル	25,505	13,586	39,091		8,286	2,572	10,858
	㈱辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	89,071	41,053	130,124		2	800	802
	丸中興産(株)名古屋油槽所	48,561	26,712	75,273		909	964	1,873
	キグナス石油(株)名古屋油槽所	33,855	10,620	44,475				
	NRS(株)名古屋ケミポート	16,343	16,343	32,686		5,605	5,080	10,685
東邦液化ガス(株)名古屋LPG基地				7,853,030				
㈱サンラックス名古屋油槽所	19,572	1,587	21,159		5,978	504	6,482	
	(小計)	408,447	162,744	571,191	7,853,030	22,484	11,020	33,504
名古屋 市	○ 東亜合成(株)名古屋工場	16,913	6,292	23,205	943,229	1,222	84	1,306
	中川物産(株)名古屋第二油槽所	63,754	14,000	77,754				
	(小計)	80,667	20,292	100,959	943,229	1,222	84	1,306
	名古屋市計	489,114	183,036	672,150	8,796,259	23,706	11,104	34,810
東海 市	○ 日本製鉄(株)名古屋製鐵所	18,221	8,553	26,774	57,760,579	1	3	4
	○ 東レ(株)東海工場	35,590	14,328	49,918	13,200,018	68	56	124
	東海市計	53,811	22,881	76,692	70,960,597	69	59	128
知多 市	○ 出光興産(株)愛知事業所	4,712,698	2,058,218	6,770,916	279,959,982	22	22	44
	中部液酸(株)				3,084,492			
	知多市計	4,712,698	2,058,218	6,770,916	283,044,474	22	22	44
	名古屋港臨海地区計	5,255,623	2,264,135	7,519,758	362,801,330	23,797	11,185	34,982
武豊 町	東海カーボン(株)知多工場	28,638	13,905	42,543				
	武豊町計	28,638	13,905	42,543				
碧南 市	○ 出光興産(株)碧南LPG基地	198	36	234	17,136,046	15	1	16
	○ ㈱JERA碧南火力発電所	21,390	18,322	39,712	955,229			
	碧南市計	21,588	18,358	39,946	18,091,275	15	1	16
	衣浦地区計	50,226	32,263	82,489	18,091,275	15	1	16
	合計	5,305,849	2,296,398	7,602,247	380,892,605	23,812	11,186	34,998

注) ○はレイアウト事業所

令和5年4月1日現在

第4類危険物以外の危険物			可燃性 固体	可燃性 液体	高圧ガス以外 の可燃性ガス	毒物		劇物		指定指数
貯蔵量	取扱量	計				(石災法)	(毒劇法)	(石災法)	(毒劇法)	
t	t	t	m ³	m ³	m ³	t	t	t	t	
										6.27
				2,728					1,331	2.58
										3.35
			26							10.64
				7,030					4,248	3.91
21,600	25,920	47,520	4,215					398	5,558	13.01
										7.53
										4.45
								18,776	198,674	3.27
										3.93
				400					6,312	2.12
21,600	25,920	47,520	4,241	10,158				19,174	216,123	
5,927	648	6,575	6,570	830	62,350			4,960	40,540	2.79
										7.78
5,927	648	6,575	6,570	830	62,350			4,960	40,540	
27,527	26,568	54,095	10,811	10,988	62,350			24,134	256,663	
	113	113	2,520	9,062	2,642,330			70	73	31.56
189	45	234	143		3,446,305		16	21,113	38,258	11.59
189	158	347	2,663	9,062	6,088,635		16	21,183	38,331	
16,760	11,606	28,366	55,157	3,398	68,594			1	145	817.07
					346					1.54
16,760	11,606	28,366	55,157	3,398	68,940			1	145	
44,476	38,332	82,808	68,631	23,448	6,219,925		16	45,318	295,139	
									39	4.25
									39	
										8.59
								773	2,412	4.45
								773	2,412	
								773	2,451	
44,476	38,332	82,808	68,631	23,448	6,219,925		16	46,091	297,590	

(3)第2種事業所

区 分		石油			高圧ガス	石油以外の第4類危険物			
		貯蔵量	取扱量	計	処理量	貯蔵量	取扱量	計	
名古屋 市 (潮見ふ頭)	日清オイリオグループ(株)名古屋工場	k/	k/	k/	m ³	k/	k/	k/	
		554	244	798					
	シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所	5,781	3,564	9,345		538	433	971	
	(株)築港九号地倉庫	920	240	1,160		50	20	70	
	(株)JERA 新名古屋火力発電所	108	470	578					
	(株)ダイセキ名古屋事業所	1,850	710	2,560		20		20	
	ENEOS(株)名古屋第1油槽所	5,305	1,492	6,797					
(小計)	14,518	6,720	21,238		608	453	1,061		
名古屋 市	三井化学(株)名古屋工場	6,452	1,400	7,852	369,355	907	147	1,054	
	大同特殊鋼(株)星崎工場	15	203	218	8,646				
	UBE(株)名古屋アンモニアセンター				720,156				
	東レ(株)名古屋事業場	1,959	856	2,815	80,150	47	100	147	
	(小計)	8,426	2,459	10,885	1,178,307	954	247	1,201	
名古屋市計	22,944	9,179	32,123	1,178,307	1,562	700	2,262		
東海 市	三洋化成工業(株)名古屋工場	3,952	3,696	7,648	202,660	486	310	796	
	三洋化成ロジスティクス(株)	4,697		4,697		50		50	
	愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場	177	560	737	49,237				
	大同特殊鋼(株)知多工場	584	758	1,342	162,447				
	東海市計	9,410	5,014	14,424	414,344	536	310	846	
知多 市	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	34		34					
	(株)JERA 知多第二火力発電所	23	261	284					
	東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地	54	22	76					
	サントリー知多蒸溜所(株)					6,800	2,350	9,150	
	東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	94	61	155					
	知多エル・エヌ・ジー(株)	77	29	106					
	(株)JERA 知多火力発電所	91	752	843					
知多市計	373	1,125	1,498		6,800	2,350	9,150		
名古屋港臨海地区計	32,727	15,318	48,045	1,592,651	8,898	3,360	12,258		
衣浦 地 区	半田市・武豊町	日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所	5,170	3,386	8,556			1	1
		日本化学工業(株)愛知工場							
		AGC(株)愛知工場	4,723	327	5,050	641,870	3		3
		JFEスチール(株)知多製造所	560	418	978	98	8	1	9
		JERAパワー武豊合同会社	1,928	2,940	4,868				
	半田市・武豊町計	12,381	7,071	19,452	641,968	11	2	13	
碧南 市	トヨタ自動車(株)衣浦工場	382	473	855	53,040				
	衣浦ユーティリティ(株)	4,928	1,524	6,452					
	碧南市計	5,310	1,997	7,307	53,040				
衣浦地区計	17,691	9,068	26,759	695,008	11	2	13		
合計	50,418	24,386	74,804	2,287,659	8,909	3,362	12,271		

令和5年4月1日現在

第4類危険物以外の危険物			可燃性	可燃性	高圧ガス以外	毒物		劇物		指定指数
貯蔵量	取扱量	計	固体	液体	の可燃性ガス	(石災法)	(毒劇法)	(石災法)	(毒劇法)	
t	t	t	m ³	m ³	m ³	t	t	t	t	
				27,805	104,280				15	4.10
									5,559	9.83
350	70	420							350	1.41
				5	12,057,600			123	176	61.48
				615						2.63
			99							6.81
350	70	420	99	28,425	12,161,880			123	6,100	
4		4		2,081				25	754	10.56
20		20		55	258,787,617	468	468	263	1,201	1318.93
								600	600	6.60
			354	52	79,157				53	3.73
24		24	354	2,188	258,866,774	468	468	888	2,608	
374	70	444	453	30,613	271,028,654	468	468	1,011	8,708	
20	27	47						92	1,452	9.54
			100							4.73
			10	54	169,800		7		102	1.84
			128	160	264,853				234	3.51
20	27	47	238	214	434,653		7	92	1,788	
					2,472,700					12.40
					8,920,800			50	176	45.14
					28,175,313					140.95
									70	4.58
					30,524,000					152.78
					402,580,055					2013.01
					9,111,840			151	344	47.16
					481,784,708			201	590	
394	97	491	691	30,827	753,248,015	468	475	1,304	11,086	
										8.56
3,948	321	4,269					3,561		473	2.13
					1,150				87	8.27
				95					52	0.99
								55	477	5.14
3,948	321	4,269		95	1,150		3,561	55	1,089	
				242					21	1.14
									79	6.45
				242					100	
3,948	321	4,269		337	1,150		3,561	55	1,189	
4,342	418	4,760	691	31,164	753,249,165	468	4,036	1,359	12,275	

4 特定事業所の第4類危険物屋外タンク設置数

(1)概 要

区 分	計	1,000kl未満					1,000kl以上 5,000kl未満					5,000kl以上 10,000kl未満								
		一石	二石	三石	四石	その他	一石	二石	三石	四石	その他	一石	二石	三石	四石	その他				
		計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	
名古屋 東海 港 臨 海 地 区	名古屋 市域	第1種	299	75	84	74	37	29	79	10	19	39	6	5	12	1	7	4		
		第2種	124	24	28	29	38	5	1		1									
		計	423	99	112	103	75	34	80	10	20	39	6	5	12	1	7	4		
	東海 市域	第1種	96	11	34	42	7	2	8	2	3	3			2	1	1			
		第2種	36	4	12	12	7	1												
		計	132	15	46	54	14	3	8	2	3	3			2	1	1			
	知多 市域	第1種	34	4	11	9	9	1	36	14	10	12			51	32	13	6		
		第2種	19		4			15	1					1						
		計	53	4	15	9	9	16	37	14	10	12		1	51	32	13	6		
飛島 村域	第1種																			
	第2種																			
	計																			
小 計	第1種	429	90	129	125	53	32	123	26	32	54	6	5	65	34	21	10			
	第2種	179	28	44	41	45	21	2		1			1							
	計	608	118	173	166	98	53	125	26	33	54	6	6	65	34	21	10			
衣 浦 地 区	半田市・ 武豊町域	第1種	43		5	38														
		第2種	37		8	29		2			2									
		計	80		13	67		2			2									
	碧南 市域	第1種	6		1	4		1							2			2		
		第2種	8		2	6														
		計	14		3	10		1							2			2		
	小 計	第1種	49		6	42		1							2			2		
		第2種	45		10	35			2			2								
		計	94		16	77		1	2			2			2			2		
田原 地区	第1種																			
	第2種																			
	計																			
合 計	第1種	478	90	135	167	53	33	123	26	32	54	6	5	67	34	21	12			
	第2種	224	28	54	76	45	21	4		1	2		1							
	計	702	118	189	243	98	54	127	26	33	56	6	6	67	34	21	12			

令和5年4月1日現在

計	10,000kl以上 50,000kl未満					計	50,000kl以上 100,000kl未満					計	100,000kl以上					計	合 計				
	一石	二石	三石	四石	その他		一石	二石	三石	四石	その他		一石	二石	三石	四石	その他		一石	二石	三石	四石	その他
	8	3	4	1																398	89	114	118
																125	24	29	29	38	5		
8	3	4	1													523	113	143	147	81	39		
																106	14	38	45	7	2		
																36	4	12	12	7	1		
																142	18	50	57	14	3		
57	9	24	24			26	21	2	3		12	12				216	92	60	54	9	1		
																20		4			16		
57	9	24	24			26	21	2	3		12	12				236	92	64	54	9	17		
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12				720	195	212	217	59	37		
																181	28	45	41	45	22		
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12				901	223	257	258	104	59		
																43		5	38				
																39		8	31				
																82		13	69				
																8		1	6		1		
																8		2	6				
																16		3	12		1		
																51		6	44		1		
																47		10	37				
																98		16	81		1		
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12				771	195	218	261	59	38		
																228	28	55	78	45	22		
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12				999	223	273	339	104	60		

(2)第1種事業所

区 分	計	1000kl未満					1000kl以上 5000kl未満					5000kl以上 10,000kl未満							
		一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	
名古屋 市 （ 潮 見 ふ 頭 ）	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	9	3	4	2		11			11			2		2				
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	11		2	3	4	2	9		2	7								
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	3	1	2				8	2	3	3		1				1		
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	23		3	8	12		9	3	2	4								
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル	29	1	1	12	12	3	12		2	1	6	3						
	(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	20	9	2	7	2		9	1	4	4		4		3	1			
	丸中興産(株)名古屋油槽所	9	1	2	5		1	13	4	3	6		1		1				
	キグナス石油(株)名古屋油槽所	8	2	6				2			2		4	1	1	2			
	NRS(株)名古屋ケミポート	35	15	6	6	1	7												
	東邦液化ガス(株)名古屋LPG基地																		
(株)サンラックス名古屋油槽所	43	6	12	11	6	8	3			1	2								
(小計)	190	38	40	54	37	21	76	10	16	39	6	5	12	1	7	4			
臨 海 市	○東亜合成(株)名古屋工場	107	37	42	20		8	1		1									
	中川物産(株)名古屋第二油槽所	2		2				2		2									
	(小計)	109	37	44	20		8	3		3									
名古屋市計	299	75	84	74	37	29	79	10	19	39	6	5	12	1	7	4			
東 海 市	○日本製鉄(株)名古屋製鐵所	39	2	9	21	7		4		2	2								
	○東レ(株)東海工場	57	9	25	21		2	4	2	1	1		2	1	1				
	東海市計	96	11	34	42	7	2	8	2	3	3		2	1	1				
知 多 市	○出光興産(株)愛知事業所	34	4	11	9	9	1	36	14	10	12		51	32	13	6			
	中部液酸(株)																		
	知多市計	34	4	11	9	9	1	36	14	10	12		51	32	13	6			
名古屋港臨海地区計	429	90	129	125	53	32	123	26	32	54	6	5	65	34	21	10			
武 豊 町	東海カーボン(株)知多工場	43		5	38														
	武豊町計	43		5	38														
碧 南 市	○出光興産(株)碧南LPG基地	2		1			1												
	○(株)JERA碧南火力発電所	4			4								2			2			
	碧南市計	6		1	4		1						2			2			
衣浦地区計	49		6	42		1						2			2				
合 計	478	90	135	167	53	33	123	26	32	54	6	5	67	34	21	12			

注) 事業所名欄の○印は、レイアウト事業所

計	10,000kl以上 50,000kl未満					50,000kl以上 100,000kl未満					100,000kl以上					合 計					最大タンク規模(品名) D:タンクの直径(m) H:タンクの高さ(m)			
	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石		三石	四石	その他
																		22	3	6	13			8,784kl (灯 油) D:27.1 H:18.2
																		20		4	10	4	2	2,728kl SUNPURE LW500 D:15.5 H:16.7
																		12	3	5	4			6,570kl (LSA 重 油) D:28.0 H:13.6
3	1	2																35	4	7	12	12		13,289kl (ガソリン) D:34.9 H:16.7
																		41	1	3	13	18	6	2,500kl (TDI) D:16.0 H:14.9
1			1															34	10	9	13	2		13,130kl (重 油) D:32.0 H:19.5
																		23	5	6	11		1	8,801kl (灯 油) D:27.1 H:18.2
																		14	3	7	4			7,362kl (A 重 油) D:23.0 H:20.5
																		35	15	6	6	1	7	990kl (酸化プロピレン) D:13.6 H:9.3
																		46	6	12	12	6	10	1,900kl (アルコール) D:14.5 H:13.7
4	1	2	1															282	50	65	98	43	26	
																		108	37	43	20		8	1,340kl (アクリル酸) D:13.4 H:11.7
4	2	2																8	2	6				14,686kl (ガソリン) D:34.9 H:18.4
4	2	2																116	39	49	20		8	
8	3	4	1															398	89	114	118	43	34	
																		43	2	11	23	7		4,216kl (重油、タール) D:23.2 H:12.7
																		63	12	27	22		2	9,191kl (重 油) D:25.2 H:21.4
																		106	14	38	45	7	2	
57	9	24	24			26	21	2	3		12	12						216	92	60	54	9	1	139,646kl (原 油) D:90.0 H:24.4
57	9	24	24			26	21	2	3		12	12						216	92	60	54	9	1	
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12						720	195	212	217	59	37	
																		43		5	38			980kl (タール油等) D:10.7 H:12.0
																		43		5	38			
																		2		1			1	195kl (灯 油) D:7.1 H:5.4
																		6			6			9,100kl (第4類第3石油類) D:30.0 H:16.0
																		8		1	6		1	
																		51		6	44		1	
65	12	28	25			26	21	2	3		12	12						771	195	218	261	59	38	

(3)第2種事業所

区分	1000kl未満						1000kl以上					5000kl未満					5000kl以上 10,000kl未満									
	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他		
名古屋 市 (瀬見ふ頭)	日清オイリオグループ㈱名古屋工場	3			3																					
	シンコーケミカル・ターミナル㈱名古屋事業所	20	8	9	1	2																				
	㈱築港九号地倉庫																									
	㈱JERA 新名古屋火力発電所																									
	㈱ダイセキ名古屋事業所	17	7	4	6																					
	ENEOS㈱名古屋第1油槽所	3		3				1	1																	
	(小計)	43	15	16	10		2	1	1																	
名古屋 市	三井化学㈱名古屋工場	63	7	3	13	38	2																			
	大同特殊鋼㈱星崎工場	1			1																					
	UBE㈱名古屋アンモニアセンター																									
	東レ㈱名古屋事業場	17	2	9	5		1																			
	(小計)	81	9	12	19	38	3																			
名古屋 市計	124	24	28	29	38	5	1	1																		
東海 市	三洋化成工業㈱名古屋工場	25	4	6	7	7	1																			
	三洋化成ロジスティクス(株)																									
	愛知製鋼㈱知多工場・鍛造工場	2			2																					
	大同特殊鋼㈱知多工場	9		6	3																					
東海市計	36	4	12	12	7	1																				
知多 市	東邦瓦斯㈱知多熱調センター	1		1																						
	㈱JERA 知多第二火力発電所																									
	東邦瓦斯㈱知多LNG共同基地	1		1																						
	サントリー知多蒸溜所㈱	15					15	1					1													
	東邦瓦斯㈱知多緑浜工場	1		1																						
	知多エル・エヌ・ジー(株)	1		1																						
	㈱JERA 知多火力発電所																									
知多市計	19		4			15	1					1														
名古屋港臨海地区計	179	28	44	41	45	21	2	1			1															
半田 市・ 武豊 町	日本ルーブリゾール㈱衣浦事業所	20			20																					
	日本化学工業㈱愛知工場																									
	AGC㈱愛知工場	3			3		2		2																	
	JFEスチール㈱知多製造所	12		8	4																					
	JERAパワー武豊合同会社	2			2																					
	半田市・武豊町計	37		8	29		2		2																	
碧南 市	トヨタ自動車㈱衣浦工場	1			1																					
	衣浦ユーティリティ㈱	7		2	5																					
	碧南市計	8		2	6																					
衣浦地区計	45		10	35		2		2																		
合計	224	28	54	76	45	21	4	1	2		1															

令和5年4月1日現在

計	10,000kl以上					50,000kl未満					100,000kl未満					100,000kl以上					合計					最大タンク規模(品名) D:タンクの直径(m) H:タンクの高さ(m)
	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他	計	一石	二石	三石	四石	その他			
																			3			3		198kl (重油) D:7.1 H:5.6		
																			20	8	9	1	2	800kl (酢酸エチル) D:9.7 H:12.2		
																			17	7	4	6		190kl (第1石油類) D:6.7 H:5.9		
																			4		4			1,785kl (軽油) D:16.5 H:10.7		
																			44	15	17	10	2			
																			63	7	3	13	38	2	490kl (酸化プロピレン) D:9.7 H:7.7	
																			1			1		47kl (焼入油) D:3.0 H:3.7		
																			17	2	9	5	1	140kl (ジクロロトルエン等) D:4.8 H:9.8		
																			81	9	12	19	38	3		
																			125	24	29	29	38	5		
																			25	4	6	7	7	1	800kl (PPG) D:9.0 H:13.6	
																			2			2		60kl (重油) D:3.9 H:5.7		
																			9		6	3		66kl (灯油) D:4.5 H:4.5		
																			36	4	12	12	7	1		
																			1		1				25kl (軽油) D:2.9 H:4.0	
																			1		1				50kl (軽油) D:3.9 H:4.7	
																			16				16	1,872kl (アルコール) D:15.5 H:12.2		
																			1		1				94kl (軽油) D:5.4 H:4.6	
																			1		1				77kl (軽油) D:4.8 H:4.6	
																			20		4			16		
																			181	28	45	41	45	22		
																			20			20			495kl (第3石油類) D:8.7 H:9.1	
																			5			5			1,870kl (重油) D:15.5 H:12.2	
																			12		8	4			35kl (灯油) D:3.1 H:4.9	
																			2			2			950kl (A重油) D:11.5 H:12.0	
																			39		8	31				
																			1			1			185kl (重油) D:6.8 H:5.6	
																			7		2	5			980kl (C重油) D:10.6 H:12.2	
																			8		2	6				
																			47		10	37				
																			228	28	55	78	45	22		

5 特定事業所の高圧ガス貯槽設置数

(1) 概要

区分	計	100t未満						100t以上 500t未満						500t以上 1,000t未満										
		計	液	液	L	L	その 他 毒 性 ガ ス	その 他 可 燃 性 ガ ス	計	液	液	L	L	その 他 毒 性 ガ ス	その 他 可 燃 性 ガ ス	計	液	液	L	L	その 他 毒 性 ガ ス	その 他 可 燃 性 ガ ス		
			化 ア ン モ ニ ア	化 塩 素	P G	N G				化 ア ン モ ニ ア	化 塩 素	P G	N G				化 ア ン モ ニ ア	化 塩 素	P G	N G				
名古屋 地区	名古屋 市域	第1種	11		6	5			7		7													
		第2種	8	5			1	2	2	2														
		計	19	5	6	5	1	2	9	2	7													
	東海 市域	第1種	16	7		8		1							2			2						
		第2種	4			3		1	1					1										
		計	20	7		11		1	1	1				1	2			2						
	知多 市域	第1種							1		1													
		第2種	8	8																				
		計	8	8					1		1													
	飛島 村域	第1種																						
		第2種																						
		計																						
小計	第1種	27	7	6	13		1	8		7	1			2			2							
	第2種	20	13		3	1	3	3	2				1											
	計	47	20	6	16	1	3	11	2	7	1		1	2			2							
衣浦 地区	半田市 ・武豊 町域	第1種																						
		第2種																						
		計																						
	碧南 市域	第1種							2	2					3			3						
		第2種																						
		計							2	2					3			3						
小計	第1種							2	2					3			3							
	第2種																							
	計							2	2					3			3							
田原 地区	田原 市域	第1種																						
		第2種																						
		計																						
合計	第1種	27	7	6	13		1	10	2	7	1			5			5							
	第2種	20	13		3	1	3	3	2				1											
	計	47	20	6	16	1	3	13	4	7	1		1	5			5							

令和5年4月1日現在

計	1,000t以上 5,000t未満						5,000t以上						合 計								
	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	そ の 他 毒 性 ガ ス	そ の 他 可 燃 性 ガ ス	計	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	そ の 他 毒 性 ガ ス	そ の 他 可 燃 性 ガ ス	計	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	そ の 他 毒 性 ガ ス	そ の 他 可 燃 性 ガ ス	
5			5											23		13	10				
														10	7			1	2		
5			5											33	7	13	10	1	2		
1	1						1	1						20	9		10				1
														5			3				2
1	1						1	1						25	9		13				2
12			12				9		9					22			22				
														8	8						
12			12				9		9					30	8		22				
18	1		17				10	1	9					65	9	13	42				1
														23	15		3	1	4		
18	1		17				10	1	9					88	24	13	45	1	4	1	
							3		3					8	2		6				
							3		3					8	2		6				
							3		3					8	2		6				
							3		3					8	2		6				
18	1		17				13	1	12					73	11	13	48				1
														23	15		3	1	4		
18	1		17				13	1	12					96	26	13	51	1	4	1	

(2)第1種事業所

区	分	計	100t未満				その他 毒性ガス	その他 可燃性ガス	100t以上 500t未満				その他 毒性ガス	その他 可燃性ガス
			液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G			液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G		
名古屋 市 （ 潮 見 ふ 頭 ）	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア													
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル													
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所													
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所													
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル													
	(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル													
	丸中興産(株)名古屋油槽所													
	キグナス石油(株)名古屋油槽所													
	NRS(株)名古屋ケミポート													
	東邦液化ガス(株)名港LPG基地	3			3									
(株)サンラックス名古屋油槽所														
	(小計)	3			3									
臨 海 市	○ 東亜合成(株)名古屋工場	8	6	2				7	7					
	中川物産(株)名古屋第二油槽所													
	(小計)	8	6	2				7	7					
	名古屋市計	11	6	5				7	7					
東 海 市	○ 日本製鉄(株)名古屋製鐵所	14	5		8		1							
	○ 東レ(株)東海工場	2	2											
	東海市計	16	7		8		1							
知 多 市	○ 出光興産(株)愛知事業所							1			1			
	中部液酸(株)													
	知多市計							1			1			
	名古屋港臨海地区計	27	7	6	13		1	8	7	1				
衣 浦 地 区	武豊町													
	東海カーボン(株)知多工場													
	武豊町計													
碧 南 市	○ 出光興産(株)碧南LPG基地													
	○ (株)JERA碧南火力発電所							2	2					
	碧南市計							2	2					
	衣浦地区計							2	2					
	合計	27	7	6	13		1	10	2	7	1			

注) 事業所名欄の○印は、レイアウト事業所

計	500t以上 1,000t未満					計	1,000t以上 5,000t未満					計	5,000t以上					計	合計				
	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	其 他 毒 性 ガ ス		其 他 可 燃 性 ガ ス	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G		其 他 毒 性 ガ ス	其 他 可 燃 性 ガ ス	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G		L N G	其 他 毒 性 ガ ス	其 他 可 燃 性 ガ ス		
						5			5							8		8					
						5			5							8		8					
																15	13	2					
																15	13	2					
						5			5							23	13	10					
2		2														16	5	10	1				
						1	1				1	1				4	4						
2		2				1	1				1	1				20	9	10	1				
						12			12		9			9		22		22					
						12			12		9			9		22		22					
2		2				18	1		17		10	1		9		65	9	13	42				
3		3									3			3		6		6					
																2	2						
3		3									3			3		8	2	6					
3		3									3			3		8	2	6					
5		5				18	1		17		13	1		12		73	11	13	48				

(3) 第2種事業所

区 分	計	100t未満						100t以上 500t未満						
		液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	そ の 他 毒 性 ガ ス	そ の 他 可 燃 性 ガ ス	計	液 化 ア ン モ ニ ア	液 化 塩 素	L P G	L N G	そ の 他 毒 性 ガ ス	そ の 他 可 燃 性 ガ ス
名古屋 市 (潮見ふ頭)	日清オイリオグループ(株)名古屋工場	3	2			1								
	シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所													
	(株)築港九号地倉庫													
	(株)JERA 新名古屋火力発電所	3	3											
	(株)ダイセキ名古屋事業所													
	ENEOS(株)名古屋第1油槽所													
	(小計)	6	5			1								
名古屋 市	三井化学(株)名古屋工場	2					2							
	大同特殊鋼(株)星崎工場													
	UBE(株)名古屋アンモニアセンター							2	2					
	東レ(株)名古屋事業場													
	(小計)	2					2	2	2					
名古屋市計	8	5			1	2	2	2						
東海 市	三洋化成工業(株)名古屋工場	1					1						1	
	三洋化成ロジスティクス(株)													
	愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場													
	大同特殊鋼(株)知多工場	3			3									
東海市計	4			3		1		1					1	
知多 市	東邦瓦斯(株)知多熱調センター													
	(株)JERA 知多第二火力発電所	3	3											
	東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地													
	サントリー知多蒸溜所(株)													
	東邦瓦斯(株)知多緑浜工場													
	知多エル・エヌ・ジー(株)													
	(株)JERA 知多火力発電所	5	5											
知多市計	8	8												
名古屋港臨海地区合計		20	13		3	1	3	3	2					1
半田 市・ 武豊 町	日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所													
	日本化学工業(株)愛知工場													
	AGC(株)愛知工場													
	JFEスチール(株)知多製造所													
	JERA/パワー武豊合同会社													
	半田・武豊町計													
	碧南 市	トヨタ自動車(株)衣浦工場												
衣浦ユーティリティ(株)														
碧南市計														
衣浦地区計														
合 計		20	13		3	1	3	3	2					1

6 特定事業所の法に基づく必要防災資機材等 (1)事業所計(法定)

区 分			流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	
						台	台	台	台	台	台	台	
名古屋 港臨 海地 区	名古屋 市域	第1種	3	13	13				1				
		第2種		2	10						1		
		共同防災				1	1	1					
		計	3	15	23	1	1	1	1	1			
	東海 市域	第1種		2	2			1	2				
		第2種		1	4				1				
		共同防災											
		計		3	6			1	3				
	知多 市域	第1種	1	2	2			1	3		1		
		第2種		1	7								
		共同防災											
		計	1	3	9			1	3		1		
	飛島 村域	第1種											
		第2種											
		共同防災											
		計											
計	第1種	4	17	17			2	6		1			
	第2種		4	21				1		1			
	共同防災				1	1	1						
	計	4	21	38	1	1	3	7		2			
衣 浦 地 区	半田市・ 武豊町域	第1種		1	1								
		第2種		2	5								
		共同防災									1		
		計		3	6						1		
	碧南 市域	第1種		2	2	1	1						
		第2種		1	2								
		共同防災											
		計		3	4	1	1						
	計	第1種		3	3	1	1						
		第2種		3	7								
共同防災										1			
計			6	10	1	1				1			
田 原 地 区	田原 市域	第1種											
		第2種											
		共同防災											
		計											
合 計	第1種	4	20	20	1	1	2	6		1			
	第2種		7	28				1		1			
	共同防災				1	1	1			1			
	計	4	27	48	2	2	3	7		3			

令和5年4月1日現在

普通消防車	小型消防車	可搬式 泡放水砲		可搬式 放水銃	耐熱 服	空 気 呼 吸 器	泡 消 火 薬 剤 (3 % 換 算)	オ イ ル フ ェ ン ス	展 張 船	オ イ ル フ ェ ン ス	油 回 收 船	油 回 收 装 置	防 災 要 員
		L/分 3000	L/分 2000										
台	台	基	基	基	着	個	kl	m	隻	隻			人
			1	1	1	1	98.1	7,560					32
					1	1	7.56						21
		1			1	1	11.16	810					12
		1	1	1	3	3	116.82	8,370					65
		1		1	2	2	34.76	1,080					17
		1			1	1							11
		2		1	3	3	34.76	1,080					28
1		3	1	3	6	6	52.2	2,160					29
													14
1		3	1	3	6	6	52.2	2,160					43
1		4	2	5	9	9	185.06	10,800					78
		1			2	2	7.56						46
		1			1	1	11.16	810					12
1		6	2	5	12	12	203.78	11,610					136
							7.56	1,080					5
	1			1	1	1							12
				1	1	1	7.56						3
	1			2	2	2	15.12	1,080					20
1		1		1	3	3	11.16	1,080					12
1				1	1	1							7
2		1		2	4	4	11.16	1,080					19
1		1		1	3	3	18.72	2,160					17
1	1			2	2	2							19
				1	1	1	7.56						3
2	1	1		4	6	6	26.28	2,160					39
2		5	2	6	12	12	203.78	12960					95
1	1	1		2	4	4	7.56						65
		1		1	2	2	18.72	810					15
3	1	7	2	9	18	18	230.06	13770					175

(2)事業所別(法定)

区 分		流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	
名古屋 臨海 地区	九号地共同防災組織				台 1	台 1	台 1	台	台	台	
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア		1	1							
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル		1	1							
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所		1	1							
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	1	1	1							
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル		1	1							
	(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	1	1	1							
	丸中興産(株)名古屋油槽所		1	1							
	キグナス石油(株)名古屋油槽所		1	1							
	NRS(株)名古屋ケミポート		1	1							
	東邦液化ガス(株)名港LPG基地		1	1							
	(株)サンラックス名古屋油槽所		1	1							
	東亜合成(株)名古屋工場	レ	1	1				1			
	中川物産(株)名古屋第二油槽所	1	1	1							
	日清オイリオグループ(株)名古屋工場			1							
	シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所		1	1							
	(株)築港九号地倉庫			1							
	(株)JERA 新名古屋火力発電所			1							
	ダイセキ(株)名古屋事業所			1							
	ENEOS(株)名古屋第1油槽所			1							
	三井化学(株)名古屋工場		1	1					1		
	大同特殊鋼(株)星崎工場			1							
	UBE(株)名古屋アンモニアセンター			1							
	東レ(株)名古屋事業場			1							
	名古屋市計		3	15	23	1	1	1	1	1	
	東海 地区	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	レ	1	1				1		
		東レ(株)東海工場	レ	1	1			1	1		
三洋化成工業(株)名古屋工場			1	1				1			
三洋化成ロジスティクス(株)				1							
愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場				1							
大同特殊鋼(株)知多工場				1							
東海市計		3	6			1	3				

令和5年4月1日現在

普通 高所放水車	普通 消防車	小型 消防車	可搬式 泡放水砲		可搬式 放水銃	耐熱 服	空 氣呼 吸器	泡消 火薬 劑 (3 %換 算)	オ イル フ ェ ン ス	展 張 船	オ イル フ ェ ン ス	油 回 収 船	油 回 収 装 置	防 災 要 員
			L/分 3000	L/分 2000										
台	台	台	基 1	基	基	着 1	個 1	kl 11.16	m 810	隻	隻			人 12
								7.56	540					2
								3.78	540					2
								7.56	540					2
								7.56	810					2
								7.56	540					2
								7.56	810					2
								7.56	540					2
								7.56	540					2
								15.12	540					2
														2
								7.56	540					2
				1	1	1	1	11.16	1,080					8
								7.56	540					2
														2
														2
														2
														2
							1	1	7.56					3
														2
														2
														2
														2
			1	1	1	3	3	116.82	8,370					65
						1	1	11.16	1,080					8
			1				1	23.60						9
			1				1							5
														2
														2
														2
			2		1	3	3	34.76	1,080					28

区 分		流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型化学消防車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車			
名古屋港臨海地区	出光興産(株)愛知事業所	レ	1	1	1	台	台	台	1	3	台	1	台
	中部液酸(株)			1	1								
	東邦瓦斯(株)知多熱調センター				1								
	(株)JERA 知多第二火力発電所				1								
	東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地				1								
	サントリー知多蒸溜所(株)				1								
	東邦瓦斯(株)知多緑浜工場				1								
	知多エル・エヌ・ジー(株)			1	1								
	(株)JERA 知多火力発電所				1								
	知多市計		1	3	9			1	3	1			
名古屋港臨海地区計		4	21	38	1	1	3	7	2				
半田市・武豊町	衣浦共同防災協議会											1	
	東海カーボン(株)知多工場			1	1								
	日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所			1	1								
	日本化学工業(株)愛知工場				1								
	AGC(株)愛知工場			1	1								
	JFEスチール(株)知多製造所				1								
	JERA/パワー武豊合同会社				1								
	半田市・武豊町計			3	6							1	
碧南市	出光興産(株)碧南LPG基地	レ		1	1								
	(株)JERA 碧南火力発電所	レ		1	1	1	1						
	トヨタ自動車(株)衣浦工場				1								
	衣浦ユーティリティ(株)			1	1								
	碧南市計			3	4	1	1						
衣浦地区計			6	10	1	1					1		
合 計			4	27	48	2	2	3	7	3			

普通 高所放水車	普通 消防車	小型 消防車	可搬式 泡放水砲		可搬式 放水銃	耐熱 服	空 氣 呼 吸 器	泡 消 火 薬 劑 (3 % 換 算)	オ イ ル フ エ ン ス	展 張 船	オ イ ル フ エ ン ス	油 回 収 船	油 回 収 装 置	防 災 要 員
			L/分 3000	L/分 2000										
台	台	台	基 3	基 1	基 2	着 5	個 5	kl 52.20	m 2,160	隻	隻			人 24
	1				1	1	1							5
														2
														2
														2
														2
														2
														2
	1		3	1	3	6	6	52.20	2,160					43
	1		6	2	5	12	12	204	11,610					136
					1	1	1	7.56						3
								7.56	1,080					5
		1			1	1	1							4
														2
														2
														2
														2
		1			2	2	2	15.12	1,080					20
	1				1	1	1							5
			1			2	2	11.16	1,080					7
														2
	1				1	1	1							5
	2		1		2	4	4	11.16	1,080					19
	2	1	1		4	6	6	26.28	2,160					39
	3	1	7	2	9	18	18	230	13,770					175

38 防災用資機材等の整備状況

1 概況

区 分		大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	可搬式泡放水砲	可搬式放水銃	耐熱服	器 空 気 (酸 素) 呼 吸	
名古屋港臨海地区	名古屋 市域	市 町 村		1	1	1	4		106		5	16	193	1,003	
		事 業 所	2	1	2	1	2				5	12	43	51	
		計	2	2	3	2	6			106		10	28	236	1,054
	東海 市域	市 町 村			1	1		1		6		1	8	6	46
		事 業 所			1	3		3		1	1	2	24	8	49
		計			2	4		4		7	1	3	32	14	95
	知多 市域	市 町 村			1	1		1		8		4	13	6	40
		事 業 所	1		1	3	1		1	3		4	97	29	75
		計	1		2	4	1	1	1	11		8	110	35	115
	飛鳥 村域	市 町 村	1	1	1					6		1	4	4	47
		事 業 所													
		計	1	1	1					6		1	4	4	47
	計	市 町 村	1	2	4	3	4	2		126		11	41	209	1,136
		事 業 所	3	1	4	7	3	3	1	4	1	11	133	80	175
		計	4	3	8	10	7	5	1	130	1	22	174	289	1,311
衣浦地区	半田市・ 武豊町域	市 町 村	1		1			3		9		3		6	41
		事 業 所	1							1	1		6	20	12
		計	2		1				3		10	1	3	6	26
	碧南 市域	市 町 村	1	1				3		25		2	2	16	221
		事 業 所	1	1						3		1	3	5	10
		計	2	2				3		28		3	5	21	231
	計	市 町 村	2	1	1			6		34		5	2	22	262
		事 業 所	2	1						4	1	1	9	25	22
		計	4	2	1			6		38	1	6	11	47	284
田原地区	田原 市域	市 町 村	1	1	1			1		7		3	1	6	47
		事 業 所													
		計	1	1	1			1		7		3	1	6	47
(小計)	市 町 村	4	4	6	3	4	9		167		19	44	237	1,445	
	事 業 所	5	2	4	7	3	3	1	8	2	12	142	105	197	
	計	9	6	10	10	7	12	1	175	2	31	186	342	1,642	
そ の 他	指定地方行政機関														
	愛知県(県警含む)							2		1					
	指 定 市 町 村								34						
合 計		9	6	10	10	7	12	3	209	3	31	186	342	1,642	

令和5年4月1日現在

展 張 船	オ イ ル フ ェ ン ス	油 回 収 船	消 防 艇	そ の 他 船 艇	泡消火薬剤 (l)		粉 末 消 火 薬 剤 (kg)	オイルフェンス (m)		油 処 理 剤 (l)	イ 油 ル 吸 着 材 ト ハ オ (kg)
					3%型	6%型		B型	その他		
					5,426	53,630	160			1,101	460
5			5		210,670	107,680	16,289	9,560	480	19,454	4,426
5			5		216,096	161,310	16,449	9,560	480	20,555	4,886
					31,200				240	246	138.0
4					25,120	45,800	10,581	2,560	1,810	3,948	1,138
4					56,320	45,800	10,581	2,560	2,050	4,194	1,276.0
					42,220				200	940	25
2	1		4		77,480	2,000	65,996	4,480	1,038	12,834	4,903
2	1		4		119,700	2,000	65,996	4,480	1,238	13,774	4,928
					2,795					390	193
					2,795					390	193
					81,641	53,630	160		440	2,677	816
11	1		9		313,270	155,480	92,866	16,600	3,328	36,236	10,467
11	1		9		394,911	209,110	93,026	16,600	3,768	38,913	11,283
					8,545				40		51
4					18,720			1,680	300	3,312	821
4					27,265			1,680	340	3,312	872
					20,265			500	936	1,027	1,266
1					22,386		500	1,140	360	1,651	1,165
1					42,651		500	1,640	1,296	2,678	2,431
					28,810			500	976	1,027	1,317
5					41,106		500	2,820	660	4,963	1,986
5					69,916		500	3,320	1,636	5,990	3,303
					7,760				120	2,002	271
					7,760				120	2,002	271
					118,211	53,630	160	500	1,536	5,706	2,404
16	1		9		354,376	155,480	93,366	19,420	3,988	41,199	12,453
16	1		9		472,587	209,110	93,526	19,920	5,524	46,905	14,857
2	1	19			24,600		4,000	2,100	1,100	24,856	2,899
					124,800			9,450	1,602	1,422	
					27,950		500	920	691	1,028	2,284
18	2	19	9		649,937	209,110	98,026	32,390	8,917	74,211	20,040

2 市町村の消防力(常備消防)

区 分	消防本部・署所					消防用無線局		1 普通 消防 ポン プ自 動車 (B 級以 上)	水 槽付 消防 ポン プ自 動車	はしご付消防ポンプ自動車					
	消 防 署 数	出 張 所 数	消 防 職 員			局 基 地 局 及 び 固 定	移 動 局			台	台	18m 以下	24m	30m	38m 以上
			消 防 吏 員	そ の 他 職 員	計										
所 在 市 町 村	名古屋市	16	49	2,378	55	2,433	54	1,130		106	4		12	4	
	東海市	1	2	119		119	2	49	3	3				1	
	知多市	1	2	108		108	3	51	4	2			1		
	海部南部消防組合	1	2	108		108	2	38		6			1		
	知多中部広域事務組合	1	6	264		264	57	88	5	4			2	1	
	衣浦東部広域連合	5	7	443	19	462	23	208	9	16			3	1	
	田原市	1	2	118		118	4	95	4	3			1		
(小計)	26	70	3538	74	3612	145	1659	25	140	4		20	7		
指 定 市 町 村	豊橋市	2	6	340		340	1	247	4	8			1	1	
	西尾市	1	7	205	1	206	2	174	6	6			1		
	蒲郡市	1	2	111		111	2	36	3	2			1		
	常滑市	1	1	99		99	2	33	1	1					
	知多南部消防組合	1		91		91	2	51		2			1		
	(小計)	6	16	846	1	847	9	541	14	19			4	1	
合 計	32	86	4,384	75	4,459	154	2,200	39	159	4		24	8		

令和5年4月1日現在

屈折はしご付消防自動車 (ポンプ付でない車両含 む)	大型 高所放水車	泡 原液搬送車	化学消防自動車		救 急自動車	指 揮車	消 防艇	電 源照 明車	小型動力ポンプ		ヘ リコプ ター	資 機材 搬送車	そ 他の 車両
			泡 消火 型	粉 末 型					積 載 車	非 積 載			
	2	1	4		62	36	1				2	12	59
1		1	1		5	1		1	1			1	11
1	1	1	1		4	1				6		4	7
			1		4	1				2		1	5
		1	4		9	1				14		3	17
1			4		16	1						5	32
	1	1	2		5	1				3		3	12
3	4	5	17		105	42	1	1	1	25	2	29	143
			3		11	1		1	1	8		4	18
			2		8	1				2		9	11
			1		5	1				3		1	5
1			2		4	1			2			1	7
			1		4	1			1			1	4
1			9		32	5		1	4	13		16	45
4	4	5	26		137	47	1	2	5	38	2	45	188

3 特定事業所等の防災資機材等整備状況 (1)事業所計

区 分		流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車
名古屋 臨海 地区	名古屋 市域	第1種	3	13	13	1	1	1					
		第2種		5	10				2				
		共同防災				1	1	1					
		計	3	18	23	2	1	2	1	2			
	東海 市域	第1種		2	2			1	2		1		1
		第2種		1	4				1		2		
		共同防災											1
		計		3	6			1	3		3		1
	知多 市域	第1種	1	2	2	1		1	3	1			1
		第2種		2	7							1	2
		共同防災											
		計	1	4	9	1		1	3	1		1	3
	飛島 村域	第1種											
		第2種											
		共同防災											
		計											
計	第1種	4	17	17	2		3	6	1	1		2	
	第2種		8	21				1	2	2	1	2	
	共同防災				1	1	1					1	
	計	4	25	38	3	1	4	7	3	3	1	4	
衣 浦 地 区	半田市・ 武豊町域	第1種		1									
		第2種		2								1	1
		共同防災				1							
		計		3		1							1
	碧南 市域	第1種		2	2	1	1						1
		第2種		1	2								2
		共同防災											
		計		3	4	1	1						3
	計	第1種		3	2	1	1						1
		第2種		3	2								3
		共同防災				1							
		計		6	4	2	1						4
田原 地区	第1種												
	第2種												
	共同防災												
	計												
合 計	第1種	4	20	19	3	1	3	6	1	1		3	
	第2種		11	23				1	2	2	1	5	
	共同防災				2	1	1						
	計	4	31	42	5	2	4	7	3	3	1	8	

令和5年4月1日現在

可搬式 泡放水砲		可搬式 放水銃	耐熱 服	空 気 (酸 素) 呼 吸 器	(3 % 火 薬 剤 換 算)	油 消 火 剤 (B 型)	船 油 ル フ エ ン ス 展 張	油 回 収 船	消 防 艇	そ の 他 船 艇	防 災 要 員 (1 直)	防 災 要 員 計	
L/分 3000	L/分 2000												
基	基	3	3	18	18	201.02	8,440	隻	4		4	36	264
		1	9	23	30	51.49	300				1	28	155
	1			2	3	12.00	820		1			13	32
	1	4	12	43	51	264.51	9,560		5		5	77	451
	1		22	4	33	26.60	2,160		2			31	89
	1		2	4	16	21.42	400		2			23	110
	2		24	8	49	48.02	2,560		4			54	199
	3	1	82	16	40	78.48	4,480		2	1	4	29	515
			15	13	35							22	135
	3	1	97	29	75	78.48	4,480		2	1	4	51	650
	4	4	107	38	91	306.10	15,080		8	1	8	96	868
	1	1	26	40	81	72.91	700		2		1	73	400
	1			2	3	12.00	820		1			13	32
	6	5	133	80	175	391.01	16,600		11	1	9	182	1,300
				8	1	7.56	1,080		1			5	12
			5	11	9		600		3			15	106
			1	1	2	11.16						3	29
			6	20	12	18.72	1,680		4			23	147
	1		1	4	5	21.38	1,080		1			12	60
			2	1	5	1.01	60					12	57
	1		3	5	10	22.39	1,140		1			24	117
	1		1	12	6	28.94	2,160		2			17	72
			7	12	14	1.01	660		3			27	163
			1	1	2	11.16						3	29
	1		9	25	22	41.11	2,820		5			47	264
	5	4	108	50	97	335.04	17240		10	1	8	113	940
	1	1	33	52	95	73.916	1360		5		1	100	563
	1		1	3	5	23.16	820		1			16	61
	7	5	142	105	197	432.116	19420		16	1	9	229	1564

(2)事業所別

区 分		流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	
		有(1)	有(1)	有(1)	台	台	台	台	台	台	
名古屋 古 屋 港 臨 海 地 区	九号地共同防災組織				1	1	1				
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	1		1							
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	1		1							
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	1		1							
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	1	1	1							
	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル	1		1							
	㈱辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	1	1	1							
	丸中興産(株)名古屋油槽所	1		1							
	キグナス石油(株)名古屋油槽所	1		1							
	NRS(株)名古屋ケミポート	1		1							
	東邦液化ガス(株)名港LPG基地	1		1							
	(株)サンラックス名古屋油槽所	1		1							
	東亜合成(株)名古屋工場	レ		1					1		
	中川物産(株)名古屋第二油槽所	1	1	1	1			1			
	日清オイリオグループ(株)名古屋工場	2			1						
	シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所	2		1	1						
	(株)築港九号地倉庫	2			1						
	(株)JERA 新名古屋火力発電所	2			1						
	ダイセキ(株)名古屋事業所	2			1						
	ENEOS(株)名古屋第1油槽所	2		1	1						
	三井化学(株)名古屋工場	2		1	1					1	
	大同特殊鋼(株)星崎工場	2		1	1						
	UBE(株)名古屋アンモニアセンター	2			1						
	東レ(株)名古屋事業場	2		1	1					1	
	名古屋市計		3	18	23	2	1	2	1	2	
	東海 市	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	レ		1	1			1		1
		東レ(株)東海工場	レ		1	1		1	1		
三洋化成工業(株)名古屋工場		2		1	1			1			
三洋化成ロジスティクス(株)		2			1						
愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場		2			1					1	
大同特殊鋼(株)知多工場		2			1					1	
東海市計			3	6			1	3		3	

令和5年4月1日現在

普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	可搬式放水砲		可搬式放水銃	耐熱服	器空 氣（酸素）呼吸	算泡 消火薬劑（3%換	（B型） オイルフェンス	展 張船	油 回 收 船	油 回 收 装 置	防 災 要 員 （1直）	防 災 要 員 総 数
			L/分 3000	L/分 2000										
台	台	台	基 1	基	基	着 2	個 3	k/	m	隻	隻		人 13	人 32
								8.00	660				2	8
				1	1	6	2	14.45	640	1			2	28
								7.60	540				2	9
								28.20	900	1			3	15
						6	2	21.56	540				2	16
						2	2	17.26	840				2	16
								17.50	540				2	21
								14.80	540				2	10
								23.90	540				2	25
													3	43
						2	2	16.11	540				2	28
				1	1	1	10	12.20	1,080	1			8	18
				1	1	1		19.44	1,080	1			4	27
									300				2	7
								2.10					2	30
													2	9
													2	13
							2	3.00					2	30
								8.54					2	6
						14	4	13.35					3	14
								1.25					4	13
													2	9
				1	9	9	24	23.25					7	24
			1	4	12	43	51	264.51	9,560	5			77	451
	1				1	2	6	11.80	1,080	1			16	40
			1		21	2	27	14.80	1,080	1			15	49
			1		2	1	10	19.26					5	26
													5	5
		1				2	4	2.14	400	1			3	25
						1	2	0.02		1			10	54
	1	1	2		24	8	49	48.02	2,560	4			54	199

区 分		流出油等防止堤	消火用屋外給水施設	非常通報設備	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車
名古屋港臨海地区	出光興産(株)愛知事業所	レ	1	1	1	1	1	3	1	
	中部液酸(株)	1		1	1					
	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	2			1					
	(株)JERA 知多第二火力発電所	2		1	1					
	東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地	2			1					
	サントリー知多蒸溜所(株)	2			1					
	東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	2			1					
	知多エル・エヌ・ジー(株)	2		1	1					
	(株)JERA 知多火力発電所	2			1					
	知多市計		1	4	9	1		1	3	1
名古屋港臨海地区計		4	25	38	3	1	4	7	3	3
衣浦地区	衣浦共同防災協議会					1				
	東海カーボン(株)知多工場	1		1						
	日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所	2		1						
	日本化学工業(株)愛知工場	2								
	AGC(株)愛知工場	2		1						
	JFEスチール(株)知多製造所	2								
	JERAパワー武豊合同会社	2								
	半田市・武豊町計			3		1				
	出光興産(株)碧南LPG基地	レ		1	1					
	(株)JERA 碧南火力発電所	レ		1	1	1	1			
トヨタ自動車(株)衣浦工場	2			1						
衣浦ユーティリティ(株)	2		1	1						
碧南市計			3	4	1	1				
衣浦地区計			6	4	2	1				
合計		4	31	42	5	2	4	7	3	3

普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	可搬式放水砲		可搬式放水銃	耐熱服	器空 氣（酸素）呼吸	算泡 消火薬剤（3%換	（B型） オイルフェンス	展 張船	油 回 收 船	油 回 收 装 置	防 災 要 員 （1直）	防 災 要 員 総 数
			L/分 3000	L/分 2000										
			3	1	81	15	37	78.48	4,480	2	1	2	24	482
	1				1	1	3						5	33
					2	2	2						2	8
							4						3	13
	1				1	2	10						4	15
					2	6	3						2	54
	1				1	2	2						4	15
1					8	1	11						5	22
					1		3						2	8
1	3		3	1	97	29	75	78.48	4,480	2	1	2	51	650
1	4	1	6	5	133	80	175	391.01	16600	11	1	2	182	1300
					1	1	2	11.16					3	29
						8	1	7.56	1,080	1			5	12
		1			1	1	2						4	30
						10							2	32
					3				300	1			4	16
	1												2	12
					1		7		300	2			3	16
	1	1			6	20	12	18.72	1680	4			23	147
	1				1	2	3	0.72					5	32
			1			2	2	20.66	1,080	1			7	28
	1						4	0.17	60				7	24
	1				2	1	1	0.84					5	33
	3		1		3	5	10	22.39	1,140	1			24	117
	4	1	1		9	25	22	41.11	2,820	5			47	264
1	8	2	7	5	142	105	197	432.12	19420	16	1	2	229	1564

4 化学消火薬剤等の備蓄・保有状況 (1)防災関係機関

区 分		泡消火薬剤					
		合 計		たん白系		合成界面活性剤	
		3%型	6%型	3%型	6%型	3%型	6%型
指定 地方 行政 機関 等	第四管区海上保安本部	0	0	0	0	0	0
	名古屋海上保安部	7,200		6,200		1,000	
	衣浦海上保安署	100				100	
	三河海上保安署	500		240		260	
	中部空港海上保安航空基地	180		80		100	
	四日市海上保安部	13,400		13,400			
	鳥羽海上保安部	600		400		200	
	鳥羽海上保安部浜島分室	420				420	
	尾鷲海上保安部	2,200		2,200			
	名古屋港管理組合						
	(小計)	24,600		22,520		2,080	
愛 知 県	防災安全局	124,800		11,000			
	農業水産局						
	建設局						
	尾張建設事務所						
	海部建設事務所						
	知多建設事務所						
	西三河建設事務所						
	知立建設事務所						
	東三河建設事務所						
	都市・交通局						
都市・交通局							
衣浦港務所							
三河港務所							
三河港務所蒲郡出張所							
	(小計)	124,800		11,000			
所 在 市 町 村 等	名古屋市	5,426	53,630			300	
	東海市	31,200				15,000	
	知多市	42,220					
	飛島村						
	海部南部消防組合	2,795				2,795	
	半田市						
	武豊町						
	知多中部広域事務組合	8,545					
	碧南市						
	衣浦東部広域連合	20,265				12,135	
田原市	7,760				5,280		
	(小計)	118,211	53,630			35,510	
指 定 市 町 村 等	豊橋市	10,142				3,672	
	西尾市	2,500				2,500	
	蒲郡市	11,900				11,900	
	常滑市	2,988				300	
	南知多町		420		420		
	美浜町						
	知多南部消防組合	420					
	(小計)	27,950	420		420	18,372	
合 計		295,561	54,050	33,520	420	55,962	

令和5年4月1日現在

泡消火薬剤				粉末消火薬剤		オイルフェンス		油処理剤	油吸着材
水成膜		水溶性液体用		BC	ABC	B型	その他		オイルマット
3%型	6%型	3%型	6%型	kg	kg	m	m	ℓ	kg
				2,000		640		6,120	484
						220		270	335
								918	170
								342	69
				2,000			1,000	6,600	570
						140		4,572	419
								620	103
								2,214	399
						1,100	100	3,200	350
				4,000		2,100	1,100	24,856	2,899
		113,800							
						5,020	360	432	3,060
						60	1,262	198	1,702
							10		221
							300		269
									50
						60	547	162	608
							205		340
							200	36	214
						4,370	40	792	2,705
						1,380		720	1,038
						1,200			780
						1,790	40	72	887
		113,800				9,450	1,662	1,422	7,467
5,126			53,630	160				1,101	460
		16,200					240	246	138
		42,220					200	940	25
								390	193
6,365		2,180					40		51
20		8,110				500	936	1,027	1,266
2,480							120	2,002	271
13,991		68,710	53,630	160		500	1,536	5,706	2,404
		6,470					173		585
							238	306	704
					500	600		360	440
2,688						220	80	324	362
						100	100	38	185
420							100		8
3,108		6,470			500	920	691	1,028	2,284
17,099		188,980	53,630	4,160	500	12,970	4,989	33,012	15,054

(2) 特定事業所等

区 分		泡消火薬剤							
		合 計		たん白系		合成界面活性剤			
		3%型	6%型	3%型	6%型	3%型	6%型		
名 古 屋 港 屋 臨 海 地 区	名 古 屋 港 屋 臨 海 市	九号地共同防災組織	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
			12,000		12,000				
		セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	1	8,000		8,000			
		セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	1	10,250	8,400	10,250	3,400		
		豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	1	7,600		7,600			
		ENEOS(株)名古屋第2油槽所	1	28,200		28,200			
		セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル	1	21,560		7,560			
		(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	1	9,960	14,600	7,960	10,000		
		丸中興産(株)名古屋油槽所	1	17,500		9,600			
		キグナス石油(株)名古屋油槽所	1	14,800		14,800			
		NRS(株)名古屋ケミポート	1		47,800				
		東邦液化ガス(株)名港LPG基地	1						
		(株)サンラックス名古屋油槽所	1	10,460	11,300	10,460			
		東亜合成(株)名古屋工場	レ	12,200				12,200	
		中川物産(株)名古屋第二油槽所	1	19,440		19,440			
		日清オイリオグループ(株)名古屋工場	2						
		シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所	2		4,200				
		(株)築港九号地倉庫	2						
		(株)JERA 新名古屋火力発電所	2						
		ダイセキ(株)名古屋事業所	2	3,000		3,000			
		ENEOS(株)名古屋第1油槽所	2	8,540		7,040		1,500	
		三井化学(株)名古屋工場	2	9,800	7,100	1,800	3,500		3,600
		大同特殊鋼(株)星崎工場	2	1,100	300	600		500	
		UBE(株)名古屋アンモニアセンター	2						
		東レ(株)名古屋事業場	2	16,260	13,980	16,260	13,980		
		名古屋市計		210,670	107,680	164,570	30,880	14,200	3,600
		東 海 市	東 海 市	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	レ	11,800			11,800
東レ(株)東海工場	レ				29,600				
三洋化成工業(株)名古屋工場	2			11,160	16,200				
三洋化成ロジスティクス(株)	2								
愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場	2			2,140		2,140			
大同特殊鋼(株)知多工場	2			20					
東海市計		25,120	45,800	2,140		11,800			

令和5年4月1日現在

泡消火薬剤				粉末消火薬剤		オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤 オイルマット
水成膜		水溶性液体用		BC	ABC	B型	その他		
3%型	6%型	3%型	6%型	kg	kg	m	m	ℓ	kg
						820		216	77
						660	200	1,538	1,700
			5,000		742	640		2,052	80
						540		882	150
						900	20	810	349
		14,000				540		774	298
		2,000	4,600			840		5,040	143
		7,900				540	260	3,100	600
					414	540		774	81
			47,800			540		1,080	200
					693				
			11,300			540		90	90
						1,080		100	40
					35	1,080		1,800	150
						300		360	75
			4,200					594	170
						556			
						844		154	88
8,000									
	300					6			
						196		90	10
						12,803			125
8,000	300	23,900	72,900		16,289	9,560	480	19,454	4,426
						1,080	280	1,998	438
			29,600		9,681	1,080	30	750	385
		11,160	16,200						9
					900	400		930	136
20							1,500	270	170
20		11,160	45,800		10,581	2,560	1,810	3,948	1,138

区 分			泡消火薬剤						
			合 計		たん白系		合成界面活性剤		
			3%型	6%型	3%型	6%型	3%型	6%型	
名古屋港臨海地区	知多市	出光興産(株)愛知事業所	レ	77,480	2,000	29,600		2,600	
		中部液酸(株)	1						
		東邦瓦斯(株)知多熱調センター	2						
		(株)JERA 知多第二火力発電所	2						
		東邦瓦斯(株)知多LNG共同基地	2						
		サントリー知多蒸溜所(株)	2						
		東邦瓦斯(株)知多緑浜工場	2						
		知多エル・エヌ・ジー(株)	2						
		(株)JERA 知多火力発電所	2						
		知多市計		77,480	2,000	29,600		2,600	
	名古屋港臨海地区計		313,270	155,480	196,310	30,880	28,600	3,600	
衣浦地区	半田市・武豊町	衣浦共同防災協議会		11,160					
		東海カーボン(株)知多工場	1	7,560		7,560			
		日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所	2						
		日本化学工業(株)愛知工場	2						
		AGC(株)愛知工場	2						
		JFEスチール(株)知多製造所	2						
		JERAパワー武豊合同会社	2						
			半田市・武豊町計		18,720		7,560		
	碧南市	出光興産(株)碧南LPG基地	レ	720		720			
		(株)JERA 碧南火力発電所	レ	20,660		9,500			
トヨタ自動車(株)衣浦工場		2	166				166		
衣浦ユーティリティ(株)		2	840		840				
	碧南市計		22,386		11,060		166		
	衣浦地区計		41,106		18,620		166		
合 計				354,376	155,480	214,930	30,880	28,766	3,600

泡消火薬剤				粉末消火薬剤		オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤 オイルマット
水成膜		水溶性液体用		BC	ABC	B型	その他		
3%型	6%型	3%型	6%型						
40,120		5,160	2,000	1,717	15,269	4,480	1,038	12,258	4,713
								36	34
				12,840				432	82
				9,000				18	54
				27,170				90	20
40,120		5,160	2,000	50,727	15,269	4,480	1,038	12,834	4,903
48,140	300	40,220	120,700	50,727	42,139	16,600	3,328	36,236	10,467
11,160									
						1,080		630	250
							300	504	221
									35
						300		2,178	75
									240
						300			
11,160						1,680	300	3,312	821
				500				630	350
11,160						1,080		625	350
						60		36	195
							360	360	270
11,160				500		1,140	360	1,651	1,165
22,320				500		2,820	660	4,963	1,986
70,460	300	40,220	120,700	51,227	42,139	19,420	3,988	41,199	12,453

5 防災用船艇の保有状況
防災関係機関

区分	船艇の区分	船艇名	総トン数	巡航速度	航続距離	消火設備		油回収設備	保有資機材				無線能力	乗組人員	基地名				
						口数	放水能力		オイルフェンス	油処理剤	油吸着材	化学消火薬剤(3%)							
特定地方行政機関等	中部地方整備局	大型油回収船 (しゅんせつ兼油回収船)	清龍丸	4,792	ノット 12.0	海里 4,000		kl/分	1,000m ³ /H	m	l	kg		F1B 200W,400W J3E 200W,400W,F3E 25W F3E 10W(防災) F3E 25W(港湾工用)	28	名古屋			
			白龍	198.0	10.0	500			12m ³ /H			0	265		F3E 25W(国際VHF) F3E 10W(防災) F3E 10W(港湾工用)	6	"		
			翔龍	22.0	20.0	200									F3E 5W(港湾工用)	2	"		
			しおさい	19.0	20.0	220									F3E 10W(港湾工用)	2	豊橋		
	第四管区海上保安本部	名古屋海上保安部	巡視船	みずほ	6000			2	10.0					846	210	2000	J3E 150W & 200W F3E 25W & 10W	49	名古屋
			巡視艇	あゆづき	110			2	7.0					0	0	5000	J3E 10W F3E 10W	10	"
			"	みやかぜ	26			1	2.8					0	0	0	F3E 10W	5	"
			"	しゃちかぜ	19			1	1.3					0	0	0	F3E 10W	5	"
			"	ひだかぜ	26			1	2.6					0	0	0	F3E 10W	5	"
			"	はるかぜ	26			1	2.6					0	0	0	F3E 10W	5	"
		衣浦海上保安署	"	きぬかぜ	26			1	0.9				0	0	100	F3E 10W	5	衣浦	
		三河海上保安署	"	ひめかぜ	24			1	2.6				0	0	380	F3E 10W	5	三河	
		中部空港海上保安航空基地	"	いせゆき	105			1	1.2				342	56	180	F3E 10W	10	中部基地	
		四日市海上保安部	"	あおたき	125			4	16.8				36	15	13,400	J3E 10W F3E 10W	10	四日市	
			"	さるびあ	26			1	2.6				0	10	0	F3E 10W	5	"	
			"	いせぎく	26			1	2.6				0	5	0	F3E 10W	5	"	
		鳥羽海上保安部	巡視船	いすず	335			1	2.6				144	0	200	J3E 150W & 250W F3E 10W	23	鳥羽	
			巡視艇	しのめ	110			2	2.6				0	10	400	J3E 10W F3E 10W	9	"	
			"	とばぎり	64			1	1.2				18	2	0	J3E 10W F3E 10W	9	"	
"	しまなみ		64			1	1.2				0	3	0	J3E 10W F3E 10W	9	"			
鳥羽海上保安部 浜島分室	巡視艇	いせかぜ	26			1	2.6				0	0	200	F3E 10W	5	浜島			
尾鷲海上保安部	巡視船	すずか	1,300			1	1.2				144	0	2000	J3E 250W & 400W F3E 10W	37	尾鷲			
	巡視艇	みえかぜ	26			1	2.6				36	3	200	F3E 10W	5	"			
指定地方行政機関等	名古屋港管理組合	港務艇	ぼーとおぶなごや2	158	22.6	280	1	3							F3E 25W	5	名古屋		
		連絡船	あしづき	9.1	15	183											2	"	
		測量船 兼作業船	さちかぜ	2.7	20	50											2	"	
愛知県警察本部	建設部(衣浦港務所)	清掃船	せいかい	12	8.4												10	衣浦	
	港警察署	警察用船舶	にっこう	10												APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	2	名古屋	
		"	あいち	41												APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	4	"	
		"	ちたちどり	2.4												APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	2	"	
		"	あおい	4.6												APR 10W	2	"	
	半田警察署	"	ちた	10											APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	2	衣浦		
	常滑警察署	"	とこなめ	19											APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	2	常滑		
	豊橋警察署	"	いらこ	10											APR 10W、 F3E 25W(国際VHF)	2	三河		
市町村	名古屋市消防局	消防用船舶	金竜	19	23.4	135	12	15			500		2,000	F3E 25W	18	特別消防 隊 第5方面隊			

防災用船艇の保有状況 特定事業所

区分	船艇の区分	船艇名	総トン数	巡航速度	航続距離	消火設備		油回収設備	保有資機材				無線能力	乗組人員	基地名	
						口数	放水能力		オイルフェンス	油処理剤	油吸着材	化学消火薬剤(3%)				
							kl/分	m ³ /H	m	l	kg	l				
名古屋港臨海地区	名古屋市	セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル	オイルフェンス 展張船	たから	トン0.9	ノット	海里								6	B-6号棧橋
		豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	オイルフェンス 展張補助船	第一とよえね丸	0.2	12.0	40		1,000m ³ /H		126	25		F1B 200W,400W J3F	4	BB棧橋
		ENEOS(株)名古屋第2油槽所	作業船	エツソ丸	1.64	11	90								6	潮見埠頭 BC棧橋
		㈱辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	オイルフェンス 展張補助船	辰栄丸	2.5	25	90								5	BI棧橋
		丸中興産(株)丸9号地油槽所	"	マルナカ	2.7	8									6	BW棧橋
		キグナス石油(株)名古屋油槽所	作業船	キグナス丸	0.7										8	BU棧橋
		ENEOS(株)名古屋第1油槽所	オイルフェンス 展張補助船	名古屋丸	1.2	8									6	B-4棧橋 (1号棧橋)
		中川物産(株)名古屋第二油槽所	"	そらみ号	1.0										10	S-5棧橋
	(一社)丸9号地共同防災組織東亜合成(株)名古屋工場東レ(株)東海工場(上野マライタイム・ジャパン(株))	オイルフェンス 展張船	しらゆり	14.0	10.0					B型820	216	77	151.39MHz 10W	3	BX	
	東海市	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	"	快晴丸	5.6						18				14	製品岸壁
大同特殊鋼(株)知多工場		"	第3大同丸	1.6	30									6	全天候 パース内	
知多市	出光興産(株)愛知事業所	防災兼油回収船	てんおう 他(上野マライタイムジャパン(株))	289	15		1500(m ³ /h)		B型60	2700	323	泡原液 22,500 粉末 5,100kg	国際VHF		四日市	
		オイルフェンス 展張船	ひなが	1.82	5	90					10			5	"	
		作業船	知多1号	10	9.5	245					20		40Mz2 5W	6	出光内湾	
		"	知多2号	9.1	10	270				234	20		"	8	横須賀港	
		"	知多3号	17	11	466				1,008	20		"	9	出光内湾	
		"	知多5号	19	10	466				270	30		"	11	横須賀港	
		防災船	きたはま	72	12	500	3	6×1 0.5×2	スキマー				6,000	30W	14	構内
	オイルフェンス 展張船	いせしお(備船)	204	14.5	2,100	6	3×2			120		泡6,000 粉末 2,000kg	国際VHF	4	金城タグ基地	
㈱JERA 知多火力発電所(㈱ナゴヤシップサービス)	"	にしな	41	12.37	814	1	1.5			30	2,000	簡易無線電話 400MHZ 携帯電話	3	名古屋市		
衣浦地区	半田市・武豊町	東海カーボン(株)知多工場	オイルフェンス 展張船	シースト2号	船長(7.50m)	10								6	棧橋	
		日本ルーブリゾール(株)衣浦事業所	オイルフェンス 展張船	日本ルーブリゾール	1.50	11									7	社内棧橋
		AGC(株)愛知工場	"	由良丸	0.6										6	パース
	JFEスチール(株)知多製造所	"	あさひ	3.0	15									6	7号地	
碧南市	碧南・武豊火力発電所海上共同防災連絡会	"	あおい	2.9	12	192								8		

39 連絡先一覧

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
(国の機関)				
中部管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	名古屋市中区三の丸二丁目1-1	052-951-6000	460-0001
中部近畿産業保安 監督部	保 安 課	名古屋市中区三の丸二丁目5-2	052-951-0291	460-8510
第四管区 海上保安本部	警備救難部環境防災 課第二災害対策係	名古屋市港区入船二丁目3-12	052-661-1611	455-8528
名古屋海上保安部	警 備 救 難 課 海 上 防 災 係	名古屋市港区入船二丁目3-12	052-661-1615	455-0032
衣浦海上保安署		半田市11号地2	0569-22-4999	475-0831
三河海上保安署		豊橋市神野ふ頭町3番11 (豊橋港湾合同庁舎敷地内)	0532-34-0118	441-8075
中部空港海上保安 航空基地		常滑市セントレア1-2	0569-38-8118	479-0881
愛知労働局	労 働 基 準 部 課	名古屋市中区三の丸二丁目5-1	052-972-0255	460-8507
名古屋南労働 基準監督署		名古屋市港区港明一丁目10-4	052-651-9208	455-8525
豊橋労働 基準監督署		豊橋市大国町111	0532-54-1193	440-8506
半田労働 基準監督署		半田市宮路町200-4	0569-21-1030	475-8560
刈谷労働 基準監督署		刈谷市若松町一丁目46-1	0566-21-4885	448-0858
津島労働 基準監督署		津島市寺前町3-87-4	0567-26-4155	496-0042
中部地方整備局	防 災 室	名古屋市中区三の丸二丁目5-1	052-953-8357	460-8514
名古屋 国道事務所	管 理 第 一 課	名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	052-853-7324	467-0833
名古屋 港湾事務所	海洋環境・防災課	名古屋市港区築地町2	052-651-6791	455-0045
陸上自衛隊 第10師団	司 令 部 第3部防衛班	名古屋市守山区守山三丁目12-1	052-791-2191 (内) 4237	463-0067
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目無番地	046-822-3500 (課業時間内) (内) 2398、2543 (課業時間外) (内) 2222、2223	238-0046
航空自衛隊 小牧基地	防 衛 部 運 用 班	小牧市春日寺1丁目1番地	0568-76-2191	485-0025
中部運輸局	総務部安全防災 ・危機管理課	名古屋市中区三の丸二丁目2-1	052-952-8049	460-8528

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
大阪航空局 中部空港事務所	広域空港管理官	常滑市セントレア一丁目1番地	0569-38-2158	479-8787
大阪航空局 関西空港事務所	航空管制運航情報 官	大阪府泉南郡田尻町泉州 空港中1番	050-3198-2868	549-0011
名古屋地方気象台	防 災 グ ル ー プ	名古屋市千種区日和町2-18	052-751-5124	464-0039
中部経済産業局	総務企画部総務課	名古屋市中区三の丸二丁目5-2	052-951-2683	460-8510
東海北陸厚生局	総 務 課	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-8831	461-0011
中部森林管理局 名古屋事務所	連絡調整官(総務担 当)	名古屋市熱田区熱田西町 1番20号	052-683-9206	464-0083
東海総合通信局	総務部総務課	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9210	461-8795
消 防 庁	特 殊 災 害 室	東京都千代田区 霞ヶ関二丁目1-2	03-5253-7528	100-8927
(県 の 機 関)				
愛 知 県	防 災 安 全 局 消 防 保 安 課 予 防 グ ル ー プ (防災本部事務局)	名古屋市中区三の丸三丁目1-2	(時間内) 052-954-6144 (時間外) 052-954-6844	460-8501
	災 害 対 策 課		052-954-6193	
	消 防 保 安 課 産 業 保 安 室 高 圧 ガ ス グ ル ー プ		052-954-6198	
	環 境 局 環 境 政 策 部 水 大 気 環 境 課		052-954-6215	
	保 健 医 療 局 健 康 医 務 部 医 療 計 画 課		052-954-6266	
	保 健 医 療 局 生 活 衛 生 部 医 薬 安 全 課		052-954-6305	
東 三 河 総 局	県 民 環 境 部 防 災 安 全 課		豊橋市八町通5-4	
海 部 県 民 事 務 所	県 民 防 災 安 全 課	津島市西柳原町1-14	0567-24-2125	496-8531
知 多 県 民 事 務 所	県 民 防 災 安 全 課	半田市出口町1-36	0569-21-8111	475-8501
西 三 河 県 民 事 務 所	防 災 安 全 課	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2780	444-8551
津 島 保 健 所	環 境 ・ 食 品 安 全 課	津島市橋町4-50-2	0567-26-4137	496-0038
半 田 保 健 所	生 活 環 境 安 全 課	半田市出口町1-45-4	0569-21-3341	475-0903

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
知 多 保 健 所	環 境 ・ 食 品 安 全 課	知 多 市 八 幡 字 荒 古 後 88-2	0562-32-6211	478-0001
衣 浦 東 部 保 健 所	生 活 環 境 安 全 課	刈 谷 市 大 手 町 1-12	0566-21-4778	448-0857
豊 川 保 健 所	生 活 環 境 安 全 課	豊 川 市 諏 訪 3-237	0533-86-3188	442-0068
愛 知 県 警 察 本 部	警 備 部 警 備 第 二 課	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 二 丁 目 1-1	052-951-1611 内 線 5942 (夜 間) 内 線 5505	460-8502
南 警 察 署	警 備 課	名 古 屋 市 南 区 寺 部 通 2-20	052-822-0110	457-0072
港 警 察 署	警 備 課	名 古 屋 市 港 区 入 船 二 丁 目 4-16	052-661-0110	455-0032
蟹 江 警 察 署	警 備 課	海 部 郡 蟹 江 町 富 吉 三 丁 目 225 番 地	0567-95-0110	497-0044
半 田 警 察 署	警 備 課	半 田 市 出 口 町 1-31	0569-21-0110	475-0903
東 海 警 察 署	警 備 課	東 海 市 横 須 賀 町 天 宝 新 田 52-1	0562-33-0110	477-0036
知 多 警 察 署	警 備 課	知 多 市 緑 町 31-1	0562-36-0110	478-0047
碧 南 警 察 署	警 備 課	碧 南 市 松 本 町 26-1	0566-46-0110	447-0878
蒲 郡 警 察 署	警 備 課	蒲 郡 市 緑 町 3-12	0533-68-0110	443-0048
田 原 警 察 署	警 備 課	田 原 市 加 治 町 東 天 神 8-2	0531-23-0110	441-3427
(市 町 村)				
名 古 屋 市	消 防 局 防 災 指 令 セ ン タ ー	名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 三 丁 目 1-1	052-961-0119	460-8508
	消 防 局 予 防 部 規 制 課 危 険 物 係		052-972-3549	
	防 災 危 機 管 理 局 危 機 対 策 室 危 機 対 策 係		052-972-3522	
港 消 防 署	予 防 課	名 古 屋 市 港 区 千 鳥 一 丁 目 11-19	052-661-0119 052-651-0119 コ ン ビ ナ ー ト 防 災 電 話	455-0031
南 消 防 署	予 防 課	名 古 屋 市 南 区 桜 本 町 24	052-825-0119 052-824-0119 コ ン ビ ナ ー ト 防 災 電 話	457-0038
港 保 健 所	企 画 調 査 係	名 古 屋 市 港 区 港 栄 二 丁 目 2-1	052-651-6471	455-0015
南 保 健 所	企 画 調 査 係	名 古 屋 市 南 区 東 又 兵 工 町 5-1-1	052-614-2811	457-0833

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
半 田 市	総務部防災安全課 防災・安全担当	半田市東洋町二丁目1	0569-84-0626	475-8666
碧 南 市	市民協働部 防災課防災計画係	碧南市松本町28	0566-95-9874	447-8601
蒲 郡 市	危機管理課	蒲郡市旭町17-1	0533-66-1208	443-8601
蒲郡市消防本部	予防課危険物係	蒲郡市水竹町下沖田25	0533-68-0938	443-0005
東 海 市	総 務 部 防災危機管理課	東海市中央町一丁目1	052-603-2211	476-8601
東海市消防本部	予 防 課 危険物担当	東海市高横須賀町新田1-1	0562-32-1170	477-8691
知 多 市	総 務 部 防災危機管理課	知多市緑町1	0562-36-2638	478-8601
知多市消防本部	予 防 課	知多市新知字西新生73	0562-56-0119	478-0017
田 原 市	防災局防災対策課 防 災 対 策 係	田原市田原町南番場30-1	0531-23-3548	441-3492
田原市消防本部	予 防 課 予 防 危 険 物 係	田原市田原町南番場30-1	0531-23-4074	441-3492
飛 島 村	総務部総務課 行 政 係	海部郡飛島村竹之郷三丁目1	0567-52-1231	490-1436
武 豊 町	総務部防災交通課 消 防 防 災 担 当	知多郡武豊町字長尾山2	0569-72-1111	470-2392
知多中部広域事務 組合消防本部	予 防 課 危 険 物 保 安 係	半田市東洋町一丁目6	0569-21-1491	475-0817
衣浦東部広域連合 消 防 局	予防課危険物係	刈谷市小垣江町西高根204-1	0566-63-0137	448-8677
海部南部消防組合 消 防 本 部	予防課危険物係	海部郡飛島村大宝五丁目182	0567-52-0119	490-1438
豊 橋 市	防災危機管理課 啓 発 グ ル ー プ	豊橋市今橋町1	0532-51-3126	440-8501
豊川市消防本部	予防課危険物係	豊川市諏訪町1丁目1番地	0533-89-9685	442-8601
刈 谷 市	生 活 安 全 部 危 機 管 理 課	刈谷市東陽町1-1	0566-62-1190	448-8501
西 尾 市	危 機 管 理 局 危 機 管 理 課	西尾市寄住町下田22	0563-56-2111	445-8501
西尾市消防本部	予防課危険物担当	西尾市矢曾根町赤地23-1	0563-56-2146	445-0872
常 滑 市	防災危機管理課	常滑市飛香台三丁目3-5	0569-35-5111	479-8610
常滑市消防本部	予 防 課	常滑市飛香台3丁目1-2	0569-35-8631	479-0868

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
高 浜 市	都 市 政 策 部 防 災 防 犯 グ ル ー プ	高 浜 市 青 木 町 四 丁 目 1-2	0566-52-1111	444-1398
弥 富 市	総 務 部 防 災 課 防 災 グ ル ー プ	弥 富 市 前 ケ 須 町 南 本 田 335	0567-65-1111	498-8501
阿 久 比 町	総 務 部 防 災 交 通 課 防 災 係	知 多 郡 阿 久 比 町 大 字 卯 坂 字 殿 越 50	0569-48-1111	470-2292
東 浦 町	総 務 部 防 災 危 機 管 理 課 危 機 管 理 係	知 多 郡 東 浦 町 大 字 緒 川 字 政 所 20	0562-83-3111	470-2192
南 知 多 町	総 務 部 防 災 危 機 管 理 係	知 多 郡 南 知 多 町 大 字 豊 浜 字 貝 ヶ 坪 18	0569-65-0711	470-3495
美 浜 町	総 務 部 防 災 課 防 災 安 全 係	知 多 郡 美 浜 町 大 字 河 和 字 北 田 面 106	0569-82-1111	470-2492
知多南部消防組合 消 防 本 部	予 防 課	知 多 郡 美 浜 町 大 字 河 和 字 南 橋 田 106-126	0569-64-0121	470-2404
(防災関係機関)				
名古屋港管理組合	総務部危機管理課	名古屋市港区港町1-11	052-654-7818	455-0033
日本赤十字社 愛知県支部	事業部事業推進課	名古屋市東区白壁1-50	052-971-1591	461-8561
株式会社JERA 西日本支社	総 務 部 総 務 ユ ニ ッ ト	名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋18階	052-740-6842	450-6318
中部電力株式会社	総務・広報・地域共生本 部 防災・危機管理グループ	名古屋市東区東新町1	052-973-2407	461-8680
東邦ガス株式会社	総 務 部 防 災 統 括 グ ル ー プ	名古屋市熱田区桜田町19-18	052-872-9681	456-8511
サーラエナジー株式会 社 豊橋供給センター	導 管 グ ル ー プ 施 設 チ ー ム	豊橋市神野新田町字テノ割1	0532-32-5518	441-8511
西日本電信電話 株式会社東海支店	設備部災害対策室	名古屋市中区大須4-9-60	052-291-3226	460-8319
KDDI株式会社 中部総支社	管 理 部	名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー 20階	052-747-8071	451-8610
株 式 会 社 N T T ド コ モ 東 海 支 社	ネ ッ ト ワ ー ク 部 災 害 対 策 室	名古屋市東区東桜1-1-10	052-968-7938	461-8565
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	地 域 総 務 部 関 西 ・ 東 海 総 務 課	名古屋市中村区名駅1-1-3 J R ゲ ー ト タ ワ ー 39 階	052-566-3231	450-6104
楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	BCP管理部地域行政 機関支援課東海BCP リエゾングループ	名古屋市中区栄1-12-17 富士フィルムビル9F	050-5369-7203	460-0008
郵便事業会社 東海支社	総 務 部 総 括 係	名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6621	469-8797
日本放送協会 名古屋放送局	企 画 総 務 室 (計 画 ・ 管 理)	名古屋市東区東桜1-13-3	052-952-7282	461-8725

機 関 名	担当課室等	所 在 地	電話番号	郵便番号
日 本 銀 行 名 古 屋 支 店	文 書 課 総 務 グ ル ー プ	名古屋市中区錦2-1-1	052-222-2000	460-8708
日本通運株式会社 名 古 屋 支 店	総 務 担 当	名古屋市中村区名駅南1-16-21	052-551-9851	450-0003
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 ト ラ ッ ク 協 会	総 務 部 総 務 課	名古屋市瑞穂区新開町12-6	052-871-1921	467-8555
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 東 海 鉄 道 事 業 本 部	管 理 部 総 務 課	名古屋市中村区名駅1-3-4	052-564-2396	453-8520
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	計 画 部 管 理 課	名古屋市熱田区三本松町18番1号	052-825-3102	456-0032
近 畿 日 本 鉄 道 株 式 会 社	鉄 道 事 業 本 部 名 古 屋 輸 送 統 括 部 運 輸 部 運 行 課	四日市市鶉の森1-16-11	059-354-7021	510-0074
豊橋鉄道株式会社	経 営 企 画 部	豊橋市南松山町153	0532-53-2131	440-8604
名 古 屋 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	総 務 部 総 務 課	名古屋市南区滝春町12-3	052-613-5001	457-0819
衣 浦 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	総 務 部 総 務 課	半田市11号地19-2	0569-22-9681	475-0831
名 古 屋 臨 海 高 速 鉄 道 株 式 会 社	総 務 部 総 務 課	名古屋市港区十一屋1-46	052-383-0954	455-0831
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 名 古 屋 支 社	保 全 ・ サ ー ビ ス 事 業 部 企 画 統 括 課	名古屋市中区錦2-18-19	052-222-1328	460-0003
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 医 師 会	業 務 第 一 課	名古屋市中区栄4-14-28	052-241-4138	460-0008
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	東 海 北 陸 ブ ロ ッ ク 事 務 所	名古屋市中区三の丸4-1-1	052-968-5171	460-0001
一 般 社 団 法 人 愛 知 県 L P ガ ス 協 会	事 務 局	名古屋市中区大須4-1-70	052-261-2896	460-0011
電 源 開 発 株 式 会 社 水 力 発 電 部 中 部 支 店	業 務 グ ル ー プ	春日井市十三塚町1-43	0568-81-2300	486-0815
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 中 部 支 社	事 業 部 水 管 理 ・ 防 災 課	名古屋市中区三の丸1-2-1	052-231-7548	460-0001
愛 知 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会	総 務 部 総 務 課	名古屋市西区栄生一丁目18番25号	052-551-3611	451-0052

40 令和5年度の愛知県石油コンビナート等防災計画の修正要旨

1 修正年月日

令和6年2月1日

2 修正の要旨

総論編

(1) 第1章 総則

ア 特別防災区域及び特定事業所の指定解除

- ・特別防災区域指定解除：渥美地区特別防災区域
- ・特定事業所指定解除：(株)JERA 渥美火力発電所

イ 事業譲渡、組織改編等に伴う事業所名の変更

- ・兼松油槽(株)名古屋油槽所
→セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア
- ・(株)NRS ケミカルセンター名古屋ケミポート→NRS(株)名古屋ケミポート
- ・大同特殊鋼(株)鋼材生産本部知多工場→大同特殊鋼(株)知多工場

(2) 第3章 防災体制及び組織

防災本部員の変更による修正。

(3) 第5章 通報及び情報の伝達

- ア 事故報告様式の変更による修正。
- イ 気象情報等の伝達系統の変更による修正。

(4) 第7章 地震災害に対する対策及び措置

地震情報の改定、長周期振動による観測情報の基準変更等による修正。

(5) 別紙 東海地震に関する事前対策

参考資料への移動による修正。

地域編

(1) 第1節 防災組織

- ア 市及び特定事業所等の組織変更による修正。
- イ 自衛防災組織、共同防災組織等の体制変更による修正。
- ウ 特定事業所名の変更による修正。

(2) 第2節 通報連絡体制

- ア 連絡先の変更による修正。
- イ 気象情報等の伝達系統の変更による修正。

(3) 第8節 災害別応急対策

関係機関の防災人員、防災資機材等の保有数量の変更による修正。

(4) 渥美地区特別防災区域

特別防災区域の指定解除による削除。

昭和 52 年 6 月 9 日作成	平成 14 年 8 月 20 日修正
昭和 53 年 6 月 29 日修正	平成 15 年 12 月 26 日修正
昭和 54 年 10 月 30 日修正	平成 16 年 10 月 21 日修正
昭和 55 年 11 月 25 日修正	平成 18 年 2 月 10 日修正
昭和 56 年 8 月 8 日修正	平成 18 年 12 月 8 日修正
昭和 57 年 7 月 30 日修正	平成 19 年 11 月 29 日修正
昭和 58 年 7 月 29 日修正	平成 20 年 11 月 28 日修正
昭和 60 年 7 月 26 日修正	平成 22 年 2 月 9 日修正
昭和 61 年 7 月 29 日修正	平成 22 年 12 月 6 日修正
昭和 62 年 8 月 3 日修正	平成 24 年 2 月 2 日修正
昭和 63 年 7 月 28 日修正	平成 25 年 2 月 8 日修正
平成 元年 7 月 7 日修正	平成 26 年 3 月 28 日修正
平成 2 年 7 月 25 日修正	平成 27 年 2 月 10 日修正
平成 3 年 7 月 22 日修正	平成 28 年 2 月 12 日修正
平成 4 年 7 月 30 日修正	平成 29 年 2 月 13 日修正
平成 5 年 7 月 12 日修正	平成 30 年 2 月 19 日修正
平成 6 年 8 月 30 日修正	平成 31 年 2 月 8 日修正
平成 7 年 8 月 4 日修正	令和 2 年 2 月 14 日修正
平成 8 年 8 月 13 日修正	令和 3 年 1 月 1 日修正
平成 9 年 8 月 6 日修正	令和 3 年 2 月 15 日修正
平成 10 年 7 月 27 日修正	令和 4 年 2 月 15 日修正
平成 11 年 7 月 26 日修正	令和 5 年 2 月 1 日修正
平成 12 年 7 月 25 日修正	令和 6 年 2 月 1 日修正
平成 13 年 8 月 6 日修正	

愛知県石油コンビナート等防災計画

総 論 編

編集発行
事務局

愛知県石油コンビナート等防災本部
愛知県防災安全局防災部消防保安課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
電話 代表 〈052〉 961-2111
内線 2523
直通 〈052〉 954-6144